

離島振興のための支援メニュー集

-産業活性化、観光振興、人材育成、施設整備、医療・介護、デジタルに関する主なもの-

内閣府 総合海洋政策推進事務局
国土交通省 国土政策局 離島振興課

はじめに

- 離島は、我が国にとって、領海や排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、多様な再生可能エネルギーの導入及び活用などの観点から、極めて重要な役割を果たすとともに、豊かな自然・文化を有しており、優れた観光・教育・スポーツの場でもあります。
- しかしながら、離島をとりまく環境は、著しい人口減少や高齢化が急速に進展するなど、依然として厳しい状況にあります。このような中、令和5年4月1日には改正離島振興法が施行され、今後10年間の離島振興の在り方が示されました。今後は改正法の趣旨を踏まえ、より一層、各種離島振興施策に取り組んでいく必要があります。
- また、平成29年4月1日には、いわゆる「有人国境離島法」が施行され、有人国境離島地域の保全・維持についても、なお一層取り組んでいく必要があります。
- 本支援メニュー集は、島の活性化を担う地方公共団体職員や事業者の皆様を対象に、離島で活用できる国の支援メニューを関係省庁と連携し、とりまとめたものです。
- 特にご要望の多い、「産業活性化」「観光振興」「人材育成」「施設整備」「医療介護」に加え、「デジタル」に関する国の支援メニューの主なものを掲載しています。
- 本支援メニュー集が、今後更なる離島の振興を推進していく上での参考となることを期待いたします。

内閣府 総合海洋政策推進事務局
国土交通省 国土政策局 離島振興課

目次

I 離島に対して手厚い措置のある支援メニューが知りたい … P.3

(1) 「離島振興対策実施地域」向けの支援メニュー … P.4

(2) 「特定有人国境離島地域」向けの支援メニュー … P.6

II 「事業目的別」に支援メニューを調べたい … P.7

(1) 島の産業を活性化させたい … P.8

- ① 企業誘致をしたい
- ② 起業支援をしたい
- ③ 商品開発やプランづくりをしたい
- ④ 専門家等のアドバイスを受けたい
- ⑤ 活動を行う組織・体制をつくりたい
- ⑥ 島での活動を行う資金がほしい
- ⑦ 販路拡大をしたい
- ⑧ 産業活性化のための施設整備をしたい
- ⑨ その他

(2) 島に人を呼び込みたい … P.13

- ① 観光戦略等のプランづくりをしたい
- ② 専門家等のアドバイスを受けたい
- ③ 活動を行う組織・体制をつくりたい
- ④ 農業・漁業を活かした活動をしたい
- ⑤ 自然・文化・伝統を活かした活動をしたい
- ⑥ 外国人を呼びたい
- ⑦ 島の情報発信・PRをしたい
- ⑧ 観光交流拠点などの施設整備をしたい
- ⑨ その他

(3) 島の人づくりをしたい … P.20

- ① 農業・漁業等の担い手を確保・育成したい
- ② 島の文化の後継者を育成したい
- ③ 島のガイドを育成したい
- ④ 職業訓練を行いたい
- ⑤ その他

(4) 島で施設整備を行いたい … P.23

- ① 加工所や販売所等を整備したい
- ② 空き家や廃校等を有効活用したい
- ③ その他

(5) 島の医療・介護を充実したい … P.25

- ① 医療を確保したい
- ② 介護の提供体制を確保したい（サービス）
- ③ 介護の提供体制を確保したい（介護人材）

(6) デジタル技術を活用したい … P.27

- ① デジタル技術を活用した取組をしたい
- ② デジタル技術の実装等を検討したい

III 「省庁別」に支援メニューを調べたい … P.28

内閣府、こども家庭庁、総務省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、環境省

IV 支援メニューの詳細を知りたい（個票） … P.41

I 「離島振興対策実施地域」向け、 「特定有人国境離島地域」向けの支援メニュー

「離島振興対策実施地域」向け

(本土と比べ、離島に対して手厚い措置のある支援メニュー)

こども家庭庁	子どものための教育・保育給付交付金	……………	54
こども家庭庁	子ども・子育て支援整備交付金	……………	56
こども家庭庁	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援	……………	58
総務省	携帯電話等エリア整備事業	……………	76
総務省	高度無線環境整備推進事業	……………	78
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	……………	80
総務省	ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業	……………	82
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	……………	84
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	……………	86
文部科学省	離島高校生修学支援事業	……………	88
文部科学省	公立学校施設整備費	……………	90
厚生労働省	へき地保健医療対策	……………	136
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	……………	152
厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	……………	154
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（施設分）	……………	158
厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	……………	160
厚生労働省	離島・中山間地域等に対する報酬加算	……………	162
厚生労働省	離島等サービス確保対策事業	……………	164
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（人材分）	……………	170
厚生労働省	介護テクノロジーの導入支援	……………	178
厚生労働省	甘味資源作物生産支援対策	……………	184
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	……………	192
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	……………	194
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場支援タイプ）	……………	196
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上対策）	……………	204
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	……………	210
農林水産省	中山間地域活性化資金	……………	212
農林水産省	農地耕作条件改善事業	……………	214
水産庁	離島漁業再生支援交付金	……………	230
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	……………	234
資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費	……………	244
資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	……………	246
国土交通省	離島活性化交付金	……………	250
国土交通省	離島広域活性化事業	……………	252

「離島振興対策実施地域」向け

(本土と比べ、離島に対して手厚い措置のある支援メニュー)

国土交通省	離島における割増償却制度	……………	254
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	……………	256
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	……………	258
国土交通省	水道施設整備費補助金	……………	272
国土交通省	生活基盤施設耐震化等交付金	……………	274
環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	……………	292
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	……………	296

※令和6年4月1日現在、77地域256島が離島振興法による離島振興対策実施地域となっています。

「特定有人国境離島地域」向け

(特定有人国境離島に対して手厚い措置のある支援メニュー)

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	44
こども家庭庁	子どものための教育・保育給付交付金	54
こども家庭庁	子ども・子育て支援整備交付金	56
総務省	携帯電話等エリア整備事業	76
総務省	高度無線環境整備推進事業	78
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	80
総務省	ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業	82
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	86
文部科学省	離島高校生修学支援事業	88
文部科学省	公立学校施設整備費	90
厚生労働省	地域雇用開発助成金	130
厚生労働省	へき地保健医療対策	136
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	152
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	184
農林水産省	新規就農者育成総合対策	190
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
農林水産省	中山間地域活性化資金	212
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	232
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	234
水産庁	水産多面的機能発揮対策事業	238
資源エネルギー庁	離島のガソリン流通コスト対策事業費	244
資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	246
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	離島における割増償却制度	254
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	256
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	296

※ 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）（いわゆる「有人国境離島法」）に基づき、71島が特定有人国境離島に指定されています。

Ⅱ 「事業目的別」支援メニュー一覧

島の産業を活性化させたい！

(企業誘致・企業支援・商品開発・販路拡大等の取り組み)

① 企業誘致をしたい！

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	248
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	離島における割増償却制度	254

② 起業支援をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	44
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	84
厚生労働省	地域雇用開発助成金	130
国土交通省	離島活性化交付金	250

③ 商品開発やプランづくりをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	194
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	242
国土交通省	離島活性化交付金	250

④ 専門家等のアドバイスを受けたい！

内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	50
内閣府	プロフェッショナル人材事業	52
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	184
農林水産省	新規就農者育成総合対策	190
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	194
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
国土交通省	離島活性化交付金	250

⑤ 活動を行う組織・体制をつくりたい！

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	184
農林水産省	新規就農者育成総合対策	190
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	194
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266
環境省	地域循環共生圏創造事業費	312
環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの 最大限導入のための計画づくり支援事業	314

⑥ 島での活動を行う資金がほしい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	44
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	226
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	232
環境省	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	308

⑦ 販路拡大をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
総務省	ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	84
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	132
農林水産省	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)	192
農林水産省	農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)	194
農林水産省	中山間地域活性化資金	212
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	242
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	256
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266

⑧ 産業活性化のための施設整備をしたい！

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	携帯電話等エリア整備事業	76
総務省	高度無線環境整備推進事業	78
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	84
厚生労働省	地域雇用開発助成金	130
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	184
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	186
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	188
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場支援タイプ）	196
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	198
農林水産省	農地利用効率化等支援交付金	200
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上対策）	204
農林水産省	中山間地域活性化資金	212
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	234
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	248
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	離島における割増償却制度	254
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費	260
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	296
環境省	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用推進事業	308
環境省	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）	320
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	324
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	326
環境省	自然公園等事業等	330

⑨ その他

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
文化庁	ふるさと文化財の森管理業務支援事業	114
厚生労働省	地域雇用開発助成金	130
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	184
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	194
農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 （うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場支援タイプ）	196
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	198
農林水産省	農林漁業法人等投資育成事業	202
農林水産省	産地生産基盤パワーアップ事業（うち収益性向上対策）	204
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	206
農林水産省	多面的機能支払交付金	208
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	210
農林水産省	農地耕作条件改善事業	214
農林水産省	持続可能な食品等流通対策事業	220
農林水産省	物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン 緊急強化総合対策	222
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	226
林野庁	林業・木材産業成長産業化促進対策交付金 （うち森林整備地域活動支援対策）	228
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	234
水産庁	水産多面的機能発揮対策事業	238
水産庁	韓国・中国等外国漁船操業対策事業	240
経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	242
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	296
環境省	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 （グリーンワーカー）事業	302
環境省	特定外来生物防除等対策事業	328
環境省	国立・国定公園の海域適正管理強化事業事業費	332

島に人を呼び込みたい！

(観光交流等を通じた活性化の取り組み)

① 観光戦略等のプランづくりをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
文化庁	史跡等保存活用計画等策定	99
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
国土交通省	離島活性化交付金	250
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	282
環境省	生物多様性保全推進交付金（エコツーリズム地域活性化支援事業）	304
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	326

② 専門家等のアドバイスを受けたい！

内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	50
内閣府	プロフェッショナル人材事業	52
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	124
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	126
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
国土交通省	離島活性化交付金	250
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	282
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	284

③ 活動を行う組織・体制をつくりたい！

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	124
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	126
農林水産省	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)	192
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266
環境省	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	304
環境省	地域循環共生圏創造事業費	312
環境省	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援 事業	314

④ 農業・漁業を活かした活動をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
総務省	ローカル10,000プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	84
農林水産省	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)	192
農林水産省	農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)	194
農林水産省	中山間地域活性化資金	212
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	232
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	282

⑤ 自然・文化・伝統を活かした活動をしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	……………	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	……………	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	……………	68
文化庁	重要無形文化財等公開事業	……………	109
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業	……………	112
文化庁	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	……………	115
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	……………	116
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	……………	118
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	……………	124
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	……………	126
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	……………	192
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	……………	226
国土交通省	離島活性化交付金	……………	250
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	……………	266
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	……………	282
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	……………	284
環境省	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	……………	304
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 (国立公園等多言語解説等整備事業)	……………	324

⑥ 外国人を呼びたい！

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
文化庁	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	115
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	116
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	124
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	262
観光庁	地域における受入環境整備促進事業	276
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	282
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	284
観光庁	I C T等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	286
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	324

⑦ 島の情報発信・PRをしたい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	……………	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	……………	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	……………	68
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	……………	93
文化庁	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	……………	115
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	……………	116
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 （危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）	……………	124
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	……………	192
国土交通省	離島活性化交付金	……………	250
国土交通省	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」	……………	256
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	……………	266
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	……………	282
観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	……………	284
観光庁	I C T等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	……………	286
環境省	生物多様性保全推進交付金 （エコツーリズム地域活性化支援事業）	……………	304
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	……………	324

⑧ 観光交流拠点などの施設整備をしたい！

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	携帯電話等エリア整備事業	76
総務省	高度無線環境整備推進事業	78
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	84
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	93
文化庁	登録有形文化財建造物修理事業	94
文化庁	民家保存管理施設	95
文化庁	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	106
文化庁	重要有形民俗文化財修理・防災事業	111
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業	112
文化庁	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業	115
文化庁	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業	116
文化庁	重要文化財等防災施設整備事業	128
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	188
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	234
中小企業庁	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について	248
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	離島における割増償却制度	254
国土交通省	官民連携基盤整備推進調査費	260
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	264
観光庁	地域における受入環境整備促進事業	266
観光庁	I C T等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	276
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	286
環境省	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	296
環境省	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、 特定地域脱炭素移行加速化交付金等）	320
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園等多言語解説等整備事業）	324
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	326
環境省	自然公園等事業等	330

⑨ その他

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
文化庁	近代和風建築等総合調査	92
文化庁	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業	93
文化庁	重要文化財建造物等買上	96
文化庁	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	97
文化庁	天然記念物緊急調査	98
文化庁	天然記念物再生事業	100
文化庁	天然記念物食害対策	101
文化庁	埋蔵文化財緊急調査	102
文化庁	名勝地調査	103
文化庁	文化的景観保護推進事業	104
文化庁	伝統的建造物群保存対策	105
文化庁	指定文化財管理	107
文化庁	民俗文化財調査	110
文化庁	重要有形民俗文化財修理・防災事業	111
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業	112
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	118
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	206
農林水産省	多面的機能支払交付金	208
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	234
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	262
観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	282
環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	292
環境省	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業	296
環境省	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 （グリーンワーカー）事業	302
環境省	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業	306
環境省	特定外来生物防除等対策事業	328
環境省	国立・国定公園の海域適正管理強化事業事業費	332

島の人づくりをしたい

(担い手確保、後継者育成等)

① 農業・漁業等の担い手を確保・育成したい！

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	特定地域づくり事業推進交付金	48
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	132
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	184
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	186
農林水産省	新規就農者育成総合対策	190
農林水産省	農山漁村振興交付金（中山間地農業推進対策）	194
農林水産省	農地耕作条件改善事業	214
林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	226
水産庁	離島漁業再生支援交付金	230
水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	232
水産庁	経営体育成総合支援事業	236
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266
環境省	指定管理鳥獣捕獲等事業費	288

② 島の文化の後継者を育成したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
文化庁	重要無形文化財等伝承事業	108
文化庁	民俗文化財伝承・活用等事業	112
文化庁	文化財保存技術保存事業	113
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	118
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	124
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	126
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	132
農林水産省	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)	192
農林水産省	農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)	194
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266

③ 島のガイドを育成したい！

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	118
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	132
農林水産省	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)	192
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266
観光庁	地域通訳案内士制度	280
環境省	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)	304

④ 職業訓練を行いたい！

総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
厚生労働省	民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保	134
農林水産省	新規就農者育成総合対策	190
水産庁	経営体育成総合支援事業	236
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266

⑤ その他

こども家庭庁	子どものための教育・保育給付交付金	54
こども家庭庁	保育士修学資金等貸付事業	66
文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	86
文部科学省	離島高校生修学支援事業	88
文化庁	地域文化財総合活用推進事業	118
文化庁	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	122
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (危機的な状況にある言語・方言サミットの開催)	124
文化庁	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業 (消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業)	126
農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	206
農林水産省	多面的機能支払交付金	208
農林水産省	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業	210
経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	242
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258

島で施設整備を行いたい！

(加工・販売所や交流拠点の整備等の取り組み)

① 加工所や販売所等を整備したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	84
厚生労働省	地域雇用開発助成金	130
農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	184
農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	186
農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 （スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	188
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	198
農林水産省	中山間地域活性化資金	212
水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	234
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	離島における割増償却制度	254

② 空き家や廃校等を有効活用したい！

内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	42
内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	62
こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	64
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	84
文部科学省	公立学校施設整備費	90
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	152
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	192
農林水産省	中山間地域活性化資金	212
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	離島における割増償却制度	254
国土交通省	空き家対策総合支援事業	268
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 （国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	326

③ その他

こども家庭庁	子ども・子育て支援整備交付金	56
こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	62
こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	64
総務省	携帯電話等エリア整備事業	76
総務省	高度無線環境整備推進事業	78
総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	80
総務省	ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業	82
文部科学省	公立学校施設整備費	90
厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	152
農林水産省	中山間地域活性化資金	212
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	離島広域活性化事業	252
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258
国土交通省	空き家対策総合支援事業	268
国土交通省	水道施設整備費補助金	272
国土交通省	生活基盤施設耐震化等交付金	274

島の医療・介護を充実させたい

(医療・介護の体制確保の取り組み)

① 医療を確保したい！

こども家庭庁	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援	58
こども家庭庁	母子保健対策強化事業	60
厚生労働省	へき地保健医療対策	136
厚生労働省	遠隔医療整備事業	138
厚生労働省	ドクターヘリ導入促進事業	140
厚生労働省	地域医療支援センター運営経費等 (地域医療介護総合確保基金)	142
厚生労働省	看護師の特定行為に係る研修期間導入促進支援事業	144
厚生労働省	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	146
厚生労働省	看護師の特定行為に係る指定研機関等施設整備事業	148
厚生労働省	ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業	150
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258

② 介護の提供体制を確保したい！(サービス確保)

厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	154
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金(施設分)	158
厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業	160
厚生労働省	離島・中山間地域等に対する報酬加算	162
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258

③ 介護の提供体制を確保したい！（介護人材確保）

厚生労働省	離島等サービス確保対策事業	164
厚生労働省	介護職員の処遇改善	166
厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（人材分）	170
厚生労働省	地域介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業	172
厚生労働省	外国人介護人材の受入環境の整備	174
厚生労働省	介護テクノロジーの導入支援	178
厚生労働省	介護福祉士修学支援資金貸付事業	180
厚生労働省	介護分野就職支援金貸付事業	182
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258

(6) デジタル技術を活用したい (デジタル技術を活用した離島の課題解決の取り組み)

① デジタル技術を活用した取組をしたい

内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	46
内閣府	プロフェッショナル人材事業	52
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
総務省	高度無線環境整備推進事業	78
総務省	ローカル10,000プロジェクト(地域経済循環創造事業交付金)	84
文化庁	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災、公開活用事業	93
文化庁	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	106
文化庁	歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業	115
厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	132
厚生労働省	へき地保健医療対策	136
厚生労働省	遠隔医療設備整備事業	138
厚生労働省	介護テクノロジーの導入支援	178
農林水産省	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)	192
農林水産省	農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)	194
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	198
国土交通省	離島活性化交付金	250
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	262
国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	266
観光庁	ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	286
環境省	国立公園等資源整備事業費補助金 (国立公園等多言語解説等整備事業)	324
環境省	自然公園等事業等	330

② デジタル技術の実装等を検討したい

内閣府	プロフェッショナル人材事業	52
総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	68
農林水産省	農山漁村振興交付金(農山漁村発イノベーション対策)	192
農林水産省	農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)	194
農林水産省	鳥獣被害防止総合対策交付金	198
国土交通省	スマートアイランド推進実証調査	258
国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	260

Ⅲ 「省庁別」支援メニュー一覧

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照ページ
				全	離島	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等				民間事業者	その他	
①-1	内閣府	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金	近隣諸国の海洋活動が活性化している状況に鑑み、平成29年4月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。	○	○	○	○	○	5.5/10、6/10、5/10		総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進室	03-6257-1713	42	
①-2	内閣府	特定有人国境離島地域事業活動支援交付金	特定有人国境離島地域で地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して利子補給を行う。	○	○	○	○	○	定額		総合海洋政策推進事務局	有人国境離島政策推進室	03-6257-3957	44	
①-3	内閣府	デジタル田園都市国家構想交付金	デジタル田園都市国家構想の実現による地域の社会課題解決、魅力向上の取組を加速・深化する観点から、「デジタル田園都市国家構想交付金」は、各地域公共団体の意思的取組を支援。その中の「地方創生推進プログラム」や「地方創生拠点整備プログラム」においては、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備等を支援。	○	○	○	○	○	1/2		地方創生推進事務局	交付金チーム	03-6257-1416	46	
①-4	内閣府 総務省	特定地域づくり事業推進交付金	地域人口の急減に直面している地域において、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与するデジタル分野を急がせた人材の確保及びその活躍の推進を支援。その中の「地方創生推進プログラム」や「地方創生拠点整備プログラム」においては、デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備等を支援。	○	○	○	○	○	1/2		地方創生推進事務局 自治行政局	地域振興室	03-6257-1410 03-5253-5534	48	
①-5	内閣府	地域活性化伝道師派遣制度	地域の活性化に向け意欲的な取組を行う地域に対して、地域おこしの専門人材（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。	○	○	○	○	○		専門派遣者等人材の紹介を通じた支援	地方創生推進事務局		03-5510-2167	50	
①-6	内閣府	プロフェッショナル人材事業	各道府県に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点が、地域企業の経営者、事業継承・成長に資する業務効率化や競争力強化を促し、その実行に必要なプロフェッショナル人材の採用を支援するもの。	○	○	○	○	○	-	各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点はデジタル田園都市国家構想交付金等にて支援	内閣府		03-5253-2111	52	
①-7	こども家庭庁	子どもための教育・保育給付交付金	認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が難しく困難である児童とその親の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特別保育の実施に要する費用を給付する。	○	○	○	○	○	国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 ※事業主拠出金充当額 控除後の負担割合		成育局	保育政策課 公定価格担当室	03-6858-0126	54	
①-8	こども家庭庁	子ども・子育て支援施設整備交付金	対象となる施設が児童福祉施設特別措置法、児童福祉法、小笠原諸島振興特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08を乗じて得られた額を加算し、交付基準額を算出する。	○	○	○	○	○	(1) 放課後児童クラブ整備費 公設→国：1/3、都道府県、市町村：各1/3 民設→国：2/9、都道府県、市町村：各2/9 社会福祉法人等：1/3 (2) 病児保育施設整備費 公設→国：2/3、都道府県、市町村：各1/3 民設→国：1/2、都道府県、市町村：各3/10、社会福祉法人等：1/10		成育局	参事官(事業課担当)付	03-6863-0286	56	
①-9	こども家庭庁	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援	離島に住む妊婦の妊婦健診の受診及び出産に必要な医療を受けようとする妊婦が、都道府県及び市町村が地方単独事業として行っている健診及び分娩の受診に要する経費の一部を特別交付金により措置する。	○	○	○	○	○	-	特別交付金により措置	成育局	母子保健課	03-6862-0413	58	
①-10	こども家庭庁	母子保健対策強化事業	市町村が同報学校のオンライン実施や、各種健診に必要な備品の整備など、地域の実情に合わせた母子保健対策の強化に要する経費の一部を補助する。例えば、産後ケア事業が行われていない離島等において、産後の産後ケア事業を利用するために必要となる旅費等の支援に活用することが可能。	○	○	○	○	○	国1/2、市町村1/2		成育局	母子保健課	03-6862-0413	60	
①-11	こども家庭庁	就学前教育・保育施設整備交付金	市区町村が指定する整備計画に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防置施設等の整備に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。	○	○	○	○	○	(私立) 1/2相当 (新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2/3) (公立) 1/3相当	補助率は個別のメニューにより異なる	成育局	保育政策課	03-6858-0043	62	
①-12	こども家庭庁	次世代育成支援対策施設整備交付金	児童福祉等の基盤整備を推進するため、地方公共団体が整備する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に要する施設整備事業に対して、国が交付金を交付。	○	○	○	○	○	原則1/2相当 (児童厚生施設は1/3相当)	補助率は個別のメニューにより異なる	成育局	参事官(事業課担当)付	03-6863-0286	64	
①-13	こども家庭庁	保育士修学資金等給付事業	指定保育士等養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・保育人材の育成及び確保並びに定着を支援する。	○	○	○	○	○	9/10	「保育対策総合支援事業費補助金」のメニュー	成育局	成育課企画課保育士対策係	03-6861-0058	66	

注) 対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照ページ
				全	離島地域	その他	特定有人国境離島地域	地方公共団体				協議会等	民間事業者	
②-1	総務省	過疎地域持続的発展支援交付金	過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援すること。過疎地域の持続的発展を支援（下記メニューにより、ハード/ソフト両面から支援） ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ② 過疎地域持続的発展支援事業 ③ 過疎地域集落整備準備事業 ④ 過疎地域域休施設整備準備事業	○	○	○	○	○	① 10/10 ② 市町村等 10/10 都道府県 1/2 or 6/10 ③ 1/2 以内 ④ 1/3 以内	「対象地域」の「その他」は、①は過疎地域等の条件不利地域、②～④は過疎地域であることが要件。 ・事業メニューに対する経費が異なる。	地域力創造グループ	過疎対策室	03-5253-5536	68
②-2	総務省	携帯電話等エリヤ整備事業	離島の条件不利地域において、携帯電話を利用可能とするため又は3G等による高度化無線通信を可能とするため、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話等の基地局施設、伝送路施設を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。	○	○	○	○	○	1/3、1/2、3/5、2/3、3/4、4/5	「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域	総合通信基盤局	移動通信課	03-5253-5894	76
②-3	総務省	高度無線環境整備推進事業	5G・IoT等の高度無線環境の基理に向けて、離島等の条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高度・大容量無線通信の前提となる光ファイバー等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。 また、令和3年度より、離島地域において地方公共団体が光ファイバー等を維持管理する経費に關して、その一部を補助する。	○	○	○	○	○	4/5、2/3、1/2、1/3	「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・「補助対象」の「その他」は「第三セクター」	総合通信基盤局	基礎整備促進課	03-5253-5866	78
②-4	総務省	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に伝達するため、立派発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。	○	○	○	○	○	1/2、1/3	「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・民間事業者は「承継事業者」に限る	情報流通行政局	衛星放送課 地域放送推進室	03-5253-5808	80
②-5	総務省	ケーブルテレビネットワーク光化による防災通信強化事業	災害時に放送により信頼できる情報が確実に提供されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化や地帯共同施設設備更新による防災通信強化を実施する（「新たな日常」の定置に向けたケーブルテレビ光化による防災通信強化事業の後継事業）。	○	○	○	○	○	1/2、1/3	「財政力指数ほか」の条件あり ・「対象地域」の「その他」は、過疎地域等の条件不利地域 ・民間事業者は「承継事業者」に限る。	情報流通行政局	衛星放送課 地域放送推進室	03-5253-5808	82
②-6	総務省	ローカル10,000プロジェクト（地域経済循環創造事業交付金）	産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域産業型事業の立ち上げを支援。	○	○	○	○	○	原則1/2	・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は2/3、3/4 ・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業であって、全く新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モラル性の極めて高い以下の事業について、新規性・モラル性の活用等に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立ち上げあり、新規性・モラル性の極めて高い事業は3/4	地域力創造グループ	地域政策課	03-5253-5523	84
③-1	文部科学省	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立の高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。（全部地方交付税措置）	○	○	○	○	○	-		初等中等教育局	財務課	03-6734-2038	86
③-2	文部科学省	離島高校生修学支援事業	高校生が離島の高校生を対象に、教育費負担が重くついている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助。	○	○	○	○	○	地方公共団体 1/2 以内		初等中等教育局	財務課	03-6734-2027	88
③-3	文部科学省	公立学校施設整備費	公立の小中学校等の施設整備において、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担するもの。 離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を実施。	○	○	○	○	○	・小中学校等の施設整備 通常1/2→ 離島振興地域5/5、5/10 ・小中学校等の施設整備 通常1/3→ 離島振興地域5/5、5/10		大臣官房文教施設企画・防炎部	施設助成課	03-6734-2464	90
③-4-1	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 近代和風建築等総合調査	近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の所在地、形態・用途及び保存状況等關して、都道府県が行う調査事業に対する補助	○	○	○	○	○	1/2 等		文化庁	文化財第二課	075-451-4111	92
③-4-2	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、重要文化財防炎・公開活用事業	重要文化財の管理又は修理に要する経費、及び公開活用に関する経費に關する補助	○	○	○	○	○	1/2 等	「補助対象」の「その他」は、所有者など	文化庁	文化財第一課	075-451-4111	93

注）対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照 ページ				
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 国 境 離 島 地 域	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等			民 間 事 業 者	そ の 他	局・部		課・室	連絡先 (TEL)		
																		そ の 他	そ の 他
③-4-3	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 登録有形文化財建築物修理事業	登録有形文化財建築物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に関する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化資源活用課	075-451-4111	94
③-4-4	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 民家保存管理施設	重要文化財である民家が現状変遷等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に関する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化資源活用課	075-451-4111	95
③-4-5	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要文化財建築物買上	重要文化財である建築物及びその敷地の保存のため特別の事情による買上げに要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化資源活用課	075-451-4111	96
③-4-6	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による焼失、亡失を防止、保存対象の基本計画策定に際すために実施する保存状況等の調査、及び調査成果の発信に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第一課	075-451-4111	97
③-4-7	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物緊急調査	学術上価値の高い動物・植物及び地質動物の真態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に関する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第二課	075-451-4111	98
③-4-8	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 史跡等保存活用計画等策定	史跡・名勝又は天然記念物の保存活用の方針を明瞭にするため、史跡等の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くは文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれらに付随する歴史的遺産を個別的環境も含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させたための計画の策定に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第二課	075-451-4111	99
③-4-9	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物再生事業	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第二課	075-451-4111	100
③-4-10	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 天然記念物食害対策	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第二課	075-451-4111	101
③-4-11	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 埋蔵文化財緊急調査	土地に埋蔵されている文化財の真態を把握するための調査に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第二課	075-451-4111	102
③-4-12	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 名勝地調査	消滅や変遷の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第二課	075-451-4111	103
③-4-13	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 文化的景観保護推進事業	文化的景観の保存と活用を図るための事業に関する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化資源活用課	075-451-4111	104
③-4-14	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 伝統的建造物群保存対策	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づき保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しに要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化資源活用課	075-451-4111	105
③-4-15	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要伝統的建造物群保存地区保存事業	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために当該保存地区内にありける建築物及び伝統的建造物群と一体をなす景観を保存するため特に必要と認められるものの管理、修理、修景又は復旧、及び保存地区の公開活用に関する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化資源活用課	075-451-4111	106
③-4-16	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 指定文化財管理	指定文化財の維持管理の完全を期するために、地方公共団体及び民間文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化資源活用課	075-451-4111	107
③-4-17	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等伝承事業	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第一課	075-451-4111	108
③-4-18	文化庁	【国重要文化財等保存・活用事業費補助金】 重要無形文化財等公開事業	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	文化庁 文化財第一課	075-451-4111	109

注：対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 国 境 離 島 地 域	そ の 他	補助対象						
								そ の 他				地 方 公 共 団 体	協 議 会 等	
③-4-19	文化庁	【国】重要文化財等保存・活用事業費補助金 民俗文化財調査	有形の民俗文化財及びこれに関連する有形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	文化庁	文化財第一課	075-451-4111	110	
③-4-20	文化庁	【国】重要文化財等保存・活用事業費補助金 重要有形民俗文化財修理・防災事業	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	文化庁	文化財第一課	075-451-4111	111	
③-4-21	文化庁	【国】重要文化財等保存・活用事業費補助金 民俗文化財伝承・活用事業	民俗文化財の伝承・活用等事業の推進に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	文化庁	文化財第一課	075-451-4111	112	
③-4-22	文化庁	【国】重要文化財等保存・活用事業費補助金 文化財保存技術伝習事業	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	文化庁	文化財第一課	075-451-4111	113	
③-4-23	文化庁	【国】重要文化財等保存・活用事業費補助金 ふるさと文化財の活用推進事業	文化財建造物の保存に必要な補助材料の備付け給付及び研修林において、高品質の素材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	文化庁	文化財第一課	075-451-4111	114	
③-4-24	文化庁	【国】重要文化財等保存・活用事業費補助金 歴史を活かす！史跡等総合活用整備事業	史跡、名勝又は天然記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費、登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備管理等を行うために必要な経費、及び古くは文物や人々の交流の拠点となってきた古瀬・運河等とそれらに隣接している歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助	○	○	○	○	○	○	文化庁	文化財第一課	075-451-4111	115	
③-4-25	文化庁	【国】重要文化財等保存・活用事業費補助金 地域の特色ある歴史文化財活用事業	地域の特色ある歴史文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助	○	○	○	○	○	○	文化庁	文化財第二課	075-451-4111	116	
③-5	文化庁	地域文化財総合活用推進事業	我が国の「たから」である地域の多様な文化遺産の活用を図ることにより、文化財振興とともに地域活性化に資することを目的とする。	○	○	○	○	○	○	文化庁	参事官（生活文化創造担当）	075-451-4111 (内線：9576)	118	
③-6	文化庁	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業	小学校・中学校等において子供たちに一流の文化芸術団体や芸術家による演劇・高水準な文化芸術鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。	○	○	○	○	○	○	文化庁	参事官（芸術文化担当）付 学校芸術教育室	03-6734-2835	122	
③-7-1	文化庁	危機的状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある言語・方言サテライトの開催）	平成21年2月にコナエフコが主催した危機的状況にある8言語・方言（八丈方言が含まれる）や東日本大震災の被災地地方言語に関する調査結果、各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに、それぞれの言語による語りや歌謡や危機的状況にある言語・方言の活性化・調査研究を行うことにより、危機的状況にある言語・方言の伝承・継承の活動について理解を深めていただき、「地域の宝」である言語・方言の危機的状況の改善につなげようとするもの。	○	○	○	○	○	○	文化庁	国語課	03-6734-2839	124	
③-7-2	文化庁	危機的状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	平成21年2月にコナエフコが主催した危機的状況にある8言語・方言（八丈方言が含まれる）や東日本大震災の被災地地方言語に関する調査結果、各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに、それぞれの言語による語りや歌謡や危機的状況にある言語・方言の活性化・調査研究を行うことにより、危機的状況にある言語・方言の伝承・継承の活動について理解を深めていただき、「地域の宝」である言語・方言の危機的状況の改善につなげようとするもの。	○	○	○	○	○	○	文化庁	国語課	03-6734-2839	126	
③-8	文化庁	【国】重要文化財等防火施設整備補助金 重要文化財等防火施設整備事業	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備についての補助	○	○	○	○	○	○	文化庁	文化財第一課	075-451-4111	128	
④-1	厚生労働省	地域雇用開発助成金	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇用し、地域活性化に寄与する取組を支援する	○	○	○	○	○	○	職業安定局	地域雇用対策課	03-3593-2580	130	
④-2	厚生労働省	地域雇用活性化推進事業	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして雇用の創出を図る取組について、コンテスト方式により選定された事業者に対して、委託した上で実施する。	○	○	○	○	○	○	職業安定局	地域雇用対策課	03-3593-2580	132	

注：対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省行別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	担当			参照 ページ	
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 国 境 離 島 地 域	そ の 他	地 方 公 共 団 体			協 議 会 等	民 間 事 業 者	そ の 他		局・部
④-3	厚生労働省	民間研修を活用した多様な職業訓練職員の確保	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練（離職者に対する委託訓練）及び求職者支援訓練を実施。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	134
④-4	厚生労働省	ハき地保健医療対策	ハき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	136
④-5	厚生労働省	遠隔医療設備整備事業	遠隔医療（遠隔診療・遠隔画像診断及び用言・オンライン診療）の実施に必要なコンピュータ・機器・通信機器等の整備に対する補助事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	138
④-6	厚生労働省	ドクターヘリ導入促進事業	ドクターヘリの運用に必要な経費を補助する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	140
④-7	厚生労働省	地域医療支援センター運営経費等（地域医療連携総合確保基金）	効果的かつ質の高い医療提供体制の構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域医療連携の達成に資する医療機関の施設整備事業等、病床機能の分化・連携の取組を促進するための支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	142
④-8	厚生労働省	看護師の特定行為に係る研修期間導入促進支援事業	特定行為研修の指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な対応作業や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	144
④-9	厚生労働省	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業	特定行為研修の指定研修機関及び協力施設が高水準の研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗品費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	146
④-10	厚生労働省	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業	特定行為研修の指定研修機関における、研修を実施するためのカナルシステム等の整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	148
④-11	厚生労働省	ICTを活用した在宅情報取りに関する研修推進事業	在宅での養育における医師によるICTを利用した死亡診断書に関わる手続の整備を図るため、医師による遠隔での死亡診断書レポートする看護師のための研修の実施に対する経費を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	150
④-12	厚生労働省	社会福祉施設等施設整備費補助金	地方自治体が指定する整備計画が確実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基礎整備を図る。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	152
④-13	厚生労働省	基準該当サービス、離島等相当サービス	【基準該当サービス】 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要因により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスが基準該当サービスとして保険給付の対象とすることができることとしている。 【離島等相当サービス】 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が難しい困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを支給し、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	154
④-14	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（施設分）	地域医療介護システム構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域医療型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援等を行う。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	158
④-15	厚生労働省	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	160

注：対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照 ページ
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 国 境 離 島 地 域	そ の 他	地 方 公 共 団 体				協 議 会 等	民 間 事 業 者	
④-16	厚生労働省	離島・中山間地域等に対する職訓加算	訪問系・多機能系・通所系サービスについて、離島・中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合は、介護報酬における加算で評価。	○	○	○	○	特別地域加算（15/100） 中山間地域等における小規模事業所加算（10/100） 中山間地域等に居住する若手のサービス提供加算（5/100）	厚生労働大臣が指定する地域が対象	老健局	老人保健課	03-3595-2490	162	
④-17	厚生労働省	離島等サービス確保対策事業	離島等地域の要請を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点を置き、離島又は中山間地域設置管理する都道府県・市町村・特別区それぞれが、具体的な方策・事業の検討や実行の事業を実施する。	○	○	○	○	1/2 等		老健局	認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2889	164	
④-18	厚生労働省	介護職員の処遇改善	介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、その人材確保に向けて介護職員の処遇改善を行うもの。	○	○	○	○	サービスごとに加算率を設定		老健局	老人保健課	03-3595-2490	166	
④-19	厚生労働省	地域医療介護総合確保基金（人材分）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援等を行う。	○	○	※	○	2/3	・都道府県が実施する事業について国から2/3を補助	老健局	認知症施策・地域介護推進課	03-3595-2889	170	
④-20	厚生労働省	介護に関する人材の研修の実施からでんぐまでの一体的支援事業	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となつていたり介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材の守り野を広げ、中高年齢者が多様な人材の参入を促進する。	○	○	○	○	2/3	「49地域医療介護総合確保基金」（人材分）の支援メニュー	社会・援福局	福祉基礎課福祉人材確保対策室	03-5253-1111 (2849)	172	
④-21	厚生労働省	外国人介護人材の受入環境の整備	外国人介護人材の受入環境の整備を支援するため、介護福祉士国境資格の取得を目指す留学生に対する奨学金等による奨励金等の支給に係る経費の助成、介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者や介護施設等と連携して、外国人介護人材の受入環境の整備等を行う。	○	○	○	○	2/3	「49地域医療介護総合確保基金」（人材分）の支援メニュー	社会・援福局	福祉基礎課福祉人材確保対策室	03-5253-1111 (2894)	174	
④-22	厚生労働省	介護テクノロジーの導入支援	介護福祉士養成施設に通う学生に対して、修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保に貢献することを支援する。	○	○	○	○		・都道府県が実施する事業について国から2/3を補助 ※都道府県から事業所に対する補助率は、一定の要件を満たす事業所に対しては、3/4を下回らない限り、都道府県の裁量により設定。それ以外の事業所は1/2を下回らない限り、都道府県の裁量により設定。	老健局	高齢者支援課	03-3595-2888	178	
④-23	厚生労働省	介護福祉士修学資金貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して、修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保に貢献することを支援する。	○	○	○	○	9/10	「生活困窮者に対する支援事業費等補助金」のメニュー	社会・援福局	福祉基礎課福祉人材確保対策室	03-5253-1111 (2845)	180	
④-24	厚生労働省	介護分野就職支援基金貸付事業	より幅広い新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進する。	○	○	○	○	2/3	「49地域医療介護総合確保基金」（人材分）の支援メニュー	社会・援福局	福祉基礎課福祉人材確保対策室	03-5253-1111 (2845)	182	
⑤-1	農林水産省	甘味資源作物生産支援対策	国内産輸入と輸入との内外コスト差を調整し、甘味資源作物生産者等の経営安定を図るための交付金を交付するとともに、「おとろちん」産地基金による振興・防除・かん水などの自然災害に被災した農地及び甘味資源作物の生産性向上や省力化による労働力率の向上等の取組等を支援する。	○	○	○	○	1/2以内、定額	補助対象のその他： (独) 農産産業振興機構	農産局	地域作物課	03-3501-3814	184	
⑤-2	農林水産省	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	畜産経営を始める地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進めるため、地域で決定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心の経営主体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向け、国庫の貸付調査等を支援。また、畜産クラスター計画に基づき、生産基盤強化の50%の国庫の貸付調査への更新を支援。	○	○	○	○	1/2以内、定額		畜産局	企画課 畜産振興課	03-3501-1083 03-6744-2587	186	
⑤-3	農林水産省	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置）	スーパーL資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、規模拡大等に意欲的に取り組む認定農業者を念頭にから強力に支援。	○	○	○	○	民間事業者 貸付当初5年間実無利子化		経営局	金融調整課	03-6744-2167	188	

注：対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	局・部	課・室	連絡先 (TEL)	参照 ページ
			全 国	特 定 有 限 公 司 地 域	そ の 他 地 域	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等						
⑤-4	農林水産省	新規就農者育成総合対策	○	※	○	○	○	定額 1/2以内	・原則50歳未満の就農希望者及び認定新規就農者等 ・都道府県・市町村・地域協議会 ・農林漁業者の組織する団体等	経営局	就農・女性課 03-3502-6469	190	
⑤-5	農林水産省	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)	○	○	○	○	定額 1/2 等	・対象となる地域は地域振興立法等で指定された地域 ・補助対象は、地方公共団体・地域協議会	農林振興局	都市農村交流課 03-3502-5946	192		
⑤-6	農林水産省	農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)	○	○	○	○	定額	・補助対象は、地方公共団体・地域協議会	農林振興局	地域振興課 03-3501-8359	194		
⑤-7	農林水産省	強い農業づくり総合支援交付金 (5産地産地施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ)	○	※	○	○	都道府県へは定額 (事業実施主体へは事業額の1/2以内等)	・補助対象は、農業者の組織する団体、事業協同組合など ・局級被害防止特別措置法に基づき被害防止計画が策定されていることが前提とされること ・補助対象は、農業者の組織する団体、事業協同組合など	農産局 大臣官庁新事業・食品産産部	総務課生産推進室 食品流通課卸売市場室 03-3502-5945 03-6744-2059	196		
⑤-8	農林水産省	局級被害防止総合対策交付金	○	○	○	○	都道府県へは定額 (事業実施主体へは事業額の1/2以内等)	・局級被害防止特別措置法に基づき被害防止計画が策定されていることが前提とされること ・補助対象は、農業者の組織する団体、事業協同組合など	農林振興局	局級対策・農村環境課 局級対策室 03-3591-4958	198		
⑤-9	農林水産省	農地利用効率化等支援交付金	○	○	○	○	3/10以内		経営局	経営課 03-6744-2148	200		
⑤-10	農林水産省	農林漁業法人等投資育成事業	○	○	○	○	民間事業者 出資比率 50%未満	株式会社日本政策金融公庫からの出資を受け、株式会社日本政策金融公庫から出資を受け、公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。	経営局	金融調課課 03-6744-2167	202		
⑤-11	農林水産省	産地生産基盤(POP)づくり事業 (うち収益向上対策)	○	※	○	○	1/2以内等 効果増進事業は定額 (1/2相当)	・補助対象は、農業者、農業者の組織する団体など ・対象となる地域は地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす一回の雇用	農産局	総務課生産推進室 03-3502-5945	204		
⑤-12	農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	○	○	○	○	定額	・交付単価は地域、地目等により異なる ・補助対象は、農業者等の組織する団体等	農林振興局	地域振興課 03-3501-8359	206		
⑤-13	農林水産省	多面的機能支払交付金	○	○	○	○	定額	・補助対象は、農業者等の組織する団体等	農林振興局	農地資源課・多面的機能支払推進室 03-6744-2197	208		
⑤-14	農林水産省	特定事業等供給増進等成価格差補給事業	○	※	○	○	1/3		農産局	園芸作物課 03-3502-5961	210		

注：対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域			補助対象			主な補助率	備考	担当			参照 ページ	
				全 国	離 島 地 域	特 定 有 人 国 境 離 島 地 域	そ の 他	地 方 公 共 団 体	協 議 会 等			そ の 他	局・部	課・室		連絡先 (TEL)
⑤-15	農林水産省	中山間地域活性化資金	農林水産省の生産流通条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、地域の農林水産物加工の推進及び流通の合理化、農林漁業資源の総合的利用等を目的とした長期低利の資金を融資。	○	○	○	○	○	○	○	○	農林振興局	地域振興課	03-6744-2498	212	
⑤-16	農林水産省	農地耕作条件改善事業	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに対応するファイナンス・ネット物流・対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の産業化、デジタル化等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入等を総合的に支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	農林振興局	農地資源課・経営体育成課器整備推進室	03-6744-2208	214	
⑤-17	農林水産省	持続可能な食品等流通対策事業	喫緊の課題である「物流2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカル・ネット物流・対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の産業化、デジタル化等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入等を総合的に支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	大臣官庁新事業・食品産業部	食品流通課	03-3502-5741	220	
⑤-18	農林水産省	物流革新に向けた生鮮食料品等サブライチェーン緊急強化総合対策	喫緊の課題である「物流2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカル・ネット物流・対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の産業化、デジタル化等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入等を総合的に支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	大臣官庁新事業・食品産業部	食品流通課	03-3502-5741	222	
⑤-19	農林水産省	消費・安全対策交付金（うち重要病害虫の特別防除等）	我が国未発生又は一部に発生しているアノキソリウムやカコソバに類群等の重要病害虫の侵入防止・まん延防止等を支援	○	○	○	○	○	○	○	○	消費・安全局	植物防疫課	03-6744-9644	224	
⑤-20	林野庁	森林・山林多面的機能発揮対策交付金	森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を図り、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動取組が実地する森林の健全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	林野庁森林整備部	森林利用課・山村振興・緑化推進室	03-3502-0048	226	
⑤-21	林野庁	林業・木材産業循環促進対策（うち森林整備地域活動支援対策）	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要な森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対して支援	○	○	○	○	○	○	○	○	林野庁森林整備部	森林利用課	03-3501-3845	228	
⑤-22	水産庁	離島漁業再生支援交付金	漁業の生産力の向上と漁業の再生に共同で取り組む漁業の漁業審判に交付金を交付するとともに、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	水産庁漁港漁業整備部	防災漁村課	03-6744-2392	230	
⑤-23	水産庁	特定有人国境離島漁村支援交付金	特定有人国境離島地域において、漁業基盤が行方雇用を創出するための取組等を市町村が実施する場合には同利用用途の整備、漁業防犯対策、水産物の販路拡大等の取組を支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	水産庁漁港漁業整備部	防災漁村課	03-6744-2392	232	
⑤-24	水産庁	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業	漁業所得の向上を目標とする「浜の活力再生プラン」の重要施策を推進するほか、「浜の活力再生プラン」に盛り込まれた同利用用途の整備、漁業防犯対策、水産物の販路拡大等の取組を支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	水産庁漁港漁業整備部	防災漁村課	03-6744-2391	234	
⑤-25	水産庁	経営体質総合改善支援事業	漁業・漁村を支える人材の確保、育成を強化するため、漁業への就業の者に、対する資金の交付、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、ICT活用を含む漁業者の経営能力の向上、インターンシップや就業体験の受入、海技士免許の資格取得等を支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	水産庁漁政部	企画課	03-6744-2340	236	
⑤-26	水産庁	水産多面的機能発揮対策事業	環境・生態系の維持・回復や安心・定着を促進する漁業の振興が、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	水産庁漁港漁業整備部	計画課	03-3501-3082	238	
⑤-27	水産庁	韓国・中国等外国漁船操縦対策事業	外国漁船の影響を受けている漁場の操縦回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。	○	○	○	○	○	○	○	○	水産庁資源管理部	管理調整課	03-3502-8469	240	
⑥-1	経済産業省	伝統的工芸品産業支援補助金	伝統的工芸品産業の振興に関する法律等に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・販路開拓などの取組を支援する。	○	○	○	○	○	○	○	○	経済産業省製造産業局	生活製品課伝統的工芸品産業室	03-3501-3544	242	
⑥-2	資源エネルギー庁	離島の島ガソリン流通コスト対策事業費	輸送形態と本土からの距離に応じて補助率を決定し、離島におけるガソリンの追加的輸送コスト相当分を補助する。	○	○	○	○	○	○	○	○	資源エネルギー庁	燃料流通政策課	03-3501-1511 内線：4661	244	

注：対象地域の「○」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照ページ
				全	離島地域	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体				協議会等	民間事業者	
⑥-3	資源エネルギー庁	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費	地域之間関係者（自治体、事業者、需要家など）による検討の場（協議会）を設け、石油製品の流通合理化や安定供給等に向けた議論を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策を決定することを支援する。	○	○	○	○	○	民間団体等 10/10	・対象地域(の)その他は奄美群島、小笠原諸島、沖縄 ※市町村が国から「導入促進基本計画」の同意を要した地域に限る。	資源エネルギー庁	燃料流通政策室	03-3501-1511 内線：4661	246
⑥-4	中小企業庁	先端設備導入計画に係る固定資産税の特例について	先端設備導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合、自治体の判断により、固定資産税を3年間1/2に軽減。さらに償上方針（使用者全体の給与等が1.5%以上増減）に従業員に表明した場合は以下の期間1/3に軽減。 ・R6年3月までに取得した設備：5年間 ・R7年3月までに取得した設備：4年間	○	○	○	○	○	民間団体 1/3以内 等	・R6年3月までに取得した設備：5年間 ・R7年3月までに取得した設備：4年間	中小企業庁	技術・経営革新課	03-3501-1816	248
⑦-1	国土交通省	離島活性化交付金	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もて居住する集約の多い離島の増加及び人口の減少、減少防止を図る。海上輸送等の整備等輸送産業の育成による雇用拡大等の活性化を図る。	○	○	○	○	○	地方公共団体 1/2以内 民間団体 1/3以内 等		国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	250
⑦-2	国土交通省	社会資本整備総合交付金（離島広域活性化事業）	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もて居住する集約の多い離島の増加及び人口の減少、減少防止を図る。海上輸送等の整備等輸送産業の育成による雇用拡大等の活性化を図る。	○	○	○	○	○	地方公共団体 1/2以内 民間団体 1/3以内 等		国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	252
⑦-3	国土交通省	離島における計増償却制度	離島振興対策実施地域のうち、産業振興促進計画を策定している市町村において、事業（製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び修繕サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合は、普通償却に加え、5年間計増償却を行うことができる。	○	○	○	○	○	償却率 機械、装置：普通償却段階額の32%、建物・構築設備、構築物：普通償却段階額の48%。	・産業の振興に関する計画の策定、国の認定が必要	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	254
⑦-4	国土交通省	全国の島々々々を繋がる鉄路「アイランダー」	全国の離島地域から出発者が都心に集まり、島と都市部との交流（「島と島との交流」を通じて）を促進する事業である「アイランダー」展開し、離島の魅力の発信を行う場を確保するとともに、都庁長官の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務（参加者等へのアンケート、ヒアリング等）を行う。	○	○	○	○	○		・原則として、(公財)日本離島センター会員及び離島関係機関のみ参加可能	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	256
⑦-5	国土交通省	スマートアライメント推進実証調査	離島地域が抱える課題解決のため、ICTやドローンなどの新技術の離島地域への実装を図る実証調査を行う	○	○	○	○	○	(国土交通省による委託調査事業)	離島振興対策実施地域を構成員に含むコンソーシアム等による応募が条件 等	国土政策局	離島振興課	03-5253-8421	258
⑦-6	国土交通省	官民連携機器整備推進調査費	官民連携による地域活性化を図るため、民間の設備機器等と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行う。	○	○	○	○	○	1/2以内		国土政策局	広域地方政策課調整室	03-5253-8360	260
⑦-7	国土交通省	地域公共交通確保維持改善事業	地域多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実に向けた取組を支援	○	○	○	○	○	1/2、1/3 等	・地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提	総合政策局	地域交通課	03-5253-8396	262
⑦-8	国土交通省	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業	沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要と検証すべき事項について、実証的な実験を行う。	○	○	○	○	○	実験に要する経費の助成(500万円以内)	※海の次世代モビリティ (ASV, AUV, ROVなど、推進力を有し海上または海中を無人で浮遊し移動するもの) を活用して、新たな利活用で結果を公表できるものに関する。 ※実証船舶の使用に係る自治体を含む関係者へ説明済みであることを条件とする。 ※詳細は調整中のため、変更が求められる。 ※予算は5月以降に開始予定。	総合政策局	海洋政策課	03-5253-8267	266
⑦-9	国土交通省	空家対策総合支援事業	空家の空家等対策計画に基づき市町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行う70㎡以上の古い空き家の活用・改修工事等に対して支援する。	○	○	○	○	○	・除却：(間接) 国2/5、地方2/5、民間事業者等1/5 (直接) 国2/5、地方3/5 ・活用：(間接) 国1/3、地方1/3、民間事業者等1/3 (直接) 国1/2、地方1/2 ・その他(実証調査、所有者特定等)：国1/2、地方1/2	・空家等対策計画を策定(実態把握を除く) ・空家特措法に基づき「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある等の要件がある。	住宅局	住宅総合整備課主任環境整備室	03-5253-8508	268

注：対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照ページ
				全	特	そ	地方公共団体	協議会等				民間事業者	その他	
⑦-10	国土交通省	水道施設整備補助金	水道施設の整備に要する経費の一部を補助する。	○	※	○	○	○	1/4、1/3、4/10、1/2	・離島地域の簡易水道等の整備については、補助率1/2 ・離島地域において上水道事業者が行う水道施設の簡便化、簡便化、海底送水管及び高圧浄水施設の整備等に 関する事業については、補助率1/2 ・離島地域の簡易水道等の整備については、交付率1/2 ・離島地域において上水道事業者が行う水道施設の簡便化、海底送水管及び高圧浄水施設の整備等に 関する事業については、交付率1/2	水管理・国土保全局	水道事業課	03-5253-8819	272
⑦-11	国土交通省	防災・安全交付金（水道事業）	水道施設等の簡便化等に要する経費の一部を交付する。	○	※	○	○	○	1/4、1/3、4/10、1/2	・離島地域の簡易水道等の整備については、補助率1/2 ・離島地域において上水道事業者が行う水道施設の簡便化、海底送水管及び高圧浄水施設の整備等に 関する事業については、交付率1/2	水管理・国土保全局	水道事業課	03-5253-8819	274
⑦-12	観光庁	地域における受入環境整備促進事業	スウェーデン・デンマークで快適な旅行を体験できる環境及び非常時にたいへん安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備するため、全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援する。	○	(※)	○	○	○	1/2、1/3等	・訪日外国人旅行者の受入に関し一定の体制を整えている地域又は誘致等、観光振興に顕著な効果を示している地域。	観光庁	外客受入担当参事官室	03-5253-8972	276
⑦-13	観光庁	地域観光案内士制度	各地域における観光案内士の不足に対応を図る観点から、一定区域内において各形態の資格を付与する地域観光案内士制度を導入することにより、多様化する訪日外国人旅行者の旅行ニーズへの対応を図っている。	○		○	○	○	(地域観光案内士育成等計画の策定に際してのアドバイザー等の支援)		観光庁	国際観光課	03-5253-8324	280
⑦-14	観光庁	地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業	地方部での滞在促進の取組に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊、長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって取組に対し、総合的な支援を行う。	○		○	○	○	定額、1/2等	※継続事業については、2年目2/5、3年目1/3	観光庁	観光地域振興課 広域連携推進室	03-5253-8327	282
⑦-15	観光庁	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、簡便な観光ストーリーを伝える魅力的な解説文の整備を促進するため、国が英語のネイティブ等専門人材のリソース化、派遣体制の構築を行い、地域における観光資源の解説文の作成等を支援する。また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語解説文作成を支援する。	○		○	○	○		本事業の費用の対象は、解説文の作成に要する費用のみであり、解説文完成後の情報発信機材整備に要する費用については対象としない。	観光庁	観光資源課	03-5253-8925	284
⑦-16	観光庁	ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	訪日外国人旅行者の周遊・消費の拡大を図るため、受入環境整備の高度化を図る一時的な整備や観光施設等の受入環境整備を支援する。	○	(※)	○	○	○	1/2、1/3等	・訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等であること	観光庁	外客受入担当参事官室	03-5253-8972	286
⑧-1	環境省	指定管理員職権等事業費	都道府県等が指定管理員職権等事業に関する実施計画等を定めて行う指定管理員職権（二ホンシカ、イノシシ）の回復等事業を交付金により支援する。	○		○	○	○	1/2以内、定額等	・補助対象は、都道府県等（今年度の交付金は既に配分済み）	自然環境局	野生動物課鳥獣保護管理室	03-5521-8285	288
⑧-2	環境省	海岸漂着物等地域対策推進事業	地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂流、漂着、海底ごみ）の回収・処理事業等に対し、補助金を交付。対象事業は、地域計画策定・改定に係る事業、海洋ごみの回収・処理に係る事業、これら海洋ごみ等の発生抑制対策に係る事業。	○	※	○	○	○	地方公共団体 1/2（地域計画策定・改定に係る事業）、 7/10（海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業）	・補助対象は、補助率を7/10から9/10に高上げ	水・大気環境局	海洋環境課海洋ごみ対策対策室	03-5521-9025	292
⑧-3	環境省	民間企業等による再生エネルギー強化促進事業	離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因により電力供給量が占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調電力を強化していく必要がある。このため調整力の強化を図り、再生可能エネルギー設備や必要制設備を併設して管理・制御技術の普及を支援し、離島全体で再生可能エネルギーの向上を図る。	○		○	○	○	3/4、2/3	・対象地域は電気事業法上の離島	地球環境局	地球温暖化対策課 地球温暖化対策推進室	03-5521-8339	296
⑧-4	環境省	災害廃棄物処理事業	海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分	○		○	○	○	1/2	・一部事務組合、広域連合、特別区を含む	環境再生・資源循環局	廃棄物適正処理推進課	03-5581-3351	300
⑧-5	環境省	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業	地域の自然状況を熟知した地元住民や民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を推進	○		○	○	○	請負事業として実施		自然環境局	国立公園課	03-5521-8278	302
⑧-6	環境省	生物多様性保全推進交付金（エネルギー減地域活性化支援事業）	地域協議会の現状を踏まえ、エネルギー推進全体協議会の作成、エネルギー減に関するエネルギーロードマップの作成、人材育成などのエネルギー減推進活動経費の一部を助成	○		○	○	○	地域協議会 1/2	・補助対象の協議会は条件あり	自然環境局	国立公園課 国立公園利用推進室	03-5521-8271	304

注：対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に対しての特別の措置があるもの

離島振興のための支援メニュー一覧（府省庁別）

No.	府省庁名	事業名	事業概要	対象地域		補助対象			主な補助率	備考	局・部	担当		参照ページ
				全	特定有人国境離島地域	その他	地方公共団体	協議会等				民間事業者	その他	
⑧-7	環境省	地域の公共交通・脱炭素化移行促進事業	「グリーンロード・モビリティ」の導入・調査・促進事業において、住宅地、観光地、離島における公共交通の脱炭素化（公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンロード・モビリティ（時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな電動カーブス）の導入に関する支援を推進。	○	○	○	○	○	1/2		水・大気環境局	モビリティ環境対策課 素ビリティ事業室	03-5521-8301	306
⑧-8	環境省	脱炭素社会構築に向けた再生水等由来水素活用推進事業	脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び利用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。また、再生水由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等を支援することで、運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の拡大を推進する。	○	○	○	○	○	1/2、2/3		地球環境局	地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室	03-5521-8339	308
⑧-9	環境省	地域循環共生圏創設事業費	各地域での地域循環共生圏づくりを更に推進するため、地域循環共生圏づくりの中間支援ができる主体の育成及び地域循環共生圏づくりの推進を図る。	○	○	○	○	○	参加団体（＝中間支援主体及び活動団体（計）で、200万円（税込、採択1～2年目）、400万円（税込、採択3年目）を上限とし中間支援主体及び活動団体の取組に要した経費を負担		環境省大臣官房	地域政策課	03-5521-8328	312
⑧-10	環境省	地域脱炭素実現に向けた再生エネルギーの最大限導入のための計画づくりの支援事業	地域の再生エネルギー目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再生エネルギーの促進に資する再生エネルギー等の取組、公共施設等への太陽光発電設備の導入・調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再生事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再生エネルギーの最大限導入を図る。	○	○	○	○	○	3/4、2/3、1/2、1/3 (上限800万円～2,500万円)		環境省大臣官房	地域脱炭素政策課 調整担当 参事官室	03-6205-8279	314
⑧-11	環境省	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再生エネルギー推進交付金、特定地域脱炭素移行・再生エネルギー推進交付金等）	【地域脱炭素ロードマップ】（令和3年6月9日第3回「地方脱炭素実現会議決定」）、地域脱炭素推進計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（GX推進戦略）、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して積極的に脱炭素取組を推進する地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向けた地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対象国・地域を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。	○	○	○	○	○	(1) 地域脱炭素移行・再生エネルギー推進交付金 ①脱炭素先行地域への支援：原則2/3 ②重点対象国・地域に取組む地域への支援：2/3～1/3等 原則2/3 (2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金：原則2/3		環境省大臣官房	地域脱炭素推進課	03-5521-8233	320
⑧-12	環境省	国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等資源整備事業費補助金））	観光庁多言語支援事業などの成果を活用しつつ、国立公園、国立公園、国民公園、世界自然遺産、長距離自然歩道の案内板やデジタルセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について広く活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線での分かりやすい魅力的な解説文の整備準備を工が一併で促進。	○	○	○	○	○	2/3		自然環境局	国立公園課	03-5521-8271	324
⑧-13	環境省	国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園等資源整備事業費補助金）	利用地点の関係者で作成する利用地点計画に基づき、民間活力導入を前提としながら、観光施設、インフラ整備向上、文化的まちづくり促進、既存施設の観光資源化、ワーケーション事業支援などの事業関係者の役割分担のもとで一体的に実施することにより、利用地点における環境の質向上を図る。	○	○	○	○	○	2/3、1/2		自然環境局	国立公園課	03-5521-8271	326
⑧-14	環境省	特定外来生物防除対策事業	地方公共団体取組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を連ねるための戦略の策定、外来種駆除等の実施に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に依存する種の防止・低減を実現する。	○	○	○	○	○	1/2以内、定額		自然環境局	野生生物外来生物対策室	03-5521-8344	328
⑧-15	環境省	自然公園等事業費	国立公園等の海域等において、多様な環境の保全や損失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然の多様性をいかに活用し、観光資源整備等を推進する。また、地方公共団体が実施する国立公園等資源整備事業等を支援する。	○	○	○	○	○	1/2、4/5、1/0		自然環境局	自然環境整備課	03-5521-8281	330
⑧-16	環境省	国立公園等の海域適正管理強化事業費	国立公園等の海域等において、地元住民等により構成される民間事業者等を活用し、官・民一体となり、地域の美観に及びはる海域地区の環境保全活動を推進する。	○	○	○	○	○	請負事業として実施	新規追加	自然環境局	国立公園課	03-5521-8278	332

注：対象地域の「※」は、全国向けの制度であるが、離島地域に於ける特別の措置があるもの

IV 支援メニュー 個票

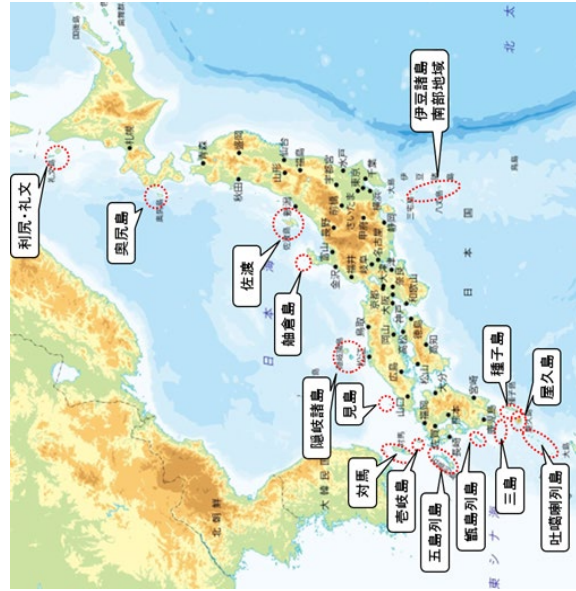
No.	①-1		R6 当初予算	50 億円
事業名	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金		府省庁名	内閣府
概要	平成 29 年 4 月に施行された有人国境離島法に基づき特定有人国境離島地域の地域社会の維持を支援するため、交付金を交付する。			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	5.5/10、6/10、5/10	
対象事業	<p>①運賃低廉化</p> <p>○離島住民向けの航路・航空路の運賃について、航路については J R 運賃並、航空路については新幹線運賃並に引き下げ</p> <p>②物資の費用負担の軽減</p> <p>○農水産物（生鮮品）全般の移出に係る輸送コストを低廉化</p> <p>○原材料等（飼料、氷、箱など）の移入に係る輸送コストを低廉化</p> <p>③雇用機会の拡充</p> <p>○民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資資金、運転資金を支援（最長 5 年間の支援）</p> <p>○特定有人国境離島地域への人材供給を図るため、同地域における就労体験や住民との交流等を内容とするツアーの組成及び募集並びに受入れ体制の整備及び情報の発信等を支援</p> <p>④滞在型観光の促進</p> <p>○「もう一泊」してもらうための着地型観光サービスが組み込まれた旅行商品等の企画・開発、宣伝、実証、販売促進に係る経費を支援することにより、旅行者の実質負担を軽減</p> <p>※ 宿泊及び体験を伴う旅行商品等の造成・販売促進のための旅行代金の割引等の支援を拡充及びワーケーション及びチャーター便や観光路線の活用を推進</p>			
支援内容	①運賃低廉化は 5.5/10 の交付率、②輸送コスト支援は 6/10 の交付率、 ③雇用機会の拡充は 5/10 又は 5.5/10 の交付率、④滞在型観光促進は 5.5/10 の交付率			
離島での実績	R 5 年度交付自治体 礼文町、八丈町、佐渡市、輪島市、隠岐の島町、萩市、五島市、薩摩川内市等			
備考				
担当部署	総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室			
連絡先	03-6257-1713			
参照 HP	https://www8.cao.go.jp/ocean/kokkyouritou/hourei/hourei.html			

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金 (内閣府総合海洋政策推進事務局)

令和6年度予算額 50.0億円 令和5年度予算額 50.0億円

事業概要・目的

○特定有人国境離島地域の地域社会の維持を推進するため、特定有人国境離島地域を有する8都道府県や関係市町村等が実施する運賃低廉化、物資の費用負担の軽減、雇用機会の拡充等に必要経費の一部を補助します。



国土交通省国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進事務局が作成

特定有人国境離島地域

15地域・71島
(8都道府県・29市町村)

人口 244,998人
(令和2年国勢調査)

※特定有人国境離島地域を有する8都道府県
北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県

事業イメージ・具体例

① 運賃低廉化

- ・離島住民向けの航路・航空路運賃の低廉化

② 物資の費用負担の軽減

- ・農水産物（生鮮品）全般の移出、原材料等（飼料等）の移入

③ 雇用機会の拡充

- ・民間事業者等による創業・事業拡大のための設備投資、運転資金を支援

→民間事業者等によるさらなる雇用機会の拡充を後押しするため、新規に雇用する従業員の住宅確保についても、令和5年度一次補正予算より支援対象に追加し、雇用確保を一層促進する

④ 滞在型観光の促進

- ・本土の人材とのマッチング等を目的としたツアーに係る経費を支援
- ・「もう一泊」してもらったための旅行商品等の造成、宣伝、販売促進等に係る経費を支援

資金の流れ



期待される効果

特定有人国境離島地域において、

- ・人口減が抑制（社会減が法施行前の水準と比較して改善）
- ・新規雇用者数が増加（令和4年度末までに2,014人の雇用を創出）
- ・観光客等交流人口が拡大（各地域の観光関連指標が改善）

No.	①-2		R6 当初予算	15 百万円
事業名	特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金		府省庁名	内閣府
概要	特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業又は事業拡大を行う事業者に対するスタートアップ融資を行う地域金融機関に対して利子補給を行う。			
支援対象	金融機関	補助率	定率	
対象事業	<p>○利子補給事業の適用となる融資は、次に掲げる要件に適合する借受者に対して実施するものとする。</p> <p>① 特定有人国境離島地域における創業の場合、当該事業が利子補給の終了後においても継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>② 特定有人国境離島地域に事業所を有する者による事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために従業員を新たに雇用し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>③ 特定有人国境離島地域以外の地域における創業の場合、計画期間内に借受者と直接取引のある特定有人国境離島地域の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、利子補給の終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれるもの。</p> <p>○対象となる融資の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。 ・新たに離島で事業所を立ち上げたときの設備資金。 ・老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。 ・廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。 ・ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。 			
支援内容				
離島での実績	R5 年度利子補給金 稚内信用金庫、七島信用組合、東日本信用漁業協同組合連合会、新潟大栄信用組合、第四北越銀行、大光銀行、山陰合同銀行、十八親和銀行、ごとう農業協同組合、福江信用組合、鹿児島相互信用金庫、鹿児島銀行、南日本銀行			
備考				
担当部署	総合海洋政策推進事務局 有人国境離島政策推進室			
連絡先	03-6257-3957			
参照 HP				

特定有人国境離島地域の地域社会の維持に係る利子補給金（内閣府総合海洋政策推進事務局）

6年度当初予算額 0.15億円 5年度予算額 0.15億円

事業概要・目的

○特定有人国境離島地域での地域社会維持のための雇用機会の拡充を図るため、特定有人国境離島地域において創業・事業拡大を行う事業者に対して、スタートアップ融資を行う地域金融機関に対して、利子補給を行う。

課題

- ・特定有人国境離島地域では創業・事業拡大資金を融資する政策金融機関の窓口がない。
- ・本土との遠隔性や人口減があり、事業環境が厳しくなっている。

対策

- ・地域の金融機関を介した特定有人国境離島地域における創業・事業拡大資金の融資を受け、事業者の利子負担を軽減

事業イメージ・具体例

○対象となる融資の例

- ・水産加工場の整備・改修・増設に対する設備資金。
- ・離島での新たな事業所の立ち上げに対する設備資金。
- ・老朽化したホテル・旅館の改修に対する設備資金。
- ・廃校等を活用した研修施設の改修に対する設備資金。
- ・ベンチャー企業の事業スタート時の運転資金。



水産加工場の整備・改修・増設



老朽化したホテル・旅館の改修

資金の流れ



※指定金融機関
特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金交付要綱に基づき、内閣総理大臣より指定を受けた金融機関。

期待される効果

- 特定有人国境離島地域の新規雇用者数が増加する。
- 特定有人国境離島地域の産業活性化につながる。

No.	①-3		R6 当初予算 R5 補正予算額	1,000 億円の内数 735 億円の内数	
事業名	デジタル田園都市国家構想交付金		府省庁名	内閣府	
概要	「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。				
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2		
対象事業	デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。				
支援内容	○ 地域再生法第5条4項1号に基づく地域再生計画に記載されている事項に対して、国から、交付金を交付。 ※1 対象事業の中に各府省庁が所管する他の予算制度等がある場合には、その制度の活用が優先されるため、本交付金の支援対象外。 ※2 本交付金の対象事業であっても、事業に係る地方公共団体職員の人件費、特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの及び施設や設備の整備、備品購入自体を主目的とするもの、貸付金又は保証金、基金積立金は支援対象外。				
	○ 補助率、上限額は下表のとおり。				
	タイプ・型		上限額（国費）	補助率	
	地方創生推進タイプ	先駆型 （最長5年間）	都道府県 3.0 億円 中枢中核都市 2.5 億円 市区町村 2.0 億円	1 / 2	
横展開型 （最長3年間）		都道府県 1.0 億円 中枢中核都市 0.85 億円 市区町村 0.7 億円			
Society5.0 型 （最長5年間）		3.0 億円			
地方創生拠点整備タイプ （当初予算：原則3年間、 補正予算：単年度）		都道府県 15 億円 中枢中核都市 10 億円 市区町村 5 億円			
離島での実績	令和5年度交付団体 新潟県佐渡市、島根県海士町、山口県萩市、長崎県西海市、佐世保市、新上五島町 等				
備考					
担当部署	内閣府 地方創生推進事務局				
連絡先	03-6257-1416				
参照 HP	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html				

デジタル田園都市国家構想交付金（内閣府地方創生推進室・地方創生推進事務局）

令和6年度予算額 **1,000.0億円**
 （令和5年度予算額 1,000.0億円）

事業概要・目的

- 「デジタル田園都市国家構想交付金」により、デジタル田園都市国家構想の実現による地方の社会課題解決・魅力向上の取組を加速化・深化する。

デジタル田園都市国家構想交付金

R6当初

地方創生推進タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。

地方創生拠点整備タイプ

観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。

デジタル実装タイプ

デジタル技術を活用し、地方の活性化や行政・公的サービスの高度化・効率化を推進するため、デジタル実装に必要な経費などを支援。

地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ

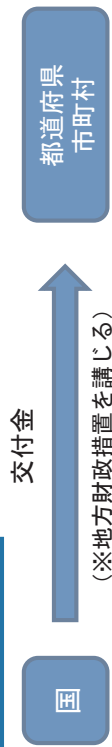
産業構造転換の加速化に資する半導体等の大規模な生産拠点整備について、関連インフラの整備への機動的かつ追加的な支援を創設。

（注1）令和5年度補正予算において、735億円を措置。

- ・ デジタル実装タイプ：360億円
- ・ 地方創生拠点整備タイプ：300億円
- ・ 地域産業構造転換インフラ整備推進タイプ：60億円
- ・ 地方創生推進タイプ：15億円

（注2）本交付金の一部は、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

○ 主な対象事業

デジタルの活用などによる観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組や拠点施設の整備などを支援。

【地方創生推進タイプ】

- ・ 地方版総合戦略に位置付けられた地方公共団体の自主的・主体的な取組を支援
 （先駆型・横展開型・Society5.0型）

	対象となる事業
先駆型	先駆性の高い最長5年間の事業
横展開型	先駆的・優良事例の横展開を図る最長3年間の事業
Society5.0型	地方創生の観点から取り組む、未来技術を活用した新たな社会システムづくりの全国的なモデルとなる最長5年間の事業

- ・ 東京圏からのUIJターンの促進及び地方の担い手不足対策（移住・起業・就業型）
 - 市町村が、UIJターンによる①地方への就業者や、②テレワークによる転職なき移住者等に対し、移住支援金（最大100万円）を支給する場合、当該経費の1/2を支援
- ・ 地域企業に対し、経営課題解決等に資するデジタル人材等のマッチングを支援。
 （プロフェッショナル人材事業型）
- ・ 省庁の所管を超える2種類以上の施設（道・汚水処理施設・港）の一体的な整備
 （地方創生整備推進型）

【地方創生拠点整備タイプ】（原則として3年間（最長5年間））



期待される効果

- 地方からデジタルの実装を進めるとともに、地方における安定した雇用創出など地方創生の推進に寄与する取組を進め、「デジタル田園都市国家構想」を推進する。

No.	①-4		R 6 予算額	544 百万円
事業名	特定地域づくり事業推進交付金		府省庁名	内閣府 総務省
概要	地域人口の急減に直面している地域において就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与するデジタル分野を含めた人材の確保及びその活躍の推進を図るため、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）に基づく特定地域づくり事業協同組合の安定的な運営を確保するための支援を行う。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2	
対象事業	特定地域づくり事業協同組合が行う特定地域づくり事業に補助金等を交付する事業			
支援内容	以下の対象経費について、1/2 までの範囲で地方公共団体が支援した額の 1/2 を支援 ・ 派遣職員人件費（対象経費の上限額：400 万円/年・人） ・ 事務局運営費（対象経費の上限額：600 万円/年）			
離島での実績	R2 島根県海士町 R3 新潟県粟島浦村、島根県海士町、知夫村、長崎県壱岐市、五島市、鹿児島県和泊町、知名町 R4 新潟県粟島浦村、島根県海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、山口県萩市、長崎県対馬市、壱岐市、五島市、宮崎県日南市、鹿児島県西之表市、南種子島町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町 R5 島根県海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、山口県萩市、長崎県平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、熊本県天草市、宮崎県日南市、鹿児島県西之表市、奄美市、南種子島町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、沖縄県宮古島市			
備考				
担当部署	内閣府地方創生推進事務局 総務省自治行政局地域振興室			
連絡先	TEL 03-6257-1410 TEL 03-5253-5534			
参照 HP				

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R6予算額 5.6億円
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
 - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

特定地域づくり事業協同組合制度

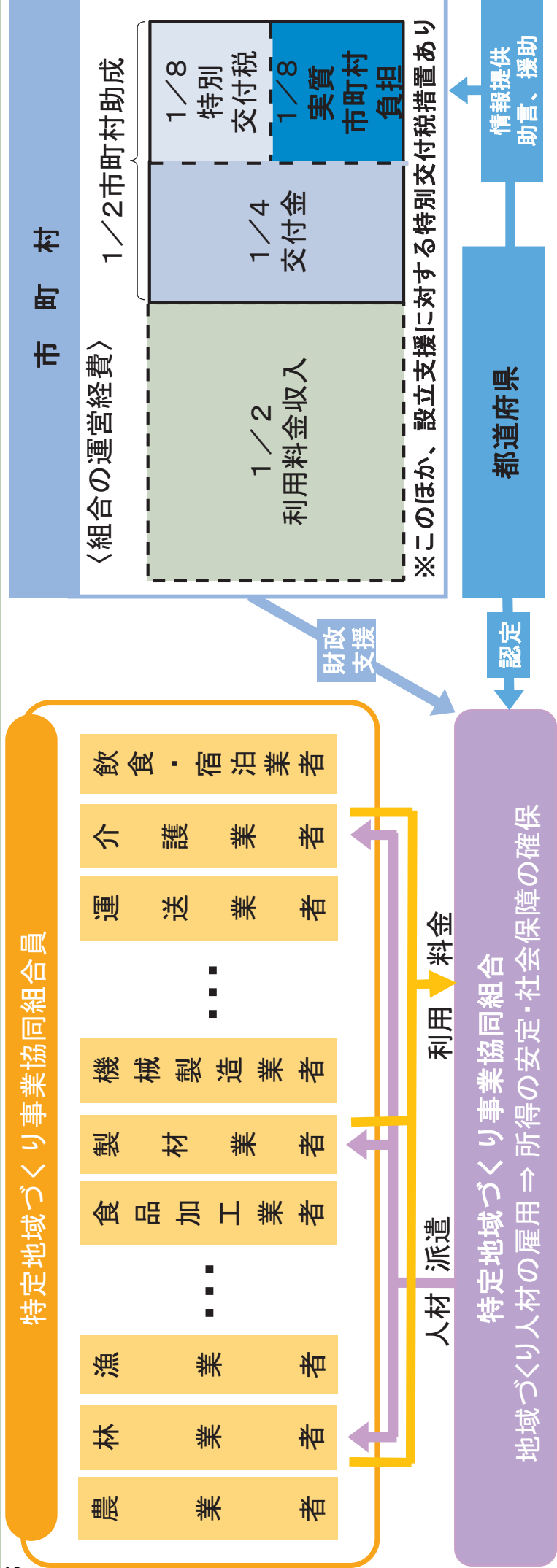
- ・地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
 - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能



No.	①-5	R6 当初予算 R5 補正予算	0.7 百万円 -
事業名	地域活性化伝道師派遣制度	府省庁名	内閣府
概要	地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家（地域活性化伝道師）を紹介し、指導・助言を行う。		
支援対象	地方公共団体	補助率	伝道師の派遣に係る旅費・謝金 （②内閣府派遣の場合のみ）
対象事業	<p>地方創生推進事務局では、まちづくりや地域産業、観光など様々な分野における地域おこしの実績を有した民間専門家を地域活性化伝道師として登録している。地域活性化伝道師は地域からの要請を受け、地域リーダーの育成支援や事業遂行に必要なスキル・ノウハウの伝授など、自身の知見を基に、地域課題解決に向けた支援を行う。</p>		
支援内容	<p>①任意の招へい…各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。</p> <p>②内閣府派遣…当該地域活性化伝道師の派遣が、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、内閣府の「総合コンサルティング支援」の一環として、予算の範囲内で実施する。</p>		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	地方創生推進事務局		
連絡先	03-5510-2167		
参照 HP	https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html		

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数 330名

※地方創生サイト (<https://www.chisou.go.jp/tiiki/dendoushi/index.html>) において公開

<分野別登録数(重複を含む)>

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療、福祉・介護、教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
121人	21人	81人	11人	55人	121人	27人	131人

○活用方法

- ① 各地方公共団体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。
- ② 地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

モデル地域における指導内容イメージ

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



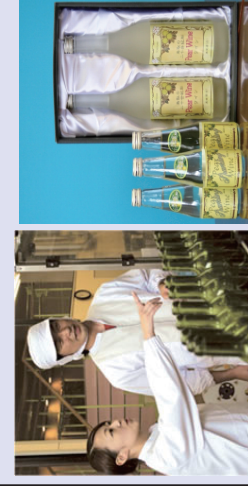
②取組の実施段階

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③取組の事業化段階

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

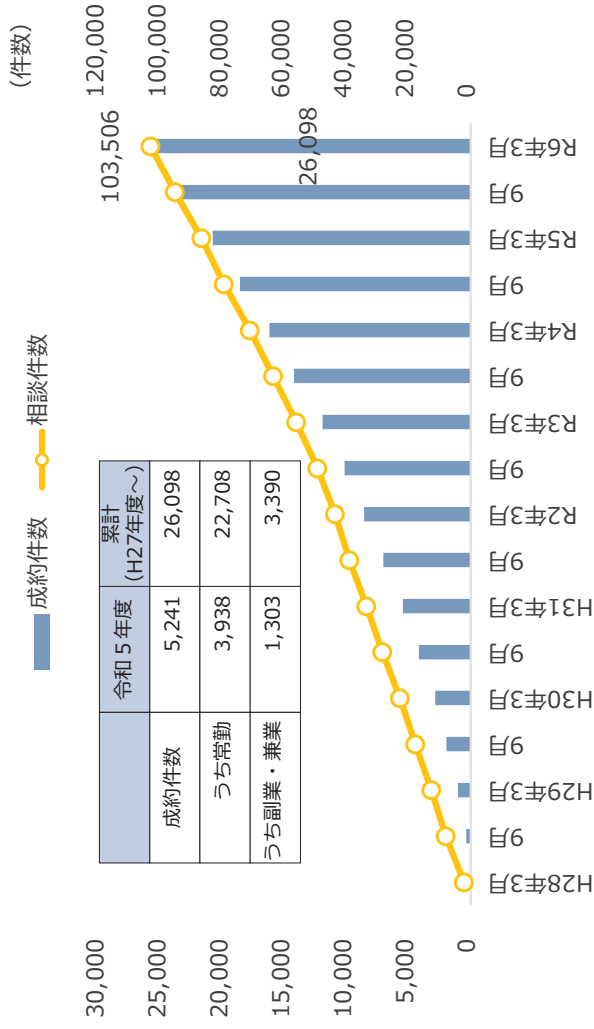
No.	①-6		R6 予算額	125百万円
事業名	プロフェッショナル人材事業		府省庁名	内閣府
概要	潜在成長力ある地域企業の経営者に対し、新商品開発や新販路開拓などの「攻めの経営」への転身を促し、その成長戦略を実現するプロフェッショナル人材の活用を支援する。			
支援対象	地域企業	補助率	—	
対象事業	<p>【プロフェッショナル人材事業】</p> <p>○地域企業が、事業の拡大や革新、デジタル実装等による成長のため、プロフェッショナル人材を円滑に活用できるよう支援する。具体的には、45道府県に設置されている「プロフェッショナル人材戦略拠点」が中心となり、地域企業の経営者に、事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロフェッショナル人材ニーズを明確に切り出し、連携する人材ビジネス事業者に人材ニーズを取り繋ぐことで、プロフェッショナル人材と地域企業とのマッチングを支援する。</p>			
支援内容	各道府県に設置されたプロフェッショナル人材戦略拠点によるプロフェッショナル人材の活用支援。			
離島での実績	—			
備考	各道府県のプロフェッショナル人材戦略拠点は、デジタル田園都市国家構想交付金等にて支援。			
担当部署	内閣府地方創生推進室			
連絡先	03-5253-2111			
参照 HP	https://www.pro-jinzai.go.jp/			

プロフェッショナル人材事業

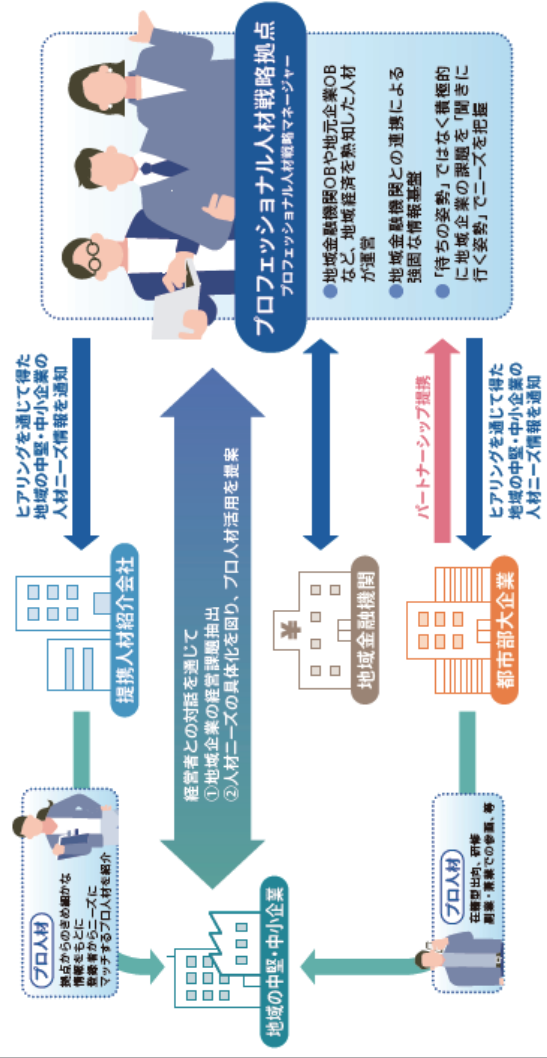
事業概要

- 45道府県が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成28年1月から本格稼働。地域企業に対し、経営戦略の策定支援やデジタル実装にも資する人材等のプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、企業を個別に訪問。経営者に事業継続・成長に資する業務効率化や競争力強化を促すとともに、その実行に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。
- デジタル田園都市国家構想総合戦略にて、デジタル人材の確保を効果的に促進する「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」内の中心的施策として位置づけられており、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。その上では、専門人材の常勤雇用だけでなく、東京圏などの都市部の大企業人材をはじめ、地域のスタートアップ企業も含めた幅広い企業に対し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。

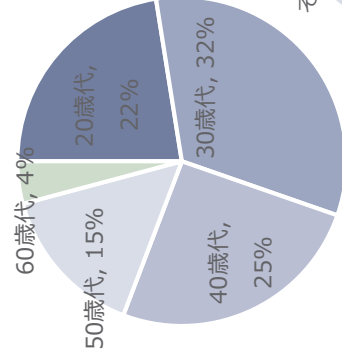
実績



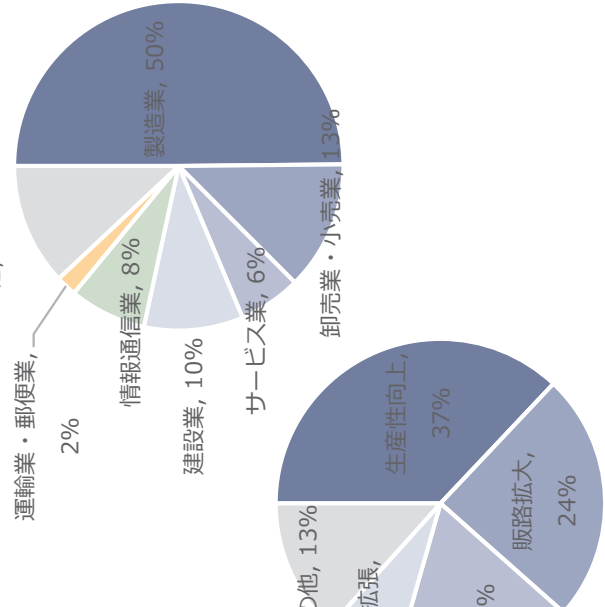
スキーム図



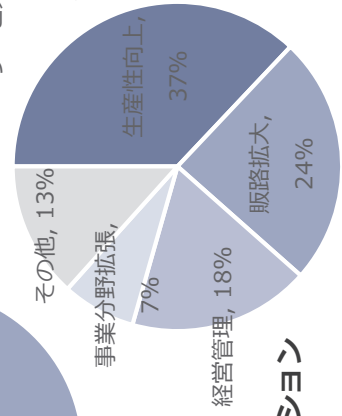
プロ人材の年代



受入企業の業種



人材のミッション



No.	①-7		R6 当初予算	16,617 億円の内数
事業名	子どものための教育・保育給付交付金		府省庁名	こども家庭庁
概要	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第68条第1項の規定に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）が支弁する施設型給付費等の支給に要する費用の一部を負担することにより、子どもが健やかに成長するように支援することを目的とする。</p>			
支援対象	市町村	補助率	国：1/2 都道府県、市町村：各1/4	
対象事業	<p>・特例保育 認可保育所の設置など特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。</p>			
支援内容	<p>特例保育の実施に要する費用につき国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4を負担する。</p>			
離島での実績	<p>対馬市、薩摩川内市、壱岐市等 11 市町村</p>			
備考	<p>補助率は事業主拠出金充当額控除後の負担割合</p>			
担当部署	<p>こども家庭庁 成育局 保育政策課 公定価格担当室</p>			
連絡先	<p>03-6771-8030</p>			
参照 HP				

特例地域型保育給付（特例保育）

令和5年度予算額（当初） 1兆5,948億円の内数

→ 令和6年度予算額（当初） 1兆6,617億円の内数

（※子どものための教育・保育給付交付金の一部として実施）

1 事業の概要

特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域（へき地）において、教育・保育を必要とする就学前子どもを対象に、へき地保育所での特例保育の実施に要する費用を給付する。（子ども・子育て支援法第30条第1項第4号）

（参考）子ども・子育て支援法（抄）

第三十条 市町村は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、当該特定地域型保育（第三号に規定する特定利用地域型保育にあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用又は第四号に規定する特例保育（第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）に係るものにあつては、保育必要量の範囲内のものに限る。）に要した費用について、特例地域型保育給付費を支給することができる。

四 特定教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であつて内閣総理大臣が定める基準に該当するものに居住地を有する教育・保育給付認定保護者に係る教育・保育給付認定子どもが、特例保育（特定教育・保育及び特定地域型保育以外の保育をい、第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るものにあつては、同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して提供される教育に係る標準的な一日当たりの時間及び期間を勘案して内閣府令で定める一日当たりの時間及び期間の範囲内において行われるものに限る。以下同じ。）を受けたとき。

2 実施主体

市町村

3 負担割合

国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

※0～2歳児相当分については、事業主拠出金の充当割合を控除した後の負担割合

4 創設年度

平成27年度（平成26年度以前は子どものための教育・保育給付交付金とは異なる形態で補助を実施）

5 か所数

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
371か所	346か所	309か所	294か所	274か所	238か所	225か所	202か所	185か所

No.	①-8	R6 当初予算 R5 補正予算	15,584 百万円 2,146 百万円
事業名	子ども・子育て支援施設整備交付金	府省庁名	こども家庭庁
概要	市町村が、放課後児童クラブ及び病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。		
支援対象	市町村	補助率	国：1/3、 都道府県、市町村：各1/3 等
対象事業	<p>(1) 放課後児童クラブ整備費 子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画及び「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。</p> <p>(2) 病児保育施設整備費 病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。</p>		
支援内容	<p>(1) 放課後児童クラブ整備費</p> <p>① 市町村が整備を行う場合、②市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して 補助を行う場合</p> <p>① 国：1/3 都道府県、市町村：各1/3 ② 国：2/9 都道府県、市町村：各2/9 社会福祉法人等：1/3</p> <p>放課後児童クラブや保育園等の待機児童が発生している、又は新子育て安心プランに参加している場合は、補助率の嵩上げを実施</p> <p>① 国：2/3 都道府県、市町村：各1/6 ② 国：1/2 都道府県、市町村：各1/8 社会福祉法人等：1/4</p> <p>(2) 病児保育施設整備費</p> <p>① 国：1/3 都道府県、市町村：各1/3 ② 国：3/10 都道府県、市町村：各3/10 社会福祉法人等：1/10</p>		
離島での実績	令和3年度：なし 令和4年度：なし 令和5年度：なし		
備考	対象となる施設が奄美群島振興開発特別措置法、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域のいずれかに所在する場合は、算出された補助基準額に、0.08 を乗じて得られた額を加算し、交付基礎額を算出する。		
担当部署	こども家庭庁 成育局 参事官（事業調整担当）		
連絡先	03-6863-0286		

子ども・子育て支援施設整備交付金

成育局 参事官 (事業調整担当)

1 事業の目的

令和6年度当初予算 156億円 + 令和5年度補正予算 21億円 (令和5年度当初予算 172億円)

- 子ども・子育て支援法に基づき、市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い、放課後児童クラブや病児保育事業を実施するための施設の整備を促進することにより、放課後児童対策や病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 放課後児童クラブ整備費

放課後児童クラブを整備するために要する経費の一部を補助する。

放課後児童クラブの受け皿整備を推進し、待機児童の解消を図るため、待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率の嵩上げを継続して実施する。

【令和5年度補正予算より前倒しして実施する拡充事項】

- ・ 学校敷地外で地域の子どもと共に交流する場を一体的に整備する場合の国庫補助基準額を引き上げ
- ・ 待機児童が発生している市町村等が行う整備について、国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部を補助 (放課後児童クラブ整備促進事業)

(2) 病児保育施設整備費

病児保育施設を整備するために要する経費の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】

市町村

【補助対象事業者】

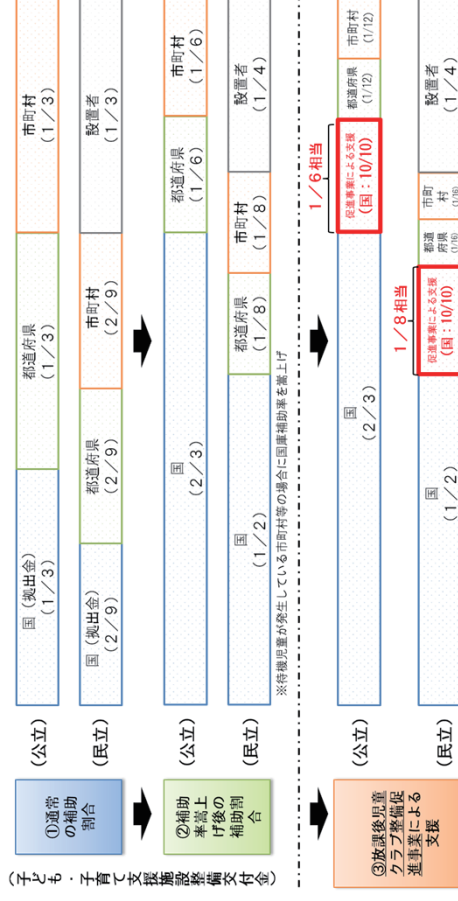
市町村、社会福祉法人、学校法人、市町村が認められた者 等

【補助率】

	国	都道府県	市町村	社団法人等
放課後児童クラブ整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	2/9	2/9	2/9	1/3
病児保育施設整備費				
市町村が整備を行う場合	1/3	1/3	1/3	—
市町村が社会福祉法人等が行う施設整備に対して補助を行う場合	3/10	3/10	3/10	1/10

※ 離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

(放課後児童クラブの補助率の嵩上げ)



※ 待機児童が発生している市町村等が対象

(本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	1/3	1/3	1/3	1/3
②嵩上げ後	2/3	1/6	1/6	1/6
③整備促進事業活用後	5/8	1/12	1/12	1/4

自治体の負担割合を1/2に引き上げ

(本事業を活用した場合の私立の場合の実質の補助割合)

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2/9	2/9	2/9	1/3
②嵩上げ後	1/2	1/8	1/8	1/4
③整備促進事業活用後	5/8	1/16	1/16	1/4

自治体の負担割合を1/2に引き上げ

No.	①-9		R 6 予算額	—
事業名	離島に居住する妊婦が妊婦健診を受診するための交通費等の支援		府省庁名	こども家庭庁
概要	離島に住む妊婦の妊婦健康診査の受診及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するため、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部を特別交付税により措置する。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	—	
対象事業	離島地域のうち分娩医療機関のない地域における妊婦について、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う健康診査及び分娩の支援に要する経費の一部			
支援内容	妊婦健康診査及び分娩の際にかかる交通費や宿泊費の一部を特別交付税により措置する。			
離島での実績	—			
備考	特別交付税により措置			
担当部署	こども家庭庁 成育局 母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

離島に居住する妊婦が健康診査を受診するための交通費等の支援について

概要

- 離島振興法の改正に伴い、新たに「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受ける機会を確保するための支援」が盛り込まれた。
- 平成25年度より、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）の一部を改正し、都道府県及び市町村が地方単独事業として行う、分娩医療機関のない離島（奄美群島、小笠原諸島及び沖縄を含む。）における妊婦に対する健康診査及び分娩の支援に要する経費について、特別交付税の算定の基礎とすることとした。なお、特別交付税の額は総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額とされた。
- 平成26年度より、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法に「妊婦が健康診査を受診し、及び出産に必要な医療を受けるための支援」が盛り込まれた。

特別交付税とは

- 地方交付税には「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があり、地方交付税総額の94%に相当する額を普通交付税とし、6%に相当する額を特別交付税とすることとされている。
- 特別交付税は、画一的な方法で算定される普通交付税を補完する役割を持っており、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかつた特別の財政需要（離島などの地理的条件によるもの等）がある場合に算定交付される。 ※普通交付税不交付団体にも交付される。
- 特別交付税は、年2回に分けて決定、交付される。（第1回目は12月、第2回目は3月に交付）
- 特別交付税として算定される事項や、その算定方法については、「特別交付税に関する省令」に規定。

No.	①-10		R6当初予算	671百万円
事業名	母子保健対策強化事業		府省庁名	こども家庭庁
概要	市町村が行う両親学級のオンライン実施や、各種健診に必要な備品の整備など、地域の実情に応じた母子保健対策の強化に要する経費の一部を補助する。			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2	
対象事業	<p>乳幼児の健全な発達のため、乳幼児検診等の地域における母子保健対策の強化を支援。</p> <p>(1) 両親学級等のオンライン実施 (2) SNS を活用したオンライン相談 (3) 母子保健に関する記録の電子化 (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備 (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み（※）</p> <p>※ 例えば、産後ケア事業が行われていない離島等において、島外の産後ケア事業を利用するために必要となる旅費等の支援に活用することが可能。</p>			
支援内容	<p>実施主体：市町村</p> <p>補助率：国 1 / 2、市町村 1 / 2</p> <p>補助単価案：1 市町村あたり年額 6,043,000 円</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	こども家庭庁 成育局 母子保健課			
連絡先	03-6862-0413			
参照 HP				

母子保健対策強化事業

令和6年度予算：母子保健医療対策総合支援事業費補助金 6.7億円（6.7億円）
【令和4年度創設】

目的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。また、都道府県による成育医療等に関する協議会の設置や、市町村が実施する各種健診の精度管理などの広域支援の推進等を実施する。

内容

市町村事業

①母子保健に関するデジタル化・オンライン化等体制強化事業

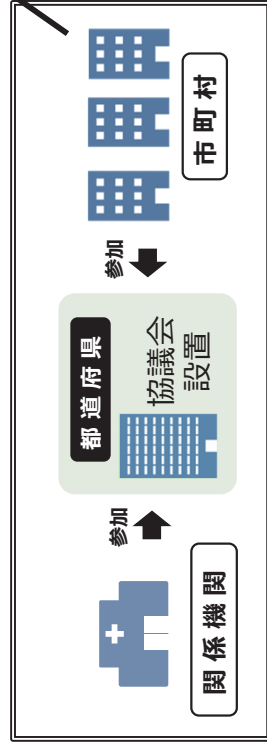
個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- (1) 両親学級等のオンライン実施
- (2) SNSを活用したオンライン相談
- (3) 母子保健に関するデジタル化（記録の電子化等）
- (4) 各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- (5) その他母子保健対策強化に資する取り組み

都道府県事業

②母子保健に関する都道府県広域支援強化事業（R5～）

- (1) 成育医療等に関する計画の策定や協議会の設置、ニーズ把握や研修会の実施、普及啓発等の広域支援の実施。
- (2) 各市町村の健診等の精度管理などの支援



都道府県において、成育医療等に関する協議会を設置するとともに、協議会による検討・決定なども踏まえ、母子保健（各種健診や産後ケア事業など）に関する広域支援を実施

【協議会の検討内容（例）】

- ・都道府県、市町村の「成育医療等に関する計画」の策定に関する事
- ・母子保健事業に関する実施体制の整備や委託先の確保に関する事
- ・母子保健事業に関する委託内容（契約金額など）の統一化に関する事
- ・健診に係る人材確保や医療・福祉等の支援体制の広域的な調整に関する事

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県、市町村
- ◆ 補助率：①国1/2、市町村1/2 ②国1/2、都道府県1/2
- ◆ 補助単価案：①6,043千円 ②(1)2,373千円 (2)10,000千円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：609自治体
- ※ 令和5年度変更交付決定ベース

No.	①-11		R6当初予算 R5補正予算	245億円 318億円
事業名	就学前教育・保育施設整備交付金		府省庁名	こども家庭庁
概要	市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	(私立) 1 / 2相当(新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合は2 / 3) (公立) 1 / 3相当	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所整備事業 ・ 幼保連携型認定こども園整備事業 ・ 認定こども園整備事業(保育所型、幼稚園型) ・ 公立認定こども園整備事業 ・ 小規模保育整備事業 ・ 防音壁整備事業 ・ 防犯対策強化整備事業 ・ こども誰でも通園制度(仮称) 試行的事業実施事業所整備事業 			
支援内容	<p>【対象施設】 保育所、認定こども園、小規模保育事業所等</p> <p>【補助割合】</p> <p>(私立) 国：1 / 2、市区町村：1 / 4、設置主体：1 / 4 (新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合) 国：2 / 3、市区町村1 / 12、設置主体：1 / 4</p> <p>(公立) 原則国：1 / 3、設置者(市区町村) 2 / 3</p> <p>※補助率は個別のメニュー等により異なる。</p>			
離島での実績	-			
備考	離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗ずる等の加算を行う。			
担当部署	こども家庭庁成育局保育政策課予算係			
連絡先	03-6858-0043			
参照HP	-			

令和6年度当初予算額 245億円 + 令和5年度補正予算 318億円 (令和5年度当初予算 295億円)

1. 施策の目的

- 市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所等に係る施設整備事業及び防音壁設置の実施等に要する経費に充てるため、市区町村等に交付金を交付する。

2. 施策の内容

- 【対象事業】
- ・ 保育所整備事業
 - ・ 幼保連携型認定こども園整備事業
 - ・ 認定こども園整備事業（保育所型、幼稚園型）
 - ・ 公立認定こども園整備事業

- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業
- ・ こども誰でも誰でも通園制度（仮称） 試行的事業実施事業所整備事業

3. 実施主体等

【実施主体】 （私立） 市区町村

【設置主体】 （私立） 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等 （公立） 都道府県・市区町村
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【対象校種】 保育所、幼稚園（認定こども園への移行に伴うもの）、認定こども園、小規模保育施設
こども誰でも通園制度（仮称） 試行的事業実施事業所 等
（保育所及び認定こども園（保育所機能部分）については公立を除く）

【補助割合】
（私立） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4
原則国1／3、設置者（市区町村）2／3

（公立） ※補助率は個別のメニュー等により異なる。また、沖縄分は内閣府において計上。
※こども誰でも誰でも通園制度（仮称） 試行的事業実施事業所の補助率は国1／2、設置者（市区町村）1／2

No.	①-12	R6 当初予算	6,652 百万円
		R5 補正予算	6,168 百万円
事業名	次世代育成支援対策施設整備交付金	府省庁名	こども家庭庁
概要	児童福祉等の基盤整備を推進するため、地方公共団体が策定する整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等及び障害児施設等に関する施設整備事業に対して、国が交付金を交付するもの。		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	児童福祉施設等及び障害児施設等の整備事業		
支援内容	<p>【対象施設】 児童福祉施設、障害児施設等</p> <p>【補助割合】 原則 1 / 2 相当（児童厚生施設は 1 / 3 相当）</p> <p>※補助率は個別のメニュー等により異なる。</p>		
離島での実績	令和5年度：2か所		
備考	離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する場合は、補助基準額に 0.08 を乗ずる加算を行う。		
担当部署	こども家庭庁 成育局 参事官（事業調整担当）		
連絡先	03-6863-0286		
参照 HP	なし		

次世代育成支援対策施設整備交付金

成育局 参事官 (事業調整担当)

1 事業の目的

令和6年度当初予算 67億円 + 令和5年度補正予算 62億円 (令和5年度当初予算 67億円)

○ 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

2 事業の概要・スキーム

事業概要	整備内容	対象施設
①通常整備 児童養護施設等の整備を実施する。	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリングラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備	・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター ・児童厚生施設(児童館) ・児童相談所一時保護施設 ・産後ケア事業を行う施設 ・児童育成支援センター ・児童発達支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・乳児院 ・母子生活支援施設
②耐震化等整備 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備	・放課後等デイサービス事業所 ・居宅訪問型児童発達支援事業所 ・保育所等訪問支援事業所 ・障害児相談支援事業所 ・子ども家庭センター ・里親支援センター ・社会的養護自立支援拠点事業所 ・妊産婦等生活援助事業所 ・児童育成支援拠点事業所 ・子育て短期支援事業所 ※R5補正予算より下線の施設・事業を対象に追加

【令和5年度補正予算より実施する拡充事項】

- 産後ケア事業の施設整備費について、補助率を1/2→2/3に高上げを行う。
- 地域における「こどもの居場所」として児童館の機能・役割を十分に発揮するため、中・高校生世代に対応するなどの機能強化を図る児童館の施設整備について、補助率を1/3→1/2に高上げを行う。
- 令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所(上記対象施設欄参照)の補助対象への追加や、児童相談所一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設の更なる推進に要する経費について確保する。
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく児童福祉施設等の耐災害性強化対策について、「経済財政運営と改革の基本方針2023」を踏まえ、耐震化整備、非常用自家発電設備整備、ブロック塀等改修整備、水害対策強化に必要な予算を確保する。

3 実施主体等

【設置主体】 都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人等 【補助割合】 定額(原則国1/2相当、児童館は原則国1/3相当)

※離島振興対策実施地域等に所在する場合は、補助基準額に0.08を乗じた額を加算

No.	①-13	R6当初予算 R5補正予算	459億円の内数 185億円の内数												
事業名	保育士修学資金等貸付事業	府省庁名	こども家庭庁												
概要	<p>保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者の雇い上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。</p>														
支援対象	都道府県・指定都市	補助率	国：9/10 都道府県、指定都市：1/10												
対象事業	<p>・保育士修学資金貸付 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○貸付額（上限）</p> <table border="0"> <tr> <td>ア</td> <td>学費</td> <td>5万円（月額）</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>入学準備金</td> <td>20万円（初回に限る）</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>就職準備金</td> <td>20万円（最終回に限る）</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>生活費加算</td> <td>4～5万円程度（月額）</td> </tr> </table> <p>※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間</p>			ア	学費	5万円（月額）	イ	入学準備金	20万円（初回に限る）	ウ	就職準備金	20万円（最終回に限る）	エ	生活費加算	4～5万円程度（月額）
ア	学費	5万円（月額）													
イ	入学準備金	20万円（初回に限る）													
ウ	就職準備金	20万円（最終回に限る）													
エ	生活費加算	4～5万円程度（月額）													
支援内容	返還免除の特例の条件となる実務従事期間を5年から3年に短縮する。														
離島での実績	R5年度新規拡充であり、交付実績確定前のため、実績未把握														
備考															
担当部署	こども家庭庁 成育基盤企画課 保育士対策係														
連絡先	03-6861-0058														
参照HP	なし														

保育士修学資金貸付等事業

成育局 成育基盤企画課

<保育対策総合支援事業費補助金> 令和6年度当初予算 459億円の内数 (457億円の内数) + 令和5年度補正予算額 185億円の内数

1 事業の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

2 事業の概要・スキーム

1. 保育士修学資金貸付 (個人向け)	○ 保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○ 卒業後、5年間の実務従事（貸付を受けた都道府県の施設）により返還を免除（ 過疎地域等の場合は3年間に短縮される措置を実施 ） ※貸付決定者数 4,581人（令和4年度実績）	○ 貸付額（上限） ア 学費 5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） エ 生活費加算 4～5万円程度（月額） ※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る ※貸付期間：最長2年間
2. 保育補助者雇上支援 (事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象	○ 保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○ 施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○ 保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 130人（令和4年度実績）	○ 保育補助者雇上費貸付額（上限） 295.3万円（年額） ※貸付期間：最長3年間 ○ 保育補助者（短時間勤務）雇上費貸付額（上限） 221.5万円（年額） ※貸付期間：最長3年間
3. 未就学児をもつ保育士の 保育所復帰支援 (個人向け)	○ 未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,305人（令和4年度実績）	○ 貸付額（上限） 5.4万円の半額（月額） ※貸付期間：1年間
4. 潜在保育士の再就職支援 (個人向け)	○ 潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○ 再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,447人（令和4年度実績）	○ 貸付額（上限） 就職準備金 40万円
5. 未就学児を持つ保育士の 子どもの預かり支援 (個人向け)	○ 保育所等に勤務する未就学児をもつ保育士について、勤務時間（早朝又は夜間）により、自身のこどもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビーシッター派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○ 2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 7人（令和4年度実績）	○ 貸付額（上限） 事業利用料金の半額 ※貸付期間：2年間

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市 【補助割合】 国：9／10、都道府県・指定都市：1／10

No.	②-1	R6 予算額	805 百万円
事業名	過疎地域持続的発展支援交付金	府省庁名	総務省
概要	<p>過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援（下記のメニューにより、ハード・ソフト両面から支援）</p> <p>①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ②過疎地域持続的発展支援事業 ③過疎地域集落再編整備事業 ④過疎地域遊休施設再整備事業</p>		
支援対象	①：条件不利地域を有する市町村 ②：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合並びに都道府県 ③：過疎地域を有する市町村 ④：過疎地域を有する市町村及び一部事務組合	補助率	① 10 / 10 ② 市町村等 10 / 10 都道府県 1 / 2 or 6 / 10 ③ 1 / 2 以内 ④ 1 / 3 以内
対象事業	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 ・ 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援。 ②過疎地域持続的発展支援事業 ・ 過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県が行う人材育成事業等を支援。 ③過疎地域集落再編整備事業 ・ 過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業や、空き家を有効活用し住宅を整備する事業等に対して補助。 ④過疎地域遊休施設再整備事業 過疎地域に存在している廃校舎等の遊休施設を有効活用し、地域振興施設として再整備する事業に対して補助。		
支援内容	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業主体：地域運営組織等 交付対象者：条件不利地域を有する市町村（上記の事業主体への間接補助） 対象地域：過疎地域（過疎地域以外の条件不利地域も含む。） 補助対象：地域運営組織が活性化プランに基づき実施する事業（主にソフト事業） 補助率：10 / 10（交付対象経費の上限額 1,500 万円） 下記を実施する場合には上乗せ支援 専門人材を活用する事業（+500 万円） ICT等技術を活用する事業（+1,000 万円） 上記の併用事業（+1,500 万円）		

	<p>②過疎地域持続的発展支援事業 事業主体：過疎市町村（※1）、都道府県 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村、一部事務組合等、都道府県 対象地域：過疎地域 補助対象：過疎地域市町村が実施する ICT 等技術活用事業、 都道府県が行う人材育成事業 補助率：市町村等 10/10、都道府県 1/2 or 6/10（※2） （交付対象経費の上限額 2,000 万円）</p> <p>③過疎地域集落再編整備事業 事業主体：過疎地域市町村 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村 対象地域：過疎地域 補助対象：団地造成費・空き家改修費等 補助率：1/2 以内</p> <p>④過疎地域遊休施設再整備事業 事業主体：過疎地域市町村（※1） 交付対象者：上記事業主体に掲げる過疎地域市町村又は一部事務組合等 対象地域：過疎地域 補助対象：遊休施設改修費 補助率：1/3 以内 （※1）構成市町村の 1/2 以上が過疎地域市町村である一部事務組合等も含む （※2）財政力指数 0.51 未満の都道府県に限る</p>
離島での実績	令和5年度実績なし
備考	
担当部署	総務省自治行政局地域自立応援課過疎対策室
連絡先	03-5253-5536
参照 HP	

過疎地域持続的発展支援交付金

R6当初予算額：805百万円
(R5当初予算額：805百万円)

○ 過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援。

1 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」（小さな拠点）において、地域運営組織等が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援。（過疎地域以外の条件不利地域も対象）
(定額補助)

集落ネットワーク圏における取組のイメージ

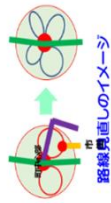


役場所在地

【事業例】佐賀県伊万里市 (H29～) 地域公共交通（バス）

黒川町まちづくり運営協議会が主体となり、住民アンケート、住民参加の検討委員会の開催により、

- ① バスの運行形態を見直し
 - ② スマホ等で運行状況・乗換案内の確認等ができるアプリの開発
- [効果] コミュニティバス利用者数の増加、地域コミュニティ活性化



路線再編しのイメージ

アプリのイメージ

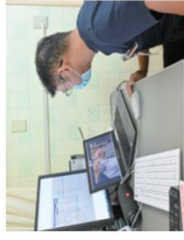
コミュニティバス

2 過疎地域持続的発展支援事業

過疎地域の地域課題解決を図り、持続的発展に資する取組として、過疎市町村が実施するICT等技術活用事業、都道府県等が行う人材育成事業を支援。
(市町村：定額補助 都道府県：6/10、1/2補助)

【事業例】熊本県水俣市 (R3～) 遠隔診療

水俣市立総合医療センターとへき地診療所、市内医療機関、介護施設等（13箇所）を結んだオンライン診療を実証的に実施。



3 過疎地域集落再編整備事業

過疎市町村が過疎地域の集落再編を図るために行う定住促進団地整備、定住促進空き家活用等の事業に対して補助。
(1/2補助)

4 過疎地域遊休施設再整備事業

過疎市町村が過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興、地域課題解決を図るための施設整備に対して補助。（1/3補助）

過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

R6当初予算額：400百万円
(R5予算額：400百万円)

○ 「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、生活支援や「なりわい」の創出等の地域課題の解決に資する取組を幅広く支援(特に専門人材やICT等技術を活用する場合には上乗せ支援)。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
 - (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織
(地域運営組織等)
 - (3) 対象事業 集落機能の維持・活性化プランに基づく取組
 - (4) 交付対象経費の限度額 1,500万円 (定額補助)
- ※下記事業については、限度額を上乗せ
- ① 専門人材を活用する事業(+500万円)
 - ② ICT等技術を活用する事業(+1,000万円)
上記(①+②)併用事業(+1,500万円)

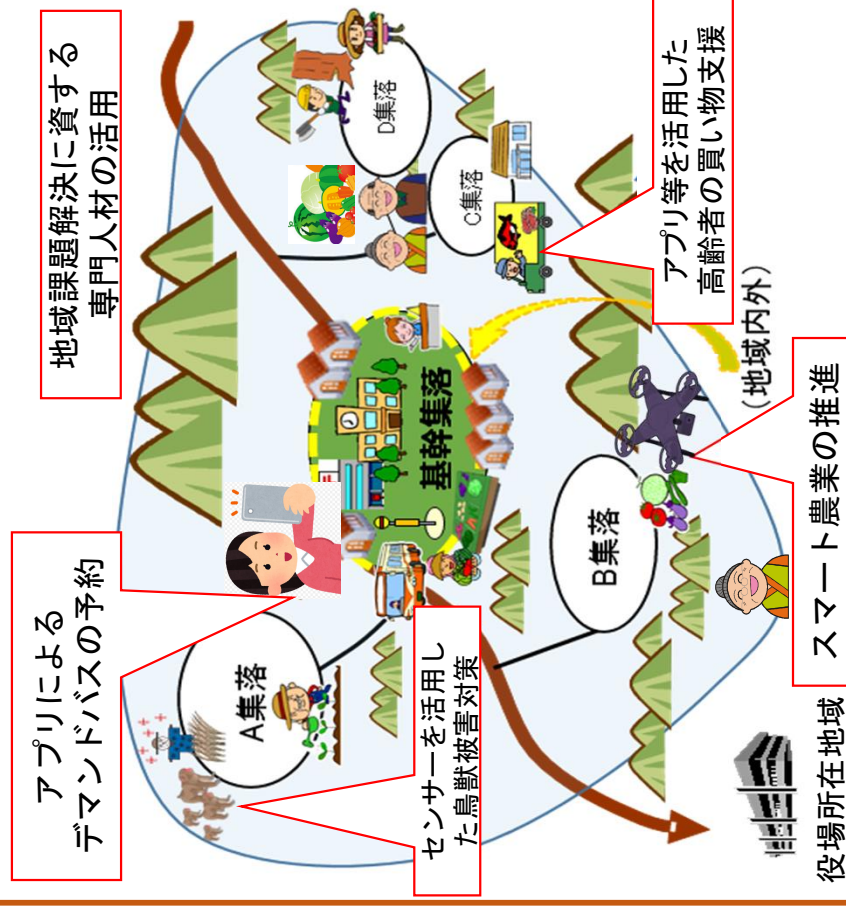
① 専門人材活用のイメージ

特産品開発、観光振興、地域交通、地域人材育成、移住定住促進、ICT技術等に関する専門的知識を有するアドバイザー、事業者等

② ICT等技術活用のイメージ

ドローンを活用した買物支援、センサーを用いた鳥獣被害対策、対話型アプリを活用した高齢者の見守り、オンラインによる学習環境整備等

集落ネットワーク圏における取組のイメージ



※範囲は、新旧小学校区、旧町村等を想定

過疎地域持続的発展支援事業

R6当初予算額:254百万円
(R5予算額:254百万円)

○ 過疎地域の持続的発展に必要な人材育成事業、ICT等技術活用事業を支援。

施策の概要

- (1) 対象地域 過疎地域
- (2) 事業主体 ① 過疎市町村
② 都道府県
- (3) 交付対象経費の限度額 2,000万円
- (4) 交付率 ① 定額
② 1/2又は6/10 (※)

※財政力指数0.51未満の都道府県に限る

(5) 対象事業

○ 人材育成事業

- ・ 地域リーダーの育成
 - ・ 他地域との交流やネットワークの強化 等
- ※ 育成すべき人材（地域のリーダー）のイメージ
様々な地域組織や活動に横断的に関わる人材（横串人材）、地域資源を活用し、地場産品開発や地域PRができる人材、地域内人材と外部人材をつなぐ人材、ITリテラシーに長けた人材 等

○ ICT等技術活用事業（過疎市町村のみ）

- ・ 集落等のテレワーク環境整備
- ・ オンラインでの健康相談
- ・ アプリを活用した災害情報などの生活情報配信
- ・ ドローンを活用した買物等の生活支援
- ・ センサーを使った鳥獣対策 等

人材育成事業のイメージ



【実施例】

複数の過疎市町村を対象とし都道府県主催で行う地域リーダー育成、交流、分野別人材育成研修事業 等

ICT等技術活用事業のイメージ



【実施例】

AIを活用した自動配車システムの構築、オンラインでの健康相談体制の構築 等

過疎地域集落再編整備事業

R6当初予算額：91百万円
(R5予算額：91百万円)

- ポストコロナ社会を見据え、都市部から過疎地域への移住を推進するとともに、過疎地域における定住を促進するため、定住促進団地の整備や空き家を活用した住宅整備等を支援。

施策の概要

- (1) 事業の種類
 - ① 定住促進団地整備事業
過疎市町村が実施する基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助
 - ② 定住促進空き家活用事業
過疎市町村内に点在する空き家を有効活用し、過疎市町村が実施する住宅整備に対して補助
 - ③ 集落等移転事業
基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居の基幹的な集落等への移転事業に対して補助
 - ④ 季節居住団地整備事業
交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象にした、冬期間など季節居住等のための団地形成事業に対して補助
- (2) 実施主体
過疎市町村
- (3) 交付率
1 / 2 以内

事業のイメージ

定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額

3,877千円 × 戸数



過疎地域内で定住促進のための住宅団地を造成

定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額

4,000千円 × 戸数



改修前



改修後

過疎地域内の空き家を移住者等への住宅へ改修

過疎地域遊休施設再整備事業

R6当初予算額:60百万円
(R5予算額:60百万円)

- 過疎地域内の遊休施設を有効活用し、地域間交流促進や地域振興に資する施設へ再整備する取組を支援。

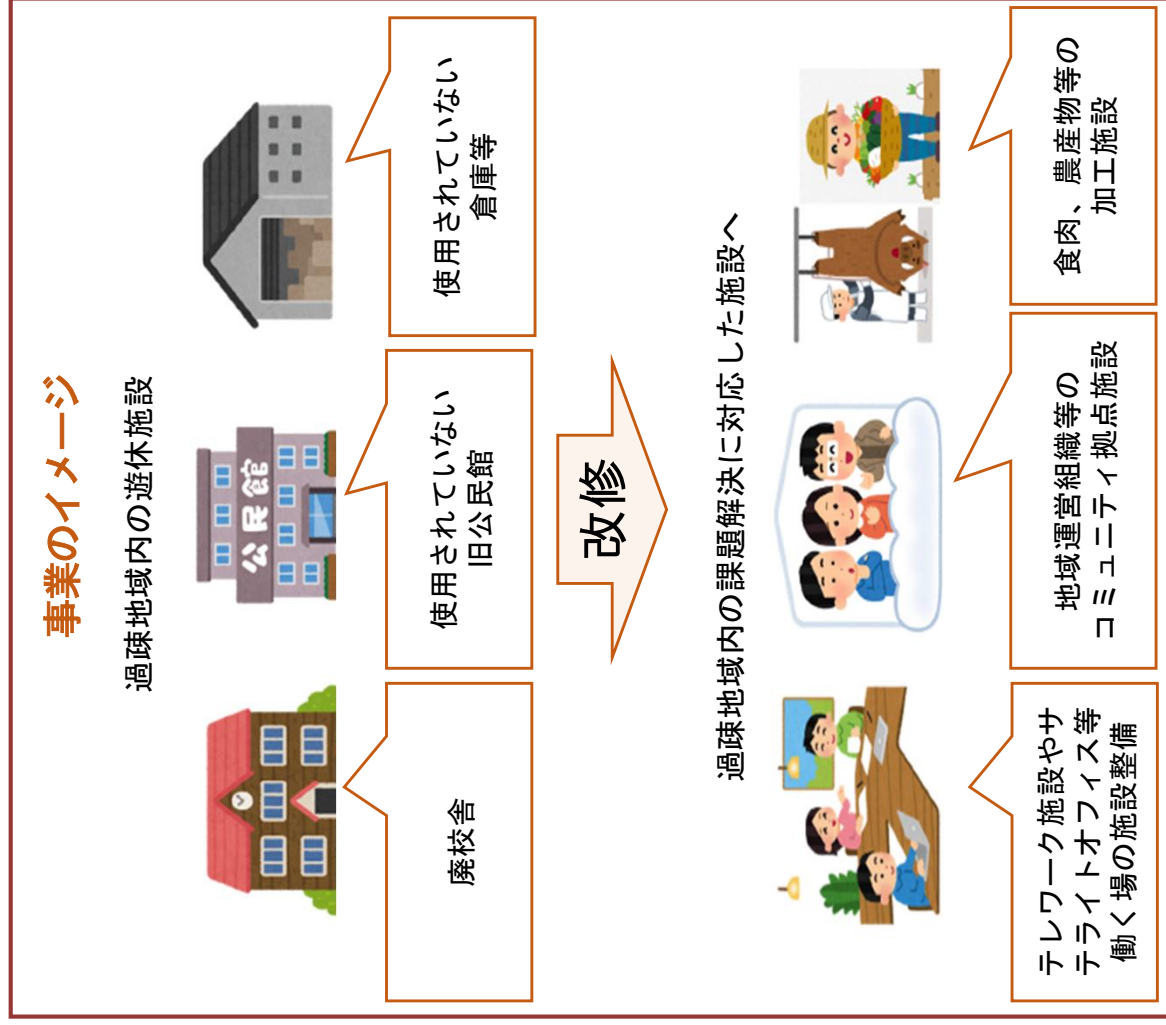
施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

(1) 事業主体
過疎市町村

(2) 交付対象経費の限度額
60,000千円

(3) 交付率
1 / 3 以内



No.	②-2		R 6 予算額	2,300 百万円
事業名	携帯電話等エリア整備事業		府省庁名	総務省
概要	携帯電話は国民生活に不可欠なサービスとなっているが、地理的な条件や事業採算上の問題により、サービスを利用することができない地域や5G等の高度化サービスが利用できない地域がある。このような地域において携帯電話を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。			
支援対象	地方公共団体、無線通信事業者等	補助率	1/3、1/2、3/5、2/3、3/4、4/5	
対象事業	離島等の条件不利地域において、携帯電話を利用可能とするため又は5G等による高度化無線通信を可能とするために、地方公共団体や無線通信事業者等が、携帯電話の基地局施設（鉄塔、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、国がその整備費用の一部を補助する。			
支援内容	<p>ア 事業主体：地方公共団体、無線通信事業者等</p> <p>イ 対象地域：地理的に条件不利な地域（離島、過疎地、辺地、半島など）</p> <p>ウ 補助対象：基地局施設（鉄塔、局舎、無線設備等）、伝送路施設（光ファイバ等）、高度化施設（5G等の無線設備等）の設置費用、伝送路施設の運用費用（中継回線事業者の設備の10年分の使用料）等</p> <p>エ 補助率：1社整備：1/2、複数社整備：2/3等</p> <p>※離島地域においては、1社整備：3/5、複数社整備：3/4に嵩上げ</p>			
離島での実績	<p>H29 伊豆島しょ部（神津島-式根島-新島：伝送路施設設置費用）</p> <p>H29 伊豆島しょ部（新島-利島-大島：伝送路施設設置費用）</p> <p>H30 伊豆島しょ部（八丈島、青ヶ島：伝送路施設設置費用）</p> <p>H30 鹿児島県十島村（中之島-諏訪之瀬島-平島：伝送路施設設置費用）</p> <p>R1 鹿児島県十島村（中之島-口之島、宝島-小宝島：伝送路施設設置費用）</p> <p>R1 鹿児島県瀬戸内町（奄美大島～加計呂麻島：伝送路施設設置費用）</p> <p>R1 長崎県対馬市（基地局設置費用）</p> <p>R2 島根県隠岐の島町、沖縄県竹富町（高度化施設設置費用）</p> <p>R3 鹿児島県龍郷町（基地局設置費用）、沖縄県大宜味村（高度化施設設置費用）</p> <p>R4 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町など27件に交付決定（高度化施設設置費用）</p> <p>R5 東京都神津島村など22件に交付決定（高度化施設設置費用）</p> <p style="text-align: right;">（注）実施中のものを含む。</p>			
備考				
担当部署	総務省総合通信基盤局 電波部 移動通信課			
連絡先	TEL 03-5253-5894			
参照 HP	http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/fees/purpose/keitai/index.htm			

携帯電話等エリア整備事業

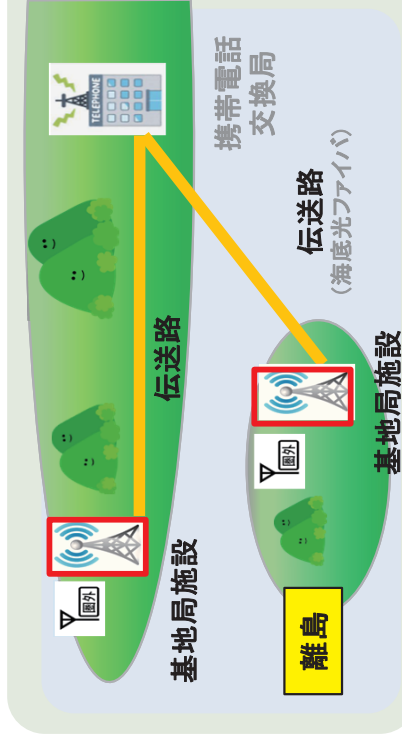
地理的に条件が不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、地方公共団体や無線通信事業者等が携帯電話の基地局等を整備する場合に、整備費用等の一部を補助。

〔 令和6年度予算額 2,300百万円（令和5年度予算額 1,798百万円）
令和5年度補正予算額 3,923百万円〕

補助メニュー	補助内容	補助率																				
基地局施設整備 (4G等)	圏外解消のため、基地局施設を設置する場合	【1 社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>都道府県</td> <td>1/5</td> <td>市町村</td> <td>3/10</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>2/3</td> <td>都道府県</td> <td>2/5</td> <td>市町村</td> <td>1/5</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>無線通信事業者</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>2/3</td> <td>無線通信事業者等</td> <td>1/3</td> </tr> </table>	国	1/2	都道府県	1/5	市町村	3/10	国	2/3	都道府県	2/5	市町村	1/5	国	1/2	無線通信事業者	1/2	国	2/3	無線通信事業者等	1/3
国	1/2		都道府県	1/5	市町村	3/10																
国	2/3	都道府県	2/5	市町村	1/5																	
国	1/2	無線通信事業者	1/2																			
国	2/3	無線通信事業者等	1/3																			
※非居住エリア 高度化施設整備 (5G)	4Gを利用できるエリアにおいて、通信の高度化のため、5G基地局を設置する場合	【1 社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>無線通信事業者</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>2/3</td> <td>無線通信事業者等</td> <td>1/3</td> </tr> </table> 【複数社整備】 <table border="1"> <tr> <td>国</td> <td>2/3</td> <td>都道府県</td> <td>2/5</td> <td>市町村</td> <td>1/5</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>2/3</td> <td>都道府県</td> <td>2/5</td> <td>市町村</td> <td>1/5</td> </tr> </table>	国	1/2	無線通信事業者	1/2	国	2/3	無線通信事業者等	1/3	国	2/3	都道府県	2/5	市町村	1/5	国	2/3	都道府県	2/5	市町村	1/5
国	1/2		無線通信事業者	1/2																		
国	2/3	無線通信事業者等	1/3																			
国	2/3	都道府県	2/5	市町村	1/5																	
国	2/3	都道府県	2/5	市町村	1/5																	

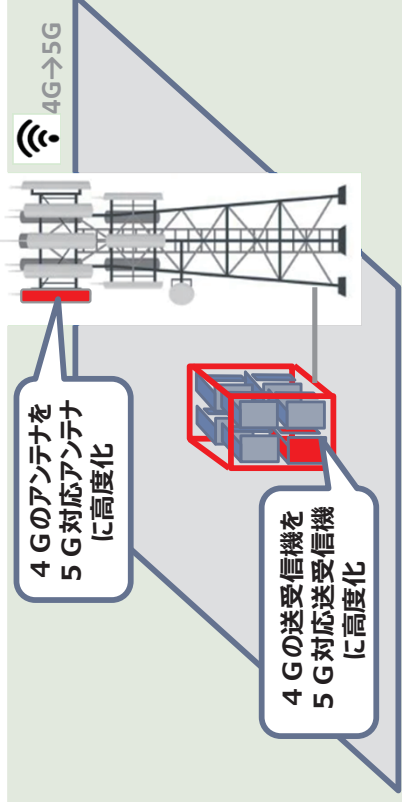
- ※1 離島の場合、補助率はかさ上げ（1社整備：1/2→3/5、複数社整備：2/3→3/4）
- ※2 ドローン航路及び自動運転区間の通信環境整備を目的とした基地局整備の補助率は3/4。

基地局施設整備のイメージ



※ 伝送路施設の設置（光ファイバの設置）や施設の運用費に関する補助事業も補助メニューとして存在。

高度化施設整備のイメージ



No.	②-3	R6 当初予算 R5 補正予算	4,504 百万円 2,011 百万円
事業名	高度無線環境整備推進事業	府省庁名	総務省
概要	特定周波数への逼迫を回避することにより、電波の有効かつ公平な利用を確保するとともに、5G や IoT 等による地域活性化や地域の課題解決を支援することを目的とする。		
支援対象	自治体、第3セクター、一般社団法人等、民間事業者	補助率	4/5、2/3、1/2、1/3
対象事業	5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、離島等の条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバを整備する場合に、その費用の一部を補助する。また、令和3年度より、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。		
支援内容	自治体が整備する場合：4/5 (離島以外の場合1/2、財政力指数0.5以上の場合1/3) ※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2 第3セクター・民間事業者が整備する場合：4/5 (海底ケーブルの敷設を伴わない離島整備の場合2/3、離島以外の場合1/3)		
離島での実績	R5実績(光ファイバ整備費用等を交付決定) 宮城県塩竈市(寒風沢島、野々島、桂島、朴島)、山形県酒田市(飛島)、東京都(利島、新島、式根島、神津島、御蔵島、青ヶ島)、東京都新島村(新島、式根島)、東京都御蔵島村(御蔵島)、新潟県粟島浦村(粟島)、香川県高松市(男木島、女木島)、香川県丸亀市(本島、広島)、福岡県新宮町(相島)、佐賀県唐津市(向島)、長崎県壱岐市(壱岐島、大島、長島、原島)、長崎県対馬市(対馬全域)、鹿児島県西之表市(種子島)、鹿児島県十島村(諏訪之瀬島、平島)		
備考	・離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助する。 ・令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算においては、離島地域における整備に対する補助率の嵩上げ(自治体：2/3→4/5、第3セクター法人・民間事業者：1/2→4/5(海底ケーブルの敷設を伴わない場合2/3))を実施。		
担当部署	総務省総合通信基盤局電気通信事業部基盤整備促進課		
連絡先	TEL 03-5253-5866		
参照HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/broadband/		

高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等が高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ等を整備する場合に、その費用の一部を補助する。
- また、離島地域において地方公共団体が光ファイバ等を維持管理する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者
 イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）
 ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等
 エ 負担割合：

令和6年度当初予算額：45.0 億円
 令和5年度当初予算額：42.0億円
 令和5年度補正予算額：20.1億円

（自治体の場合）

【離島】*

国	4/5	自治体	1/5
---	-----	-----	-----

* 光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2（令和7年度まで）

【その他の条件不利地域】

国（※1）	1/2	自治体	1/2
-------	-----	-----	-----

（※1）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

（第3セクター・民間事業者の場合）

【離島】

国（※2）（※3）	4/5	3セク・民間	1/5
-----------	-----	--------	-----

（※2）海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、2/3

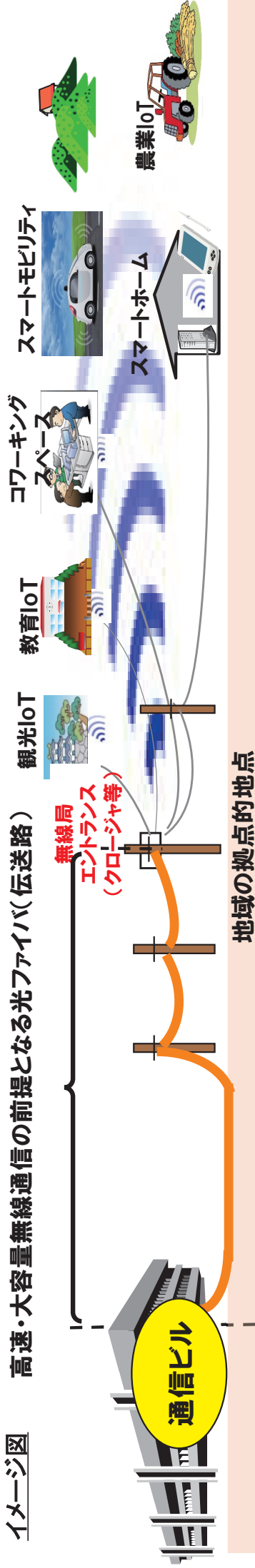
（※3）高度化を伴う更新を行う場合、1/2

【その他の条件不利地域】

国	1/3	3セク・民間	2/3
---	-----	--------	-----

イメージ図

高速・大容量無線通信の前提となる光ファイバ（伝送路）



* 新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。令和5年度補正予算においては、地方公共団体が民間移行を見据えて公設の光ファイバ等の高度化を行う場合も補助。（いずれの場合も高度化しない更新は対象外）

No.	②-4		R6 予算額	130 百万円の内数
事業名	地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 (放送ネットワーク整備支援事業)		府省庁名	総務省
概要	被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に伝達するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。			
支援対象	①市町村、市町村の連携主体 ②第三セクター ※①及び②の承継事業者を含む	補助率	① 1 / 2 ② 1 / 3	
対象事業	放送・通信網の切断による情報遮断の回避といった防災上の観点から、地域ケーブルテレビネットワークについて、有線網切断が想定される箇所等の2ルート化、一部無線化や、監視制御機能の強化に係る設備等の整備費用の一部を補助する。(離島地域等条件不利地域については、2ルート化と同時に行う、老朽化した既存幹線の更新も補助対象。) ※ 条件不利地域：離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域			
支援内容	○補助率 (1) 市町村及び市町村の連携主体(承継事業者)：1 / 2 (2) 第三セクター(承継事業者)：1 / 3 (過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。) ○補助対象経費 センター施設、送受信装置、伝送施設、鉄塔、局舎、無線設備、用地取得費等			
離島での実績	令和5年度実績なし			
備考				
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室			
連絡先	TEL 03-5253-5808			
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_kyoujin.html			

地域ケーブルテレビネットワーク整備事業

- 災害時の情報伝達手段を確保する観点から、ケーブルテレビネットワーク等について以下の支援を行う。
 - ・ネットワークの切断が想定される箇所等の2ルート化(複線化)等
 - ・条件不利地域における「2ルート化と同時に進行」老朽化した既存幹線の更新
 - ・監視制御機能の強化等
- について、要する費用の一部を補助する。

事業イメージ

○ 補助対象

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター

※これらの者から施設の譲渡を受ける等により、

ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して
果たす者(承継事業者)を含む。

○ 補助率

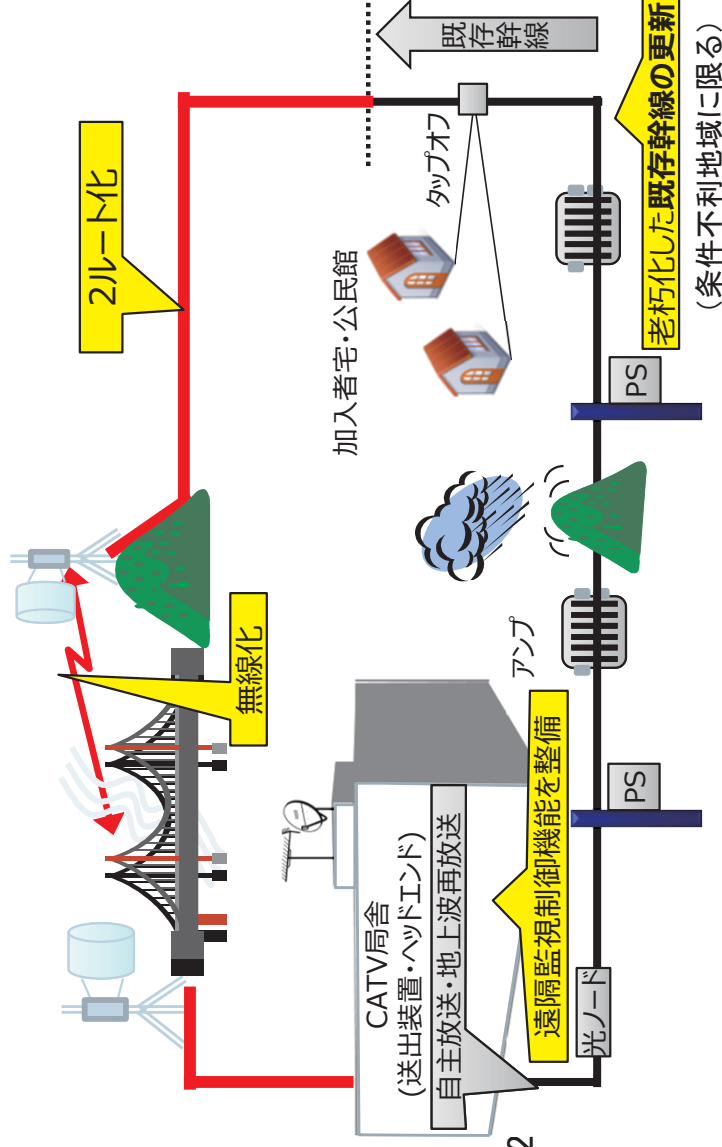
(1)市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2

(2)第三セクター(承継事業者) : 1/3

○ 補助対象経費

局舎施設、送受信装置、伝送路設備、無線設備 等

令和6年度当初予算: 0.6億円
(令和5年度予算額: 0.6億円)



※光ノード…光信号からRF信号への変換装置、アンブ…信号の中継増幅器

PS…給電装置、タップオフ…信号の取り出し口

No.	②-5	R6 当初予算 R5 補正予算	1,249 百万円 2,470 百万円
事業名	ケーブルテレビネットワーク光化等による 耐災害性強化事業	府省庁名	総務省
概要	近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に放送により信頼できる情報が確実に提供されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化や辺地共聴施設の設備更新による耐災害性強化を実施する（『「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業』の後続事業）。		
支援対象	① 市町村、市町村の連携主体 ② 第三セクター ※①及び②の承継事業者を含む	補助率	① 1/2、1/3 ② 1/3
対象事業	災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。また、ケーブルテレビ事業者による共聴施設のサービスエリア化や共聴施設単独の光化、民間事業者等である承継事業者が市町村の所有する既に光化されているケーブルテレビネットワークの譲渡を受けて整備を行う場合について支援対象としている。 ※ 条件不利地域：離島、豪雪地帯、辺地、山村、半島、特定農山村、過疎地域		
支援内容	○補助対象 以下の①～③のいずれも満たす地域の市町村、市町村の連携主体又は第三セクター ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村 ②条件不利地域 ③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域 ○補助率 (1) 市町村及び市町村の連携主体（承継事業者）：1/2、1/3 (2) 第三セクター（承継事業者）：1/3 (過疎債・辺地債は、(1)の場合、充当可能。(2)の場合も、市町村が補助を行う場合は同様。) ○補助対象経費 光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等		
離島での実績	令和5年度実績なし		
備考			
担当部署	総務省情報流通行政局衛星・地域放送課地域放送推進室		
連絡先	TEL 03-5253-5808		
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/housou_suishin/cable_fiber_network.html		

ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

- 近年、多発・激甚化する自然災害を踏まえ、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化等による耐災害性強化の事業費の一部を補助する。
- 山間地等の難視聴地域における放送視聴環境を支える辺地共聴施設について、耐災害性強化を図るための光化等に要する事業費の一部を補助する。

事業イメージ

○ 事業主体

市町村、市町村の連携主体又は第三セクター
 (これらの者から施設の譲渡を受ける等により、ケーブルテレビの業務提供に係る役割を継続して果たす者(承継事業者)を含む。)

○ 補助対象地域

以下の①～③のいずれも満たす地域

- ①ケーブルテレビが地域防災計画に位置付けられている市町村
- ②条件不利地域
- ③財政力指数が0.8以下の市町村その他特に必要と認める地域

○ 補助率

(1) 市町村及び市町村の連携主体(承継事業者) : 1/2

※ 財政力指数0.5超0.8以下の自治体は1/3

※ 光化された公設ネットワークの民設移行に伴う承継事業者による整備は1/3

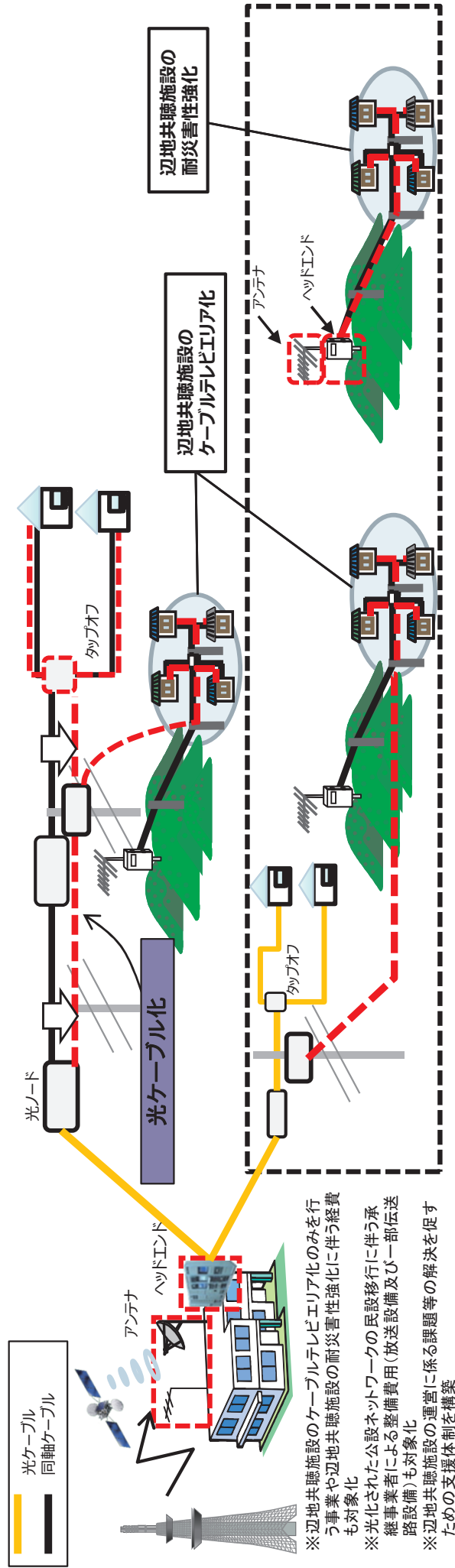
(2) 第三セクター(承継事業者) : 1/3

○ 補助対象経費(下図の赤点線部分)

光ファイバケーブル、送受信設備、アンテナ等
 ※ 光化と同時にを行う辺地共聴施設(同軸ケーブル)のケーブルテレビエリア化に必要な伝送路設備等を含む。

【令和6年度当初予算 12.5億円】

〔令和5年度補正予算 24.7億円〕
 〔令和5年度当初予算 9.0億円〕



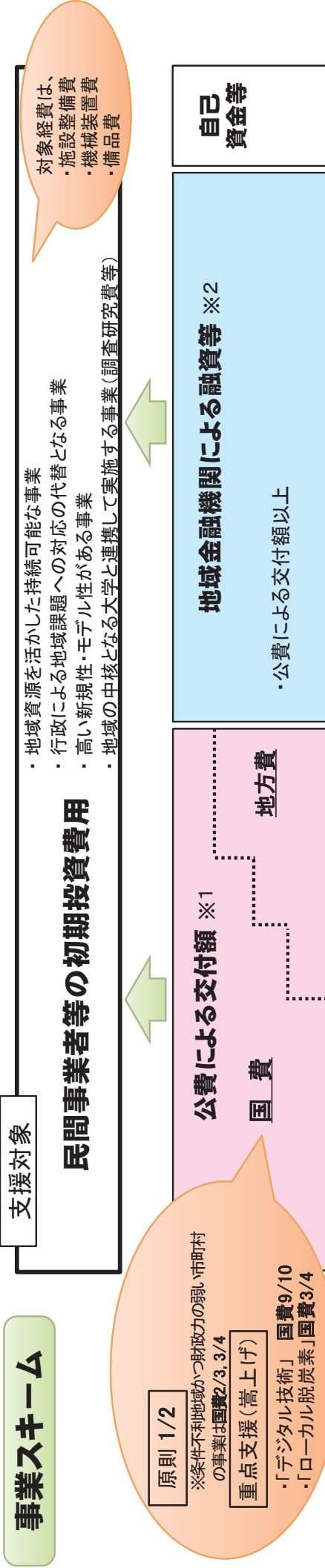
No.	②-6	R6 当初予算 R5 補正予算	600 百万円の内数 —
事業名	ローカル 10,000 プロジェクト (地域経済循環創造事業交付金)	府省庁名	総務省
概要	産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援		
支援対象	民間事業者等 (地方公共団体を通じた間接補助)	補助率	原則 1 / 2
対象事業	<p>○地域資源を活かした先進的で持続可能な事業であって、地域経済の好循環に資する事業であることに加え、以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により、地方公共団体の負担により直接解決・支援すべき公共的な地域課題への対応の代替となる事業であること ・他の同様の公共的な地域課題を抱える地方公共団体に対する高い新規性・モデル性があること <p>※地域金融機関からの融資額が公費による交付額（国費＋地方費）以上となること</p> <p>○地域金融機関から融資を受けて上記事業の立ち上げに取り組む民間事業者等が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県又は市区町村が助成を行う場合に支援</p>		
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・公費による交付額の上限 <p>原則 2,500 万円（地域金融機関の融資額が公費交付額以上であることが要件）</p> <p>融資額（又は出資額）が公費による交付額の</p> <p>1.5 倍以上 2 倍未満の場合は、上限 3,500 万円</p> <p>2 倍以上の場合は、上限 5,000 万円</p>		
離島での実績	R5 年度：新潟県佐渡市、香川県小豆島町		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2 / 3、3 / 4 ・生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い以下の事業については、国費 9 / 10 により支援 ・脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業は 3 / 4 		
担当部署	総務省地域力創造グループ地域政策課		
連絡先	03-5253-5523		
参照 HP	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/local10000_project.html		

ローカル10,000プロジェクト

R6予算額
地域経済循環創造事業交付金 6.0億円の内数

- 産学官の連携により、地域の資源と資金を活用した地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策（デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進）と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム



※1 上限2,500万円。融資額（又は出資額）が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
 ※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績（478事業、382億円）

（事業数は交付決定数、金額は事業実績（見込み含む）（R6年3月末時点））

- ・ 公費交付額 134億円
- ・ 融資額 191億円
- ・ 自己資金等 56億円

※3端数処理の都合上合計は一致しない。

重点支援

- 以下の①・②に該当し、全くと新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援
- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費9/10】
 - ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

No.	③-1		R6 予算額	—
事業名	離島における公立の高等学校等の教職員定数の加算		府省庁名	文部科学省
概要	離島の教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高等学校等の教職員定数について、加配措置を行うもの。(全額地方交付税措置)			
支援対象	公立高等学校等のある離島を有する都道府県、市町村	補助率	—	
対象事業	—			
支援内容	公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）附則第 11 項に基づき、離島に高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校高等部が設置されているときは、離島の教育の特殊事情に鑑み、教職員定数に、政令で定める数を加える。			
離島での実績	令和 6 年度予算：100 人			
備考				
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課			
連絡先	03-6734-2038			
参照 HP				

加配教職員定数について(高校)

高等学校における加配教職員定数は、少人数指導等の実施、中途退学や日本語指導の対応など、学校が個々に抱える問題解決のために、基本的な教職員定数とは別に特例的に措置しているものであり、学校規模等により算定される基本的な定数とともに地方財政計画人員に計上され、全額地方交付税措置がなされるものである。

令和6年度予算における加配教職員定数一覧

加配事項	内 容	予算定数
指導方法改善※ (法9条2項)	外国語のオーラルコミュニケーション、数学のコンピュータ授業などにおける少人数指導	1,019人
通級による指導 (法22条3号)	高等学校における障害に応じた特別の指導(通級による指導)に対応	348人
生徒支援※ (法22条3号)	中途退学や日本語指導など教育指導上特別な配慮が必要な生徒対応	1,191人
養護教諭 (法22条3号)	事件の発生に伴う心のケアなど生徒の心身の健康への対応	84人
職業系類型・コース開設※ (法22条4号)	普通科において職業系の類型・コースを開設し、多様な教育を展開	346人
多様な教科・科目開設※ (法22条4号)	普通科において多数の教科・科目を開設し、多様な教育を展開	737人
研修等定数 (法22条5号)	資質向上のための教員研修、初任者研修、教育指導の改善研究対応	2,340人
離島地域 (法附則11項)	離島地域の高校又は特別支援学校高等部における教育の充実への対応	100人
合 計		6,165人

※上記、4つの事項については、各項目10人程度の小規模校向けの優先枠を設ける

No.	③-2	R6 予算額	185 百万円
事業名	離島高校生修学支援事業	府省庁名	文部科学省
概要	高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助		
支援対象	都道府県、市町村	補助率	1 / 2 以内
対象事業	<p>高校未設置の離島に住む高校生が、高校進学のために島外に通学及び居住することになることから、通学費や居住費などを対象に修学支援に要する経費の援助を行う都道府県及び市町村に対し、国がこれに要する経費の一部を補助するもの</p> <p>(1) 通学に要する交通費</p> <p>(2) 居住費</p>		
支援内容	<p>(1) 生徒の自宅から学校所在地まで、常態として（夏期間のみなど季節単位も含む。）交通機関を利用して通学する生徒の旅客運賃等をいう。</p> <p>(2) 高等学校等へ通学するため、生徒の自宅がある離島を離れ、本土または他の離島の民間アパートや寄宿舍等自宅外に居住している生徒の下宿費、寮費、アパート代等をいう。</p> <p>なお、冬期間のみ下宿するなど、季節単位で居住費が発生する場合も、その期間は居住費の対象となる。</p>		
離島での実績	R5 青ヶ島、初島など（1都18県で実施）		
備考	<p>高校未設置離島とは、離島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、沖縄振興特別措置法の各法令で指定されている離島のほか、橋梁等により本土との陸上交通が確保されていない離島の中に高等学校等が設置されていない地域をいう。</p>		
担当部署	文部科学省初等中等教育局財務課		
連絡先	03-6734-2027		
参照 HP			

へき地児童生徒援助費等補助金

1. 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

2. 補助内容

(1) スクールバス等購入費

へき地学校、過疎地域等に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

6億円（6億円）

(2) 遠距離通学費

① 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助
(補助期間：5年間)

11億円（11億円）

② 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助 (補助期間：5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

2億円（2億円）

(4) その他

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費（3～5級地）、学校間移動費、保健管理費

2億円（2億円）

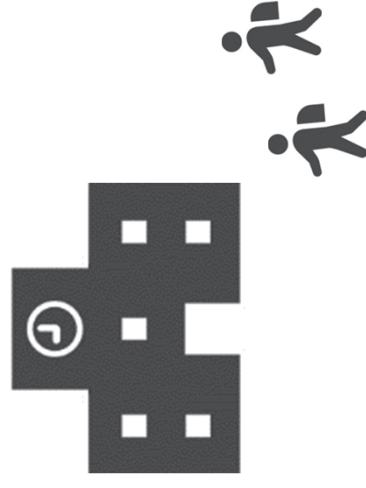
3. 実施主体

都道府県、市町村

4. 補助率

1/2

(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)



No.	②-3	R6 当初予算	68.346 百万円の内数
		R5 補正予算	155.808 百万円の内数
事業名	公立学校施設整備費	府省庁名	文部科学省
概要	<p>公立の小中学校等の施設整備については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定等により、設置者である地方公共団体が行う施設整備に要する経費について国が一定の割合を負担等している。</p> <p>離島については、離島振興法の規定等に基づき、国の負担割合の特例を設けるなど離島の振興のための特別措置を講じている。</p>		
支援対象	都道府県、市町村 等	補助率	5.5 / 10
対象事業	<p>【主な特別措置の概要】</p> <p>①小中学校等施設の新増築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場等の新増築に要する経費の一部を国が負担）</p> <p>②学校統合に伴う既存施設の改修 （公立の小中学校等の統合に伴い実施する既存の校舎の改修に要する経費に対して国が交付金を交付）</p> <p>③小中学校等施設の改築 （公立の小中学校等の校舎・屋内運動場・寄宿舎の改築に要する経費に対して国が交付金を交付）</p> <p>④へき地小中学校等施設の新増築 （へき地の公立の小中学校等の寄宿舎、教職員住宅、集会室の新増築に要する経費に対して国が交付金を交付）</p>		
支援内容	<p>①・②・④ 算定割合： 通常 1 / 2 → 離島振興地域 5.5 / 10</p> <p>③ 算定割合： 通常 1 / 3 → 離島振興地域 5.5 / 10</p>		
離島での実績	R5 離島振興対策実施地域計 4 自治体に、計 285,143 千円を交付。		
備考			
担当部署	文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課		
連絡先	03-6734-2464		
参照 HP	https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/main11_a2.htm		

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～Schools for the Future～

令和6年度予算額
(前年度予算額)

683億円
687億円



文部科学省

令和5年度補正予算額

1,558億円

(令和4年度第2次補正予算額)

1,204億円

背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、**首長部局との横断的な協働**を図りながら、**トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備**を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現に貢献する持続可能な教育環境の整備**を推進。

① 新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一体的整備の推進

- 学校施設の長寿命化を図る老朽化対策
- バリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・共用化・集約化

老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備



激甚化・頻発化する災害への対応



台風で屋根が消失した体育館

避難所としての防災機能強化



バリアフリートイレの整備

② 防災・減災、国土強靱化の推進

- 非構造部材の耐震対策等
- 避難所としての防災機能強化
- 空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等

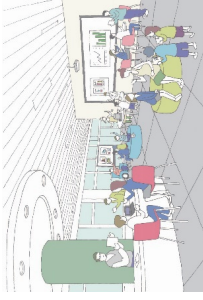
※体育館への空調新設は補助率1/2、令和7年度まで

1 新しい時代の学校施設

2 国土強靱化の整備

3 脱炭素化

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

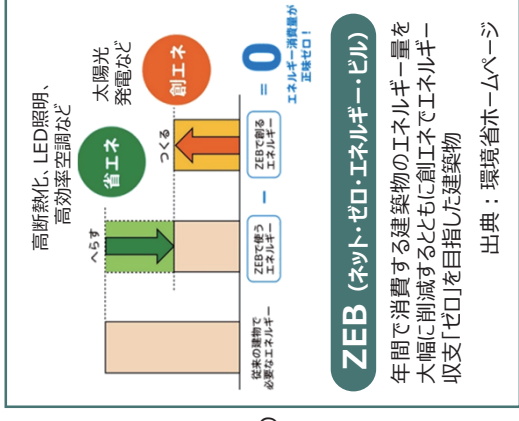


柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現



③ 脱炭素化の推進

- 学校施設のZEB化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)
- 木材利用の促進 (木造、内装木質化)



具体的な支援策

学びの多様な学校や夜間中学として小中学校等を設置する自治体に対する施設整備に係る**支援の拡充**
(廃校や余剰教室等の既存施設を改修して活用する場合における)

新しい支援メニューの創設：**補助率1/2、令和9年度まで**

制度改正

物価変動の反映や標準仕様の見直し等による増

対前年度比+10.3%

小中学校校舎 (鉄筋コンクリート造) の場合

R5:268,300円/㎡ ⇒ R6:296,000円/㎡

単価改定

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

No.	③-4-1	R6 予算額	5 百万円
事業名	近代和風建築等総合調査	府省庁名	文化庁
概 要	近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の所在地、形態・意匠及び保存状況等に関して、都道府県が行う調査事業に対する補助		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	当該地方公共団体に所在する近代和風建築又は近代化遺産（建造物等）の歴史的沿革、建築意匠・技法に関する調査事業。原則として2か年継続事業とする。		
支援内容	補助率1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	—		
備 考			
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-2		R6 予算額	12,419 百万円
事業名	重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、 防災、公開活用事業		府省庁名	文化庁
概要	重要文化財の管理又は修理、及び公開活用に要する経費についての補助			
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	修理事業、管理事業、公開活用事業（これらの事業施行上必要な調査事業を含む） 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 礼文町 佐渡市 隠岐の島町島後 壱岐市 対馬市 佐世保市黒島 R2 礼文町 佐渡市 壱岐市 対馬市 R3 礼文町 佐渡市 壱岐市 対馬市 隠岐の島町 R4 壱岐市 対馬市 隠岐の島町 R5 佐渡市			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第一課・文化資源活用課			
連絡先	075-451-9702、 075-451-9680			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-3	R6 予算額	99 百万円
事業名	登録有形文化財建造物修理事業	府省庁名	文化庁
概要	登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費、及び公開活用に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>1 保存修理に係る設計監理事業</p> <p>次のア～ウに掲げるいずれかに該当する登録有形文化財建造物の保存・活用の模範となるもので、これらの登録有形文化財建造物の保存修理に係る設計監理事業</p> <p>ア 各地の歴史的景観を活かしたまちづくりに資するもの</p> <p>イ 各地の特色ある伝統的建築文化の技術・意匠などの伝承に資するもの</p> <p>ウ 身近な地域づくりや地域振興に資するもの</p> <p>2 公開活用事業</p> <p>詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	<p>R1 八丈町</p> <p>R3 八丈町 西之表市</p> <p>R4 八丈町 西之表</p>		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9680		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-4		R6 予算額	3 百万円の内数
事業名	民家保存管理施設		府省庁名	文化庁
概要	重要文化財である民家が現状変更等により居住者の日常生活に著しく支障が生じた場合に、当該民家を管理するために新しく保存管理施設を設置する事業に要する経費についての補助			
支援対象	個人所有者	補助率	1 / 2 (上限あり)	
対象事業	保存管理施設を建築する事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 1 件当たり 2、700 千円を最高限度額とする。			
離島での実績	—			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9680			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-5		R6 予算額	4 百万円の内数
事業名	重要文化財建造物等買上		府省庁名	文化庁
概要	重要文化財である建造物及びその敷地の保存のため特別の事情による買上げに要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	各条件を満たした建造物等を買上げる事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	—			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化資源活用課			
連絡先	075-451-9680			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-6	R6 予算額	30 百万円
事業名	地域活性化のための特色ある文化財調査・活用	府省庁名	文化庁
概要	<p>全国に所在する我が国の歴史・文化の解明に必要な文化財（美術工芸品）（絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、歴史資料等）の平時および震災や津波等の大規模災害による散逸、亡失を防ぎ、保存対策の基本計画策定に資するために実施する保存状況等の調査に要する経費、及び調査成果の情報発信に要する経費についての補助</p>		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>次に掲げる史料の所在確認及び保存状況を調査する事業。</p> <p>(1) まとまって1か所に伝存し、調査によって当該地域の歴史及び文化を明らかにするもの。</p> <p>(2) 散在しているが、特定の歴史事象等について包括的に調査することによって、その価値が明らかにされるもの。</p> <p>(3) その他上記事項に準ずるもの。</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	—		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-7		R6 予算額	27 百万円
事業名	天然記念物緊急調査		府省庁名	文化庁
概要	学術上価値の高い動物・植物及び地質鉱物の実態を把握し、その保存対策に資するために行う調査に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>(1) 減少原因調査……減少又は衰滅の虞れのある動植物等についてその原因の調査</p> <p>(2) 分布調査……学術上貴重な動植物等の所在、分布の調査</p> <p>(3) 生態調査……減少しつつある動物・植物の生態及び生息環境とのかかわり合いについての調査</p> <p>(4) 保存対策調査……減少原因調査、分布調査、生態調査などをふまえた具体的な保存対策の実施方法等についての調査</p>			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 礼文町 R3 伊平屋村			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-8		R6 予算額	110 百万円
事業名	史跡等保存活用計画等策定		府省庁名	文化庁
概要	史跡、名勝又は天然記念物の保存活用計画を策定する事業に要する経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費についての補助			
支援対象	地方公共団体、所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	(1) 史跡等保存活用計画策定事業 (2) 歴史の道総合計画策定事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照			
離島での実績	R1 対馬市 新上五島町 奄美市 R2 対馬市 R3 奄美市 喜界町 R4 奄美市 喜界町 R5 隠岐の島町 上島町 伊平屋村			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-9	R6 予算額	100 百万円
事業名	天然記念物再生事業	府省庁名	文化庁
概 要	天然記念物の保護及び再生事業に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 給餌 (2) 増殖施設、保護収容施設の整備 (3) 病虫害駆除 (4) 施肥等樹勢回復 (5) 遷移の中断、促進及び正常化 (6) 生息・生育環境の維持・復元のための事業 (7) その他天然記念物の再生に必要と認める事業		
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 萩市見島 土庄町 R2 萩市見島 土庄町 新上五島町 R3 萩市見島 R4 萩市見島 R5 萩市見島		
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-10	R6 予算額	190 百万円
事業名	天然記念物食害対策	府省庁名	文化庁
概要	天然記念物に指定された動物による農作物、造林木等に対する食害等の防止対策のために、地方公共団体が行う事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体（一部事業については都道府県のみ）	補助率	2 / 3
対象事業	(1) 幼樹保護 (2) 防護柵設置 (3) 捕獲 (4) 防護網等設置 (5) 餌場借上 (6) 給餌 (7) 効果測定等調査 (8) その他保護管理のために必要な施設の設置等		
支援内容	補助率 2 / 3。		
離島での実績	R1 小笠原村 R2 小笠原村 R3 小笠原村 R4 小笠原村 R5 小笠原村		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-11	R6 予算額	2,851 百万円
事業名	埋蔵文化財緊急調査	府省庁名	文化庁
概要	土地に埋蔵されている文化財の実態を把握するための調査に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 発掘調査 (2) 遺跡発掘事前総合調査 (3) 遺跡詳細分布調査 (4) 重要遺跡確認緊急調査 (5) 出土遺物保存処理 詳細は参照 HP にある補助要項を参照。		
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R2 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R3 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、屋久島町、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R4 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町 R5 佐渡市、上島町、壱岐市、対馬市、小値賀町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第二課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-12		R6 予算額	14 百万円
事業名	名勝地調査		府省庁名	文化庁
概要	消滅や改変の危機に瀕している未指定・未登録の名勝地の保護のために、必要情報の集約を目的として実施する調査経費についての補助			
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>(1) 名勝地を特定するために行う総合調査</p> <p>(2) 個別の名勝地を対象として行う実測図作成等に係る詳細調査</p>			
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
離島での実績	—			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

No.	③-4-13	R6 予算額	257 百万円
事業名	文化的景観保護推進事業	府省庁名	文化庁
概要	文化的景観の保存と活用を図るための事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 調査事業 (2) 保存活用計画策定事業 (3) 整備事業 (4) 普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町、五島市 R2 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R3 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R4 佐渡市、佐世保市黒島、新上五島町 R5 佐渡市、佐世保市黒島、五島市、小値賀町		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9680		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-14	R6 予算額	1,567 百万円の内数
事業名	伝統的建造物群保存対策	府省庁名	文化庁
概要	伝統的建造物群の保存状況等の調査及びこれに基づく保存・防災対策の策定並びにそれらの見直しの事業に要する経費についての補助		
支援対象	市町村	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 伝統的建造物群保存対策調査 ・ 歴史的沿革及び自然的、社会的、経済的概況の調査 ・ 伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存状況に関する調査 ・ 伝統的建造物群及びこれと一体をなす環境の保存対策の策定 (2) 重要伝統的建造物群保存地区防災計画策定 ・ 重要伝統的建造物群保存地区の防災計画策定		
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R3 佐渡市 R4 佐渡市		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9680		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-15	R6 予算額	1,567 百万円の内数
事業名	重要伝統的建造物群保存地区保存事業	府省庁名	文化庁
概要	重要伝統的建造物群保存地区の保存のために行う当該保存地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧に要する経費についての補助		
支援対象	市町村	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>伝統的建造物群保存地区の保存のため市町村が自ら行う事業又は所有者等が行う事業に対し市町村がその経費を補助する事業</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	<p>R2 佐渡市宿根木、牟岐町出羽島、呉市喜豊町御手洗、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦</p> <p>R3 佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦</p> <p>R4 佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦</p> <p>R5 佐渡市宿根木、呉市豊町御手洗、牟岐町出羽島、丸亀市塩飽本島町笠島、平戸市大島村神浦</p>		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9680		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-16	R6 予算額	132 百万円
事業名	指定文化財管理	府省庁名	文化庁
概要	指定文化財の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び国有文化財の管理団体が行う事業に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 防災設備保守点検等 (2) 差し茅、防蟻防虫、雪降り等小修理 (3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備 (4) 燻蒸・殺虫 (5) 文化財保護管理指導 (6) 国有文化財の見廻り看視及び清掃 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	(1)～(5)の事業については補助率1/2。(6)の事業については補助率4/5。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 島後（隠岐布施海岸） R2 島後（隠岐布施海岸） R3 島後（隠岐布施海岸） R4 島後（隠岐布施海岸） R5 島後（隠岐布施海岸）		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9680		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-17	R6 予算額	380 百万円
事業名	重要無形文化財等伝承事業	府省庁名	文化庁
概要	重要無形文化財等の保存のための伝承事業に要する経費についての補助		
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額
対象事業	(1) 伝承者の養成 (2) 研修発表会 (3) 資料の収集整理（文化財保護法第71条の重要無形文化財に限る。） (4) 指定の要件の品質管理（工芸技術のうち文化財保護法第71条の重要無形文化財に限る。） (5) 技術研究 (6) 原材料・用具の確保 (7) 関連技術事業 (8) 重要無形文化財人形浄瑠璃文楽の伝承を実施する団体の活動運営経費 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	予算の範囲内において定額。		
離島での実績	—		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-18	R6 予算額	47 百万円
事業名	重要無形文化財等公開事業	府省庁名	文化庁
概 要	重要無形文化財等の保存のための公開事業に要する経費についての補助		
支援対象	保存団体、地方公共団体等	補助率	定額
対象事業	(1) 国家指定芸能特別鑑賞会 (2) 日本伝統工芸展		
支援内容	予算の範囲内において定額。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	—		
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-19	R6 予算額	29 百万円
事業名	民俗文化財調査	府省庁名	文化庁
概要	有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体等	補助率	1 / 2 等
対象事業	我が国の民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容のおそれのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化によって特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解するうえで特に重要性が認められるものについての調査事業		
支援内容	補助率 1 / 2。 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R 元 小豆島（小豆島農村歌舞伎調査を実施）、種子島（種子島の盆踊調査を実施）、南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市 R2 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、小豆島、種子島 R3 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島 R4 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島 R5 南島原市、平戸市、長崎市、佐世保市、小値賀町、新上五島町、五島市、種子島		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-20	R6 予算額	126 百万円
事業名	重要有形民俗文化財修理・防災事業	府省庁名	文化庁
概 要	重要有形民俗文化財の管理又は修理に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 管理事業 (2) 修理事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R2 小豆島 R3 小豆島 R4 小豆島 R5 小豆島		
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-21	R6 予算額	130 百万円
事業名	民俗文化財伝承・活用等事業	府省庁名	文化庁
概要	民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助		
支援対象	地方公共団体、所有者、保護団体等	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1) 重要有形・無形及び登録有形民俗文化財伝承基盤整備事業</p> <p>(2) 無形民俗文化財伝承事業</p> <p>(3) 無形民俗文化財活用事業</p> <p>(2)(3)の事業は、地方公共団体が行う事業を原則とする。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	—		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-22	R6 予算額	492 百万円
事業名	文化財保存技術保存事業	府省庁名	文化庁
概 要	選定保存技術等の保存のための伝承者の養成等の事業に要する経費についての補助		
支援対象	保持者、保存団体、地方公共団体等	補助率	定額
対象事業	(1) 伝承者の養成 (2) 研修発表会 (3) 技術、技能の錬磨 (4) 記録の作成及び刊行 (5) 原材料・用具の確保 (6) 関連技術事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	予算の範囲内において定額		
離島での実績	—		
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化財第一課		
連絡先	075-451-9702		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-23	R6 予算額	4 百万円
事業名	ふるさと文化財の森管理業務支援事業	府省庁名	文化庁
概 要	文化財建造物の保存に必要な植物性材料の資材供給林及び研修林において、高品位の資材を確保し継続的に供給するために必要な管理に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 下草刈り及び除草 (2) 剪定及び間伐 (3) 山焼き (4) 病虫害及び害獣対策（捕獲、防護網等設置） (5) 荒皮剥き (6) 管理のために必要な設備（標識、説明板、境界標、囲い等）の設置 (7) 管理のために必要な通路の整備 (8) 管理のために必要な資料作成		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績			
備 考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	03-6734-2834		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-24	R6 予算額	5,057 百万円
事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業	府省庁名	文化庁
概要	史跡、名勝又は天然記念物の整備等を行うために必要な経費、登録記念物の整備等の設計管理等を行うために必要な経費、及び古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の活用整備を図る事業に要する経費についての補助		
支援対象	所有者、管理団体、地方公共団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	(1) 史跡等総合活用整備 (2) 登録記念物活用整備事業 (3) 歴史の道活用整備事業 (4) 石垣等緊急調査 (5) (1)～(4)の事業実施に伴い必要となる普及・啓発事業 詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
支援内容	補助率 1 / 2。 補助率加算等あり。詳細は参照 HP にある補助要項を参照		
離島での実績	R1 横須賀市猿島 佐渡市 今治市能島 長崎市高島 長崎市端島 五島市 天草市 R2 佐渡市 R3 佐渡市 対馬市 長崎市高島 和泊町 知名町 R4 横須賀市猿島 佐渡市 今治市能島 長崎市高島 長崎市端島 五島市 天草市 R5 佐渡市 今治市能島 長崎市高島 長崎市端島 対馬市 五島市 壱岐市 天草市		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-9680		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

No.	③-4-25		R6 予算額	500 百万円
事業名	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業		府省庁名	文化庁
概要	地域の特色ある埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費についての補助			
支援対象	地方公共団体等	補助率	1 / 2 等	
対象事業	<p>(1) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業</p> <p>(2) 埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>			
離島での実績	<p>R1 壱岐市 南種子町 伊仙町 和泊町 知名町</p> <p>R3 佐渡市 伊仙町</p> <p>R4 佐渡市 壱岐市 伊仙町</p> <p>R5 佐渡市 壱岐市 伊仙町 南種子町 天城町</p>			
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。			
担当部署	文化庁文化財第二課			
連絡先	075-451-4111			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/			

国民共有の財産である文化財を次世代に継承するため、文化財の保存・伝承等のための各種事業に対して補助を実施。

<主な施策>

◆建造物の保存修理等

11,438百万円 (11,438百万円)

国宝・重要文化財（建造物）を次世代に継承するための修理や、自然災害等から護るための防災設備の整備、耐震診断等に対する補助を行う。

・国宝・重要文化財建造物保存修理強化対策事業 11,334百万円 (11,334百万円) 等

◆美術工芸品の保存修理等

1,085百万円 (1,085百万円)

国宝・重要文化財（美術工芸品）を次世代に継承するための修理や、盗難等により所在不明となることや、自然災害から護るための防災・防犯設備等の整備に対する補助を行う。

◆伝統的建造物群基盤強化

1,567百万円 (1,567百万円)

伝統的建造物群保存地区を社会基盤として捉え、保存に関する計画から防災対策までを体系的に位置付け、定期的な修理による個々の伝統的建造物の健全性確保とともに、防災設備等の整備を一体的・総合的に実施し、災害に強く、魅力的なまちづくりを実現する。

◆史跡等の保存整備・活用等

9,106百万円 (9,554百万円)

歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実し、保存整備や活用等を推進する。

・歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業 5,057百万円 (5,311百万円) 等

◆無形文化財の伝承・公開等

1,240百万円 (1,244百万円)

芸能や工芸技術の無形文化財、風俗慣習や民俗芸能等の民俗文化財、文化財の修理や用具の製作・修理等の文化財の保存のために欠くことのできない文化財保存技術の確実な伝承等を図るために必要な支援を行う。



<建造物半解体修理の様子>
重要文化財 本隆寺本堂
(京都市)



<史跡及び名勝整備の様子>
史跡及び名勝「三徳山」の庭園
(鳥取県正善院)

No.	③-5		R 6 予算額	1,021 百万円
事業名	地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産・地域計画等、地域伝統行事・ 民俗芸能等継承振興事業)		府省庁名	文化庁
概要	我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産の活用を図ることにより、文化振興とともに地域活性化に資することを目的とする。			
支援対象	地域の文化遺産の所有者もしくは 保護団体（保存会等）等によって構 成される実行委員会等	補助率	予算の範囲内において定額補助	
対象事業	<p>文化振興とともに地域活性化を推進するため、我が国の「たから」である地域の多様で豊かな文化遺産を活用した、伝統芸能・伝統行事の公開・後継者養成、古典に親しむ活動など、各地域の実情に応じた特色ある総合的な取組に対して補助を行うもの。</p> <p>(1) 地域文化遺産・地域計画等</p> <p>①人材育成事業：地域の文化遺産を総合的に紹介するガイド等の人材育成</p> <p>②普及啓発事業：地域の文化遺産を普及啓発するための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）</p> <p>③その他事業：地域の文化遺産を活用した地域活性化に資すると認められる事業</p> <p>(2) 地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業</p> <p>①用具等整備事業：地域の伝統行事や民俗芸能に用いる用具の新調、修理</p> <p>②後継者養成事業：地域の伝統行事や民俗芸能の後継者の育成等</p> <p>③記録作成・情報整備事業：地域の伝統行事や民俗芸能の継承に用いるための記録映像の作成、オンライン配信等の取組</p>			
支援内容	各地方公共団体が策定する、地域活性化に資する特色ある総合的な取組に関する実施計画に基づき、実行委員会等が実施する事業に要する経費の全部又は一部を予算の範囲内で補助するもの。			
離島での実績	R5 佐渡市（民謡大会の実施）など			
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10月頃に募集開始予定 ・ 実行委員会等が所在する地方公共団体及び都道府県を通じて応募（個別の団体からの直接応募は不可） 			
担当部署	文化庁参事官（生活文化創造担当）			
連絡先	075-451-4111（内線 9576）			
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/			

地域文化財総合活用推進事業

(地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業)

令和6年度予算額

421百万円

(前年度予算額)

421百万円

令和5年度補正予算額

499百万円



文部科学省

現状・課題

- 過疎化や少子高齢化等の社会状況を背景として、地域の伝統行事・民俗芸能等の担い手や資金が不足し、行事等の継承が困難となっている。
- 担い手や資金の不足を克服しようとする地域の伝統行事等に対するソフト面・ハード面での支援を一体的に行い、地域の伝統行事等の更なる振興と次世代への着実な継承を図る。

事業内容

地域伝統行事の基盤整備に係る支援を行う。支援に当たっては、支援窓口と連携を図るものとする。

件数・単価 約185件×約490万円 事業開始年度 令和3年度

○基盤整備に係る支援

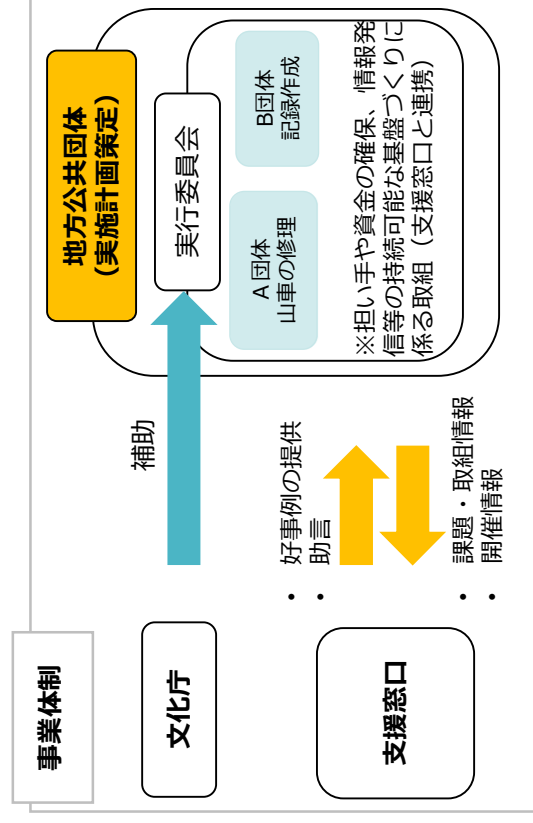
- 【補助対象事業】 ※支援窓口との連携が必須
- 用具等整備 (山車の修理や衣装の新調等を行う事業)
- 後継者養成 (保存会会員等を対象とした技術練磨等の事業)
- 記録作成・情報整備 (記録の作成・発信やデジタル化等を行う事業)

【補助事業者】

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会 (1 地方公共団体当たり 1 実行委員会)

【地方公共団体】

域内の各取組をとりまとめ、実施計画を策定



アウトプット (活動目標)

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム (成果目標)

地域伝統行事等への参加者数の増加

長期アウトカム (成果目標)

地域文化遺産の担い手確保

担当：参事官 (生活文化創造担当) 付

地域文化財総合活用推進事業 (地域文化遺産・地域計画等)

令和6年度予算額
(前年度予算額)

600百万円
701百万円



文部科学省

現状・課題

- 文化遺産は、地域の人々に豊かさや感動を与え、心よりのところとして、地域に活力を与える国民共有の財産である。
- 過疎化や少子高齢化などによる地域コミュニティの絆や文化財の担い手不足で、地域の文化遺産が消失の危機にある。
- 地域の文化遺産は、その適切な保存・継承とともに、地域活性化等に資する役割が再認識され、その積極的な活用が期待されている。

事業内容

○地域の文化遺産を核とした地域活性化

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産を活用した、伝統行事・伝統芸能等の公開やシンポジウムの開催など、特色ある総合的な取組を支援する。

件数・単価

約105件×約550万円

事業開始年度

令和元年度

補助対象事業

- 人材育成（ボランティアガイド等の育成）
- 普及啓発（伝統芸能等の公開、シンポジウムの開催等）

地方公共団体

実施計画を策定（本事業により実施される取組を手段として、目標を設定）

補助事業者

文化遺産の保護団体等で構成される実行委員会

アウトプット（活動目標）

地域文化遺産の総合的な取組や地域伝統行事等の継承に必要な取組への支援

短期アウトカム（成果目標）

地域伝統行事等への参加者数の増加



民俗芸能大会の開催



ガイド育成講座の実施

事業体制

支援

文化庁

地方公共団体

実行委員会

A団体
シンポジウム開催

B団体
ガイドの育成

C団体
伝統芸能公開

長期アウトカム（成果目標）

地域文化遺産の担い手確保

担当：参事官（生活文化創造担当） 付

No.	③-6		R 6 予算額	5,546 百万円
事業名	学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業		府省庁名	文化庁
概要	小学校・中学校等において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施する。			
支援対象	芸術団体と学校が芸術教育の一環として行う巡回公演	補助率	委託にて実施	
対象事業	<p>小学校・中学校等において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するため、以下の事業を実施。</p> <p>学校巡回公演事業 トップレベルの文化芸術団体を選定し、小学校・中学校等において実演芸術公演及びワークショップを実施。</p>			
支援内容	実施要領に基づき、学校芸術教育の一環として巡回公演を行う芸術団体に委託し、事業を行うもの。			
離島での実績	R5 学校巡回公演事業では、6 都県において子供たちにトップレベルの文化芸術団体や芸術家による質の高い様々な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供するとともに、芸術家による表現手法を用いたワークショップ等を実施した。(計40件)			
備考				
担当部署	文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室			
連絡先	03-6734-2835			
参照 HP	http://www.kodomogeijutsu.go.jp/			

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)

5,546百万円

5,545百万円) **文化庁**

現状・課題

〈平成29, 30年の学習指導要領改訂より〉

総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。

音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の担い手や観客育成 未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。	小学校・中学校・特別支援学校等を対象 各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。
---	---

文化芸術体験 文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。	共生社会の実現 障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院入学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることにより、共生社会の実現へ寄与する。
---	--

芸術教育の充実 芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施や、新たに芸術教育に関するモデル事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。	芸術教育の充実 芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施や、新たに芸術教育に関するモデル事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。
--	--

事業内容

- ① 学校巡回公演**
 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等において美濃芸術公演を実施。
 ・ 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。
- ② エニバーサル公演**
 小学校、中学校、特別支援学校等において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院入学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。
- ③ 芸術家の派遣**
 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を実施。
 ・ 各都道府県の教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、体育館等で公演等を実施。
- ④ 文化施設等活用**
 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエデュケーター等が協力することにより、複数校の子供たちがより本格的に鑑賞・体験できる活動を実施。
- ⑤ コミュニケーション能力向上**
 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等で実施。
 ・ 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を実施。

芸術教育における芸術担当教員等研修

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに美演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

アウトプット（活動目標）

- ・ 巡回公演事業 1,876公演
- ・ エニバーサル公演事業 200公演
- ・ 芸術家の派遣事業 2,990公演
- ・ 文化施設等活用事業 110公演
- ・ コミュニケーション能力向上事業 200公演

短期アウトカム（成果目標）

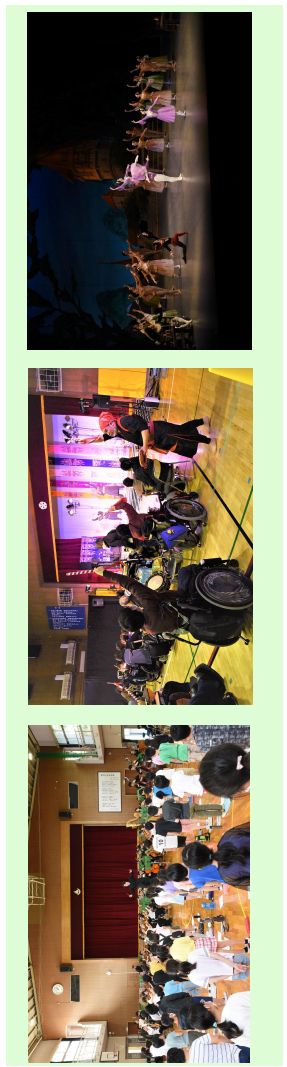
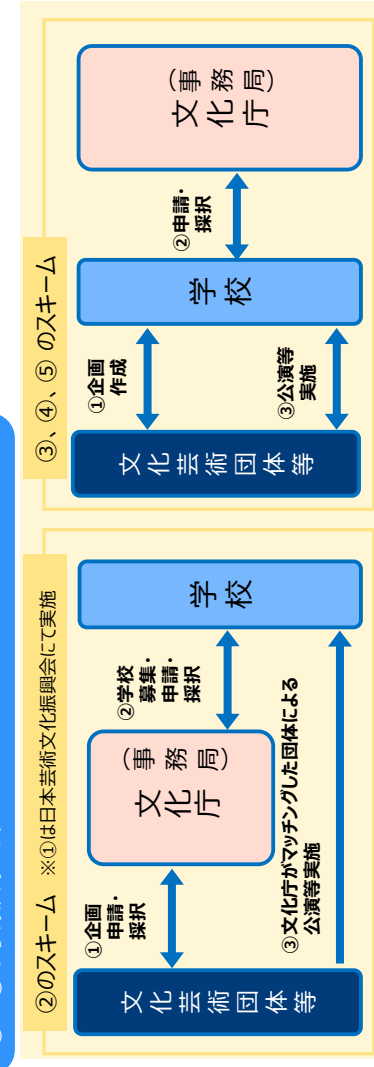
- 1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したことがない子供の割合（文化に関する世論調査）
 → 目標 30%

長期アウトカム（成果目標）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

担当： 参事官（芸術文化担当） 付

①～⑤の事業スキーム



No.	③-7-1		R6 予算額	23 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（危機的な状況にある言語・方言サミットの開催）		府省庁名	文化庁
概要	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言(八丈方言が含まれる)や東日本大震災の被災地方言に関する調査結果,各地の継承のための取組事例等を紹介するとともに,それぞれの言葉による語りの披露や危機言語・方言を使った活動や研究を行っている方の講演等を通して,危機言語・方言の価値や,各地域における危機言語・方言の保存・継承の活動について理解を深めていただき,「地域の宝」である言語・方言の危機的な状況の改善につなげようとするもの。			
支援対象	都道府県	補助率	都道府県に支出委任をして実施	
対象事業	危機的な状況にある言語・方言サミットの開催			
支援内容	都道府県に支出委任			
離島での実績	なし			
備考	・開催地となる対象地域は危機的な状況にある言語・方言を抱えている地域			
担当部署	文化庁国語課			
連絡先	03-6734-2839			
参照 HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/summit/index.html			

No.	③-7-2	R6 予算額	23 百万円の内数
事業名	危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業（消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業）	府省庁名	文化庁
概要	平成21年2月にユネスコが指摘した危機的な状況にある8言語・方言(八丈方言が含まれる)や東日本大震災の被災地方言のうち、音声資料や映像資料をはじめ、保存・継承に必要な調査研究が十分とは言えない地域の方言について、当該地域の方言の保存・継承に資するため、よりどころとなる基礎データの集積を中心とした実地調査及びその分析、方言の保存・継承に資する諸研究や成果報告等を行うもの。		
支援対象	法人格を有する団体	補助率	委託事業として実施
対象事業	消滅の危機にある方言の記録作成及び啓発事業の実施		
支援内容	委託事業として実施		
離島での実績	平成25及び26年度の危機言語・方言の実態に関する調査研究において、東京都八丈島、青ヶ島での調査を実施		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の対象となるのは危機的な状況にある言語・方言を抱える地域 ・ 委託先は法人格を有する団体 		
担当部署	文化庁国語課		
連絡先	03-6734-2839		
参照 HP	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kokugo_shisaku/kikigengo/jitchichosa/index.html		

危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究事業



令和6年度予算額
(前年度予算額)

23百万円
23百万円

文部科学省

背景・課題

- ◆「ユネスコ」世界消滅危機言語地図”発表（平成21年2月）
→ 日本の8言語（一般の認識では1言語・7方言）が消滅危機
→ 国連の各種委員会による勧告で引用
- ◆アイヌ政策推進会議の報告、アイヌ施策推進法、基本的な方針
→ 国によるアイヌ語の復興の取組
- ◆東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月）
→ 被災地の方言の再興

ユネスコの8言語と被災地方言を対象に、SDGsの目標4・4-7（文化多様性を重視）や、国連・国際先住民言語のため
の10年：2022～2032を見据えた取組が必要。

ユネスコの消滅危機言語の評定尺度（9項目・各5点満点）に基づく危機度の判定

アイヌ	八丈	奄美	国頭	沖縄	宮古	八重山	与那国	被災地
評定平均	1.75 ～ 2.63	2.21 ～ 2.5	2.25	2.3 ～ 2.8	2.0 ～ 2.38	1.8	1.88 ～ 2.13	2.0 ～ 2.8
判定	極めて深刻	危険	危険	危険	危険	重大な危険	重大な危険	危険

文化庁委託調査研究（平成22・24・25年度）

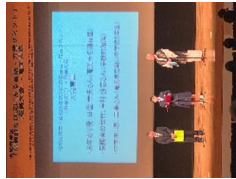
事業内容

危機言語の保存・継承に有効な3分野：Status（地位）、Corpus（核）、Prestige（威信）を踏まえた取組。

- ・Corpus（核）＝誰でも利用可能な基礎データの整備
- ・Prestige（威信）＝危機言語・方言への関心喚起、継承の意義の周知

➡ 危機的な状況にある言語・方言の状況改善

- 危機的な状況にある言語・方言の活性化・調査研究 **13百万円**
 - 保存・継承に不可欠な記録を欠く危機言語の記録作成・啓発、啓発事業、研究者と行政等担当者との協議会の実施。
 - 件数・単価：記録作成・啓発 2箇所×約3.5百万円
危機方言サミット（国際先住民との連携）1件×約6百万円
 - 事業期間：平成22年度から毎年度
- アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業 **10百万円**
 - 消滅の危機度が最も高いアイヌ語の復興に向け、保存・継承、学習に資する環境を整えるため、「アナログ資料のデジタル化」「アーカイブ作成支援」を実施。
 - 件数・単価：アナログ資料のデジタル化 1箇所×約5.5百万円
アーカイブ作成支援 1箇所×約3.4百万円
 - 事業期間：平成27年度から毎年度



- ◆Status（地位＝公的な位置付け）分野
アイヌ施策振興法（平成31年法律第16号）（→アイヌ語の位置付け）
学習指導要領（平成29年告示）解説（→方言の位置付け）
文化芸術推進基本計画（第2期）（令和5年3月24日閣議決定）
（→危機言語・方言の意識向上等）
- ◆Corpus（核＝言語的基礎データや教材等）分野
アイヌ語アーカイブ作成支援（→伝統的アイヌ語教材整備）
消滅の危機にある方言の記録作成・啓発（→基礎データ整備）
アイヌ語アナログ資料のデジタル化（→Corpusの基盤整備）
◆Prestige（威信＝社会的なイメージ）分野
危機的な状況にある言語・方言サミット（→対一般）
危機的な状況にある言語・方言に関する研究協議会（→対関係者）



アウトプット（活動目標）

- ・2年ごとに3地点以上の基礎データの追加、啓発事業を毎年度1件以上開催（活性化・調査研究）
- ・400本以上／年のアナログ資料のデジタル化、1時間以上／年のアーカイブ用資料の文字化・翻訳（アイヌ語）

短期アウトカム（成果目標）

基礎データやアーカイブへの
アクセス数増

中期アウトカム（成果目標）

基礎データやアーカイブへの
アクセス数増

長期アウトカム（成果目標）

- ・危機言語・方言の存在に関する認知度の上昇
- ・危機言語・方言の継承の意義に関する理解度の上昇

No.	③-8	R6 予算額	2,314 百万円
事業名	重要文化財等防災施設整備事業	府省庁名	文化庁
概要	文化財所有者等に対して必要な防火対策、耐震対策等に係る施設整備についての補助		
支援対象	所有者、管理団体	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1) 防災施設</p> <p>ア 消火施設、避雷施設、警報施設、防犯・防犯施設の設置工事</p> <p>イ 火除地設定、消防道路設置、防災倉庫等設置、保護柵設置、覆屋設置、防火壁、擁壁、排水施設の設置工事</p> <p>ウ 耐震対策工事</p> <p>(2) 保存活用施設（重要文化財（美術工芸品）及び重要有形民俗文化財に限る。）</p> <p>ア 耐火構造である保存施設又は保存活用施設の設置工事</p> <p>イ アに伴い、一体的に整備される展示設備、解説用設備の設置工事等</p> <p>ウ アに伴い、一体的に整備される温湿度調整設備工事、擁壁、排水施設工事等</p> <p>詳細な内容については参照 HP にある補助要項を参照</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2。</p> <p>詳細は参照 HP にある補助要項を参照</p>		
離島での実績	令和 5 年度 長崎県五島市 久賀島 旧五輪教会堂（防災整備）		
備考	都道府県教育委員会に相談。随時。		
担当部署	文化庁文化資源活用課		
連絡先	075-451-4111		
参照 HP	http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/		

重要文化財等防災施設整備事業

令和6年度予算額
(前年度予算額)
令和5年度補正予算額

2,314百万円
1,991百万円
10,360百万円



背景・課題

文化財は次世代に継承すべき重要な国民の財産として国が保護しているものであり、火災等による滅失、震災等による毀損等が発生しないよう、防災対策を充実する必要があります。また文化財の活用に当たっては、見学者等の安全を確保する必要があります。このために必要な**防火対策**、**耐震対策**に係る**施設整備**について補助を実施するものである。(補助率：最大85%)

事業内容

【実施内容】

- ・個別の文化財特性に応じた**防火施設の整備**
- ・老朽化または、毀損した防火施設の**更新**
- ・盗難や放火等の不審者から文化財を護る**防犯施設整備**
- ・耐火構造の保存活用施設の**整備**
- ・耐震性能の劣る建造物の**耐震対策工事**
- ・城郭の**防火**、**耐震対策等の整備**

補助事業者：所有者、管理団体等

補助金の額：原則、補助対象経費の1/2

※財政状況による補助率の加算あり(最大35%)

【対象文化財】

- ・重要文化財(建造物)・重要文化財(美術工芸品)
- ・重要有形民俗文化財・史跡名勝天然記念物
- ・重要文化的景観・重要伝統的建造物群保存地区

早期発見



(R型受信機)
煙感知器

高機能な**自動火災報知施設**を設置し、迅速に初期消火へ

初期消火



(易操作性1号消火栓)

初期消火、火災の拡大を防ぐための**消火栓施設**等

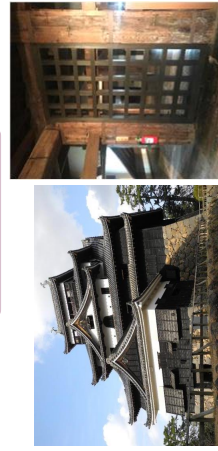
延焼防止



(放水銃)

近隣火災から護るための**放水銃**、**ドレンチャージャー**等

耐震対策



松江城天守の木製格子壁による補強

老朽化対策



老朽化した消火ポンプの更新

アウトプット(活動目標)

- 令和5年度末時点の進捗(国土強靱化5か年加速化対策関係)
(令和3年～5年の見込み)
- 防火対策
建造物：67件を整備(R5.3月末時点)
(令和3年度からの進捗率65%)
- 耐震対策：72件の整備に着手(R5.3月末時点)
(令和3年度からの進捗率69%)

短期アウトカム(成果目標)

- 防火対策(令和6年度までに)
建造物：不特定多数の者が入場する世界遺産・国宝の対策進捗率100%(103件)
- 耐震対策(令和7年度までに)
不特定多数の者が滞留する可能性の高い国宝・重要文化財建造物207件の内、耐震対策着手率50%(104件)

長期アウトカム(成果目標)

- 国民の宝である、国宝・重要文化財建造物や、博物館等に保管の有形文化財を、焼失・滅失、毀損から守る。
- 見学者等の安全を確保することにより、文化観光資源としての活用促進が図られる。

No.	④-1	R6 予算額	870 百万円																																													
事業名	地域雇用開発助成金	府省庁名	厚生労働省																																													
概要	雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域の求職者等を雇い入れた場合に活用できる助成制度。																																															
支援対象	雇用保険の適用事業所の事業主	補助率	事業所の設置・整備費用と増加した対象労働者の数等に応じて一定額を支給																																													
対象事業	雇用情勢が厳しい地域等（※）で、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に対して助成する。（対象地域は、下記 URL を参照。） ※ 特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島の事業所では、雇用情勢にかかわらず、本助成金の活用が可能。																																															
支援内容	<p>○上記の要件を満たす事業主に対して、事業所の設置等費用と雇入れにより増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">設置・整備費用</th> <th colspan="4">対象労働者の増加人数 （ ）内は創業の場合のみ適用</th> </tr> <tr> <th>3(2)～4人</th> <th>5～9人</th> <th>10～19人</th> <th>20人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">300万円以上 1,000万円未満</td> <td>50万円</td> <td>80万円</td> <td>150万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>(100万円)</td> <td>(160万円)</td> <td>(300万円)</td> <td>(600万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1,000万円以上 3,000万円未満</td> <td>60万円</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>(120万円)</td> <td>(200万円)</td> <td>(400万円)</td> <td>(800万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3,000万円以上 5,000万円未満</td> <td>90万円</td> <td>150万円</td> <td>300万円</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>(180万円)</td> <td>(300万円)</td> <td>(600万円)</td> <td>(1,200万円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">5,000万円以上</td> <td>120万円</td> <td>200万円</td> <td>400万円</td> <td>800万円</td> </tr> <tr> <td>(240万円)</td> <td>(400万円)</td> <td>(800万円)</td> <td>(1,600万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 中小企業事業主は、初回支給時、助成額の1/2の額を上乗せして支給 ※2 創業の場合は、初回支給時に（ ）内の額を支給 ※3 「地域活性化雇用創造プロジェクト」参加事業主が助成対象となる措置を講じた場合は助成金の対象とするとともに、初回支給時、対象労働者1人当たり50万円を上乗せして支給（1事業所あたりの上乗せ支給人数は20人が上限。） ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給 ※5 大規模雇用開発計画に係る特例に該当する場合は、対象労働者の増加人数に応じて、最高2億円を支給。</p>			設置・整備費用	対象労働者の増加人数 （ ）内は創業の場合のみ適用				3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上	300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)	1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)	3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)	5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)
設置・整備費用	対象労働者の増加人数 （ ）内は創業の場合のみ適用																																															
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上																																												
300万円以上 1,000万円未満	50万円	80万円	150万円	300万円																																												
	(100万円)	(160万円)	(300万円)	(600万円)																																												
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円	100万円	200万円	400万円																																												
	(120万円)	(200万円)	(400万円)	(800万円)																																												
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円	150万円	300万円	600万円																																												
	(180万円)	(300万円)	(600万円)	(1,200万円)																																												
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円																																												
	(240万円)	(400万円)	(800万円)	(1,600万円)																																												
離島での実績	R4：壱岐島（860千円を支給。以下、支給額のみ記載。） 屋久島（4,750千円） 奄美群島（10,450千円）																																															
備考																																																
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課																																															
連絡先	03-3593-2580																																															
参照 HP	（地域雇用開発助成金について） https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html																																															

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

令和6年度当初予算額 8.7 億円 (9.5 億円) ※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

地域雇用開発のための助成、援助等の措置を講ずる必要があると厚生労働大臣が認める地域（同意雇用開発促進地域）等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して助成を行うい、地域的な雇用構造の改善を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

事業の概要

同意雇用開発促進地域等において、事業所の設置・整備を行うとともに地域求職者等を雇い入れた事業主に対して、設置・整備費用及び対象労働者の増加数等に応じて一定額を助成する（1年ごとに3回の助成）。

対象地域

雇用開発促進・改善地域×二重	<ul style="list-style-type: none"> ○ 同意雇用開発促進地域（下記全ての要件を満たし、かつ、厚生労働大臣が同意をした地域） <ul style="list-style-type: none"> (1) 「最近3年間の有効求職者数/労働力人口」が全国平均以上 (2) 「最近3年間の有効求人倍率」又は「最近1年間の有効求人倍率」が全国平均の2/3以下ただし、全国平均の2/3が1以上の場合は1.0、6.7未満の場合は0.67以下 ○ 最近1年間の有効求人倍率が1倍未満の過疎・離島地域等であって、厚生労働大臣が指定する地域
特定有人国境離島地域等×二重	○ 関係法に基づく特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島

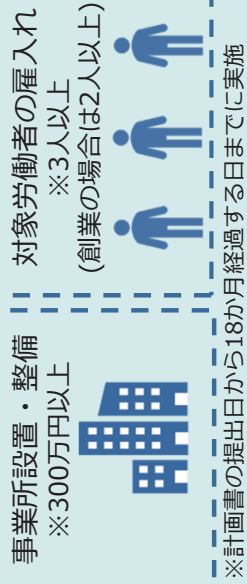
助成内容

設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、下表の額を助成

設置・整備費用	対象労働者の増加人数			
	3(2)~4人 (注) 括弧は創業の場合	5~9人	10~19人	20人~
300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円

- ※1 中小企業事業主は、初回支給のみ、上表の額の1.5倍を支給
- ※2 創業の場合は、初回支給のみ、上表の額の2倍を支給
- ※3 「地域活性化雇用創造アビィ」参画事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象とするともに、初回支給時、対象労働者1人あたり50万円を上乗せして支給
- ※4 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」寄附事業主が助成対象となる措置を講じた場合は、助成金の対象として支給
- ※5 大規模雇用開発計画を策定する事業主については、上表の額にかかわらず、設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、最高2億円を支給

スキーム



事業主

① 計画書の提出

③ 完了届書の提出申請

④ 支給

労働局

実施主体

都道府県労働局

実績

令和4年度支給額：8億円

No.	④-2	R6 予算額	1,176 百万円
事業名	地域雇用活性化推進事業	府省庁名	厚生労働省
概要	雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等の市町村、経済団体等から構成される協議会が地域の特性を生かして提案する「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組について、コンテスト方式により選抜・委託した上で実施する。		
支援対象	地域の関係者（市町村、経済団体等）から構成される協議会	補助率	1 / 1（委託事業）
対象事業	<p>地域の特性を生かした重点分野を設定のうえ、以下の雇用対策事業を実施する。</p> <p>（１）事業所の魅力向上、事業拡大の取組 魅力的な雇用の確保を図る講習会等の実施</p> <p>（２）人材育成の取組 地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施</p> <p>（３）就職促進の取組 上記（１）（２）を利用した事業主・求職者やUIJ ターン就職希望者等を対象とした面接会等によるマッチング支援の実施</p>		
支援内容	1 地域あたり各年度 4,000 万円（複数の市町村で実施する場合は1 地域あたり 2,000 万円を加算（加算上限 1 億円））を上限として、委託費を支出。事業期間は 3 年度以内。		
離島での実績	<p>【R3～】 呉市、宮古島市</p> <p>【R4～】 小豆郡地域（土庄町、小豆島町）、延岡市、薩摩国地域（薩摩川内市 ほか）</p> <p>【R5～】 天草地域（天草市、上天草市 ほか）、奄美大島地域（奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町）</p>		
備考	<p>（令和 6 年度のスケジュール予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月上旬～6 月上旬 企画書募集 ・ 7 月中旬～8 月中旬 外部の有識者を含む委員会での企画書の審査 ・ 8 月下旬 選定結果の通知 ・ 10 月～ 委託契約の締結、事業開始 		
担当部署	厚生労働省職業安定局地域雇用対策課		
連絡先	03-3593-2580		
参照 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03839.html		

地域雇用活性化推進事業

令和6年度当初予算額 12億円 (12億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する。

3 事業のスキーム・実施主体等

対象地域

I. 雇用機会不足地域 (次の①、②いずれかに該当する地域)

- ① 最近3年間 (平均) 又は最近1年間 (平均) の地域の有効求人倍率が全国平均 (1) を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67) 以下であること
- ② 最近3年間 (平均) 又は最近1年間 (平均) の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 (令和3年3月31日法律第19号) による過疎地域や重大な災害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

2 事業の概要

- 地域の課題・実情や地域企業、求職者のニーズ・シーズを把握した上で、事業構想を策定
 - 地域が提案する事業構想の中から、「魅力ある雇用や人材の維持・確保効果が高いと認められるもの」や「地域の産業及び経済の活性化等が期待できるもの」をコンテスト方式で選抜
- 【実施規模】各年度4千万円 (複数市町村で連携する場合、1地域あたり2千万円/加算 (加算上限1億円/年))
 【実施期間】3年度以内 【事業実績 (就職件数等)】3,013人 (令和4年度)

事業所向け

A 事業所の魅力向上、事業拡大の取組

魅力ある雇用の確保を図る講習会等の実施

- 新分野進出、販路拡大、生産性向上に必要な技術、ノウハウを学ぶ講習会
- 意欲ある企業が行う新分野進出等の取組への伴走型支援 等

魅力ある雇用の確保・拡大

連携

労働局・ハローワーク・都道府県の施策

②選抜 ④評価

事業選抜・評価委員会

地域雇用活性化推進事業支援コンサルタント

地域雇用活性化推進事業地域支援アドバイザー

支援



C 就職促進の取組

A、Bを利用した事業主・求職者やUJターン就職希望者を対象にハローワークと連携した説明会等の実施

- 合同企業説明会・就職面接会 等

面接会等によるマッチング

事業所向け

B 人材育成の取組

地域の人材ニーズ等を踏まえた求職者の能力開発や人材育成を図る講習会等の実施

- 地域農産品の知識・取扱い・加工等や職業スキル (IT、接客等) を学ぶ講習会 (オンライン型を含む)
- 地域企業における職場体験 等

スキルアップ・人材の確保

連携

地域の経済団体
市町村の施策

No.	④-3	R6 予算額	46,479 百万円
事業名	民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保	府省庁名	厚生労働省
概要	求職中の方を対象として、就職に必要な技能及び知識の習得を図るため、民間教育訓練機関等を活用して公共職業訓練（離職者に対する委託訓練）及び求職者支援訓練を実施。		
支援対象	都道府県、民間団体	補助率	
対象事業	<p>(1) 公共職業訓練（離職者に対する委託訓練） 主に雇用保険受給者を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。</p> <p>(2) 求職者支援訓練 主に雇用保険を受給できない方（特定求職者）を対象として、職業訓練を実施し再就職を支援。</p>		
支援内容	<p>(1) は都道府県と民間教育訓練機関等における委託契約に基づき、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し委託費を支払う。</p> <p>(2) はあらかじめ認定を受けた職業訓練（認定に関する事務は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が実施）について、訓練実績に応じて民間教育訓練機関等に対し奨励金を支払う。</p>		
離島での実績	R4 佐渡島、福江島、対馬 など		
備考			
担当部署	厚生労働省人材開発統括官訓練企画室		
連絡先	TEL 03-3595-3356		
参照 HP	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/rishokusha.html		

民間機関を活用した多様な職業訓練機会の確保

公共職業訓練（離職者向け職業訓練）

○主に雇用保険受給者（例えば一定の職業経験を有し、基礎的な能力を有する者）に対して、実践的能力を習得する職業訓練を実施

＜委託訓練＞（委託元は都道府県）

- ・委託先：民間教育訓練機関等
- ・訓練コース：事務基本科、介護福祉士養成科 等
- ・訓練期間：標準3か月（最長2年）

求職者支援訓練（求職者支援制度における職業訓練）

○主に雇用保険を受給できない方（例えば非正規雇用労働者や就業経験の無い者等）に対して、基礎的能力から実践的能力までを一括して付与する職業訓練を実施
➤受講者の多様な状況に対応できるよう、基礎的能力のみを付与する訓練も設定

○実施機関：民間教育訓練機関等（訓練コースごとに厚生労働大臣が認定）

訓練コース：ビジネスパソコン基礎科、介護職員初任者養成科等

訓練期間：2～6か月

※訓練期間中、収入・資産など一定要件を満たす方に職業訓練受講給付金を支給

No.	④-4	R6 当初予算	7,525,256 千円＋ 4,225,152 千円の内数
事業名	へき地保健医療対策	府省庁名	厚生労働省
概要	へき地における医療提供体制の確保に必要な経費を補助する。		
支援対象	へき地診療所、へき地医療拠点病院等	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>【運営事業】 (1) へき地の住民に医療を提供する「へき地診療所」や、へき地診療所を支援する「へき地医療拠点病院」の運営に必要な経費を補助する。 (2) へき地の住民に対し巡回診療を実施する「へき地巡回診療車（船・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。 (3) へき地の住民を近隣の医療機関まで輸送する「へき地患者輸送車（艇・航空機）」の運行に必要な経費を補助する。 など</p> <p>【設備整備事業】 (4) 「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の医療機器整備に必要な経費を補助する。 (5) 「へき地巡回診療車（船）」の整備に必要な経費を補助する。 (6) 「へき地患者輸送車（艇）」の整備に必要な経費を補助する。 など</p> <p>【施設整備事業】 (7) 「へき地診療所」や「へき地医療拠点病院」の施設整備に必要な経費を補助する。 など</p>		
支援内容	(1) 補助率：1 / 2、2 / 3、3 / 4 (2) 補助率：1 / 2 (3) 補助率：1 / 2 (4) 補助率：1 / 2、3 / 4 (5) 補助率：1 / 2 (6) 補助率：1 / 2 (7) 補助率：1 / 2		
離島での実績	【令和4年度実績】 ○運営事業 島後、大入島等（168 施設） ○設備整備事業 小値賀島、屋久島等（55 施設） ○施設整備事業 新島、三宅島等（10 施設）		
備考			
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課医師確保等地域医療対策室		
連絡先	03-3595-2186		
参照 HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20900.html		

へき地保健医療対策関係予算について

へき地保健医療対策予算の概要

1 予算額	【令和5年度予算額】 74.9億円 → 【令和6年度予算額】 75.3億円
2 内容	<p>(1) へき地医療支援機構の運営 259百万円 都道府県単位の広域的な支援体制を図るため、各都道府県に「へき地医療支援機構」を設置し、支援事業の企画、調整及び医師派遣の実施等を補助する。</p> <p>(2) へき地医療拠点病院等の運営 6,606百万円 へき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費を補助する。</p> <p>ア へき地医療拠点病院運営費 イ へき地保健指導所運営費 ウ へき地診療所運営費(国保直診分(保険局計上分)含む) エ へき地診療所医師派遣強化事業</p> <p>(3) へき地巡回診療の実施 150百万円 無医地区等の医療の確保を図るため、医師等の人件費及び巡回診療車等の運行に必要な経費を補助する。</p> <p>ア へき地巡回診療車(船)(医科・歯科) イ へき地巡回診療航空機(医科) ウ 離島歯科診療班</p> <p>(4) 産科医療機関の運営 281百万円 分娩可能な産科医療機関を確保するため産科医療機関の運営に必要な経費を補助する。</p> <p>(5) へき地患者輸送車(艇・航空機)運行支援事業 229百万円 無医地区等の医療の確保を図るため、無医地区等から近隣医療機関等の輸送に必要な経費を補助する。</p> <p>ア へき地患者輸送車(艇) イ メディカルジェット(へき地患者輸送航空機) など</p>

医療施設等設備整備費補助金の概要

1 予算額	【令和5年度予算額】 20.7億円 → 【令和6年度予算額】 17.8億円
2 要旨	へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の設備整備を支援するもの。
3 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)
	へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)
	へき地診療所(公立・公的・民間・独法)
	へき地患者輸送車(艇)(公立・公的・民間・独法)
	へき地巡回診療車(船)(公立・公的・民間・独法)
	へき地・離島診療支援システム(公立・公的・民間・独法) など

医療施設等施設整備費補助金の概要

1 予算額	【令和5年度予算額】 24.5億円 → 【令和6年度予算額】 24.5億円
2 要旨	へき地・離島などの過疎地の住民に対する医療の確保及び臨床研修医の研修環境の充実等を図るため、医療施設や臨床研修病院等の施設整備を支援するもの。
3 補助対象	補助対象事業《メニュー区分》(事業実施主体)
	へき地医療拠点病院(公立・公的・民間・独法)
	へき地診療所(公立・公的・民間・独法) など

No.	④-5		R6当初予算	1.4億円
事業名	遠隔医療設備整備事業		府省庁名	厚生労働省
概要	遠隔医療（遠隔病理診断・遠隔画像診断及び助言・オンライン診療）の実施に必要なコンピュータ機器・通信機器等の整備に対する補助事業			
支援対象	①都道府県が行う遠隔医療設備整備事業 ②市町村等、厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設が行う遠隔医療設備整備事業に対して都道府県が補助する事業	補助率	1 / 2	
対象事業	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費 1 遠隔病理診断 (1) 支援側医療機関 (2) 依頼側医療機関 2 遠隔画像診断及び助言 (1) 支援側医療機関 (2) 依頼側医療機関 3 オンライン診療 ※ただし、オンライン診療については、保険診療を目的に行う整備に限ることとし、自由診療を目的とする者が行う整備は除くものとする。			
支援内容	1 (1) 4,598千円 (2) 14,198千円 2 (1) 16,390千円 (2) 14,855千円 3 8,250千円 いずれも、上記金額を基準額として、補助率1 / 2（基準額の半額を補助上限とする。）			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局総務課			
連絡先	03-3595-2189			
参照HP	https://www.mhlw.go.jp/stf/index_0024.html			

地域医療の充実のための遠隔医療補助事業（遠隔医療設備整備事業）

令和6年度当初予算額 1.4億円 (4.0億円) ※ () 内は前年度当初予算額

※医療施設等設備整備補助金のメニューー予算

1 事業の目的

この事業は、情報技術を応用した遠隔医療を実施することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

情報通信機器を活用して病理画像・X線画像等を遠隔地の医療機関に伝送し、専門医の診断・助言を得ることで、適切な対応を可能とする。また、患者の通院負担軽減や医師の移動負担軽減、医療資源の柔軟な活用などの観点から、情報通信機器を活用して、医師と患者間における遠隔地からの診療を行う。

医師－医師間(D to D)

医師－医師間(D to D)

医師－患者間(D to P、D to P with N 等)

遠隔相談

【概要】
画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。

【効果】
医療の地域間格差の解消、患者やその保護者などの安心感向上につながる。

患者のいる地域の病院
ネットワーク
専門医のいる病院
地域の医師
専門医(小児科医など)

遠隔画像診断

【概要】
X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

【効果】
専門医による高度で専門的な診断を受けられる。

大学病院等
CT、MRI画像読込
読影結果登録
ネットワーク
地域病院
CT、MRI画像登録
読影結果登録

遠隔病理診断

【概要】
体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。

【効果】
リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。

専門医(病理医)側
顕微鏡画像
映像/音
コミュニケーション
顕微鏡コントロール
ネットワーク
手術執刀医側
担当医

遠隔診療（オンライン診療）

【概要】
医師－患者間において、情報通信機器を通じて、患者の診察及び診断を行い診断結果の伝達や処方等の診療行為をリアルタイムで行う。

【効果】
医療に対するアクセシビリティを確保し、よりよい医療を得られる機会を増やすことができる。

患者
ネットワーク
診察
指示
医師

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県、市町村、厚生労働大臣の認める者
- 補助対象経費：遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び附属機器等の購入費
- 補助基準額：遠隔病理診断(支援側 4,598千円、依頼側 14,198千円)、遠隔画像診断及び助言(支援側 16,390千円、依頼側 14,855千円)、オンライン診療(※)装置(8,250千円) ※保険診療を目的に行う整備に限る。

No.	④-6		R6 当初予算	95 億円
事業名	ドクターヘリ導入促進事業		府省庁名	厚生労働省
概要	地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。			
支援対象	都道府県（救命救急センター）	補助率	1 / 2	
対象事業	ドクターヘリの運航に必要な経費を補助する。			
支援内容	補助率：1 / 2			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課救急・周産期医療等対策室			
連絡先	TEL 03-3595-2185			
参照 HP				

令和6年度当初予算 95億円（87億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域において必要な救急医療が適時適切に提供できる体制の構築を目指し、早期の治療開始、迅速な搬送を可能とするドクターヘリの運航体制を確立する。

2 事業の概要・スキーム

- ドクターヘリの運航に必要な経費及び夜間運航を行う場合に必要経費等について財政支援を行い、救命率の向上及び広域患者搬送体制の確保を図る。



3 実施主体等

- ◆実施主体：都道府県
（基地病院（救命救急センター））
- ◆補助率：1/2
- ◆補助基準額：（令和5年度）
3.31億円（飛行時間300時間以上）
3.07億円（飛行時間200以上300時間未満）
2.89億円（飛行時間200時間未満）
- ◆負担割合：国1/2、都道府県1/2

4 見直し内容

- ◆補助基準額：
令和4年度の運航経費の実績
に基づく見直しを行う

5 事業実績

- 導入状況 46都道府県57機にて事業を実施（令和6年2月1日現在）
- ※ 京都府は、関西広域連合として一体的に運用している。

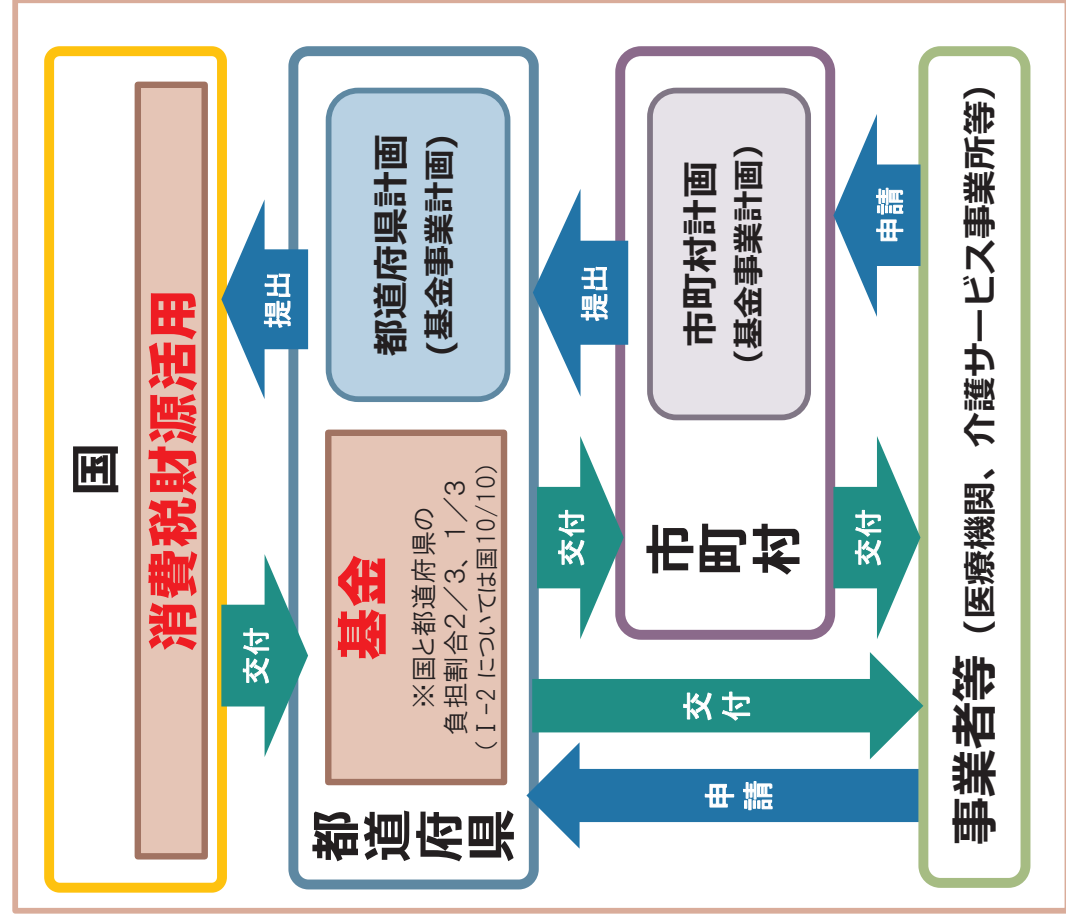
平成13年度	5県	岡山県、静岡県、千葉県、愛知県、福岡県
平成14年度	2県	神奈川県、和歌山県
平成17年度	2道県	北海道、長野県
平成18年度	1県	長崎県
平成19年度	3府県	埼玉県、大阪府、福島県
平成20年度	3県	青森県、群馬県、沖縄県
平成21年度	4道県	千葉県(2機目)、静岡県(2機目)、北海道(2機目、3機目)、栃木県
平成22年度	5県	兵庫県、茨城県、岐阜県、山口県、高知県
平成23年度	6県	島根県、長野県(2機目)、鹿児島県、熊本県、秋田県、三重県
平成24年度	8県	青森県(2機目)、岩手県、山形県、新潟県、山梨県、徳島県、大分県、宮崎県
平成25年度	3県	広島県、兵庫県(2機目)、佐賀県
平成26年度	1道	北海道(4機目)
平成27年度	2県	滋賀県、富山県
平成28年度	5県	宮城県、新潟県(2機目)、奈良県、愛媛県、鹿児島県(2機目)
平成29年度	1県	鳥取県
平成30年度	1県	石川県
令和3年度	2都県	福井県、東京都
令和4年度	1県	香川県
令和5年度	1県	愛知県(2機目)

No.	④-7	R6 当初予算	73,299 百万円 (国費) の内数
事業名	地域医療支援センター運営経費等 (地域医療介護総合確保基金)	府省庁名	厚生労働省
概要	効率的かつ質の高い医療提供体制の構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域医療構想の達成に資する医療機関の施設設備整備事業等、病床機能の分化・連携の取組を促進するための支援を行う。		
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療支援センターの運営 ○卒業後に地域医療に従事する意思を有する医学生に対する修学資金の貸与 ○寄附講座の設置 ○キャリア形成プログラムの策定・充実 ○医療人材養成のための研修の実施 等 		
支援内容	定額補助		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	厚生労働省医政局地域医療計画課		
連絡先	03-3595-2186		
参照 HP			

地域医療介護総合確保基金

令和6年度予算額：公費で1,553億円
(医療分 1,029億円、介護分 524億円)

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、平成26年度から消費税増収分等を活用した財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画 (基金事業計画)

- 基金に関する基本的事項
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保(関係者の意見を反映させる仕組みの整備)
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- 都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項

医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間(原則1年間) / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2

 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施
国は都道府県の事業を検証し、基金の配分等に活用
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめ、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- I-2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業
- II 居宅等における医療の提供に関する事業
- III 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- IV 医療従事者の確保に関する事業
- V 介護従事者の確保に関する事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

No.	④-8		R6 当初予算	92 百万円
事業名	看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業		府省庁名	厚生労働省
概要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の設置準備に必要な経費の一部を支援する。			
支援対象	指定研修予定機関	補助率	10/10	
対象事業	<p>概要：特定行為研修の指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。</p> <p>対象：保健師助産師看護師法に基づき指定を受けることのできる学校、病院その他の者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。</p> <p>事業内容：</p> <p>① 指定準備支援事業 指定研修機関の設置準備に必要なカリキュラム策定や備品購入を行うもの。</p> <p>② 就労継続型体制構築支援事業 就労しながら希望する看護師に配慮した研修を実施するため、遠隔教育や受講看護師の所属施設等における実習等に係る調整等を行う。</p>			
支援内容	指定研修機関の設置に係る eラーニングの導入、カリキュラムや実施要綱の作成、シミュレーター等の物品購入に係る費用を補助する。			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL 03-3595-1111(4176)			
参照 HP				

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和6年度当初予算 5.1億円 (令和5年度予算額 5.4億円)

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成する必要がある。(平成27年特定行為研修制度を創設)
- 特定行為研修修了者を効果的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効果的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

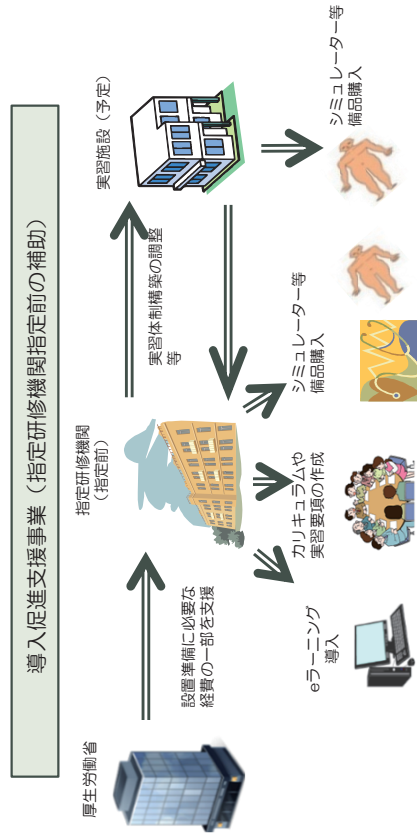
事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円 (111,335千円)

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

【補助先：指定研修機関】

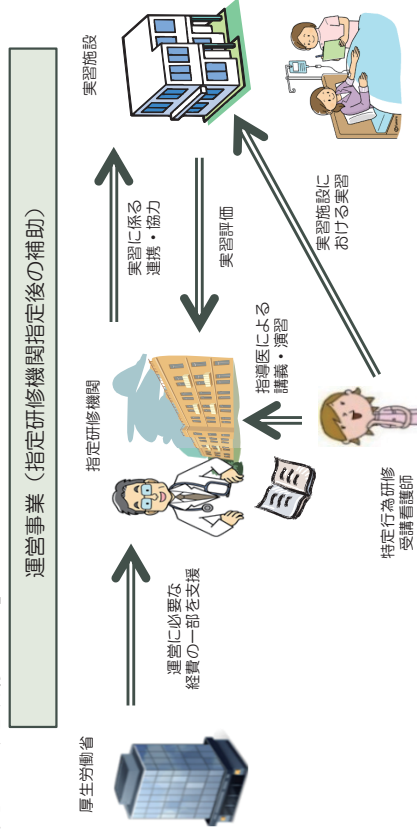


看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業

409,247千円 (418,018千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

【補助先：指定研修機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業 11,685千円 (11,685千円)

看護師や医師等の医療関係者が特定行為研修に関する情報を収集しやすい環境を整えるため、指定研修機関同士の連携体制を構築するとともに、指定研修機関が実施している特定行為研修の受講に係る情報や特定行為研修修了者の活用に関する情報を収集し、それらの情報提供を目的としたポータルサイトを設置・運営する。【補助先：公募により選定した団体】

No.	④-9		R6 当初予算	409 百万円
事業名	看護師の特定行為に係る指定研修機関運営事業		府省庁名	厚生労働省
概要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、研修を実施する指定研修機関の運営に必要な経費を支援する。			
支援対象	指定研修機関	補助率	10/10	
対象事業	<p>概要：特定行為研修の指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者に係る経費や実習に係る消耗品費や委託費等に対する支援を行う。</p> <p>対象：保健師助産師看護師法に基づき指定を受けた学校、病院その他の者。ただし、大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。</p> <p>事業内容：1又は2以上の特定行為区分に係る特定行為研修を行う指定研修機関に対し、特定行為研修開始後4年目まで指導者に係る経費や実習に係る経費、委託費、協力施設との連携に必要な会議費等に対する支援を行う。</p>			
支援内容	<p>指定研修機関の運営に係る指導者経費、実習経費、委託費、協力施設との連携に必要な会議等に係る費用を補助する。</p> <p>補助率：特定行為研修開始3年目まで 10/10 特定行為研修開始4年目 1/2</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課			
連絡先	TEL 03-3595-1111(4176)			
参照 HP				

看護師の特定行為に係る研修機関支援事業

事業目的

令和6年度当初予算 5.1億円 (令和5年度予算額 5.4億円)

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助(特定行為)を行う看護師を養成する必要がある。(平成27年特定行為研修制度を創設)
- 特定行為研修修了者を効果的に活用するためには、質の高い修了者を確保する必要がある。そのためには、研修を実施する指定研修機関の確保、質の充実が不可欠である。
- 特定行為研修制度の普及や理解促進、研修受講者の確保のためには、研修に関する情報共有・情報共有・情報発信を行う必要がある。
- 既に修了者を輩出している指定研修機関において、研修が継続的に行われ、定員を増員するなど、効果的な研修機関の運営が必要である。
- 質の充実した研修を行うために、指定研修機関や協力施設及び関係機関との連携強化が不可欠である。

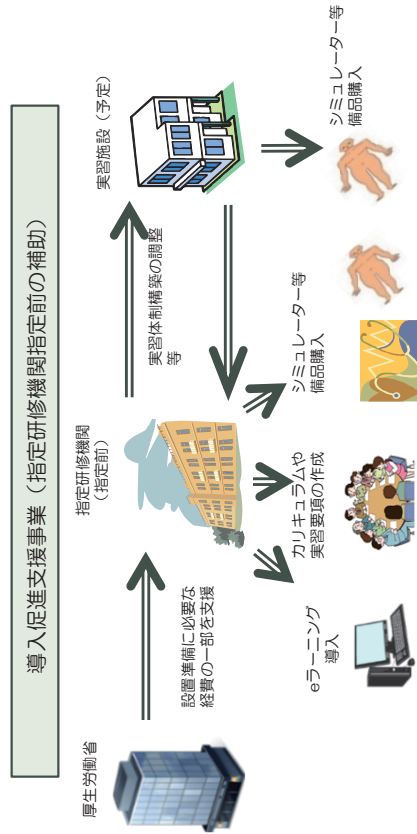
事業概要

看護師の特定行為に係る研修機関導入促進支援事業

91,539千円 (111,335千円)

指定研修機関の確保を図るため、指定研修機関の設置準備に必要な、カリキュラム作成や備品購入、eラーニングの導入、実習体制構築等の経費に対する支援を行う。

【補助先：指定研修予定機関】



看護師の特定行為に係る研修機関拡充支援事業

11,685千円 (11,685千円)

指定研修機関及び協力施設が質の高い研修を行うため、指導者経費や実習に係る消耗費、委託費、指定研修機関と協力施設の連携に必要な会議費等に対する支援を行う。

【補助先：指定研修機関】

厚生労働省 → 指定研修機関 (指定研修機関指定後の補助)

指定研修機関 (指定研修機関指定後の補助) からの支援: 運営に必要な経費の一部を支援

指定研修機関 (指定研修機関指定後の補助) と 実習施設 (指定研修機関指定後の補助) の関係: 実習に係る連携・協力、実習評価

指定研修機関 (指定研修機関指定後の補助) と 特定行為研修受講看護師 の関係: 指導医による講義・演習、実習施設における実習

No.	④-10		R6当初予算	医療提供体制施設整備 交付金 26 億円の内数
事業名	看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業		府省庁名	厚生労働省
概要	「特定行為に係る看護師の研修制度」の円滑な実施及び研修修了者の養成を促進するため、看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するため必要な施設の整備に係る経費に対する支援を行う。			
支援対象	指定研修機関	補助率	1/2	
対象事業	<p>概要：看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や e ラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費に対する支援を行う。</p> <p>対象：指定研修機関又は指定研修機関の指定に係る審査を受けている者。ただし、指定研修機関については、大学院の教育課程として特定行為研修を行う者は除く。</p>			
支援内容	研修を実施するためのカンファレンスルームの整備や e ラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に係る費用を補助する。			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL 03-3595-1111(4176)			
参照 HP				

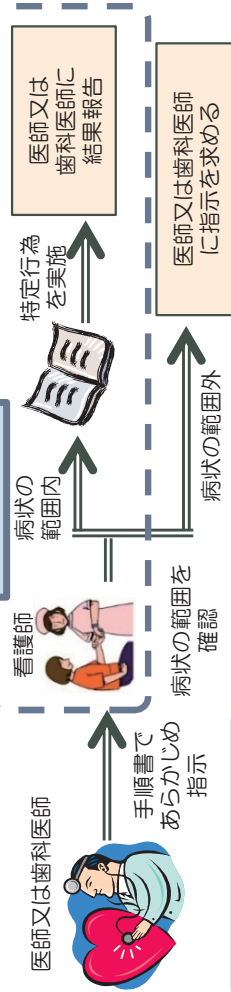
看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業

令和6年度当初予算（令和5年度予算額）医療提供体制施設整備交付金26億円の内数
 （医療提供体制施設整備交付金26億円の内数）

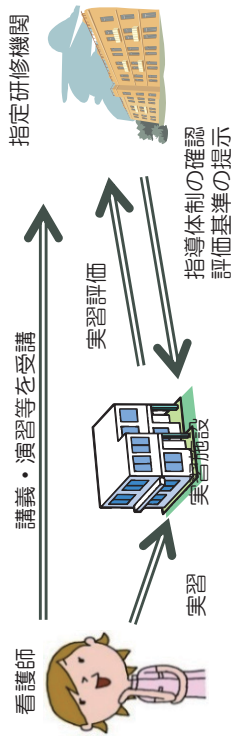
事業目的

- 少子高齢化の進展に伴い需要が増大する在宅医療等の推進を図るためには、個別に熟練した看護師のみでは足りないことから、医師等の判断を待たずに手順書により一定の診療の補助（特定行為）を行う看護師を計画的に養成するため、特定行為研修制度を創設。
- 当該研修制度の円滑な実施及び研修修了者を確保するためには、研修を実施する指定研修機関の確保が必要不可欠。
- このため、指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要な経費について支援する。

○「特定行為」の概要



○研修実施方法の概要



事業概要

看護師の特定行為に係る指定研修機関等において、研修を実施するためのカンファレンスルームの整備やeラーニングを設置するための整備、研修受講者用の自習室の整備等に必要経費に対する支援を行う。
 （補助先）

- ① 厚生労働大臣が定める者。ただし、指定研修機関の指定に係る審査を受けている者に限る。
- ② 指定研修機関

（補助率）

1 / 2（国）：1 / 2、指定研修機関等：1 / 2

No.	④-11		R6 当初予算	14,550 千円
事業名	ICT を活用した在宅看取りに関する研修推進事業		府省庁名	厚生労働省
概要	在宅での看取りにおける医師による ICT を利用した死亡診断等に関わる手続の整備を図るため、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師のための研修の実施に対する経費を支援する。			
支援対象	公募により選定した団体	補助率	10/10	
対象事業	概要：「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン（平成 29 年 9 月 12 日付医政発 0912 第 1 号厚生労働省医政局長通知）」、「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に関する Q&A について（令和元年 12 月 27 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」、「死亡診断書（死体検案書）の押印廃止に係る当面の取扱いについて（令和 3 年 1 月 6 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」及び「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」にかかる当面の取扱いについて（令和 3 年 3 月 22 日厚生労働省医政局医事課事務連絡）」の内容に基づき研修を実施する。			
支援内容	医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師のための研修の実施に係る費用を補助する。			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室			
連絡先	TEL 03-3595-1111(4177)			
参照 HP				

ICTを活用した在宅看取りに関する研修推進事業

令和6年度当初予算（令和5年度予算額）15百万円（15百万円）

背景・事業目的

- 最後の診察から24時間経過後に患者が死亡した場合、医師は、対面で死後診察をした後、死亡診断書を交付している。
- 一方で、看取りのため慣れた場所を離れた病院や介護施設に入院・入所したり、死後診察を受けるため遺体を長時間保存・長距離搬送するなど、患者や家族が不都合を強いられるとの指摘がある。

規制改革実施計画（平成28年6月2日閣議決定）

在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、受診後24時間を経過しても、以下のa～eの全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付できるよう、早急に具体的な運用を検討し、規制を見直す。

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晩死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師の十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による穏やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ取り決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等のICTを活用した通信手段を組み合わせて患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

患者や家族が希望する、
住み慣れた場所での
穏やかな看取りの実現

「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」策定（医政発0912第1号 平成29年9月12日医政局長通知）

H28年度厚生労働科学研究「ICTを利用した死亡診断に関するガイドライン策定に向けた研究」に基づきガイドラインを策定。

事業概要

ICTを活用した在宅看取りに関する研修事業

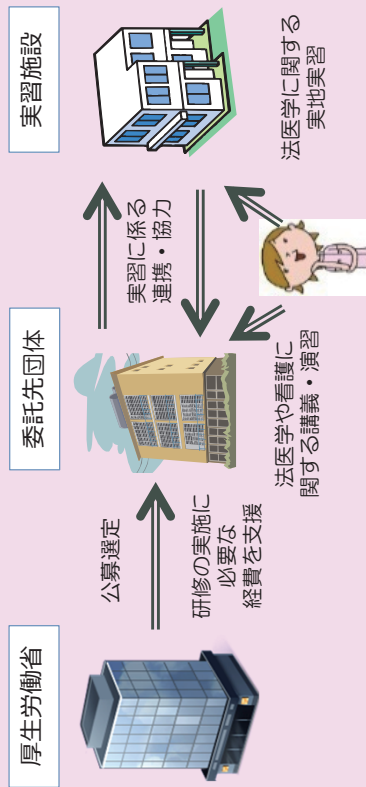
『医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修』の実施

講義・演習

- ◆法医学に関する一般的事項
死因究明・死因統計制度、死因論、内因性急死、外因死
- ◆ICTを利用した死亡診断等の概要、関係法令
- ◆ICTを利用した死亡診断等の制度を活用する患者・家族への接し方
（意思決定支援含む。）
- ◆実際に使用する機器を用いたシミュレーション

実地研修

- ◆2体以上の死体検案
又は解剖への立ち会い



※上記「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」に基づき実施

No.	④-12	R6 当初予算 R5 補正予算	4,474 百万円 10,180 百万円
事業名	社会福祉施設等施設整備費補助金	府省庁名	厚生労働省
概要	地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。		
支援対象	① 都道府県、指定都市、中核市 ② 都道府県、指定都市	補助率	1 / 2 等
対象事業	<p>(1) 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備に要する費用を補助する。</p> <p>(2) 施設入所者等の福祉の向上を図るため、生活保護関係施設や女性支援関係施設等の整備に要する費用を補助する。</p> <p>(3) 障害者支援施設等について、防災・国土強靱化推進の観点から、耐震化整備や非常用自家発電設備の設置、浸水対策等に要する費用を補助する。</p>		
支援内容	<p>補助率 1 / 2 (社会福祉法人等への間接補助)</p> <p>ただし、女性支援関係施設を都道府県、指定都市が設置する場合は、補助率 1 / 2 直接補助となる。</p>		
離島での実績	<p>R5 実績なし</p> <p>R4 2カ所 中種子町、上天草市(旧大矢野町)</p>		
備考	<p>○ 離島での施設等の建設コストが本土と比べ割高な傾向になっていることから、誘致の際の課題の一つとなっていることを踏まえて、補助単価の8%の加算措置を実施。</p> <p>○ 施設建設を予定している設置者は、自治体の募集時期に合わせて建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を提出し、内容の審査を受ける必要がある。</p>		
担当部署	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課		
連絡先	03-5253-1111 (内線 3035)		
参照 HP	-		

社会福祉施設等施設整備費補助金

令和6年度当初予算額 45億円 (45億円) ※ ()内は前年度当初予算額
 ※令和5年度補正予算額 102億円

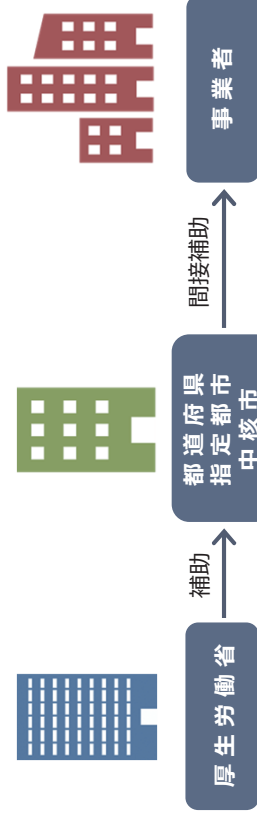
1 事業の目的

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「生活保護法」等の規定に基づき施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、入所者等の福祉の向上を図ることを目的としている。

2 事業の概要

障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、自治体の整備計画に基づいた民間事業者による通所施設等の整備を推進する。

※離島は施設等の建設コストが本土と比べて割高な傾向のため、事業者誘致の際の課題の1つとなっていることを踏まえ、補助単価の8%加算措置を実施している。



3 実施主体等

実施主体：社会福祉法人等

補助率：1/2 (間接補助)

(負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

対象施設：ア 障害者総合支援法関連

障害者支援施設、障害福祉サービス事業所（生活介護、就労継続支援）、居宅介護事業所（居宅介護、行動援護）、短期入所施設、共同生活援助事業所（グループホーム）等

イ 生活保護法等関連

救護施設、更生施設、授産施設、宿泊提供施設 等

ウ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律関連

女性自立支援施設 等

4 事業実績

実施自治体数：100都道府県市（107都道府県市）

※令和5年度当初内示実績、括弧内は令和4年度当初内示実績

うち、離島における実績：令和5年度：実績なし

令和4年度：2県（中種子町、上天草市（旧大矢野町））



就労継続支援B型事業所
 「共生工房 猿蟹川」

No.	④-13		R6 予算額	—
事業名	基準該当サービス・離島等相当サービス		府省庁名	厚生労働省
概要	<p>【基準該当サービス】 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「基準該当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。</p> <p>【離島等相当サービス】 指定居宅サービス・基準該当サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準、設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「離島等相当サービス」として保険給付の対象とすることができることとしている。</p>			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	—	
対象事業	—			
支援内容	この制度を活用することにより、離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域であっても、介護保険サービス提供体制を確保することが可能となる。			
離島での実績	<p>【基準該当サービス】 42 都道府県・207 保険者にて実施。</p> <p>【離島等相当サービス】 18 都道府県・29 保険者にて実施。</p> <p>(※) いずれも離島のほか中山間地域等に位置する自治体も含む。 (※) 出典：令和4年度介護保険事務調査（厚生労働省老健局介護保険計画課）</p>			
備考	—			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP	—			

離島等における介護サービス

- 介護保険制度では、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準を満たした場合に、**指定サービス**としてサービスの提供を可能としている。
- また、厚生労働省令で定める人員・設備・運営基準の一部を満たしていない場合においても、一定の基準を満たした場合に**基準該当サービス**としてサービスの提供を可能としている。
- さらに、指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域においても、市町村が必要と認める場合、これらのサービスに相当するサービス（**離島等相当サービス**）として柔軟なサービスの提供を可能としている。

名称	提供する事業者	指定の効力等	保険給付
居宅サービス	指定居宅サービス事業者 ⇒ 指定基準を満たす事業者	全国	居宅介護サービス費
	基準該当サービス事業者 ⇒ 指定基準の一部を満たしていないが、指定基準をふまえ、都道府県が条例で定める基準に該当している事業者	市町村 (訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援)	特例 居宅介護サービス費
	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり)	
指定地域密着型サービス	指定地域密着型サービス事業者 ⇒ 指定基準（又は市町村の基準）を満たす事業者	原則として市町村 (利用者の経過措置あり)	地域密着型 介護サービス費
離島等の相当サービス	離島等相当サービス事業者 ⇒ 市町村の判断により、一定の質を持つ地域密着型サービスに相当するサービスを提供する事業者	離島等 (市町村の一部の場合あり) (地域密着型介護老人福祉施設生活介護を除く)	特例地域密着型 介護サービス費

基準該当サービスの実施状況

- 離島や中山間地域など事業者確保が困難な地域では、介護人材不足や特殊な地理的要件により、全ての指定基準を満たすことが困難な場合がある。このため、指定居宅サービス事業者の要件（法人格、人員基準、設備・運営基準）の一部を満たしていない事業者のうち、一定水準を満たすサービス提供を行う事業者について、市町村がそのサービスを「**基準該当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 基準該当サービスの指定・提供の流れは以下のとおりであり、実施保険者は、42都道府県・207保険者（全保険者の12.1%）。

基準該当サービスの提供までの流れ

① 都道府県が条例で、基準該当サービスに関する基準を定める

→ 条例内容は、国が厚生労働省令で定めている基準をもとに、各自治体の実情等を踏まえて定める。

② 市町村(保険者)は都道府県の条例に基づき、指定要件(人員基準・設備・運営基準)の緩和内容をサービスをサービスごとに決定

【短期入所生活介護の場合】

従業者	<ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人以上 ・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上 (定員20人未満の併設事業所以外は、うち1人常勤) 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師は不要 ・介護職員又は看護職員は、利用者3人に1人以上 (常勤要件なし)
廊下幅	1.8m以上 (中廊下は2.7m以上)	車いすでの円滑な移動が可能な廊下幅
居室面積	1人あたり10.65㎡	1人あたり7.43㎡

③ 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、基準該当サービスの提供を開始

基準該当サービスの実施保険者数

実施保険者数	207 (13.2%)
居宅介護支援	46
訪問介護	90
同居家族に対するヘルパー派遣	2
訪問入浴介護	30
通所介護	40
福祉用具貸与	19
短期入所生活介護	103
介護予防支援	26
介護予防訪問入浴介護	8
介護予防福祉用具貸与	15
介護予防短期入所生活介護	59

内訳

(出典) 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和4年度介護保険事務調査（厚生労働省介護保険計画課調べ）

離島等相当サービスの実施状況

- 指定居宅サービス・基準該当居宅サービスともに確保が著しく困難な離島等の地域では、人員基準・設備・運営基準を定めず、一定の質を持つ居宅サービスに相当するサービスを、市町村が「**離島等相当サービス**」として保険給付の対象とすることができることとしている。
- 離島等相当サービスの提供の流れや対象地域は以下のとおりで、実施保険者は、以下18都道県・29保険者（全保険者1.8%）。

離島等相当サービスの提供までの流れ

- ① 市町村(保険者)が地域独自の基準として、指定要件の内容を定める。

【離島等相当サービスにより緩和された指定基準の例】

訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員の配置基準を「任意」とする。 ・在宅で要介護3以上の同居者への家族介護をしている人を「みなし事業者」とする。
訪問看護	・看護職員の配置基準(常勤換算2.5人以上)を「常勤換算1.5人以上」とする。
短期入所生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、機能訓練指導員の配置基準を「任意」とする。 ・医務室の配置を「任意」とし、その他の設備は通所介護事業所の設備を活用することとする。

- ② 規則等に従い、希望する事業所からの申請・登録等を経て、離島等相当サービスの提供を開始

離島等相当サービスの対象地域

離島振興対策実施地域(離島振興法)	奄美群島(奄美群島振興開発特別措置法)
振興山村(山村振興法)	沖繩の離島(沖繩振興特別措置法)
小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法)	
豪雪地帯、辺地、過疎地域等のうち、人口密度が希薄・交通が不便によりサービス確保が著しく困難な地域で厚生労働大臣が定める地域	

(出典) 令和2年度老人保健健康増進等事業「離島等における介護サービス確保に向けた人材育成や自治体による支援方策に関する調査研究事業」報告書及び令和4年度介護保険事務調査(厚生労働省介護保険計画課調べ)

離島等相当サービスの実施保険者数、実施保険者

実施保険者数		29 (1.8%)	
うち、ホームヘルプサービス			13
同居家族に対するヘルパー派遣			0
うち、デイサービス			19
うち、ショートステイ			7
その他			4
北海道	奥尻町 西興部村	山口県	萩市 岩国市
秋田県	上小阿仁村	香川県	高松市
山形県	酒田市	高知県	いの町
福島県	鮫川村	長崎県	長崎市
東京都	檜原村		平戸市
	利島村		五島市
	小笠原村	西海市	
岐阜県	白川村	熊本県	天草市
新潟県	粟島浦村	鹿児島県	十島村
滋賀県	近江八幡市		多良間村
奈良県	下北山村	沖縄県	竹富町
	田辺市		与那国町
和歌山県	笠岡市		
岡山県	西粟倉村		

No.	④-14	R6 予算額	地域医療介護総合確保基金 (施設分) 252 億円の内数
事業名	地域医療介護総合確保基金 (施設分)	府省庁名	厚生労働省
概要	地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。		
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から 2/3 を補助
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域密着型サービス施設等の整備への助成 ○介護施設の開設準備経費等への支援 ○特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善 <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	<p>上記の事業について、都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金により助成を行う。</p> <p>※離島は施設等の建設コストが本土と比べ割高になっており、事業者誘致の際の課題となっていることを踏まえ、補助単価の 8% 加算措置を実施</p>		
離島での実績	<p>令和 4 年度実績</p> <p>南種子町、西之表市、佐渡市、西ノ島町、土庄町、小値賀町</p>		
備考			
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課		
連絡先	03-3595-2888		
参照 HP			

地域医療介護総合確保基金（介護施設等の整備に関する事業分）

令和6年度当初予算額 252億円（352億円）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 地域包括ケアシステムの構築に向けて、今後急増する高齢単身世帯、夫婦のみ世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことを可能とするため、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うとともに、令和6年度においては令和5年度が終期となっているメニューの見直し等を行う。

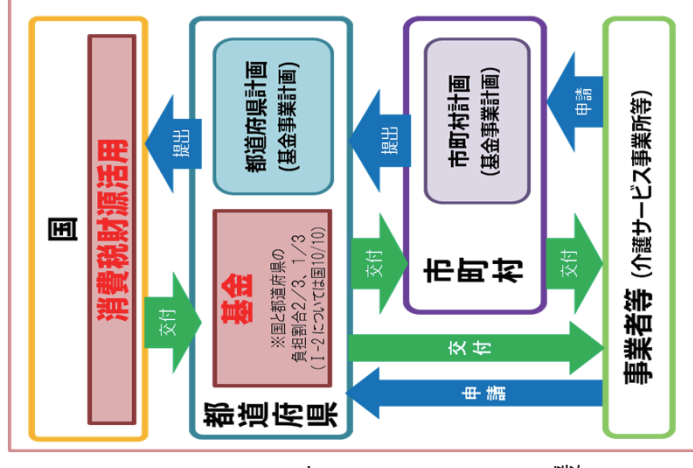
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 基金を活用し、以下の事業を、都道府県計画を踏まえて実施。

【対象事業】

1. 地域密着型サービス施設等の整備への助成
 - ① 可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型サービス施設・事業所等の整備に対して支援。
※定員30人以上の広域型施設の整備費は平成18年度に一般財源化され、各都道府県が支援を実施。
 - ② 対象施設を合築・併設を行う場合に、それぞれ補助単価の5%加算を実施。
 - ③ 空き家を活用した地域密着型サービス施設・事業所等の整備について支援を実施。
 - ④ 介護離職ゼロ50万人受け皿整備と老朽化した広域型施設の大規模修繕を同時に進めるため、介護離職ゼロ対象サービスを整備する際に、あわせて行う広域型特別養護老人ホーム等の大規模修繕・耐震化について支援を実施。
 - ⑤ 一定の条件の下で、災害レッドゾーン・災害イエローゾーンに立地する老朽化した広域型介護施設の移転建替（災害イエローゾーンにおいては現地建替も含む。）にかかる整備費の支援を実施。
2. 介護施設の開設計画経費等への支援
 - ① 特別養護老人ホーム等の円滑な開設のため、施設の開設計画に要する経費の支援を実施。
※定員30人以上の広域型施設を含む。
 - ② 在宅での療養生活に伴う医療ニーズの増大に対応するため、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の設置に必要な設備費用等について支援を行う。
 - ③ 土地取得が困難な地域での施設整備を支援するため、定期借地権（一定の条件の下、普通借地権）の設定のための一時金の支援を実施。
 - ④ 施設整備候補地（民有地）の積極的な掘り起こしのため、地域の不動産事業者等を含めた協議会の設置等の支援を実施。また、土地所有者と介護施設等整備法人のマッチングの支援を行う。
 - ⑤ 介護施設で働く職員等を確保するため、施設内の保育施設の整備、介護職員用の宿舍の整備に対して支援を実施。
3. 特養多床室のプライバシー保護のための改修等による介護サービスの改善
 - ① 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ居室における多床室のプライバシー保護のための改修費用について支援を実施。
 - ② 特別養護老人ホーム等のユニット化改修費用について支援を実施。
 - ③ 施設の看取りに対応できる環境を整備するため、看取り・家族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う施設の改修費用について支援を実施。
 - ④ 共生型サービス事業所の整備を推進するため、介護保険事業所において、障害児・者を受け入れるために必要な改修・設備について支援を実施。

＜実施主体等＞



＜令和4年度交付実績＞42都道府県

No.	④-15		R6 予算額	8 百万円
事業名	離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業		府省庁名	厚生労働省
概要	離島等での介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。			
支援対象	市町村	補助率	1 / 2	
対象事業	社会福祉法人等が提供する訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）			
支援内容	離島等での上記介護サービスを利用した場合の特別地域加算による負担への対応として、市町村民税非課税の者の利用者負担額の1割分を減額する。			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	厚生労働省老健局介護保険計画課			
連絡先	TEL 03-3595-2890			
参照 HP				

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業

令和6年度当初予算額 7,762千円 (7,762千円) ※ ()内は前年度当初予算額

事業内容

- 離島等地域においては、訪問系・多機能系の介護サービスを利用した場合、介護報酬に15%相当の特別地域加算が行われ、利用者負担も増額されることになる。
- このため、離島等の地域の利用者負担について、他地域との均衡を図る観点から、低所得者の利用者負担額の1割分を減額（通常10%の利用者負担を9%に軽減）するもの。

実施主体

- 市町村

補助内容

- 減額分について、社会福祉法人等が利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、助成を行う（国1/2、都道府県1/4、市町村1/4）。

No.	④-16	R6 当初予算	2,487,784 百万円 (内数)
事業名	離島・中山間地域等に対する報酬加算	府省庁名	厚生労働省
概要	訪問系・多機能系・通所系サービスについて、離島・中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合に、介護報酬における加算で評価。		
支援対象	介護サービス事業者	補助率	①特別地域加算（15/100） ②中山間地域等における小規模事業所加算（10/100） ③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算（5/100）
対象事業	①②については訪問系・多機能系サービスが対象 ③については訪問系・多機能系・通所系サービスが対象		
支援内容	<p>①厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 ②厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。 ③厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。（①②と同時算定可。）</p> <p>※厚生労働大臣が定める地域</p> <p>①離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖縄の離島、豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域 ②豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村、過疎地域（特別地域加算対象地域は除く。） ③離島振興対策実施地域、奄美群島、豪雪地帯及び特別豪雪地帯、辺地、振興山村、小笠原諸島、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域、沖縄の離島</p>		
離島での実績	—		
備考	介護給付費負担金 2,487,784 百万円の内数。		
担当部署	厚生労働省老健局老人保健課		
連絡先	TEL 03- 3595-2490		
参照 HP			

離島・中山間地域等に対する報酬加算

○ 訪問系・通所系サービスについては、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービスを提供した場合、介護報酬における加算で評価している。

下線は、令和6年度介護報酬改定において新たに対象となったサービス

(1) 特別地域加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。(15/100)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援(※)
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖繩の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の利用によりサービスの確保が著しく困難な地域

(2) 中山間地域等における小規模事業所加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。(10/100)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援(※)
対象地域	①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域 (特別地域加算対象地域は除く。)

(3) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

概要	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。(5/100、(1)(2)と同時算定可。)
対象サービス	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防支援(※)
対象地域	①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖繩の離島

※：居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受けて介護予防支援を行う場合

No.	④-17		R 6 予算額	12,000 千円
事業名	離島等サービス確保対策事業		府省庁名	厚生労働省
概要	離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成等、人材の確保対策に重点をおき、離島又は中山間地域を管轄する都道府県・市町村・特別区それぞれが、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施した場合の費用を補助する。			
支援対象	都道府県・市町村	補助率	都道府県・指定都市・中核市が実施する事業について国から 1/2 (※1) を補助 (市町村・特別区が実施する事業については国 1/2、県 1/4、市 1/4 (※2)) ※1 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合は、国 3/4、県 1/4。 ※2 地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合は、国 2/3、県 1/6、市 1/6)	
対象事業	<p><都道府県が実施する事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ サービス確保対策検討委員会の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知 <p>離島等地域の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的な事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。</p> <p><市町村が実施する事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業推進会議の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知 <p>サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施 <p>サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援 (ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援)、環境整備等の試行的事業を実施。</p> <p><離島等地域が実施する事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施 (介護人材の確保、意見交換の場の提供、サービス提供体制の確保等) 			
支援内容	上記の事業等を実施した場合、その費用の一部について補助を行う。			
離島での実績	<p><令和4年度交付決定> ※離島のほか中山間地域等に位置する自治体も含む。 補助自治体数：15 自治体、補助額：2,406 千円</p> <p><実施事業の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 離島等サービス確保対策検討委員会の開催 ○ 人材確保に必要な調査の実施、リーフレットの作成 ○ 離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合における通勤支援 (平時に使用する通勤手段が天候不良により使用できない場合、その代替となる通勤手段の確保に要する費用を補助) 			
備考	—			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課			
連絡先	03-3595-2889			
参照 HP	—			

令和6年度当初予算額 12百万円 (12百万円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 離島等地域の実情を踏まえた介護サービス確保等のため、離島等におけるホームヘルパー養成など、人材の確保対策に重点をおき、具体的な方策・事業の検討や試行的事業等を実施する。

2 事業の概要

都道府県が行う事業

- **サービス確保対策検討委員会の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度について周知**
離島等地域の状況調査、阻害要因の把握、分析、サービスの確保・充実のための具体的事業の提示を行うほか、市区町村や事業者向けの説明会やパンフレットの作成等を実施。

市区町村が行う事業

- **事業推進会議の開催、離島等地域で活用できる国や都道府県の制度についての周知**
サービス確保対策検討委員会で提示された事業の実施に向けた準備を実施するほか、事業者向けの説明会の開催やパンフレットの作成等を実施。
- **介護サービスの提供体制を確立するための試行的事業の実施**
サービスの提供体制を確立するための地域住民の参加と起業支援（ホームヘルパー養成等、介護人材の養成・確保支援）、環境整備等の試行的事業を実施。

離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業

- **各自治体の実情に応じた介護サービス確保等のための事業の実施**
高齢者の安心・安全で自立した生活が可能となるよう、次のような事業を実施。

介護人材の確保

介護従事者等が地元の学生等に対して、仕事内容ややりがいについて語り、進路相談等を行うことで、元の介護職に就職してもらったための動機付けとなるような機会を確保する事業

意見交換の場の提供

介護従事者をはじめとする多職種が連携して、サービス提供に当たったっての情報共有を行うことを目的として意見交換の場を提供する事業

サービス提供体制の確保<拡充>

離島地域に所在する介護施設・事業所に対して、介護従事者が利用する定期船が、荒天等により欠航した場合に必要なサービス提供を行うなど、島内のサービス提供体制を確保するための事業

3 実施主体等

【実施主体及び補助率】

- 都道府県・指定都市・中核市
国1/2、都道府県等1/2
 - ・ 地域医療介護総合確保基金のメニュー「離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業」と合わせて実施する場合
国3/4、都道府県等1/4
- 市区町村
国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4
 - ・ 離島等地域で介護サービス確保等のために行う事業を実施し、地域づくり加速化事業による伴走的支援を受けている場合
国2/3、都道府県1/6、市区町村1/6

※ 実施主体は、「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」又は「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域」に掲げる地域を管轄する自治体に限る。地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することも可能。

【事業実績】

- 実施箇所数：15自治体（令和4年度）

No.	④-18	R6 予算額	2,487,784 百万円 (内数)
事業名	介護職員の処遇改善	府省庁名	厚生労働省
概要	介護職員の給与が他の職種に比べて低い状況にあり、その人材確保に向けて介護職員の処遇改善を行うもの。		
支援対象	介護サービス事業者	補助率	サービスごとに加算率を設定
対象事業	介護職員が基準上配置されている介護サービス		
支援内容	<p>(令和6年度介護報酬改定前)</p> <p>①介護職員処遇改善加算 キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たした上で、介護職員を対象に処遇改善を行った場合に加算。</p> <p>②介護職員等特定処遇改善加算 経験・技能のある介護職員に重点を置いて処遇改善を行った場合に加算。</p> <p>③介護職員等ベースアップ等支援加算 加算額の2/3を介護職員等のベースアップ等に充てて処遇改善を行った場合に加算。 ※②、③については、①を算定している事業所において算定可能。</p> <p>(令和6年度介護報酬改定後)</p> <p>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行うとともに、加算率を引き上げる。(令和6年度末まで経過措置期間)</p>		
離島での実績	—		
備考	介護給付費負担金 2,487,784 百万円の内数。		
担当部署	厚生労働省老健局老人保健課		
連絡先	TEL 03- 3595-2490		
参照 HP			

処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

①介護職員処遇改善加算

- 対象：介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算 (I)	加算 (II)	加算 (III)
キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①+②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

<キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

<職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

②介護職員等特定処遇改善加算

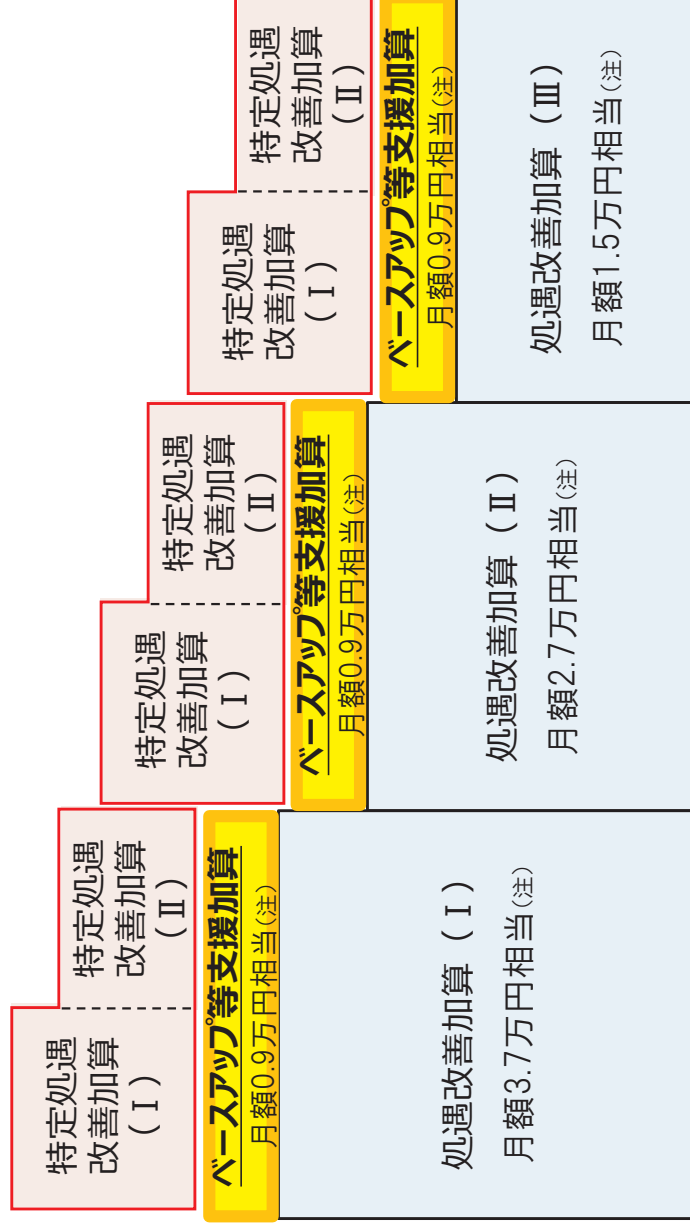
- 対象：事業所が、①経験・技能のある介護職員、②その他の介護職員、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
- ※介護福祉士の配置割合等に応じて、加算率を二段階に設定。
 - 処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること
 - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

③介護職員等ベースアップ等支援加算

- 対象：介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
 - 処遇改善加算(I)～(III)のいずれかを取得していること
 - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

全体のイメージ



[注：事業所の総報酬に加算率(サービス毎の介護職員数を踏まえて設定)を乗じた額を交付。]

処遇改善加算の一本化及び加算率の引上げ（令和6年6月～）

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができて多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
 - ※ 一本化後の加算については、介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。
 - ※ 令和6年度末までの経過措置期間を設け、加算率並びに月額賃金改善要件及び職場環境等要件に関する激変緩和措置を講じる。

加算率（※）

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

新加算（介護職員等処遇改善加算）	
I	<p>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（訪問介護の場合、介護福祉士30%以上）
II	<p>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 <p>ダブルアップとの配分ルール【撤廃】</p>
III	<p>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
IV	<ul style="list-style-type: none"> 新加算（Ⅳ）の1/2（7.2%）以上を月額賃金で配分 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 賃金体系等の整備及び研修の実施等

【24.5%】

【22.4%】

【18.2%】

【14.5%】

対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ） 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ） 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
a. 処遇改善加算（Ⅱ） 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。職種間配分の柔軟化については令和6年4月から現行の介護職員処遇改善加算及び介護職員等処遇改善加算に適用。なお、経過措置区分として、令和6年度末まで介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設け、現行の3加算の取得状況に基づき加算率を維持した上で、今後の改定による加算率の引上げを受けられることができるようにする。

No.	④-19	R6 予算額	地域医療介護総合確保基金 (人材分)の97億円の内数
事業名	地域医療介護総合確保基金(人材分)	府省庁名	厚生労働省
概要	人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進する。		
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から2/3を補助
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域外からの就職促進(例. 地域外から介護サービス事業所・施設に就職するための引越費用等) ・地域外での採用活動支援(例. 地域外での就職説明会の開催等) ・先進自治体からのアドバイザー招へい等(例. 離島等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等) <p style="text-align: right;">等</p>		
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。		
離島での実績	令和4年度実績 三宅村、小豆島町、土庄町、喜界町、石垣市、伊江村、竹富町、久米島町、宮古島市、伊平屋村の10市町村		
備考			
担当部署	厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課		
連絡先	03-3595-2889		
参照HP			

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保に向けた取組を支援し、介護サービスの提供体制を確保及び地域包括ケアシステムの構築を推進。

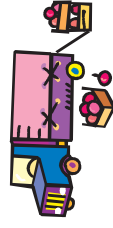
地域外からの人材確保を支援

○地域外からの就職促進

地域外から介護サービス事業所・施設に就職する

ために必要な費用を助成

(赴任旅費、引越・転入費用、
短期間の体験就労等)



○地域外での採用活動支援

地域外での就職説明会の開催等



○先進自治体からの

アドバイザー招へい等

離島、中山間地域等で先進的に取り組んでいる地域のノウハウを活用するため、当該自治体からのアドバイザー招へい等

資質向上を支援

○介護従事者の資質向上推進

▶ 地域外から講師を招いて介護従事者の資質向上研修を実施するために必要な費用を助成

▶ 介護従事者が地域外での資質向上研修を受講するために必要な費用を助成

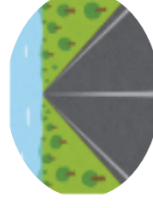


通いの場等への移動を支援

○移動支援の担い手を確保

- ▶ 高齢者の移動を支援する団体の立ち上げ
- ▶ 移動支援の担い手養成研修の実施
- ▶ 運転に係る講習等の受講
- ▶ 福祉有償運送の実施に係る手続きの助言 等

※介護サービス事業所、通いの場、医療機関等への移動



【離島、中山間地域等の範囲】

①「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準(平成11年3月31日厚生省告示第99号)」に規定される地域(離島振興対策実施地域、奄美群島、振興山村、小笠原諸島、沖繩振興特別措置法に規定する離島、豪雪地帯等)

②「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)」に規定される地域(特別豪雪地帯、辺地、半島振興対策実施地域、特定農山村地域、過疎地域等)



No.	④-20	R6 当初予算	地域医療介護総合確保 基金の 97 億円の内数
事業名	介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業	府省庁名	厚生労働省
概要	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材のすそ野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。		
支援対象	都道府県	補助率	2/3
対象事業	介護に関する入門的な知識・技術を修得するための研修（介護に関する入門的研修）を実施し、事前の周知から研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援を行う。		
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室		
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2849)		
参照 HP			

介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の創設

【地域医療介護総合確保基金のメニュー】

- 介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、参入障壁となっている介護に関する様々な不安を払拭するため、介護業務の入門的な知識・技術の修得のための研修を導入し、介護人材の裾野を拡げ、中高年齢者など多様な人材の参入を促進する。
- 具体的には、事業実施団体において、求職者や退職を控えた方などへの研修の参加を呼びかけるとともに、入門的研修の実施から研修受講後の介護施設・事業所とのマッチングを行い、介護分野での雇用につなげていく。

＜ 事業イメージ ＞

※各主体が協力して実施



No.	④-21	R6 当初予算	地域医療介護総合確保 基金の 97 億円の内数
事業名	外国人介護人材の受入環境の整備	府省庁名	厚生労働省
概要	外国人介護人材の受入環境の整備を支援するため、介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生に対する介護施設等による奨学金等の給付等に係る経費の助成、介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者や介護施設等と特定技能による就労希望者とのマッチングを適切に行うための経費の助成、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるためのコミュニケーション支援や生活支援等に係る費用の助成等を行っている。		
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3
対象事業	外国人介護人材の就労・定着を図るため、受入環境の整備を支援 (1) 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業 (2) 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業 (3) 外国人介護人材受入施設等環境整備事業		
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室		
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2894)		
参照 HP			

外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業について

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

○1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費：月3万円

○2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
居住費：月3万円

経費助成

都道府県（委託可）

補助率：1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

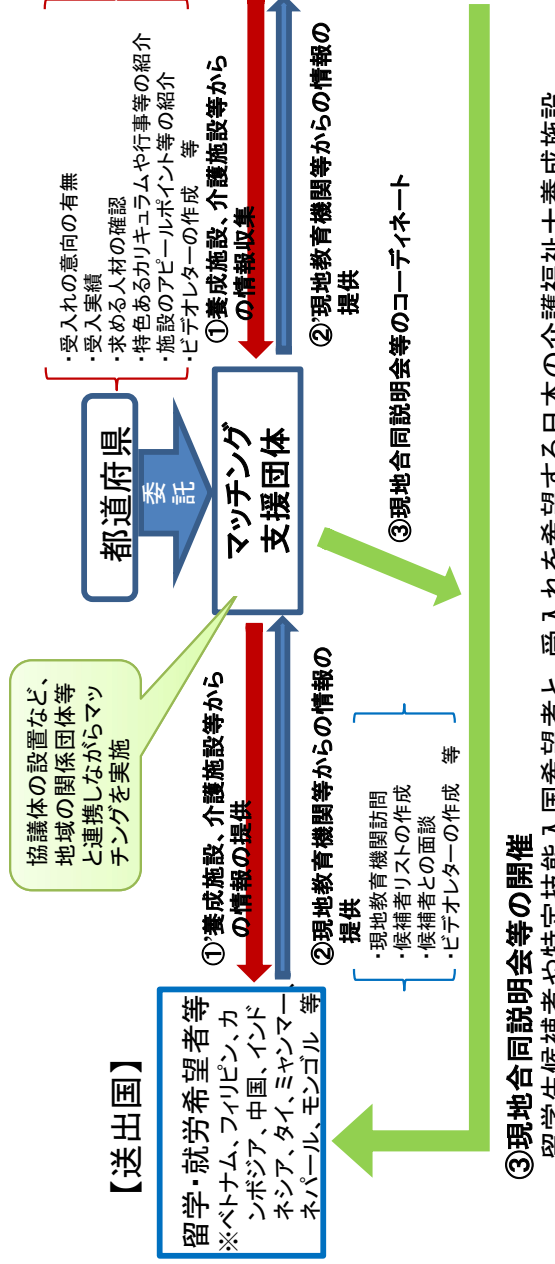
2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



外国人介護人材受入施設等環境整備事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

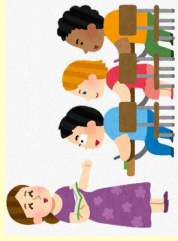
- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



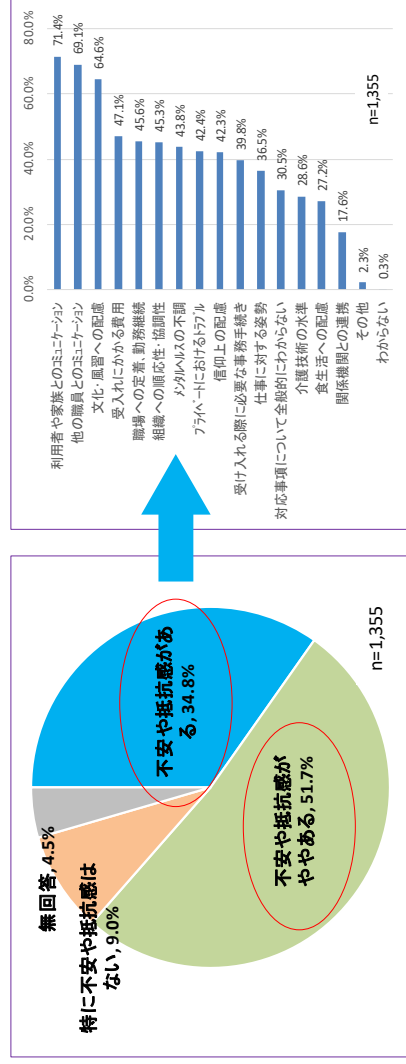
教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感＜外国人介護職員を受け入れたことがない施設＞



（出典）三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」（平成30年度厚生労働省老人保健機構推進等事業）

No.	④-22	R6 予算額	地域医療介護総合確保基金 (人材分) 97億円の内数
事業名	介護テクノロジーの導入支援(地域医療介護総合確保基金(人材分)の支援メニュー)		府省庁名 厚生労働省
概要	介護サービス事業所のICT・介護ロボット導入に要する費用の一部を補助。		
支援対象	都道府県	補助率	都道府県が実施する事業について国から2/3を補助 ※都道府県から事業者への補助率は、一定の要件を満たす事業所に対しては、3/4を下限に都道府県の裁量により設定。 それ以外の事業所に対しては1/2を下限に都道府県の裁量により設定。
対象事業	<p>○ICT 導入支援</p> <p>※対象：記録、情報共有、請求の各業務が一気通貫で行えるICT機器 (例) 介護ソフト、タブレット端末、Wi-Fi 機器、業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフト管理等)等</p> <p>○介護ロボット導入支援</p> <p>※対象：移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援などで利用する介護ロボット (例) 装着型パワーアシスト、非装着型離床アシスト、入浴アシストキャリア、見守りセンサー等</p> <p>○介護現場の生産性向上に係る環境づくり</p> <p>※対象：介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用、見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (例) Wi-Fi 環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等</p>		
支援内容	上記の事業等を実施し、補助要件を満たした場合、都道府県に設置された地域医療介護総合確保基金を活用して、その費用の一部について補助を行う。		
離島での実績	<p><令和4年度実績></p> <p>本事業を活用して導入した介護サービス事業所数：12</p> <p>※ 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に所在する事業所数</p>		
備考	—		
担当部署	厚生労働省老健局高齢者支援課		
連絡先	03-3595-2888		
参照HP	—		

拡充 介護テクノロジー導入支援事業

(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

〔“介護ロボット導入支援事業・ICT導入支援事業”の発展的見直し〕

令和6年度当初予算額 地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の97億円の内数(137億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進める事により、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上にも繋げていく介護現場の生産性向上を一層推進していく必要がある。
- 「介護ロボット導入支援事業」「ICT導入支援事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、介護職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組み介護事業者がテクノロジーを導入する際の経費を補助し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進する。

※ 下線部は令和6年度までの拡充分。太字が令和6年度で拡充した部分。

2 補助対象

【介護ロボット】

- 移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット

【ICT】

- 介護ソフト(機能実装のためのアップデートも含む)、タブレット端末、スマートフォン、インカム、クラウドサービス、他事業者からの照会経費等
- Wi-Fi機器の購入設置、業務効率化に資するバックオフィスソフト(勤怠管理、シフト管理等)

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

- 介護ロボット・ICT等の導入やその連携に係る費用
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
- Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費等

【その他】

- 上記の介護ロボットやICT等を活用するためのICTリテラシー習得に必要な経費

4 実施主体、実績

事業	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
介護ロボット導入支援事業(※1)	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720
ICT導入支援事業(※2)					195	2,560	5,371

実施主体



※1 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数。1 施設で複数回の導入計画を作成することがあり得る
 ※2 補助事業所数

3 補助要件等

- ✓ 介護ロボットのパッケージ導入モデル、ガイドライン等を参考に、課題を抽出し、生産性向上に資する取組の計画を提出の上、一定の期間、効果を確認できるまで報告すること。(必須要件)

【介護ロボット】

区分	補助額	補助率	補助台数
○ 移乗支援	上限100万円	3/4 (※)	必要台数
○ 入浴支援	上限30万円		
○ 上記以外	上限30万円		

【ICT】

補助額	補助率	補助台数
● 1~10人 100万円	3/4 (※)	必要台数
● 11~20人 160万円		
● 21~30人 200万円		
● 31人~ 260万円		

※一定の要件を満たす場合は3/4, それ以外は1/2

補助要件(例示)

- 取組計画により、職場環境の改善(内容検討中)を図り、職員へ還元する事が明記されていること
- 既に導入されている機器、また本事業で導入する機器等と連携し、生産性向上に資する取組であること
- プラットフォーム事業の相談窓口や都道府県が設置する介護生産性向上総合相談センターを活用すること
- ケアプランデータ連携システム等を利用すること
- L1FE標準仕様を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施すること等

【介護現場の生産性向上に係る環境づくり】

補助額・率
上限 1,000万円 3/4

5 その他

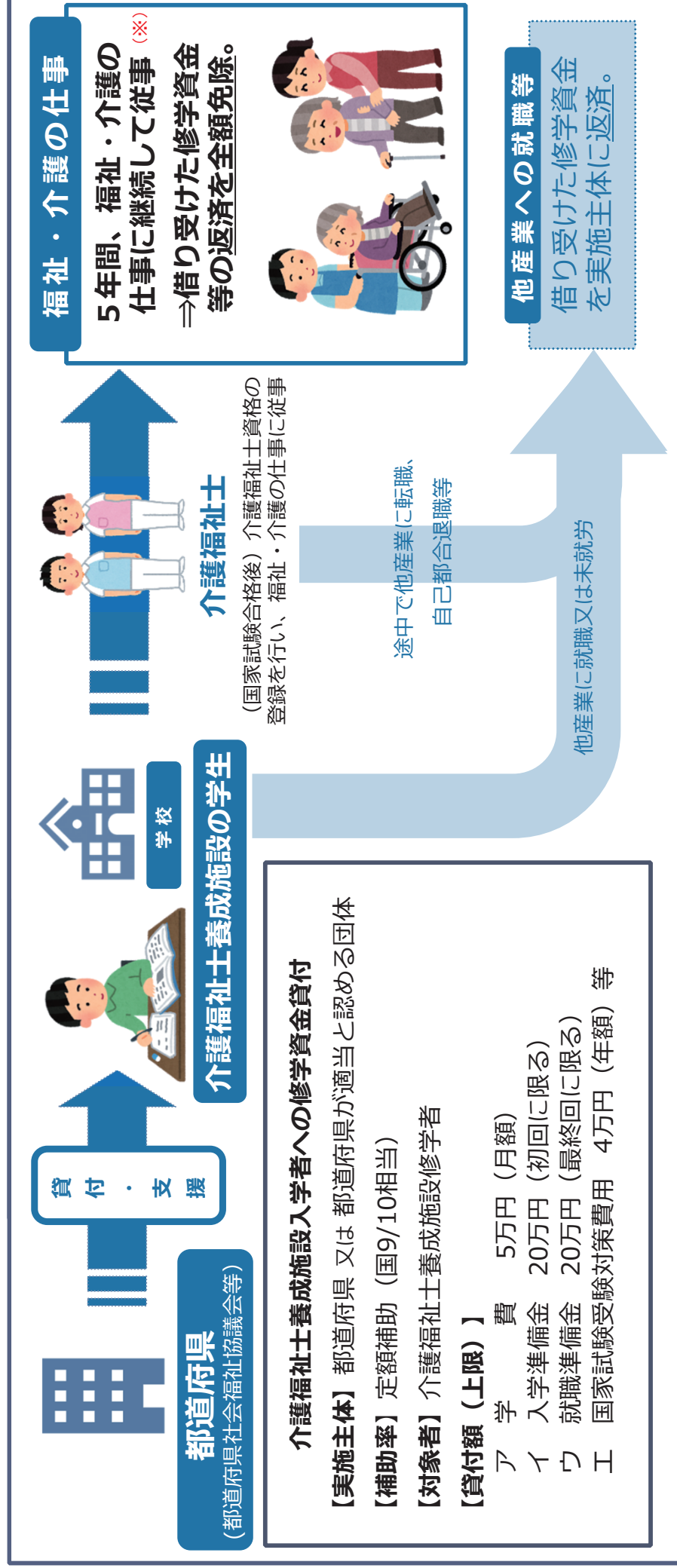
- 都道府県が介護現場の生産性向上を推進する努力義務について規定(令和5年度に介護保険法の一部を改正)

No.	④-23		R5 補正予算	53 億円
事業名	介護福祉士修学資金貸付事業		府省庁名	厚生労働省
概要	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する。			
支援対象	都道府県	補助率	9/10	
対象事業	<p>概要</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付ける事業</p> <p>貸付額 月 5 万円以内 (その他、入学準備金 20 万円以内、就職準備金 20 万円以内などの加算)</p> <p>返済免除要件 介護福祉士の資格取得後、5 年間介護業務に従事 ※過疎地、離島、中山間地域等において従事した場合は、3 年間で返済免除となる特例を設けている</p>			
支援内容	「生活困窮者就労支援事業費等補助金」による補助			
離島での実績	—			
備考	令和 5 年度より返済免除要件の特例措置に離島等を追加。			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室			
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2845)			
参照 HP				

介護福祉士修学資金貸付事業

○ 今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

事業実施のイメージ



(※)…過疎地、離島、中山間地域等については、**3年間、福祉・介護の業務に従事した場合、全額返還免除**

No.	④-24	R6 当初予算 R5 補正予算	地域医療介護総合確保 基金の内数
事業名	介護分野就職支援金貸付事業	府省庁名	厚生労働省
概要	より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の介護分野における介護職としての参入を促進する。		
支援対象	都道府県	補助率	2 / 3
対象事業	<p>概要</p> <p>他業種等で働いていた者等であって、一定の研修等を修了し、介護分野に就労しようとする者に対し、就職支援金（を貸し付ける事業</p> <p>貸付額</p> <p>20万円以内</p> <p>返済免除要件</p> <p>就職後、2年間介護分野の業務に従事</p>		
支援内容	都道府県に設置されている地域医療介護総合確保基金による助成。		
離島での実績			
備考			
担当部署	厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室		
連絡先	TEL 03-3595-1111 (2845)		
参照 HP			

介護分野就職支援貸付事業

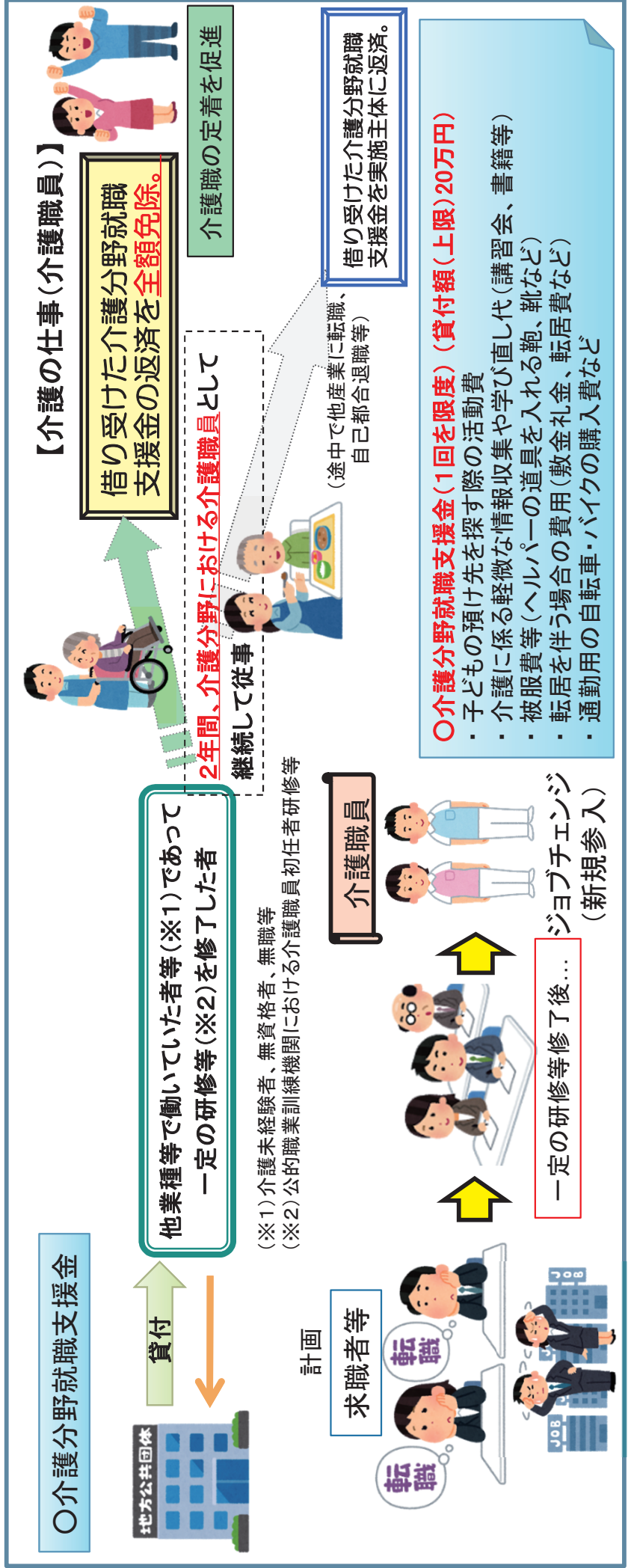
【目的】

介護人材については、慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者や利用者が感染した場合の対応等によって、高齢者介護施設等における業務が増大しており、より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の「介護分野における介護職としての参入を促進する。

【事業内容】

・事業開始年度：令和3年度 ・財源：地域医療介護総合確保基金

より幅広く新たな介護人材を確保する観点から、返済免除付き貸付事業「介護分野就職支援貸付事業」を実施し、他業種で働いていた方等の「介護分野における介護職への参入促進を支援することにより、迅速に人材確保を加速化し、「介護崩壊」の恐れを未然に防止することを旨とする。



No.	⑤-1	R6 当初予算 R5 補正予算	10,696 百万円 2,628 百万円
事業名	甘味資源作物生産支援対策	府省庁名	農林水産省
概要	甘味資源作物生産者、国内産糖製造事業者の経営の安定及び砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組、病害虫への対応、生産性向上、分みつ糖工場やいもでん粉工場の労働生産性を高めるための取組等を支援。		
支援対象	① 市町村 ② 生産者団体、民間団体等	補助率	1/2 以内、6/10 以内、定額
対象事業	<p>(1) 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 国内産糖と輸入糖の内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構(A L I C)が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行う。</p> <p>(2) 甘味資源作物安定生産体制確立事業 さとうきび増産基金により、さとうきびの台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしょの病害虫への対応を支援する。</p> <p>(3) 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業 さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、病害虫への対応や生産性を向上させるための取組を支援するとともに、分みつ糖・いもでん粉工場の省力化による労働生産性向上の取組等を支援する。</p>		
支援内容	(1) は定額補助、(2) は定額補助、(3) は 1/2 以内、6/10 以内、定額。		
離島での実績	<p>(1) R3 種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、北大東島、南大東島、伊是名島、久米島、宮古島、伊良部島、石垣島(甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付)</p> <p>(2、3) R3 種子島、奄美大島、喜界島、徳之島、沖永良部島、与論島、伊是名島、久米島、南大東島、北大東島、宮古島、伊良部島、石垣島等(さとうきびの土づくりや病害虫防除、農業機械導入等の生産性向上の取組、自然災害からの回復に向けた取組の実施)</p>		
備考	支援対象には(独)農畜産業振興機構を含む。		
担当部署	農林水産省農産局地域作物課		
連絡先	03-3501-3814		
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/seisan/tokusan/hojo-jigyo.html		

○ 甘味資源作物生産支援対策

【令和6年度予算額 10,696 (10,919) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 2,628百万円)

<対策のポイント>

甘味資源作物生産者、国内産糖製造事業者の経営の安定及び砂糖の安定供給を図るとともに、さとうきび等の自然災害からの回復に向けた取組、病害虫への対応、生産性向上、分みつ糖工場やいもでん粉工場の労働生産性を高めるための取組等を支援します。

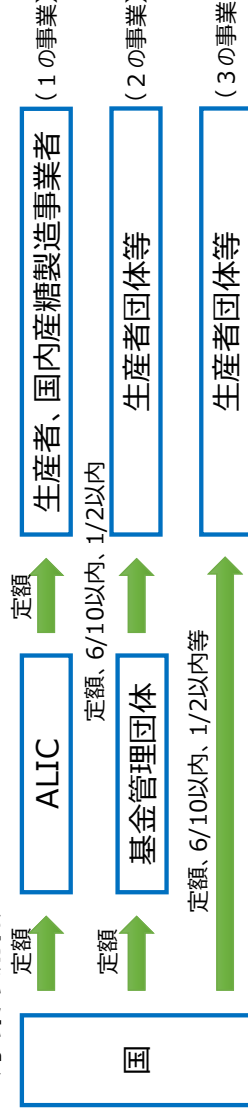
<事業目標>

- さとうきびの10a当たり労働時間の削減 (30.9時間/10a [令和7年度まで])
- さとうきびの生産量の増加 (153万t [令和7年度まで])
- かんしょの生産量の増加 (86万t [令和12年度まで])

<事業の内容>

- 1. 甘味資源作物生産者等支援安定化対策 9,915 (10,137) 百万円**
 国内産糖と輸入糖にある内外コスト格差を調整するため、(独)農畜産業振興機構 (ALIC) が甘味資源作物生産者及び国内産糖製造事業者に交付する**甘味資源作物及び国内産糖交付金の一部に相当する金額を同機構へ交付**するとともに、生産者交付金の代理申請者の申請・支払事務経費への支援を行います。
- 2. 甘味資源作物安定生産体制確立事業 781 (781) 百万円**
 さとうきび増産基金により、さとうきびの台風、干ばつ、病害虫発生等の自然災害への対応及びかんしょの病害虫への対応を支援します。
- 3. 甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業**
 【令和5年度補正予算】2,628百万円
 さとうきび・かんしょ産地における持続可能な生産体制を構築するため、病害虫への対応や生産性を向上させるための取組を支援するとともに、分みつ糖・いもでん粉工場の省力化による労働生産性向上の取組等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

さとうきび増産基金

○さとうきび勘定

自然災害	主な対策
干ばつ	・かん水
台風	・除塩 (散水) ・苗の補植、改植
病害虫	・病害虫防除
糖度減少	・土づくり ・株更新
その他の災害	災害の内容に応じた対策 (・株出管理作業 ・苗の確保 等)

○かんしょ勘定 ・病害虫防除対策

	主な対策
当期作への対応	・予防剤の散布
次期作への対応	・苗・苗床の消毒 ・土壌消毒 ・健全な種いも・苗の導入 ・他作物への作付転換 等

甘味資源作物生産性向上事業

○さとうきび

労働生産性と単収の向上を図るため、担い手の育成等を通じた労働力確保や土づくりの推進、機械化一貫体系による省力化等、島ごとの実情に応じた取組を支援。

<取組例>



堆肥等を活用した土づくり

○かんしょ

サツマイモ基腐病の次期作への影響を最小限にしながらかんしょの持続的な生産を行うための取組やでん粉原料用かんしょの生産性向上及び省力化のための多収新品種への転換や農業機械の導入等を支援。

<取組例>



多収新品種への転換

○分みつ糖工場、いもでん粉工場

労働力不足の改善のため、省力化・効率化に向けた人員配置の検討、工場全体の工程見直し及び施設整備等労働生産性向上の取組等を支援。

<取組例>



労働生産性の向上

【お問い合わせ先】農産局地域作物課 (03-3501-3814)

No.	⑤-2	R5 補正予算額 (所要額)	34,520 百万円
事業名	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	府省庁名	農林水産省
概要	<p>畜産クラスター計画を策定した地域に対し、地域の収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、施設整備と一体的な家畜導入等を支援します。</p> <p>また、後継者不足の畜産経営と地域の担い手間の継承のための条件調整や経営資源を継承する取組に必要な施設整備等を支援します。</p> <p>さらに、畜産クラスター計画に基づく、生産基盤強化のための優良な繁殖雌牛への更新を支援します。</p>		
支援対象	中心的な経営体（畜産農家等）、 民間団体	補助率	1 / 2 以内、定額
対象事業	<p>(1) 施設整備事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を支援します。</p> <p>(2) 機械導入事業 畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力強化等に必要な機械の導入を支援します。</p> <p>(3) 調査・実証・推進事業 収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。 また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネートする人材の育成を支援します。</p> <p>(4) 畜産経営基盤継承支援事業 i) 後継者不在の畜産経営と地域の担い手（新規就農等）間の継承のための条件調整の取組、ii) 経営資源を地域の担い手に円滑に継承するために必要な施設整備を支援します。</p> <p>(5) 優良繁殖雌牛更新加速化事業 畜産クラスター計画に基づき、高齢の繁殖雌牛から優良な繁殖雌牛に更新する場合、更新実績に応じた奨励金を交付します。</p>		
支援内容	(1)、(2)、(4) の ii は補助率 1 / 2 以内 (3)、(4) の i、(5) は定額		
離島での実績	(1)～(3) 佐渡島、対馬島、壱岐島、大島（平戸諸島）、宇久島、中通島、福江島、種子島など		
備考			
担当部署	(1)～(4) 農林水産省畜産局企画課 (5) " 畜産振興課		
連絡先	(1)～(4) 03-3501-1083 (5) 03-6744-2587		
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/tikusan_sogo/l_cluster.html		

No.	②-3		R 6 予算額	3,795 百万円の内数
事業名	農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業 (スーパーL 資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置)		府省庁名	農林水産省
概要	スーパーL 資金及び農業近代化資金の金利負担軽減措置を実施し、経営改善に意欲的に取り組む農業者を金融面から強力に支援する。			
支援対象	目標地図に位置づけられた等の認定農業者	補助率	貸付当初5年間実質無利子化	
対象事業	<p>地域農業を維持・発展させるためには、地域の中心経営体等として位置付けられた「担い手」が自らの創意工夫を活かして経営改善の取組を行うことが重要である。</p> <p>経営改善に向けた投資の効果が発現するまでには一定の期間を要することから、投資後の一定期間について支援を行うことが必要である。</p> <p>このため、目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れるスーパーL 資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じる。</p>			
支援内容	<p>(1) 対象資金：スーパーL 資金、農業近代化資金</p> <p>(2) 利子助成限度額：スーパーL 資金（個人3億円、法人10億円）（※1） ：農業近代化資金（個人18百万円（※2）、法人2億円）</p> <p>(3) 金利負担軽減措置：貸付当初5年間実質無利子化</p> <p>（※1）利子助成の対象となる借入金上限：通算20億円 （※2）知事特認の場合は2億円</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	農林水産省経営局金融調整課			
連絡先	03-6744-2167			
参照HP	<p>(農林水産省HP) http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/sikin/index.html</p> <p>(日本政策金融公庫HP) https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/a_30.html</p> <p>(沖縄振興開発金融公庫HP) http://www.okinawakouko.go.jp/financing_investment/124</p>			

スーパーL資金、農業近代化資金の金利負担軽減措置

【令和6年度予算概算決定額 3,795 (3,337) 百万円の内数】

<対策のポイント>

経営改善に意欲的に取り組む認定農業者を金融面から強力に支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

<事業目標>

担い手への資金調達の円滑化による農業経営の育成

<事業の内容>

1. 対策の内容

以下のいずれかに該当する認定農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金及び農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

- ① 目標地図に位置付けられた者
- ② 人・農地プランに位置付けられた者
- ③ 地域における継続的な農地利用を図る者として市町村が認める者

また、農業近代化資金については、貸付当初5年間の金利負担軽減措置の終了後もスーパーL資金の金利水準と同等となるよう金利負担を軽減します。

2. 対象資金等

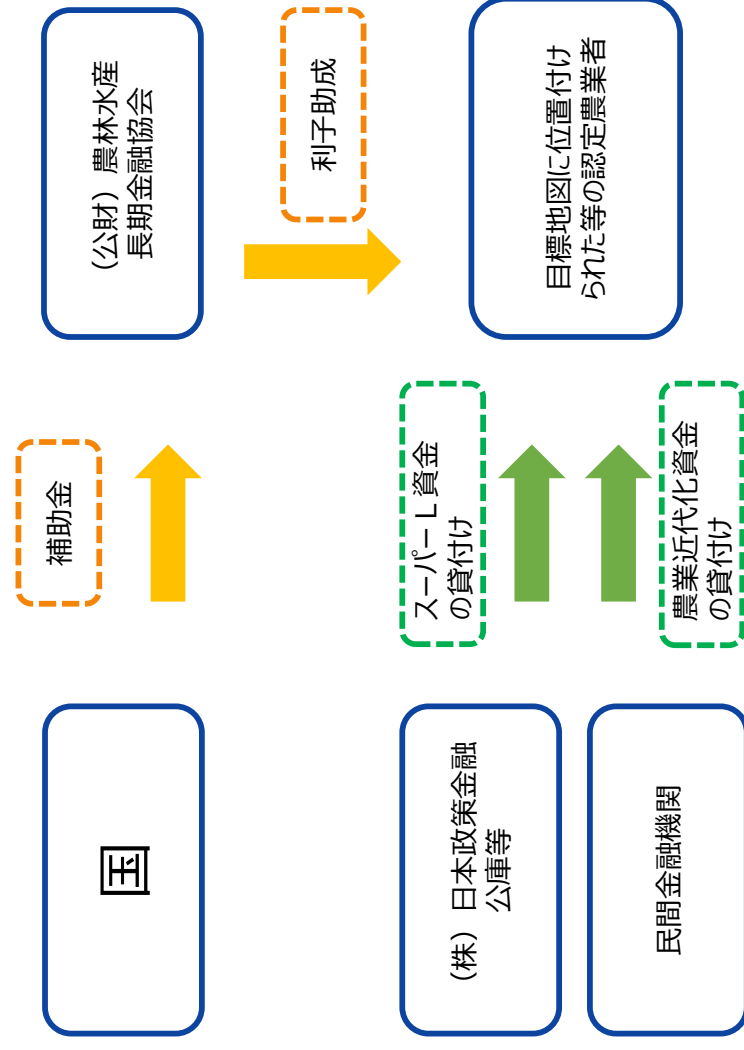
対象資金：スーパーL資金、農業近代化資金

<取扱融資機関> (株)日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）、民間金融機関

<事業の流れ>



<事業イメージ>



貸付当初5年間
金利負担軽減

No.	⑤-4	R6当初予算	12,124 百万円
事業名	新規就農者育成総合対策	府省庁名	農林水産省
概要	農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート等の取組を支援。また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、農業者のリ・スキリング機会の充実、就農相談会の開催等の取組を支援。		
支援対象	事業①、②：認定新規就農者（就農時 49 歳以下） 事業③：研修期間中の研修生（就農時 49 歳以下） 事業④：農業法人等 事業⑤：市町村、協議会、民間団体等 事業⑥：農業教育機関等 事業⑦：協議会、都道府県 事業⑧：民間団体等	補助率	事業①：県支援分の 2 倍を国が支援 事業②～④、⑦：定額 事業⑤～⑧：定額、1/2
対象事業	事業①：経営発展支援事業（就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の 2 倍を国が支援。） 事業②：経営開始資金（新たに経営を開始する者に対して、資金を交付。） 事業③：就農準備資金（研修期間中の研修生に対して、資金を交付。） 事業④：雇用就農資金（雇用元の農業法人等に対して、資金を交付。） 事業⑤：サポート体制構築事業（農業団体等の伴走機関が行う実践的な研修農場の整備、地域における就農相談員の設置、先輩農業者による新規就農者への技術面等のサポート、社会人向け農業研修の実施等を支援。） 事業⑥：農業教育高度化事業（農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化を支援。） 事業⑦：農業者キャリアアップ支援事業（農業者のリ・スキリング機会の充実のため、スマート農業等の新たな技術等を学び直す研修を支援。） 事業⑧：農業人材確保推進事業（農業就業体験、就農相談会の開催等による多様な人材の確保を支援。）		
支援内容	事業①：補助対象事業費上限 1,000 万円（事業②の交付対象者は上限 500 万円） 事業②：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 3 年間 事業③：12.5 万円/月（150 万円/年）×最長 2 年間 事業④：最大 60 万円/年×最長 4 年間 事業⑤： ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・設備等の導入 ・農地、資金に加えて住宅等の生活面も相談できる就農相談員の設置（補助金上限 100 万円） ・就農者の技術、販路確保等のサポートを行う先輩農業者等の活動（補助金上限 100 万円） ・社会人向けの農業研修の実施（補助金上限 300 万円） 事業⑥：農業大学校・農業高校等における ・研修用農業機械・設備の導入、ICT 環境 ・スマート農業、環境配慮型農業等の教育カリキュラム強化 ・現場実習や出前授業等、若者の就農意欲を高める取組 等 事業⑦：農業者が農閑期や夜間にスマート農業や有機農業などの新たな技術を学び直すことができる研修モデルの構築・実施 事業⑧：インターンシップ、新・農業人フェアの実施 等		
離島での実績	—		
備考	事業①～③：申請時期については、都道府県または市町村にお問い合わせください。 事業④：3～4 月（6 月支援開始分）、7～8 月（10 月支援開始分）、10～11 月（2 月支援開始分）に募集予定。		
担当部署	農林水産省経営局就農・女性課		
連絡先	03-3052-6469		
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/		

No.	⑤-5		R6 当初予算	8,389 百万円
事業名	農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策)		府省庁名	農林水産省
概要	<p>少子高齢化・人口減少が進む農山漁村において、「しごと」「くらし」「活力」「土地利用」の観点から農村振興施策を総合的に推進することにより、関係人口の創出・拡大を図るとともに、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しする。</p>			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会、 農林漁業者の組織する団体等	補助率	定額、1/2 等	
対象事業	<p><農山漁村発イノベーション対策> 農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援。</p>			
支援内容	<p>ソフト事業は定額、補助率1/2 ハード事業は補助率1/2 等</p>			
離島での実績	<p>R5 年度実績 新潟県佐渡市、島根県海士町、岡山県笠岡市、香川県丸亀市、香川県土庄町、香川県小豆島町、福岡県福岡市、大分県佐伯市、長崎県平戸市 等</p>			
備考				
担当部署	農林水産省農村振興局都市農村交流課			
連絡先	03-3502-5946			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/inobe/index.html			

<対策のポイント>

農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等を支援します。

<事業目標>

農山漁村発イノベーションに取り組んでいる優良事業体数の増加（100事業体〔令和7年度まで〕）等

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

※ 農山漁村振興交付金の全ての対象について活用が可能

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定※、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデューサーの育成及び実地研修による技術力向上、農業・農村の情報発信等を支援します。
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等を支援します。
- ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援します。
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得、専門人材の育成等を支援します。

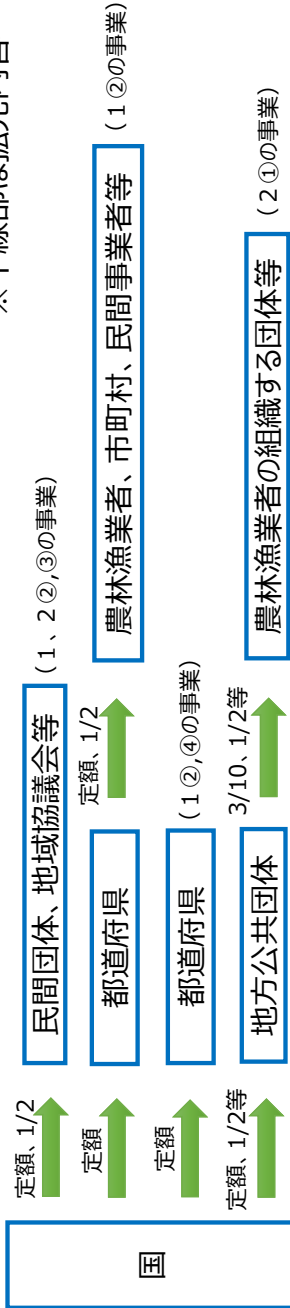
2. 農山漁村発イノベーション整備事業

- ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。
- ② 農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援します。
- ③ 農福連携の推進に必要なとなる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援します。

(関連事業) 農山漁村発イノベーション委託調査事業

農山漁村発イノベーション推進に係るエビデンスに基づく施策企画・立案の充実を図るため、**所得創出効果等の施策効果を測定するための委託調査**を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業

① 地域活性化型



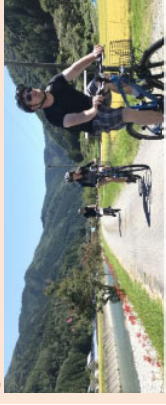
地域住民による地域活性化のための活動計画づくり

② 農山漁村発イノベーション創出支援型



地域資源を多分野で活用した商品・サービスの開発

③ 農泊推進型



景観等を活用した観光コンテンツの開発

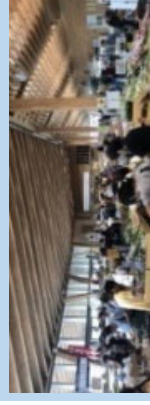
④ 農福連携型



障害者等の農産物栽培技術の習得や専門人材の育成等

2. 農山漁村発イノベーション整備事業

① 定住促進・交流対策型 産業支援型



農林水産物直売所の整備



集出荷・貯蔵・加工施設の整備

② 農泊推進型



古民家等を活用した滞在型施設の整備

③ 農福連携型



障害者等が作業に携わる生産施設の整備

農林漁業者の組織する団体等 (2, ①の事業)

【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)

No.	⑤-6		R6 当初予算	8389 百万円
事業名	農山漁村振興交付金 (中山間地農業推進対策)		府省庁名	農林水産省
概要	中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村 RMO の形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援			
支援対象	都道府県、市町村、地域協議会	補助率	定額	
対象事業	(1) 中山間地農業ルネッサンス推進事業 (2) 農村型地域運営組織 (農村 RMO) 形成推進事業			
支援内容	(1)、(2) とともに定額補助			
離島での実績	R5 長崎県壱岐市 壱岐市スマート農業推進協議会 (高畝栽培と AI を組み合わせた栽培技術の確立、JA 等と連携したバリューチェーンの構築及び、収益力向上による担い手確保に向けた調査、計画作成、実証)			
備考				
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	03-3501-8359			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html			

農山漁村振興交付金のうち 中山間地農業推進対策

【令和6年度予算概算決定額 8,389 (9,070) 百万円の内数】

＜対策のポイント＞

中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、収益力向上や販売力強化等に関する取組、複数の集落の機能を補完する農村RMOの形成、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援します。

＜事業目標＞

中山間地域等の特色をいかした営農と所得の確保に取り組み、事業目標を達成した地区の創出（350地区〔令和7年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 中山間地農業ルネサンス推進事業

- ① 中山間地農業ルネサンス推進支援
中山間地域等の特色をいかした創意工夫あふれる取組等を支援します。
- ② 元気な地域創出モデル支援
収益力向上や販売力強化等に関する取組、デジタル技術の導入・定着を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

- ③ 地域レジリエンス強化支援
地域レジリエンス強化連携協定に基づく避難対応実現の取組等を支援します。
- ④ 中山間地複合経営実践支援
地域特性に応じた複合経営を実践する取組を支援します。

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

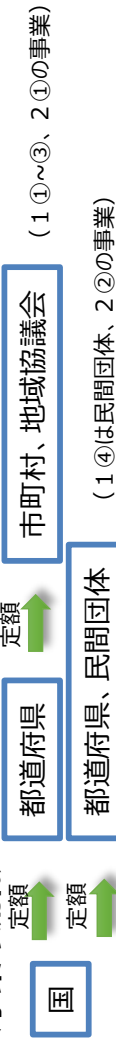
- ① 農村RMOモデル形成支援
むらづくり協議会が行う調査、計画作成、実証事業等を支援します。

【事業期間：上限3年間、交付率：定額（上限3,000万円（1,000万円（年基準額）×事業年数））】

- ② 農村RMO形成伴走支援
協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等の取組を支援します。

※対象地域：8法指定地域等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. ② 元気な地域創出モデル支援

ア 収益力向上
高収益作物導入

イ 販売力強化
高糖度栽培技術の導入

ウ 農用地保全
棚田の保全

エ 複合経営
ミニマム栽培と加工品の開発

オ 生活支援
買物支援・見守り

+

デジタル技術の導入・定着

《栽培技術のeラーニング》

《テレビ画面で買い物支援》

2. 農村型地域運営組織（農村RMO）形成推進事業

① 農村RMOモデル形成支援
農用地保全

② 農村RMO形成伴走支援
生活支援

③ 農村RMO形成伴走支援
地域資源活用

④ 農村RMO形成伴走支援
全国規模の研修会、中間支援組織による人材育成研修

⑤ 農村RMO形成伴走支援
生活支援

⑥ 農村RMO形成伴走支援
生活支援

社会課題解決や魅力向上を通じた地域活性化
(デジタル田園都市国家構想の実現を後押し)

農村の
「くらしづくり」を推進

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

No.	⑤-7		R 6 予算額	12,052 百万円の内数
事業名	強い農業づくり総合支援交付金 (うち産地基幹施設等支援タイプ及び卸売市場等支援タイプ)		府省庁名	農林水産省
概要	産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の強化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者の組織する団体等	補助率	都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内）	
対象事業	<p>1 産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ） 産地の収益力強化や合理化に必要な集出荷施設や加工・貯蔵施設等の産地基幹施設の整備や再編等を支援。</p> <p>2 食品流通拠点整備の推進（卸売市場等支援タイプ） 食料の安定的な供給体制等を確保するため、品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地で共同配送等に必要ストックポイント等の整備を支援。</p>			
支援内容	<p>1 産地基幹施設等整備 乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設等 ※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和を実施。</p> <p>2 食品流通拠点整備 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設等</p>			
離島での実績	R5年度実績なし			
備考	—			
担当部署	1の事業 農林水産省農産局総務課生産推進室 2の事業 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課			
連絡先	1の事業 03-3502-5945 2の事業 03-6744-2059			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/			

強い農業づくり総合支援交付金

【令和6年度予算額 12,052 (12,052) 百万円】

＜対策のポイント＞

食料生産・供給の不安定化や労働力不足等、生産構造の急速な変化に対応するための先駆的モデルや農業支援サービス事業者の育成等を支援します。また、産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化のため、強い農業づくりに必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援します。

＜事業目標＞

- 加工・業務用野菜の出荷量（直接取引分）の拡大（98万t [平成29年] → 145万t [令和12年まで]）
- 場内物流改善体制の構築に取り組んでいる卸売市場数（55市場 [令和6年度まで]）
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]

＜事業の内容＞

1. 食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた先駆的モデル等の育成

① 先駆的モデル支援タイプ

食料・農業・農村基本法の見直しを踏まえた新しい農業のモデルを創出していくため、安定的な生産・供給等を実現しようとする先駆的モデルの育成を支援します。

② 農業支援サービス事業支援タイプ

農業支援サービス事業の提供に必要な農業用機械の導入を支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化（産地基幹施設等支援タイプ）

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設等の整備等を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に必要な産地基幹施設等の再編等を支援します。

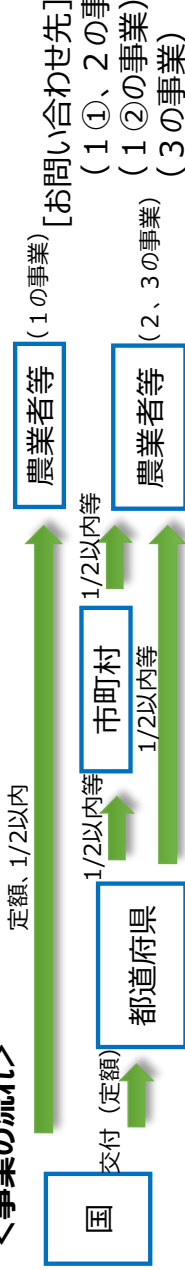
② 重点政策の推進

みどりの食料システム戦略、スマート農業、産地における戦略的な人材育成といった重点政策の推進に必要な施設の整備等を支援します。

3. 食品流通の合理化（卸売市場等支援タイプ）

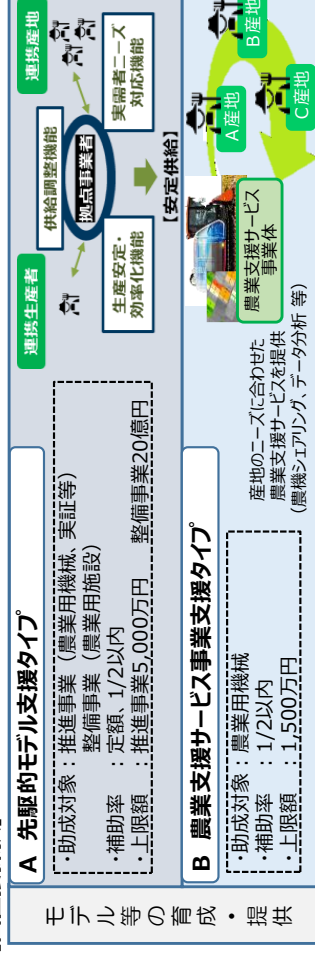
品質・衛生管理の強化等を図る卸売市場施設、産地・消費地での共同配送等に必要なストックポイント等の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【国直接採択】



【都道府県向け交付金】



農産局総務課生産推進室
 (03-3502-5945)
 農産局技術普及課
 (03-6744-2221)
 新事業・食品産業界部食品流通課
 (03-6744-2059)

No.	⑤-8	R6 当初予算 R5 補正予算	9,900 百万円 4,900 百万円
事業名	鳥獣被害防止総合対策交付金	府省庁名	農林水産省
概要	野生鳥獣による農林水産業等に係る被害に対応するため、鳥獣被害防止特別措置法に基づき市町村が作成した「被害防止計画」に基づく取組等を総合的に支援。		
支援対象	都道府県、地域協議会、民間団体等(事業により、事業実施主体は異なる)	補助率	(1) 整備事業：定額、2/3 以内、 5.5/10 以内、1/2 以内 (2) 推進事業：定額、1/2 以内
対象事業	<p>(1)鳥獣被害防止総合支援事業【当初】</p> <p>①整備事業（事業主体：地域協議会、民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵（広域柵）、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備 <p>②推進事業（事業主体：地域協議会、民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲機材導入、一斉捕獲、追払い、生息環境管理等の地域ぐるみの被害防止活動 ・ 捕獲を含めたサル、クマ及び鳥類複合対策、他地域人材活用、ICT等新技術活用、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組、処理加工施設の人材育成 等 <p>(2)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業【当初】（事業主体：都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域捕獲、新技術実証・普及、人材育成、ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 <p>(3)都道府県広域捕獲活動支援事業【当初】（事業主体：都道府県）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生息状況調査、広域捕獲活動（個体数調整）、高度技術人材育成活動 等 <p>(4)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業【当初】（事業主体：地域協議会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害捕獲活動経費の直接支援（頭数に応じた支払） <p>(5)シカ特別対策等事業【補正】（事業主体：都道府県、地域協議会等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援 <p>(6)鳥獣被害対策基盤支援事業【当初】（事業主体：民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害対策推進のための人材育成や狩猟組織の体制強化 等 <p>(7)全国ジビエプロモーション事業【当初】（事業主体：民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ジビエフェアの開催、ジビエ需要拡大・普及に向けたイベント、PR等の情報発信 <p>(8)鳥獣被害防止対策促進支援事業【補正】（事業主体：地域協議会、民間団体等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣対策の理解醸成を図るための情報発信の取組や侵入防止柵（広域柵）の整備 		
支援内容	<p>(1)①、(8)のうち侵入防止柵の整備については、鳥獣被害防止施設を直営施工により整備する場合であって、資材費のみ交付対象経費とするときには、定額支援。沖縄県は 2/3 以内、離島振興法等 6 法指定地域は 5.5/10 以内、それ以外は 1/2 以内</p> <p>(1)②については、定額、1/2 以内</p> <p>(2)、(3)、(4)、(5)については、定額</p> <p>(6)、(7)、(8)のうち侵入防止柵の整備以外については、定額(ただし、全国団体を想定)</p>		
離島での実績	4 年度 長崎県対馬市、鹿児島県薩摩川内市、佐賀県唐津市など 79 市町村		
備考	離島でも対象になるのは主に(1)、(3)、(8)の事業		
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室		
連絡先	TEL 03-3591-4958		
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/tyozyu/higai/index.html		

63 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進

【令和6年度予算額 10,009 (9,713) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 5,000百万円)

＜対策のポイント＞

農作物被害のみならず農山漁村での生活に影響を与える鳥獣被害の防止のため、鳥獣の捕獲等の強化やジビエ利活用拡大への取組等を支援します。また、森林における林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や国有林野におけるシカ捕獲等を実施します。

＜政策目標＞

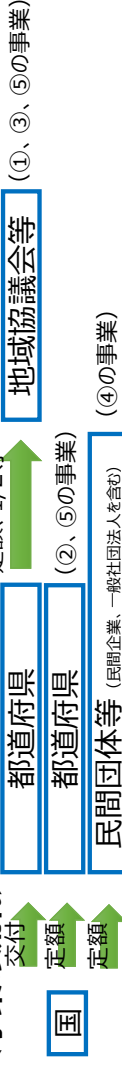
- 鳥獣被害対策実施隊員数を令和7年度まで43,800人に増加 (42,110人 [令和5年度] → 43,800人 [令和7年度まで])
- 野生鳥獣のジビエ利用量を令和元年度から倍増 (4,000t [令和7年度まで])

＜事業の内容＞

1. 鳥獣被害防止総合対策交付金 9,900 (9,603) 百万円

- ① 鳥獣被害防止総合支援事業【令和5年度補正予算含む】
シカやイノシシ、サル、クマ等への対応など「被害防止計画」に基づく地域ぐるみの取組や侵入防止柵の設置、広域柵の整備再編計画の策定、侵入防止柵の再編整備支援の強化等を支援します。
- ② 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業、都道府県広域捕獲活動支援事業
都道府県が主導して行う鳥獣被害防止対策や広域捕獲に係る取組等を支援します。
- ③ 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業
被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲活動経費を支援します。
- ④ 鳥獣被害対策基盤支援事業、全国ジビエプロモーション事業等【令和5年度補正予算含む】
被害対策推進のための人材育成や狩猟組織の体制強化、ジビエ消費拡大を図るプロモーション等を行うとともに、ジビエ利活用の更なる拡大に向けた情報発信の取組等を支援します。
- ⑤ シカ特別対策【令和5年度補正予算】
集中的にシカ被害を低減させるための対策の実施を支援します。

＜事業の流れ＞



2. シカ等による森林被害緊急対策事業

森林における効果的なシカ捕獲の推進のため、林業関係者等のシカ捕獲への参画促進や先進技術による調査・捕獲、広域捕獲への支援とともに、国有林野における国土保全のためのシカ捕獲等を実施します。【令和5年度補正予算含む】

＜事業の流れ＞ ※国有林においては、直轄で実施



【お問い合わせ先】 (1の事業) 農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
 (2の事業) 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

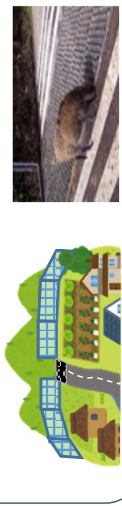
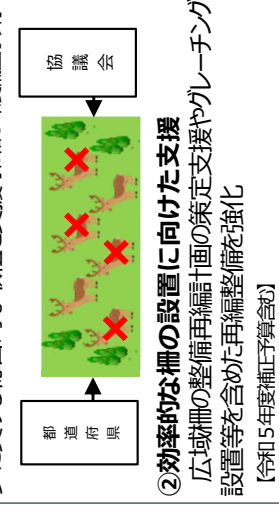
＜事業イメージ＞

〔総合的な鳥獣対策・ジビエ利活用拡大への支援〕



〔捕獲等の強化〕

①シカの個体数減少に向けた取組
被害要因、生息状況等に基づいたシカの個体数減少に資する総合的な取組を支援 (令和5年度補正予算)



〔林業関係者の参画促進〕



林業関係者と狩猟者の連携、新技術の活用

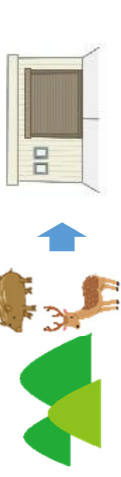
〔広域捕獲への支援〕
都道府県による広域捕獲



被害をもたらす群の駆除

〔ジビエ利活用拡大に向けた取組〕

① 広域搬入の推進
捕獲鳥獣の処理加工施設への搬入拡大に向けた支援を実施



②ジビエの情報発信強化 (令和5年度補正予算)
ジビエ利活用の更なる拡大に向けた展示物等の制作等を通じた情報発信の強化



〔国土保全のための捕獲〕
ジビエ利用できない捕獲個体の大型排水管を活用した焼却減量化



奥野天然林や復讐の都府県にまたがる地域で捕獲

農村振興局鳥獣対策・農村環境課鳥獣対策室 (03-3591-4958)
 林野庁研究指導課森林保護対策室 (03-3502-1063)

No.	⑤-9		R6 当初予算	1,086 百万円
事業名	農地利用効率化等支援交付金		府省庁名	農林水産省
概要	地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。			
支援対象	市町村	補助率	3 / 10 以内	
対象事業	<p>(1) 融資主体支援タイプ 目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援。</p> <p>(2) 融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入を支援。</p>			
支援内容	補助率 (1)(2)とも事業費の3 / 10以内 配分上限額 (1) 300 万円等 (2) 個人 1,000 万円、法人 1,500 万円			
離島での実績	—			
備考	—			
担当部署	農林水産省経営局経営政策課担い手総合対策室			
連絡先	TEL 03 - 6744 - 2148			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/keikou/kouzou_taisaku/index.html			

農地利用効率化等支援交付金

【令和6年度予算額 1,086 (1,521)百万円】
 (令和5年度補正予算額 2,300百万円の内数)

<対策のポイント>

地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加 (8割)

<事業の内容>

目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、融資を受けて経営改善の取組に必要な農業用機械・施設の導入する場合に支援します。

※ 広域に展開する農業法人等の経営の高度化に必要な農業用機械・施設の導入は、補助上限額を引上げ(先進的農業経営確立支援タイプ)

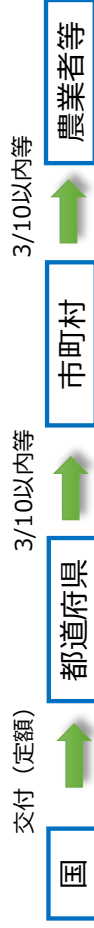
※ スマート農業、集約型農業経営、グリーン化について、優先枠を設けて支援

- ・スマート農業優先枠
- ・ロボット技術・ICT機械等の導入 (農業支援サービス事業者の取組も対象)
- ・集約型農業経営優先枠
- ・中山間地域等での集約型農業に必要な機械等の導入
- ・グリーン化優先枠
- 「みどりの食料システム戦略」を踏まえた環境に配慮した営農に必要な機械等の導入

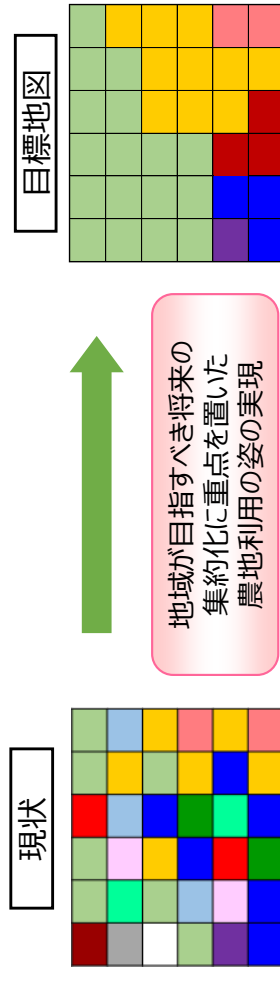
※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択

(令和5年度補正予算) 担い手確保・経営強化支援事業 2,300百万円の内数
 担い手の経営発展に必要な農業用機械等の導入を支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>



助成対象者

将来の地域の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者(事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む)

助成内容

経営改善の取組に必要な農業用機械・施設(事業費50万円以上)

補助率

事業費の3/10以内

補助上限額

300万円(経営面積の拡大(水田作で20ha以上等)等を
 目指す者については600万円に引上げ)
 (先進的農業経営確立支援タイプ)

個人1,000万円、法人1,500万円)

(この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施)

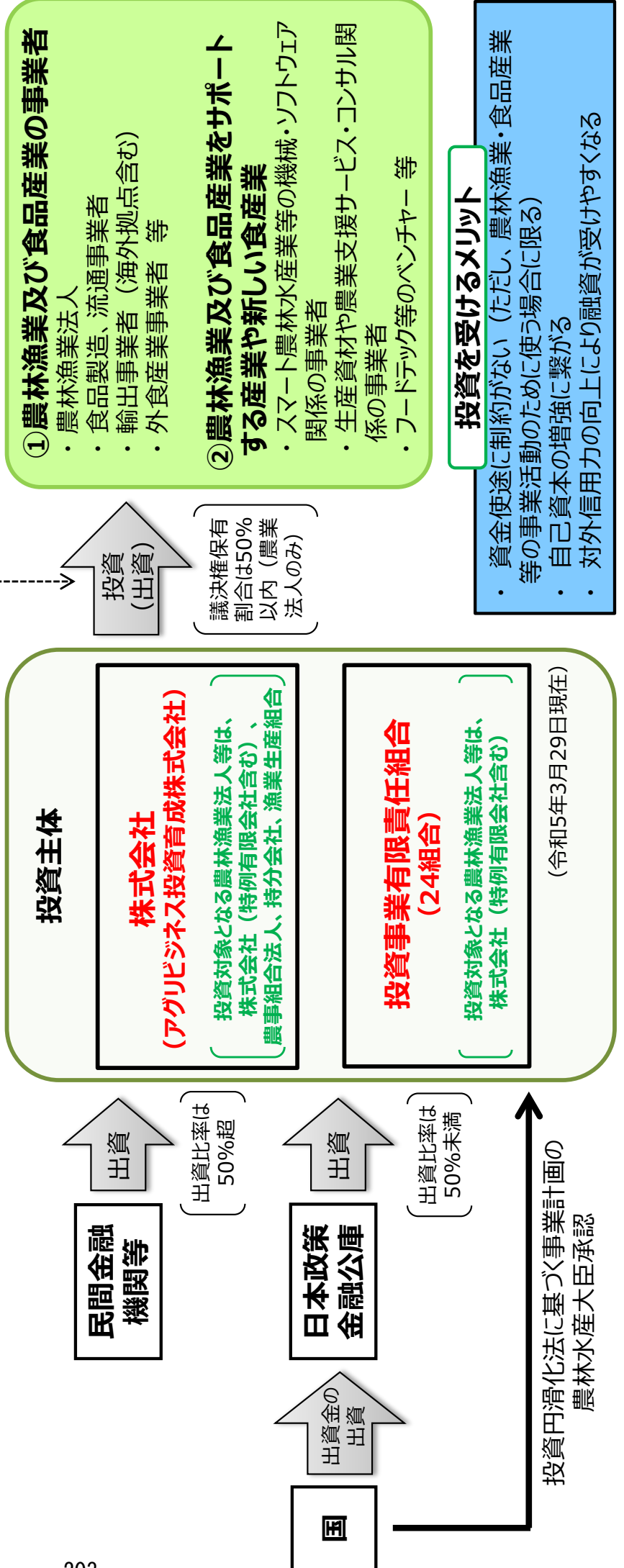
[お問い合わせ先] 経営局経営政策課担い手総合対策室 (03-6744-2148)

No.	⑤-10	R6 予算額	—
事業名	農林漁業法人等投資育成事業	府省庁名	農林水産省
概要	<p>株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（投資円滑化法）に基づき、農林漁業法人等投資育成事業（農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業）に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率50%未満）。</p>		
支援対象	民間事業者	補助率	出資比率50%未満
対象事業	<p>投資円滑化法に基づき、農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画について農林水産大臣の承認を受けた場合が対象。</p> <p>農林漁業法人等投資育成事業とは、</p> <p>(1) 株式会社又は投資事業有限責任組合が、農林漁業法人等の持分、株式、新株予約権、新株予約権付社債及びこれに準ずるもの取得及び保有する投資事業</p> <p>(2) 農林漁業法人等への経営又は技術指導を行うことにより、農林漁業法人等に対して成長資金を供給し、成長発展を促すとともに、それにより配当収入等を得て投資収益を上げていく事業。</p>		
支援内容	<p>株式会社又は投資事業有限責任組合が、投資円滑化法に基づき、「農林漁業法人等投資育成事業に関する事業計画」について、農林水産大臣の承認を受けた場合には、株式会社日本政策金融公庫から出資を受けることが可能（出資比率50%未満）。</p>		
離島での実績	<p>上記の農林水産大臣の承認を受けた投資事業有限責任組合が、福江島（長崎県五島市）に所在する農業法人へ投資した事例がある。</p>		
備考	<p>(1) 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けなくても、農林漁業法人等投資育成事業を行うことは可能。</p> <p>(2) 株式会社日本政策金融公庫からの出資を受けるには、公庫の募集要項の条件を満たすことが必要。</p> <p>(3) 公庫の予算上の制約があるため、希望者全てが出資を受けられるとは限らない。</p>		
担当部署	経営局金融調整課		
連絡先	03-6744-2167		
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/keiei/kinyu/toushiikusei/toushiikuseiseido.html		

投資円滑化法による農林漁業法人等への投資（出資）の仕組み

- 農林漁業を営む法人、食品産業の事業者等は、農林漁業が天候等のリスクを有すること、生産活動サイクルが長い等の事情により、外部からの投資を十分に受けることが難しい状況にある。
- 農林漁業及び食品産業の持続的発展を図るため、事業者の自己資本の充実を促進するとともに、フードバリューチェーンの各段階に携わる事業者に対し資金供給を促進していくことが重要。
- 日本政策金融公庫では、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法(投資円滑化法)に基づき、農林漁業法人等の株式等の取得及び経営指導等を行う事業（農林漁業法人等投資育成事業）を行う投資主体（株式会社又は投資事業有限責任組合）に対する出資を行っている。
- 民間金融機関等は、投資事業有限責任組合等を設立して、農林漁業法人等投資育成事業に関する計画について農林水産大臣の承認を受けることにより、日本政策金融公庫の出資を受け投資リスクを分散して農林漁業法人等に出資が可能。

投資事業有限責任組合が行う外国法人に対する投資に関する特別措置



No.	⑤-11		R 5 補正予算額	31,000 百万円の内数
事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 (うち収益性向上対策)		府省庁名	農林水産省
概要	収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。			
支援対象	都道府県、市町村、農業者、農業者の組織する団体等	補助率	1 / 2 以内等 効果増進事業は定額 (1 / 2 相当)	
対象事業	<p>1 生産支援事業 高収益作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な農業機械や資材の導入に要する経費を支援。</p> <p>2 整備事業 高収益作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な施設整備に必要な経費を支援。</p> <p>3 効果増進事業 事業計画の策定及び農業機械の導入等の技術実証に要する経費を支援。</p>			
支援内容	<p>1 生産支援事業</p> <p>① 農業機械等の導入及びリース導入</p> <p>② 生産資材の導入等</p> <p>2 整備事業 育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設等</p> <p>※離島振興対策実施地域では、面積要件の緩和を実施。</p> <p>3 効果増進事業 事業計画策定及び農業機械の導入実証に要する経費等</p>			
離島での実績	種子島（西之表市）：集出荷貯蔵施設（ばれいしょ）（令和5年度補正予算）			
備考	—			
担当部署	農林水産省農産局総務課生産推進室			
連絡先	TEL 03-3502-5945			
参照 HP	http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/			

産地生産基盤パワーアップ事業

【令和5年度補正予算額 31,000百万円】

＜対策のポイント＞

収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、食料安全保障の確立に向けた国産農産物のシェア拡大に資する取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援します。

＜事業目標＞

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承等

＜事業の内容＞

1. 新市場獲得対策

- ① 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化
新市場のロット・品質に対応できる拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等を支援します。
- ② 園芸作物等の先導的取組支援
園芸作物等について、需要の変化に対応した新品目・品種、新樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組を支援します。
- ③ 国産シェア拡大対策
国産麦・大豆の増産や安定供給に必要な農業機械の導入や集出荷貯蔵施設等の整備、国産加工・業務用野菜等のサプライチェーンの強靱化に向けた農業機械・技術等の導入、流通加工施設の整備、需要拡大に資する全国的な取組等を支援します。

2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組み産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援します。また、施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なたんぱく質等の導入等を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- ① 生産基盤の強化・継承
農業用ハウスや果樹園・茶園等の生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等を支援します。
- ② 全国的な土づくりの展開
全国的な土づくりの展開を図るため、堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

新たな生産・供給体制

- 拠点事業者の貯蔵・加工施設
- 果樹・茶の改植や新樹形導入
- 流通効率化に向けた機械・施設
- 国産シェア拡大に向けた施設

産地の収益性の向上

収益力強化への計画的な取組

- 農業機械のリース導入・取得
- 優先枠の設定
- ヒートポンプ等のリース導入・取得
- スマート農業推進枠
- 施設園芸エネルギー転換枠
- 持続的畑作確立枠
- 優先枠の設定
- 中山間地域の体制整備
- 農産物輸出に向けた体制整備
- 施設整備

生産基盤の強化

- 継承ハウス、園地の再整備・改修
- 堆肥等を活用した土づくり

【お問い合わせ先】

- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1②③、3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-6744-2117)
- (1③の事業) 穀物課 (03-3502-5959)
- (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

No.	⑤-12		R6 当初予算	26,100 百万円
事業名	中山間地域等直接支払交付金		府省庁名	農林水産省
概要	<p>中山間地域等では、高齢化の進行に伴う耕作放棄の増加等により、農業の有する国土の保全、水源のかん養等の多面的機能の低下が懸念されている。</p> <p>このため、農業者等に中山間地域と平地地域の農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動の継続を図る。</p>			
支援対象	①農業者の組織する団体等 ②地方公共団体	補助率	①定額 ②定額	
対象事業	<p>1. 中山間地域等直接支払交付金 中山間地域等において、集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上農業生産活動を継続して行う農業者等に、平地地域との農業生産条件の不利を補正する交付金を交付することにより、中山間地域等の農業生産活動等の継続を支援。</p> <p>2. 中山間地域等直接支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県及び市町村等の推進活動を支援。</p>			
支援内容	<p>1. 中山間地域等直接支払交付金（定額補助） 田 急傾斜 21,000 円/10a 緩傾斜 8,000 円/10a 畑 急傾斜 11,500 円/10a 緩傾斜 3,500 円/10a 草地 急傾斜 10,500 円/10a 緩傾斜 3,000 円/10a 採草放牧地 急傾斜 1,000 円/10a 緩傾斜 300 円/10a 等 ただし、地方公共団体が1/2相当を負担（特認地域にあっては、2/3）</p> <p>2. 中山間地域等直接支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村が推進に必要な現地指導及び現地調査等に要する経費等</p>			
離島での実績	R4 佐渡島、壱岐島など			
備考	対象となる地域及び農用地：地域振興立法等で指定された地域において、傾斜がある等の基準を満たす一団の農用地。			
担当部署	農林水産省農村振興局地域振興課			
連絡先	TEL 03-3501-8359			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/			

中山間地域等直接支払交付金

【令和6年度予算額 26,100 (26,100) 百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けた農業生産活動の継続を支援します。

<事業目標>

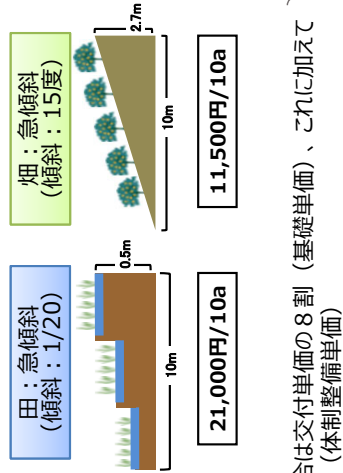
耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止 [令和6年度まで]

<事業の内容>

1. 中山間地域等直接支払交付金 **25,800 (25,800) 百万円**
 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それによって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付します。

【主な交付単価】

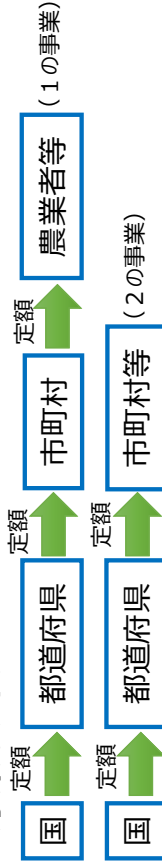
地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜 (1/20~)	21,000
	緩傾斜 (1/100~)	8,000
畑	急傾斜 (15度~)	11,500
	緩傾斜 (8度~)	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 **300 (300) 百万円**
 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【対象地域】中山間地域等
 (地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域)

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動 (耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等)
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組 (集落戦略の作成)

【加算措置】

加算項目 (取組目標の設定・達成が必要)	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算 棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等 (田1/20以上、畑15度以上) の保全と地域の振興を支援 (超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) (超急傾斜農地保全管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可)	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保全管理加算 超急傾斜農地 (田1/10以上、畑20度以上) の保全や有効活用を支援	6,000円 (田・畑)
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	3,000円 (地目にかかわらず)
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】 新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】 農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課 (03-3501-8359)

No.	⑤-13		R 6 予算額	48,589 百万円
事業名	多面的機能支払交付金		府省庁名	農林水産省
概要	農業・農村の多面的機能の維持・発揮や地域全体で担い手を支えることを目的として、農用地、水路、農道等（地域資源）を適切に保全管理するために農業者等が地域共同で行う活動を支援			
支援対象	1. 農業者等の組織する団体等 2. 地方公共団体、推進組織	補助率	1. 定額 2. 定額	
対象事業	1. 多面的機能支払交付金 (1) 農地維持支払 農業者等による組織が取り組む水路の泥上げや農道の路面維持など地域資源の基礎的保全活動、農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援 (2) 資源向上支払 地域住民を含む組織が取り組む水路、農道等の軽微な補修や景観形成など農村環境の良好な保全を始めとする地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援 2. 多面的機能支払推進交付金 制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の活動を支援			
支援内容	1. 多面的機能支払交付金（定額補助） (1) 農地維持支払 （都府県の田：3,000 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：250 円／10a） (2) 資源向上支払のうち地域資源の質的向上を図る共同活動 （都府県の田：2,400 円／10a、畑：1,440 円／10a、草地：240 円／10a） 資源向上支払のうち施設の長寿命化のための活動 （都府県の田：4,400 円／10a、畑：2,000 円／10a、草地：400 円／10a） ※ただし北海道の補助額は上記と異なる。 2. 多面的機能支払推進交付金（定額補助） 都道府県及び市町村等が推進に必要な現地指導、現地調査等に要する経費等			
離島での実績	R4 佐渡島、隠岐の島、五島列島、壱岐島、種子島等			
備考				
担当部署	農林水産省農村振興局農地資源課多面的機能支払推進室			
連絡先	03-6744-2197			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html			

多面的機能支払交付金

【令和6年度予算概算決定額 48,589 (48,652) 百万円】

<対策のポイント>

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援します。

<事業目標>

- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動への多様な人材の参画率の向上（5割以上 [令和7年度まで]）
- 農地・農業用水等の保全管理に係る地域の共同活動により広域的に保全管理される農地面積の割合の向上（6割以上 [令和7年度まで]）

<事業の内容>

1. 多面的機能支払交付金 47,050 (47,050) 百万円

① 農地維持支払

地域資源の基礎的保全活動等の多面的機能を支える共同活動を支援します。

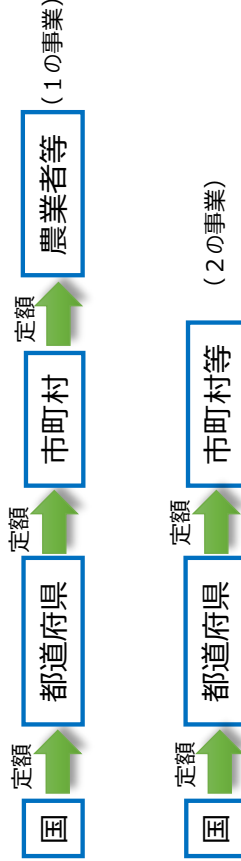
② 資源向上支払

地域資源の質的向上を図る共同活動、施設の長寿命化のための活動を支援します。

2. 多面的機能支払推進交付金 1,539 (1,602) 百万円

交付金の適正かつ円滑な実施に向けて、都道府県、市町村等による多面的機能支払交付金の推進を支援します。

<事業の流れ>



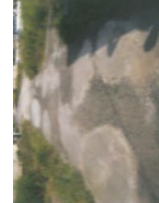
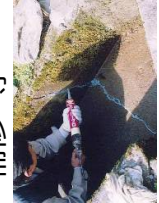
農地維持支払

- ・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の泥上げ、農道の路面維持等
- ・農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、地域資源の保全管理に関する構想的策定等



資源向上支払

- ・水路、農道、ため池の軽微な補修、景観形成や生態系保全などの農村環境保全活動等
- ・老朽化が進む水路、農道などの長寿命化のための補修等



実施主体：農業者等で構成される組織（①及び③は農業者のみで構成する組織でも取組可能）
対象農用地：農振農用地及び多面的機能の発揮の観点から都道府県知事が定める農用地

【交付単価】 (円/10a)

	都道府県		北海道	
	①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3	①農地維持支払 (共同) ※1	②資源向上支払 (長寿命化) ※1,2,3
田	3,000	2,400	2,300	1,920
畑	2,000	1,440	1,000	480
草地	250	240	130	120

〔5年間以上実施した地区は、②に75%単価を適用〕
※1：②、③の資源向上支払は、①の農地維持支払と併せて取組むことが必要
※2：①、②と併せて③の長寿命化に取組む場合は、②に75%単価を適用
※3：③の長寿命化において、直営施工を行わない等の場合は、5/6単価を適用 (円/10a)

【加算措置】

項目		都府県	北海道
多面的機能の更なる増進	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等	田	400
		畑	240
		草地	40
水田の雨水貯留機能の強化 (田んぼダム) の推進	資源向上支払 (共同) の交付を受ける田面積の1/2以上で取組む場合	田	400
			320

【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-6744-2197)

No.	⑤-14		R6 所要額 R5 所要額	15,621 百万円の内数 15,621 百万円の内数
事業名	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業		府省庁名	農林水産省
概要	野菜生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、価格低落時における生産者補給金の交付等を実施。			
支援対象	① 生産者（法人、個人） ② 出荷団体	補助率	国:都道府県:生産者等=1:1:1 （特定野菜の場合） 国:都道府県:生産者等=2:1:1 （指定野菜の場合）	
対象事業	都道府県知事が認定した対象産地内の生産者等に対し、特定野菜等の平均販売価格が保証基準額を下回った場合に、その差額の80%を価格差補給金として交付。			
支援内容	離島振興対策実施地域においては、産地要件を一部緩和。 ＜対象産地内で栽培される指定野菜の作付面積＞ （通常） 葉茎菜類等 概ね 10ha 以上 → 概ね 5ha 以上 果菜類 概ね 5ha 以上 → 概ね 3ha 以上 （離島振興対策実施地域）			
離島での実績	令和4年度実績なし（離島実績として抽出することが困難）			
備考	—			
担当部署	農林水産省農産局園芸作物課			
連絡先	TEL.03-3502-5961			
参照 HP	http://www.alic.go.jp/y-josei/yajukyu03_000006.html			

野菜価格安定対策事業

【令和6年度予算額（所要額） 15,621（15,621）百万円】

＜対策のポイント＞

野菜（指定野菜・特定野菜）の生産・出荷の安定と消費者への安定供給を図るため、産地単位での計画的な生産・出荷に取り組みとともに、**価格低落時には生産者補給金を交付**します。

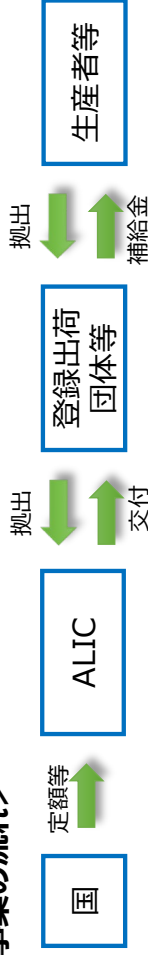
＜政策目標＞

野菜の取引価格の安定化（取引価格が平年比80%~120%に収まる期間の割合：56% [平成28年度] → 68% [令和7年度まで]）

＜事業の内容＞

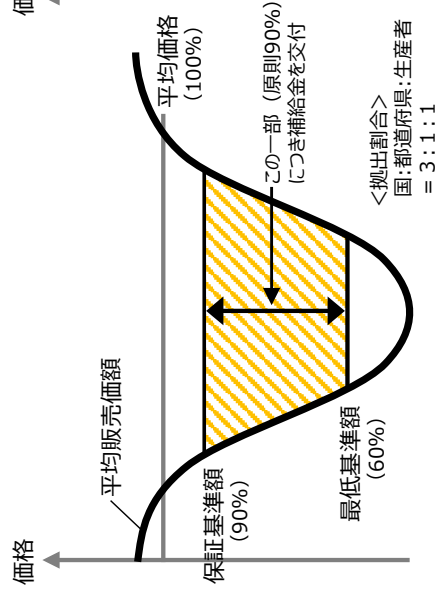
- 1. 指定野菜価格安定対策事業**
「指定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「指定野菜」の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。
- 2. 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業**
「特定産地」で生産され、卸売市場に出荷される「特定野菜」等の価格が著しく低下した場合に、補給金を交付します。
- 3. 契約指定野菜安定供給事業**
「指定産地」で生産される「指定野菜」の契約取引を対象に、不作時に不足分市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。
- 4. 契約特定野菜等安定供給促進事業**
「特定産地」で生産される「特定野菜」等の契約取引を対象に、不作時に不足分市場から調達した場合等に、交付金等を交付します。
- 5. 契約野菜収入確保モデル事業**
産地を問わず、「指定野菜」の契約取引を対象に、契約数量の確保に必要な余裕作付分の出荷調整等を行った場合等に、交付金を交付します。
- 6. 緊急需給調整事業**
「指定野菜」のうち重要野菜・調整野菜の価格が著しく低下し、出荷調整を行った場合等に、交付金を交付します。

＜事業の流れ＞

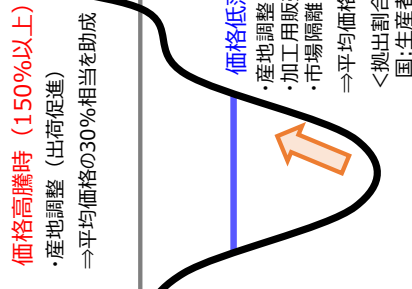


【基本的仕組み】

〔指定野菜価格安定対策事業〕



〔緊急需給調整事業〕



指定野菜（14品目）：国民消費生活上重要な野菜

キャベツ※、きゅうり、さといも、だいこん※、トマト、なす、にんじん※、ねぎ、はくさい※、ピーマン、レタス※、たまねぎ※、ばれいしょ、ほうれんそう ※は重要野菜または調整野菜

★ ブロッコリーを指定野菜に追加予定

（令和6~7年度に特定野菜からの移行準備を進め、令和8年度事業から適用予定）

特定野菜（35品目）：国民消費生活上や地域農業振興の観点から指定野菜に準ずる重要な野菜

アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゅんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらめめ、ちんげんさい、生しいたげ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうからし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

【お問い合わせ先】 農産局園芸作物課（03-3502-5961）

No.	⑤-15	R6 予算額	—
事業名	中山間地域活性化資金	府省庁名	農林水産省
概要	地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、①農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」②農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」③農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」の整備を促進するための資金		
支援対象	<p>① 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）</p> <p>② 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）</p> <p>③ 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人</p>	補助率 (貸付条件)	<p>・貸付利率(令和5年3月20日現在)</p> <p>①、②0.75%~0.95%</p> <p>③1.10%</p> <p>・貸付限度額 負担額の80%以内</p> <p>・償還期限</p> <p>①、②15年以内（うち据置期間3年以内）</p> <p>③25年以内（うち据置期間8年以内）</p>
対象事業	「支援内容」をご覧ください。		
支援内容	<p>①加工流通施設整備資金 中山間地域農林畜水産物を原料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者が、新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成、取得を促進するための資金</p> <p>②保健機能増進施設整備資金 農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者が、体験農園、潮干狩り場等の整備を促進するための資金</p> <p>③生産環境施設整備資金 農業（畜産業及び養蚕業を含む。）、林業、漁業又は塩業を営む者の組織する法人が、農業の担い手の定住化を促進するための多目的研修集会施設等の整備を促進するための資金</p>		
離島での実績	<p>平成28年度：広島県大崎上島町、平成29年度：広島県尾道市</p> <p>平成30年度：山形県酒田市、長崎県対馬市、令和2年度：長崎県対馬市</p> <p>令和3年度：長崎県五島市</p>		
備考	○令和6年度融資枠：180.0億円		
担当部署	農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課		
連絡先	03-6744-2498		
参照HP	http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html		

中山間地域活性化資金

1 目的

地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、

- ① 農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る「加工流通施設」
- ② 農地、森林等の農林漁業資源を活用した「保健機能増進施設」
- ③ 農業の担い手の定住化を促進するための「生産環境施設」

の整備を地方公共団体、民間事業者の技術、ノウハウを活用しつつ強力に促進する。

2 貸付対象者、資金使途及び貸付条件

区分	加工流通施設	保健機能増進施設	生産環境施設
貸付対象者	中山間地域農林畜水産物を原材料として使用する製造・加工事業、当該産物・その加工品の販売事業であって、中山間地域の農林漁業の振興に資すると認められるものを営む者（中小企業者に限る）	農林漁業者又は農林漁業者と農林漁業資源の利用契約、生産物の採取契約等を締結し、農林漁業の生産力を直接維持増進させる事業を行う者（中小企業者に限る）	農林漁業又は塩業を営む者の組織する法人（これらの者又は地方公共団体が主たる構成員、出資者であるか又は基本財産の過半を拠出して法人で農林漁業の振興を目的とするものを含む。）
資金使途	新商品・新技術の研究開発・利用又は需要の開拓を行うのに必要な施設の改良・造成・取得、それらを行うための特別の費用の支出又は権利の取得	体験農園、体験牧場、林間スキー場、林間キャンプ場、森林植物園、林間コテージ、林間遊歩道、釣り場、潮干狩場、遊漁船等利用施設 等	活動管理休養施設、多目的研修集会施設、健康増進施設、技術拠点施設、情報連絡施設、廃棄物処理施設、簡易給排水施設、集落道 等
貸付条件	利率	0.75%～0.95%	
	限度額	負担する額の80%以内	
	償還期限	15年以内（うち据置期間3年以内）	25年以内（うち据置期間8年以内）

（注）利率は、令和6年3月18日現在

最新の利率の掲載先URL：<http://www.jfc.go.jp/n/rate/rate.html>

3 令和6年度融資枠（令和5年度融資枠）

180.0億円（207.0億円）

【農林水産省HP > 山村への支援施策（予算、融資）】

http://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/s_sesaku/sesaku.html

（担当課：農村振興局地域振興課）

No.	⑤-16		R6 当初予算	19,843 百万円
事業名	農地耕作条件改善事業		府省庁名	農林水産省
概要	農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援。			
支援対象	農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等	補助率	定額、1/2 等	
対象事業	<p>(1) 地域内農地集積型 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援</p> <p>(2) 高収益作物転換型 高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着に必要な取組を支援</p> <p>(3) スマート農業導入推進型 基盤整備と一体的に行う GNSS 基地局の設置等、スマート農業の導入について支援</p> <p>(4) 病虫害対策型 病虫害の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援</p> <p>(5) 水田貯留機能向上型 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援</p> <p>(6) 土地利用調整型 多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援</p>			
支援内容	<p>(1)～(6)、いずれも定額、補助率1/2等 ただし、 ○実施地域は、農用地区域のうち地域計画を策定した区域等 ○採択要件は、事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が 200 万円以上となること。受益者数が、農業者2者以上であること。 等</p>			
離島での実績	R5 新潟県佐渡市、島根県隠岐の島町、広島県大崎上島町 等			
備考	<p>○離島の場合は、補助率 55%で支援。 ○募集は随時行っており、手続については都道府県の事業担当へ御相談ください。</p>			
担当部署	農林水産省農村振興局農地資源課			
連絡先	TEL 03-6744-2208			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/nousin/keiku/noutiseibi/			

農地耕作条件改善事業

【令和6年度予算概算決定額 19,843 (20,043) 百万円】

＜対策のポイント＞

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換や営農定着、麦・大豆の増産に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援します。

＜事業目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の内容＞

1. **地域内農地集積型**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
2. **高収益作物転換型**
基盤整備と一体的に行う輪作体系の検討や実証展示ほ場の運営、高収益作物への転換に向けた計画策定から高付加価値農業施設の設定など営農定着に必要な取組を支援します。
3. **スマート農業導入推進型**
基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等、スマート農業の導入について支援します。
4. **病害虫対策型**
病害虫の発生予防・まん延防止に資する農地の土層改良や排水対策等を支援します。
5. **水田貯留機能向上型**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。
6. **土地利用調整型**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備を支援します。

- ※土層改良にバイオ炭を使用することが可能（1～6の事業）
- ※整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、農地整備・集約推進費の活用が可能（1、2の事業）
- ※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能（2の事業）
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上 等



＜事業イメージ＞

きめ細かな耕作条件改善の支援



高収益作物への転換に向けた取組支援



スマート農業導入の支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策



農地耕作条件改善事業（1/3）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構等による担い手への農地集積を推進するとともに、生産効率を向上させ、高収益作物等の営農定着に必要な取組を支援することが重要。
- このため、多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善や、高収益作物への転換、スマート農業の導入促進、麦・大豆の生産拡大等に向け、ハードとソフトの両面から機動的に支援。

実施要件

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域等（農地中間管理機構との連携概要を策定）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・事業費200万円以上 ・農業者2者以上 ・使用する型の目標に沿った計画策定などが必要

① 地域内農地集積型

きめ細かな整備とともに、農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積を推進します。

定額助成	定率助成※2
(ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備※1 (ソフト) 単年度当たり300万円迄の条件改善推進費 等	(ハード) 農業用排水施設、暗渠排水、土層改良※3、区画整理、農作業道、農地造成、農用地の保全、営農環境整備、ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 (ソフト) 条件改善促進支援、農地整備・集約推進費 等

- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R5年度単価は、区画拡大（25万円/10a等）、暗渠排水（19万円/10a等） など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など
- ※3 土層改良にバイオ炭を使用することが可能（①～⑥の事業型共通）

② 高収益作物転換型

地域内農地集積型の支援内容に加え、高収益作物転換のための計画策定から高付加価値農業施設の設置など営農定着まで必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

定額助成	定率助成
(ハード) ①地域内農地集積型の定額助成メニュー (ソフト) 条件改善推進費、高収益作物への転換支援※4、新植・改植及び幼木管理支援、早期成園化、経営の継続・発展支援※5、園芸作物モダリティ産地形成支援※6 等	(ハード) ①地域内農地集積型の定率助成メニュー、小規模園地整備（盛土、園内道整備等） (ソフト) 条件改善促進支援、高収益作物の導入支援※7、高付加価値農業施設の設置、機械作業体系導入支援、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費 等

- ※4 単年度あたり300～500万円迄を支援
高収益作物転換プラン作成支援（最大2年間）、高度な技術指導（施設園芸における地中熱ヒートポンプ（浅層採熱方式）の導入など、先進技術の導入のための専門家による技術指導に係る経費の支援）、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等
- ※5 大苗の育成支援、代替農地での営農支援、省力技術研修支援 等
- ※6 実需者ニーズに対応した品種の導入試験、GAP・トレーサビリティ手法の導入 等
- ※7 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース 等



きめ細かなハード整備

畦畔除去



水路の更新



高付加価値農業施設の設置



実証ほ場

農地耕作条件改善事業（2/3）

③ スマート農業導入推進型

スマート農業に必要なGNSS基地局の設置とスマート農業の導入に必要な基盤整備等を支援します。

スマート農業導入推進支援助成内容

(ハード) GNSS基地局の整備 (必須)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援、条件改善促進支援等 (定率)



GNSS基地局設置



自動操舵システム導入

④ 病害虫対策型

病害虫は一度まん延すれば地域農業に甚大な被害を及ぼすため、その発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】 植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

病害虫対策のための土層改良

(ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水 (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上型

水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備を支援します。

【事業実施区域・要件】 ・流域治水プロジェクト、治水協定等が策定され、流域治水対策を実施する地域

・地区内の5割以上の面積での「田んぼダム」の実施

「田んぼダム」実施に向けた整備

(ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置 (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー
(ソフト) 「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、堰板購入等 (単年度当たり300万円迄)、条件改善促進支援 (定率) 等



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整型

多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けて、ゾーニングに必要な交換台や基盤整備を支援します。

【事業実施区域】 農地中間管理事業を重点的に実施する区域等及びその周辺農地

多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた基盤整備

(ハード) 粗放的農地利用整備 (用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等) (定額)、「①地域内農地集積型」の定額及び定率ハードメニュー

(ソフト) 条件改善推進費 (定額)、条件改善促進支援 (定率) 等

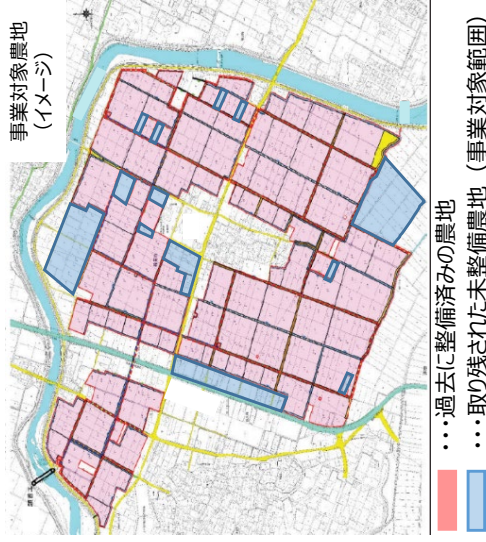


粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業 (3/3)

[農地整備・集約推進費] (①地域内農地集積型・②高収益作物転換型)

- 基盤整備が進んだ地域に取り残された未整備農地は、周囲と比較し条件が悪いことから担い手が引き受けられず、結果として荒廃農地となって害虫や鳥獣被害の発生源となる等周辺の担い手の経営環境にも負の影響を及ぼすおそれが高いが、**周辺の担い手に集約しやすい立地条件**にあり、**基盤整備によって担い手へ集約**することで、**地域全体として、農業生産性が一層向上**することが期待される。
- このような未整備農地で実施する農地耕作条件改善事業の**農業者負担**に対し、**農地整備・集約推進費を交付**することにより、担い手への集積・集約化を一層推進する。



事業内容： 地域内農地集積型、高収益作物転換型を対象に定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5% (全額国費) を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件： 過去に国費投入された地区に隣接し、過去に国費投入された農地に占める新たに整備する農地の割合が1/3以下となること

以下の①又は②の期間が15年以上の農地

- ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
- ・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。
 - ・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと
 - ・次世代農業発展計画の作成

[高収益作物導入促進費] (②高収益作物転換型)

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化をすすめ、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要**である。
 - 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付 (国費負担：50%等)** することにより、高収益作物への転換を強力に推進する。
- ※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

高収益作物転換率	助成割合
50%以上	12.5%
40%～50%	10.0%
30%～40%	7.5%

[推進費・促進費を活用する場合のガイドライン]

通常のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	14%	21%	15%
改良区営	50%	14%	13%	23%

上記を活用する場合のガイドライン

事業主体	国	都道府県	市町村	地元
都道府県営	50%	27.5%	10%	12.5%
市町村営	50%	15%	22.5%	12.5%
改良区営				

※標準的な負担割合
 なお、北海道、沖縄県、奄美、
 離島、中山間地域等については、
 別の負担割合を設定

No.	⑤-17		R6 当初予算	150 百万円
事業名	持続可能な食品等流通対策事業		府省庁名	農林水産省
概要	喫緊の課題である「物流2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入等を総合的に支援。			
支援対象	食品流通業者等を構成員とする協議会	補助率	定額、1/2以内	
対象事業	<p>1. 物流生産性向上実装事業 物流の標準化（パレット、外装、コード等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組を支援。</p> <p>2. 物流生産性向上設備・機器等導入事業 物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等（パレタイザー、フォークリフト、クランプフォークリフト等）の導入を支援。</p>			
支援内容	<p>1. 物流生産性向上実装事業 会場借料・設営費、通信・運搬費、設備・機器等借上費、印刷製本費等</p> <p>2. 物流生産性向上設備・機器等導入事業 設備・機器等導入費、配送、パレット管理棟のシステム導入に要する経費等</p>			
離島での実績	R5 年度実績なし			
備考	—			
担当部署	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課			
連絡先	03-3502-5741			
参照 HP	r6kettei_pr25.pdf (maff.go.jp)			

No.	⑤-18		R5 補正予算	800 百万円
事業名	物流革新に向けた生鮮食料品等サプライチェーン緊急強化総合対策		府省庁名	農林水産省
概要	喫緊の課題である「物流 2024 年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入等を総合的に支援。			
支援対象	食品流通業者等で構成される協議会	補助率	定額、1 / 2 以内	
対象事業	<p>1. 物流生産性向上推進事業</p> <p>物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システムの導入等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器の導入を支援。</p>			
支援内容	<p>1. 物流生産性向上推進事業</p> <p>推進事業：会場借料・設営費、通信・運搬費、印刷製本費、広告・宣伝費等 物流生産性向上実装事業：パレット導入費、モーダルシフトに要する経費等 物流生産性向上設備・機器等導入事業：設備・機器導入費等</p>			
離島での実績	R5 年度実績なし			
備考	—			
担当部署	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課			
連絡先	03-3502-8237			
参照 HP	r6kettei_pr25.pdf (maff.go.jp)			

物流革新に向けた食品等流通総合対策

【令和6年度予算額 150（－）百万円】
（令和5年度補正予算額 2,500百万円）

＜対策のポイント＞

喫緊の課題である「物流2024年問題」に対処するとともに、今後の労働力不足や将来のフィジカルインターネット物流に対応しうる新たな食品流通網を構築するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化等の取組、②物流の自動化、省力化、品質管理に必要な設備・機器の導入、③中継共同物流拠点の整備等を総合的に支援し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

＜事業目標＞

- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を縮減（10% [2030年まで]）
- 物流の効率化に取り組み地域を拡大（155地域[2028年まで]）

＜事業の内容＞

1. 持続可能な食品等流通対策事業

物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。

地域の流通関係者による協議会

産地

卸売業者

小売業者

物流事業者

ITベンダー

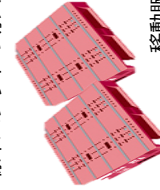
等

＜事業イメージ＞

補助事業を活用した実装、設備・機器導入、施設整備

＜実装支援＞

標準パレットの導入



移動販売車の導入



＜設備・機器の導入支援＞

パレタイザー



フォークリフト



＜中継共同物流拠点の整備＞

大型車に対応したトラックベース



コールドチェーン確保のための冷蔵設備



2. 物流革新に向けた生鮮食料品等サブプライチエーン緊急強化総合対策

【令和5年度補正予算】2,500百万円
800百万円

① 物流生産性向上推進事業

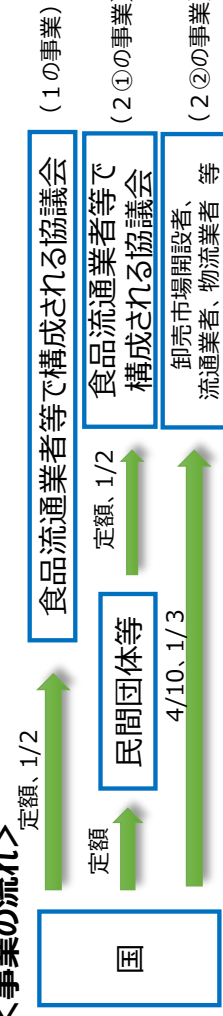
物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携（納品伝票の電子化、トラック予約システムの導入等）、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組や、物流の効率化やコールドチェーンの確保等に必要な設備・機器の導入を支援します。

また、関係事業者に対する指導・助言や優良事例の発信を行います。

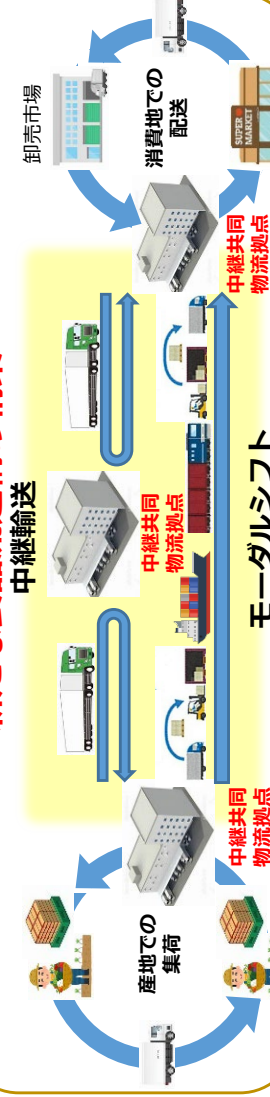
② 中継共同物流拠点施設緊急整備事業

農産品等の流通網を強化するため、中継輸送、モーダルシフト、共同輸配送に必要となる中継共同物流拠点の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



新たな食品流通網の構築



【お問い合わせ先】（1、2①の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課
（2②の事業）食品流通課卸売市場室

（03-3502-5741）
（03-6744-2059）

No.	⑤-19	R6 当初予算 R5 補正予算	1,720 百万円の内数 158 百万円の内数
事業名	消費・安全対策交付金 (うち重要病害虫の特別防除等)	府省庁名	農林水産省
概要	我が国未発生又は一部に発生しているアリモドキゾウムシやミカンコミバエ種群等の重要病害虫の侵入防止・まん延防止等を支援		
支援対象	都道府県、市町村、生産者が組織する団体等	補助率	定額 10/10 以内, 定額 1/2 以内等
対象事業	ミカンコミバエ種群等の緊急防除の対象となりうる重要病害虫の侵入が確認された場合に、発生範囲の特定や薬剤散布等の初動防除に要する経費、植物防疫法に基づく緊急防除の実施に要する経費、南西諸島に発生しているアリモドキゾウムシ等の重要病害虫の根絶防除に要する経費、植物防疫法に基づく緊急防除の対象とはならないものの、生産地域に侵入・まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫が確認された場合の発生地域における発生調査、防除対策等に要する経費等を支援		
支援内容	交付率定額 10/10, 1/2 以内等		
離島での実績	ミカンコミバエ種群の誘殺に伴う防除等(徳之島等) アリモドキゾウムシ根絶防除(喜界島) カンキツグリーンング病菌根絶防除(徳之島等)		
備考			
担当部署	消費・安全局植物防疫課		
連絡先	TEL 03-6744-9644		
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/syouan/yosan/yosan/syouan_kouhukin_youkou_youryou.html		

消費・安全対策交付金のうち 重要病害虫の特別防除等

【令和6年度予算概算決定額 1,720(2,006)百万円の内数】
 (令和5年度補正予算 158百万円の内数)

＜対策のポイント＞

農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫の侵入が確認された場合、発生地域において防除対策等を確実に講じます。

＜事業目標＞

我が国未発生又は一部に発生している病害虫の定着・まん延防止

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 侵入病害虫に対する初動防除

緊急防除等の対象となりうる重要病害虫の侵入が確認された場合に、発生範囲の特定や薬剤散布等の初動防除を実施します。

2. クビアカツカミキリ等の防除

植物防疫法に基づく緊急防除の対象とはならないもの、生産地域に侵入し、まん延した場合に重大な被害が発生するおそれがある病害虫が確認された場合に、発生地域における発生調査、防除対策等を実施します。

3. 緊急防除の実施

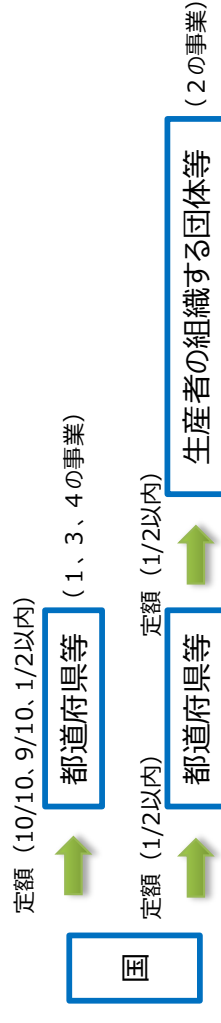
我が国で初めて確認されたジャガイモシロシトセンチュウ等の重要病害虫の定着・まん延防止を図るため、植物防疫法に基づく緊急防除を実施します。

また、火傷病等の我が国が侵入を警戒する病害虫の侵入が確認された場合、緊急防除を迅速に実施する仕組み等を活用し、迅速かつ集中的に防除対策を実施します。

4. 根絶防除の実施

南西諸島等の国内の一部地域にのみ発生が確認されているアリモドキゾウムシやカンキツグリーニング病等の重要病害虫について、その根絶を図るための防除を実施します。

＜事業の流れ＞



初動防除の例 (ミカンコミバエ種群)



ミカンコミバエ種群 (成虫)



誘殺板の設置の様子

クビアカツカミキリ等の防除

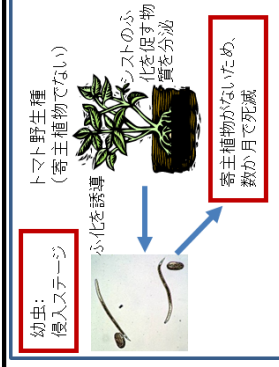


成虫と幼虫



被書樹の伐採

緊急防除の例 (ジャガイモシロシトセンチュウ)



対抗植物の植栽による防除



成虫と幼虫

アリモドキゾウムシの根絶防除

重要病害虫の侵入が確認された場合に迅速に防除対策等を実施し、定着・まん延防止を徹底

【お問い合わせ先】消費・安全局植物防疫課 (03-6744-9644)

No.	⑤-20	R6 予算額	840 百万円
事業名	森林・山村多面的機能発揮対策交付金	府省庁名	林野庁
概要	森林の多面的機能発揮とともに関係人口の創出を通じ、山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等による活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援。		
支援対象	地域協議会、活動組織 都道府県、市町村	補助率	(国費) 定額、1/2、1/3 以内 ※都道府県、市町村によっては上乘せあり
対象事業	<p>(活動組織が活用できる主なメニュー)</p> <p>1 メインメニュー 地域住民、森林所有者等が協力して行う、以下の取組に対し、一定の費用を支援。</p> <p>ア 地域環境保全タイプ 集落周辺の美しい里山林を維持するための景観保全・整備活動、松林の健全性を維持するための保全活動、風倒木や枯損木の除去、集積、処理。高密に侵入したモウソウチク等の侵入竹の伐採・除去や利用に向けた取組。</p> <p>イ 森林資源利用タイプ 集落周辺の里山林に賦存する広葉樹等の森林資源を木質バイオマス、炭焼き、しいたけ原木等及び伝統工芸品原料に活用することを目的とした樹木の伐採、玉伐り、搬出等。</p> <p>2 サイドメニュー メインメニューと組み合わせることにより実施が可能。</p> <p>ア 森林機能強化タイプ 事業の円滑な実施や森林の多面的機能の維持・発揮に必要な路網や歩道の補修・機能強化、鳥獣害防止施設の改良・補修活動。</p> <p>イ 関係人口創出・維持タイプ 地域外関係者が参加する森林の保全管理活動の実施に向けた調整、受け入れ環境の整備等。</p> <p>ウ 機材及び資材の整備 上記1のア、イ及び2のイの活動の実施に必要な機材及び資材の整備。</p>		
支援内容	1 及び 2 のア、イは定額、2 のウは1/2 又は1/3 以内 (一活動組織当たりの単年度の交付額の上限は500万円)		
離島での実績	令和4年度 利尻島、佐渡島、五島列島、壱岐島、対馬		
備考	森林所有者、地域住民、自治会等3名以上の者で構成する活動組織を設立する必要があります。お申込み方法等は、各都道府県に設置された地域協議会にお問い合わせください。		
担当部署	林野庁森林整備部森林利用課山村振興・緑化推進室		
連絡先	03-3502-0048		
参照 HP	http://www.rinya.maff.go.jp/j/sanson/tamenteki.html		

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、森林・山村地域振興対策のうち
森林・山村多面的機能発揮対策（継続）

【令和6年度予算概算決定額 851,082（1,020,025）千円】

＜対策のポイント＞

森林の多面的機能の発揮とともに、関係人口の創出を通じた山村地域のコミュニティの維持・活性化を図るため、地域住民や地域外関係者等から構成される活動組織が実施する森林の保全管理、森林資源の活用を図る取組等を支援します。

＜事業目標＞

- 各支援メニューごとに設定された森林の多面的機能の発揮に関する目標を達成した活動組織の割合（8割 [令和8年度まで]）
- 地域外からの活動参加者数（関係人口を含めた活動への参加者数）が増加した活動組織の割合を毎年度増加

＜事業の内容＞

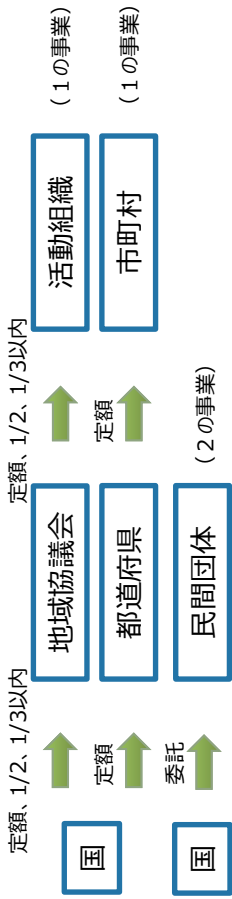
1. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金 840,000 千円

- ① 地域住民や地域外関係者（関係人口）等による3名以上で構成する活動組織が実施する里山林の保全、森林資源の利活用等の取組を支援します。
- ② 里山林の保全等（メインメニュー）の活動に組み合わせて実施する、路網の補修、関係人口の創出・維持等の活動（サイドメニュー）を支援します。

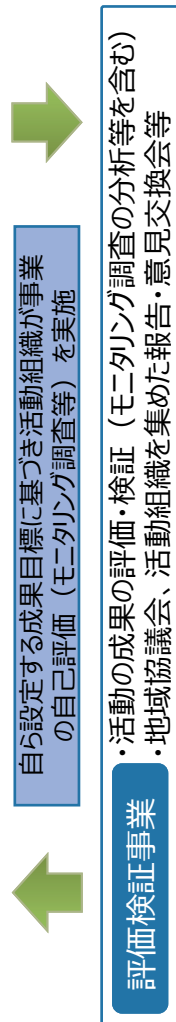
2. 森林・山村多面的機能発揮対策評価検証事業 11,082 千円

- ① 森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動の成果を評価・検証します。
- ② 地域協議会、活動組織を集めた活動内容の報告・意見交換会等を開催します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 林野庁森林利用課（03-3502-0048）

No.	⑤-21		R 6 予算額	6,410 百万円の内数
事業名	林業・木材産業循環成長対策 (うち森林整備地域活動支援対策)		府省庁名	林野庁
概要	森林経営計画の作成や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集、合意形成活動、森林境界の明確化等の活動に対して支援。			
支援対象	市町村、選定経営体等	補助率	定額	
対象事業	1 森林経営計画作成促進 ・森林経営計画の作成と計画期間における間伐実施の合意形成に必要な活動を支援 2 森林境界の明確化 ・森林境界の測量に必要な活動を支援 3 森林所有者の探索 ・森林所有者の探索に必要な活動を支援 4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 ・既存作業路網の簡易な改良を支援			
支援内容	1 森林経営計画作成促進 ① 共同計画等 4,000 円/ha ② 経営委託 19,000 円/ha ③ 間伐促進 15,000 円/ha 2 森林境界の明確化 ① 境界の測量 22,500 円/ha 3 森林所有者の探索 ① 森林所有者の探索 2,500 円/ha 4 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備 ① 作業路網の改良活動 20,000 円/ha			
離島での実績	令和5年度 対馬市			
備考	森林が所在する市町村長と協定を締結する必要があります。 各市町村の林務担当へお問い合わせください。			
担当部署	林野庁森林整備部森林利用課			
連絡先	03-6744-2609			
参照 HP	http://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html			

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和6年度予算概算決定額 6,410 (7,132) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 12,586百万円)
 (令和5年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 6,000百万円の内数)

＜対策のポイント＞

路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、エリートツリー等の苗木の安定供給とともに、木材加工流通施設、特用林産振興施設の整備等の川上から川下までの取組を総合的に支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (35百万m³ [令和4年] →42百万m³ [令和12年まで])

＜事業の内容＞

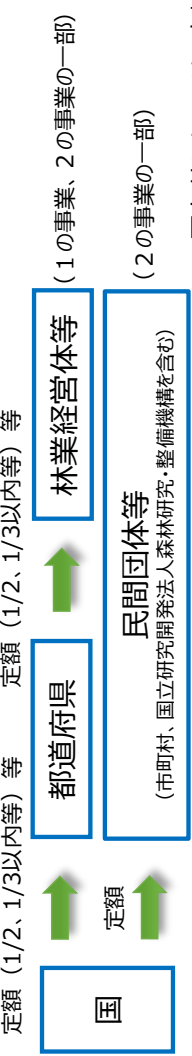
1. 林業・木材産業生産基盤強化対策
 路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐のほか、木材加工流通施設、特用林産振興施設、木質バイオマス利用促進施設、木造公共建築物の整備や、森林境界の明確化等を支援します。

2. 再造林低コスト化促進対策
 再造林に係る低コスト化を進めるため、低密度植栽等の低コスト造林、エリートツリー等の原種増産技術の開発やコンテナ苗の増産に向けた施設整備等を支援します。さらに、再造林に向けた川上から川下まで一体となった取組を支援します。

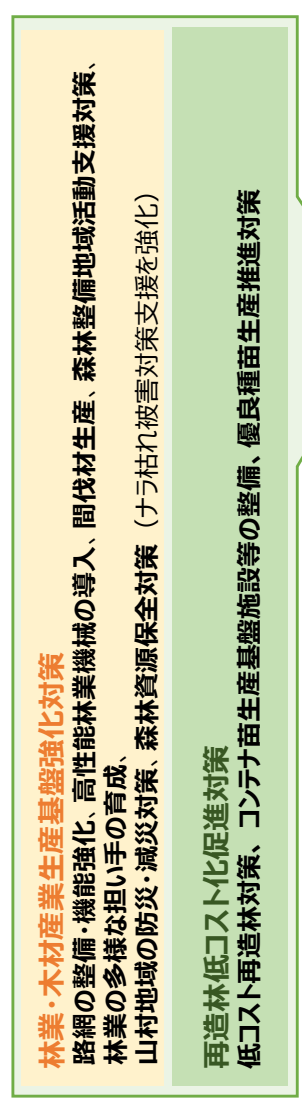
(関連事業)

(R5年度補正予算) 燃油・資材の森林由来資源への転換等対策 2,000百万円
 燃油・資材の価格高騰に対応するため、きのこの生産施設の省エネ化や生産資材導入を支援するとともに、木質バイオマスの収集・運搬、木質燃料の製造・熱利用に向けた取組等を支援します。

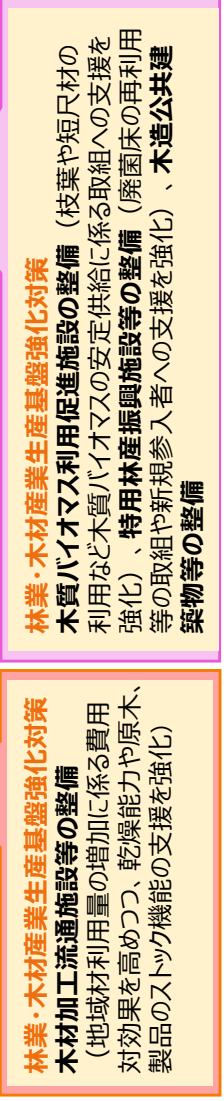
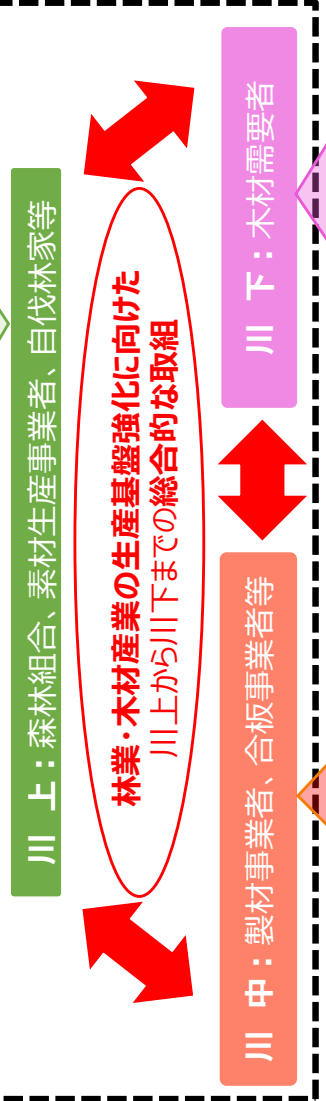
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



事業構想 (都道府県が作成する5年間の取組方針)



※ 国有林においては、直轄で実施

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

No.	⑤-22	R6 予算額	978 百万円
事業名	離島漁業再生支援交付金	府省庁名	水産庁
概要	<p>離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。</p> <p>一方、漁獲物の販売・漁業資材の取得など販売面・生産面では不利な条件下に置かれており、特に近年、消費者の鮮度志向が強まる中、販売面で一層不利な状況におかれ、漁業就業者の減少・高齢化も一層進行している。</p> <p>このため、国と地域がそれぞれの役割に応じて離島集落の地域活動に対し支援を行い、各島の特性の最大限の活用を図りつつ、離島の漁業を維持・再生させていくことが重要であり、交付金による支援を実施する。</p> <p>また、離島漁業の維持・発展のためには新規就業者の定着が重要であるが、新規漁業就業者は自ら漁船・漁具等を取得する必要があるため、初期投資の大きさが漁業就業の課題となっている。</p> <p>このため、初期投資負担を軽減し新規漁業就業者の定着を図るため、離島の新規漁業就業者に対する漁船・漁具等のリースの取組を支援する。</p>		
支援対象	都道府県	補助率	定額
対象事業	<p>(1) 離島漁業再生事業交付金 共同で漁業の再生等に取り組む離島の漁業集落に対し、交付金を交付する。</p> <p>(2) 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金 「浜の活力再生プラン」を策定する地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が漁船や漁具等を、当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付する。</p> <p>(3) 離島漁業再生支援推進交付金 都道府県、市町村が実施する交付金の交付に関する説明会の開催、集落協定や実施状況報告書等の審査・確認、集落の状況を踏まえた目標設定のための調査及び指導等を行うための事務経費などを支援する。</p>		
支援内容	定額		
離島での実績	R5 対馬島、種子島など（産卵場の整備や新たな漁法の導入など）		
備考	対象地域は、離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島		
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課		
連絡先	03-6744-2392		
参照 HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/ritoukoufukin/index.html		

＜対策のポイント＞

離島漁業を維持・再生させるため、離島の漁業集落における漁場の生産力向上のための取組及び漁業の再生に関する実践的な取組等を支援します。

＜政策目標＞

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持〔令和6年度まで〕）
 離島漁業就業業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業業者数を全国の漁業就業業者数の減少率に抑制〔令和6年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 離島漁業再生事業

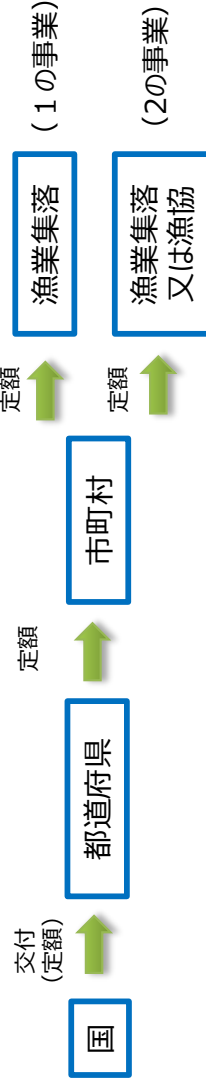
○ 離島振興法の指定地域と沖縄・奄美・小笠原の各特別措置法の対象地域のうち、本土と架橋で結ばれていないなど、一定以上の不利性を有する離島を対象として、**共同で漁業の再生等に取り組む漁業集落に対し、交付金を交付**します。

○ 上記の取組活動を進めるに際し、都道府県、市町村に対して**事務経費などを支援**します。

2. 離島漁業新規就業業者特別対策事業

○ 「浜の活力再生プラン」を策定する離島地域の漁業集落において、当該集落又は漁協が**漁船等を当該集落において独立して3年未満の新規漁業就業者に最長3年間貸付を行う際のリース料を支援するための交付金を交付**します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 離島漁業再生事業

【交付対象活動】

- ① 漁業の再生に関する話合い
- ② 漁場の生産力向上のための取組
 種苗放流、漁場の管理・改善、
 産卵場・育成場の整備、漁場監視等
- ③ 漁業の再生に関する実践的な取組
 新規漁業・養殖業への着業、
 低・未利用資源の活用、高付加価値化、
 販路拡大、海洋レジャーへの取組等



イカ産卵礁の整備



モズクの新規養殖

2. 離島漁業新規就業業者特別対策事業

【支援内容】

漁船、漁労設備及び消耗品でない漁網・漁具を、新規就業者に貸付を行う際のリース料を支援します。



No.	⑤-23	R6 予算額	374 百万円
事業名	特定有人国境離島漁村支援交付金	府省庁名	水産庁
概要	<p>離島漁業は離島経済を支える基盤産業であるとともに、離島は荒天時の避難先や燃料・水の補給など我が国漁業者の前進基地となっており、離島漁業の維持・発展は我が国漁業にとって重要な課題である。</p> <p>離島の中でも、特定有人国境離島地域は特に遠隔であるなど不利性が離島の中でも高い地域であるが、平成 28 年 4 月「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」が成立し、第 15 条では雇用機会の拡充への適切な配慮が求められ、特定有人国境離島地域の地域社会の維持を図る必要があるとされている。</p> <p>このため、水産物等地域資源を活用した漁業集落の取組を支援し、雇用機会の拡充により特定有人国境離島地域の漁業集落の維持を図って行く必要があるため、交付金による支援を実施する。</p>		
支援対象	都道府県	補助率	定額
対象事業	<p>特定有人国境離島地域において、漁業集落が行う雇用を創出するための取組及び雇用の創出を円滑に行うための環境整備を市町村が支援する場合に要する経費に対して交付金を交付する。</p> <p>以下の取組に対して支援</p> <p>① 雇用を創出するための取組 新たな漁業又は海業に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費</p> <p>② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備 漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する一定の経費</p>		
支援内容	定額		
離島での実績	R5 利尻島、対馬島、壱岐島など（新たな漁業の起業、海業の事業拡大など）		
備考	対象地域は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法(平成 28 年法律第 33 号)第 2 条第 2 項において定められた特定有人国境離島地域		
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課		
連絡先	03-6744-2392		
参照 HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/gyoson/tokutei/tokutei.html		

＜対策のポイント＞

特定有人国境離島地域における漁業集落の維持を図るため、**漁業・海業の起業又は事業拡大による雇用機会の拡充を図るための取組を支援**します。

＜政策目標＞

離島漁業者の漁業所得を維持（対象漁業者一人当たりの年間平均漁業所得を令和元年度漁業所得に維持【令和6年度目標】）
 離島漁業就業業者数の減少率の抑制（本交付金に参加する漁業集落の漁業就業業者数を全国の漁業就業業者数の減少率に抑制【令和6年度目標】）

＜事業の内容＞

○ 以下の取組を市町村が支援する場合に要する経費に対して、交付金を交付します。

① 雇用を創出するための取組

新たな漁業又は海業※に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者を漁業集落が支援する場合に要する一定の経費を支援します。

※「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その住居する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等。

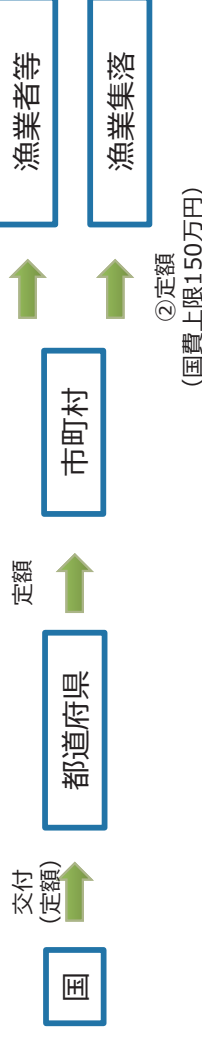
② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

漁業集落が上記①の取組を効果的に進める上で**基盤となる良好な集落環境を整備するに要する一定の経費を支援**します。

【対象地域】

有人国境離島法において定められた特定有人国境離島地域

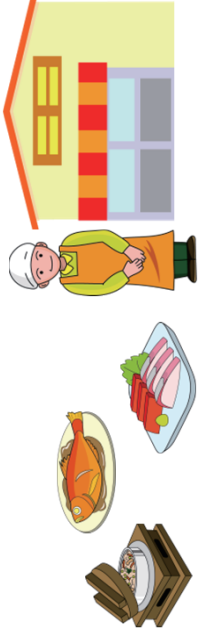
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【取組事例】

- ① 雇用を創出するための取組
 - 地域の水産物を利用した漁家レストランや水産物の直売所を新たに開設した場合に要する経費を支援します。
- ② 雇用の創出を円滑に行うための環境整備
 - 漁業集落内の景観の維持又は保全に取り組み経費を支援します。



No.	⑤-24		R6 予算額	1,952 百万円
事業名	浜の活力再生・成長促進交付金のうち水産業強化支援事業		府省庁名	水産庁
概要	漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン」の着実な推進を支援するため、「浜の活力再生プラン」に位置づけられた共同利用施設の整備、密漁防止対策、水産業のスマート化の推進等の取組を支援			
支援対象	都道府県、市町村、漁業協同組合等	補助率	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内	
対象事業	漁業所得の向上を図るため、共同利用施設等の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備やプラン策定地域における密漁防止対策等について支援			
支援内容	定額、1/3、4/10、1/2、5.5/10、2/3 以内			
離島での実績	日間賀島（鮮度保持施設）等			
備考	・離島にあつては、水産業強化支援事業の一部メニューについて交付率を 5.5/10 に嵩上げ。			
担当部署	水産庁漁港漁場整備部防災漁村課			
連絡先	03-6744-2391			
参照 HP	https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/koufukin/index.html https://www.jfa.maff.go.jp/j/bousai/hamaplan.html			

浜の活力再生・成長促進交付金

【令和6年度予算額 1,952 (2,402) 百万円】

＜対策のポイント＞

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策等の取組を支援**します。

＜政策目標＞

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における**漁業所得向上（10%以上** [取組開始年度から5年後まで]）

＜事業の内容＞

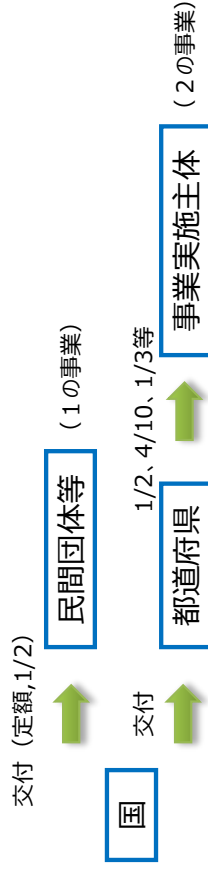
1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用等**を支援します。

2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、漁港漁村交流の促進に必要な施設の整備**やプラン策定地域における**密漁防止対策**等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



＜以下の事業により、浜プランの推進を支援＞

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

＜ハード事業＞

- ・漁業収益力や水産物流通機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援
- ・漁業地域の防災減災、漁港漁村交流の促進等に必要な整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設



津波避難タワー

＜ソフト事業＞

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止、地域資源の活用推進等を支援

No.	⑤-25	R6 予算額	450 百万円
事業名	経営体育成総合支援事業	府省庁名	水産庁
概要	<p>漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、デジタル技術（ICT）活用を含む漁業者の経営能力の向上及び海技資格の取得等を支援</p>		
支援対象	民間団体	補助率	定額
対象事業	<p>1. 漁業担い手確保・育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付 ○就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、新たにインターシップや就業体験の受入を支援 ○新規就業者の漁業現場での長期研修について支援 ○若手漁業者の ICT 活用を含む経営・技術の向上を支援 <p>2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海技士資格習得のための履修コースの運営を支援。 		
支援内容	定額		
離島での実績	R4 利尻島、礼文島、島後、中ノ島、壱岐島、福江島、対馬、若松島、平島、上甕島、種子島、中甕島（長期研修支援事業を実施）		
備考			
担当部署	水産庁漁政部企画課漁業労働班		
連絡先	03-6744-2340		
参照 HP			

経営体育成総合支援事業

【令和6年度予算概算決定額 450 (498) 百万円】
 (令和5年度補正予算額 (漁業担い手確保緊急支援事業) 250百万円)

＜対策のポイント＞

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を
 通じた就業・定着促進、デジタル技術 (ICT) 活用を含む漁業者の経営能力・技術の向上及び海技資格の取得等を支援します。

＜政策目標＞

毎年2,000人の新規就業者を確保

＜事業の内容＞

1. 漁業担い手確保・育成事業

- ① 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付します。
- ② 就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、インターンシップや

就業体験の受入れを支援します。

③④ 定着促進のため、新規就業者の漁業現場での長期研修について支援します。

- ④ 漁業者のデジタル技術 (ICT) 活用を含む経営能力・技術の向上を支援しま

2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

水産高校卒業生を対象とした海技資格取得のための履修コースの運営等を支
 援します。

(関連事業)

水産養成産業化沿岸地域創出事業

新規就業者のための漁船・漁具等のリース方式による導入を支援します。

漁業収入安定対策事業

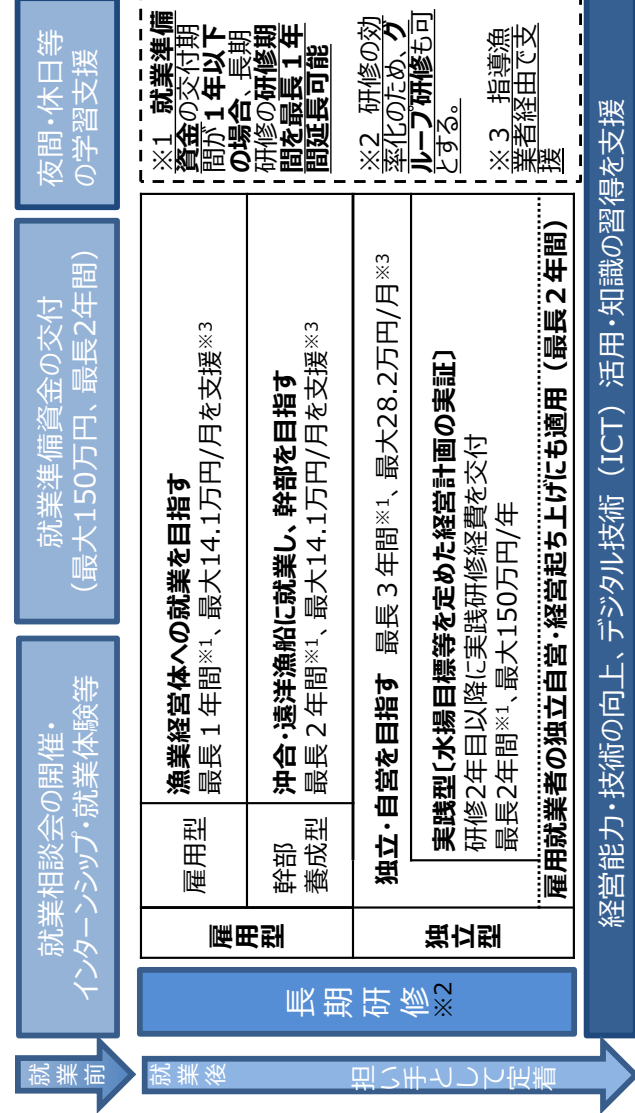
計画的に資源管理等に取り組み新規就業者の漁獲変動等による減収を補填します。

＜事業の流れ＞

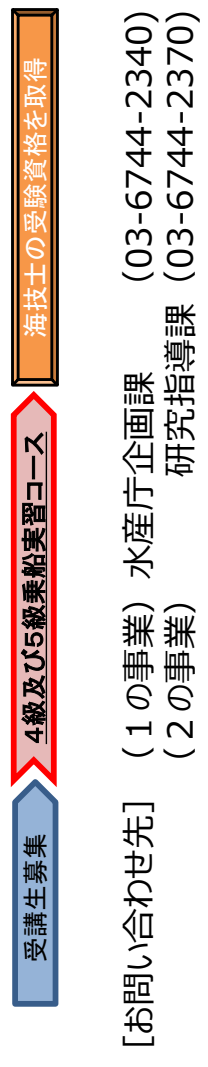


＜事業イメージ＞

1. 国内人材確保に向けた支援



2. 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援



No.	⑤-26		R6 予算額	1,452 百万円
事業名	水産多面的機能発揮対策		府省庁名	水産庁
概要	環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援			
支援対象	1 地域協議会、活動組織、都道府県及び市町村 2 民間団体	補助率	1 定額 2 委託	
対象事業	<p>1 水産多面的機能発揮対策事業</p> <p>① 環境・生態系保全</p> <p>ア 水域の保全：藻場、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等</p> <p>イ 水辺の保全：干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等</p> <p>② 海の安全確保：国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等</p> <p>※ 多面的機能の理解・増進を図る取組（教育・学習）</p> <p>：上記①又は②の活動に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る取組を支援</p> <p>2 水産多面的機能発揮対策支援事業</p> <p>多面的機能を発揮させるために行う活動について、国民への理解の増進を図るための啓発・普及、講習会の開催、専門員の派遣、技術サポートの実施及び分析評価を行うとともに、他主体連携や広域連携の推進に取り組む。</p>			
支援内容	<p>1 ① 定額</p> <p>② 定額（ただし、資機材の整備については、1／2以内）</p> <p>2 委託</p>			
離島での実績	各地域の実績として切り分けることが困難			
備考				
担当部署	水産庁漁港漁場整備部計画課企画班			
連絡先	03-3501-3082			
参照 HP	http://www.jfa.maff.go.jp/j/gyoko_gyozyo/g_thema/sub391.html			

水産多面的機能発揮対策事業

【令和6年度予算概算決定額 1,452 (1,653) 百万円】

＜対策のポイント＞

環境・生態系の維持・回復や安心して活動できる海域の確保など、漁業者等が行う水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する地域の活動を支援します。

＜事業目標＞

- 環境・生態系の維持・回復（対象水域での生物量を20%増加〔令和7年度まで〕）
- 安心して活動できる海域の維持

＜事業の内容＞

漁業者等が行う、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する以下の取組を支援します。

1. 環境・生態系保全

- ① 水域の保全
藻場の磯焼け対策、サンゴ礁の保全、魚介類の放流活動、海洋環境調査等の活動を支援します。

② 水辺の保全

干潟、ヨシ帯の保全、内水面の生態系の維持・保全、漂流漂着物の回収・処理等の活動を支援します。

2. 海の安全確保

国境・水域の監視、海の監視ネットワーク強化、海難救助訓練等を支援します。また、これらの活動に必要な資機材の購入を支援します。

※上記1及び2に併せて実施する多面的機能の国民に対する理解の増進を図る活動組織を支援します。

＜事業の流れ＞

定額（1/2相当）

活動組織（1の事業）

定額

地域協議会（県・市・漁協等）

定額

活動組織

定額

活動組織

（2の事業（資機材の整備は1/2以内））

＜事業イメージ＞



藻場の保全（ウニの駆除）



藻場・干潟等の保全
（流域における植林）



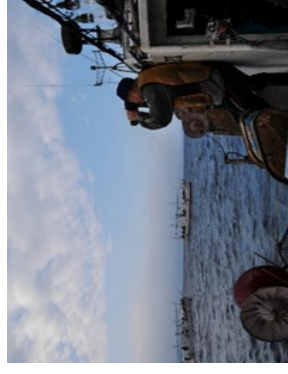
ヨシ帯の保全



干潟等の保全（干潟の耕うん）



災害時の流木の回収・処理



国境・水域の監視

No.	⑤-27		R5 補正予算額	2,000 百万円
事業名	韓国・中国等外国漁船操業対策事業		府省庁名	水産庁
概要	<p>外国漁船による無秩序な操業は、我が国周辺水域における水産資源管理の取組や円滑な漁場利用を行う上で、大きな障害となっている。</p> <p>このため、外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。</p>			
支援対象	漁協等	補助率	定額、1/2、2/5、1/3、2/3 以内	
対象事業	<p>外国漁船の影響を受けている漁場の機能回復や漁業者の経営安定・被害救済のための対策を支援。</p> <p>(1) 漁場機能回復管理協力 外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等への支援</p> <p>(2) 外国漁船被害救済支援 外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等への支援</p> <p>(3) 漁業経営安定化支援等 緊急避泊する外国漁船による被害を軽減するための監視活動等への支援</p> <p>(4) 漁業再編対策支援 外国漁船の操業等により影響を受ける漁業の生産体制を再編整備するための減船及び魚種転換等への支援</p>			
支援内容	<p>(1) 定額</p> <p>(2) 定額、1/2 以内</p> <p>(3) 定額、1/2、2/5、1/3、2/3 以内</p> <p>(4) 定額、1/2、2/3 以内</p>			
離島での実績	R5 年度の実績は集計中			
備考	予算額は令和5年度補正予算額を計上。基金により事業を執行。			
担当部署	水産庁資源管理部管理調整課			
連絡先	03-3502-8469			
参照 HP	https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r5hosei_pr54.pdf			

＜対策のポイント＞

韓国・中国等の外国漁船に対応するため、我が国の水域において漁業者が行う、外国漁船が投棄した漁具等の回収・処分や外国漁船の操業状況の調査・監視等を支援します。

＜政策目標＞

外国漁船の操業による影響を受けている漁業の経営の安定

＜事業の内容＞

日本海の大和堆周辺水域等において急増する韓国・中国漁船や北海道・三陸沖におけるロシア漁船等により影響を受けている漁場の機能回復や日韓漁業交渉中断に伴う我が国漁業者の経営安定・被害救済のための対策を基金により支援します。

1. 漁場機能回復管理協力

外国漁船の投棄漁具等の回収・処分等を支援します。

2. 漁業経営安定化支援等

緊急避泊する外国漁船による漁具や施設の被害を軽減するための監視活動等を支援します。

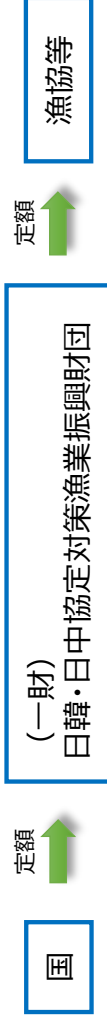
3. 外国漁船被害救済支援

外国漁船の操業状況調査・監視、外国漁船による漁具・施設被害の復旧支援等を支援します。

4. 漁業再編対策支援

外国漁船の操業等の影響により漁業経営が困難になった漁船の計画的かつ円滑な再編整備や魚種転換して漁場移動する取組を支援します。

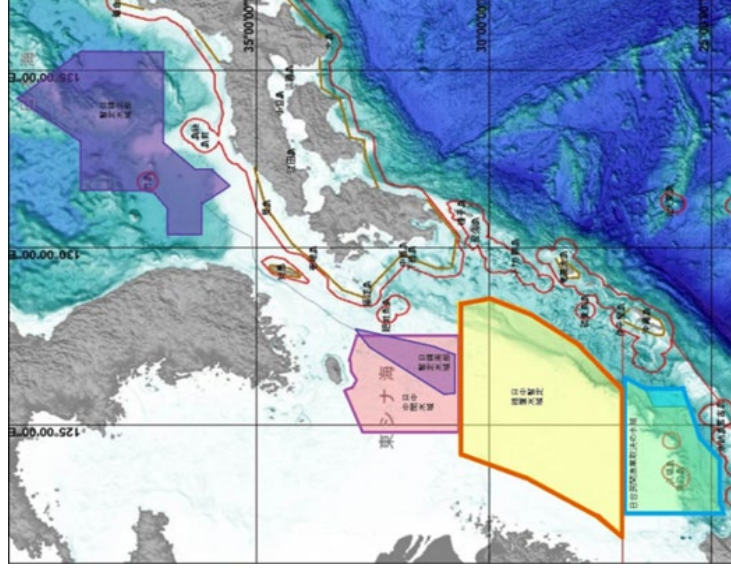
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

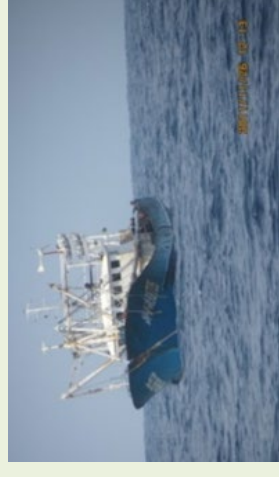
＜背景＞

日本海と東シナ海において、本来、我が国が主権的権利を行使すべき水域に広大な日韓暫定水域や日中暫定措置水域等が設定され、外国漁船による無秩序な操業、漁具の投棄による漁場の荒廃や資源の悪化が生じており、外国漁船に対応し、水産物の安定供給を図るため、資源の回復を図るとともに、我が国漁業者の経営安定・被害救済を実施することが重要です。



韓国漁船等による投棄漁具の回収

外国漁船の調査・監視



No.	⑥-1		R6 当初予算	363 百万円
事業名	伝統的工芸品産業支援補助金		府省庁名	経済産業省
概要	我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。			
支援対象	産地組合、製造事業者等	補助率	2 / 3 もしくは 1 / 2	
対象事業	伝統的工芸品産業の振興に関する法律第 2 条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組。			
支援内容	2 / 3 もしくは 1 / 2 の補助 上限 2,000 万円			
離島での実績	奄美大島、種子島等が産地に指定されている協同組合等において事業を実施			
備考				
担当部署	経済産業省製造産業局生活製品課伝統的工芸品産業室			
連絡先	03-3501-3544			
参照 HP	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/nichiyo-densan/index.htm			

伝統的工芸品産業支援補助金 令和6年度予算額 3.6億円 (3.6億円)

事業の内容

事業目的

我が国の伝統的工芸品産業の振興を図るため、個々の産地の実情・特性に応じた事業計画に沿った需要開拓、人材育成・確保等に対する支援を通じて、同産業の活性化及び地域経済の発展に寄与する。

事業概要

伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条に基づき指定を受けた伝統的工芸品を製造する協同組合等が、同法の規定により経済産業大臣の認定を受けた各種事業計画に基づき実施する後継者育成や需要開拓・意匠開発などの取組を支援する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)

補助 (産地組合・製造事業者等：2/3、
学校法人・コンサルタント等：1/2)



- ・後継者・従事者育成事業
- ・原材料確保対策事業
- ・需要開拓事業
- ・技術・技法の記録収集・保存事業
- ・意匠開発事業
- ・若年層等後継者創出育成事業

等を実施

【後継者・従事者育成事業】

【需要開拓事業】

成果目標

各協同組合等が、補助金を活用して振興計画を実現することを旨とする。

長期的には、各産地の振興計画の実現によって、伝統的工芸品産業全体の振興が図られ、人材確保や需要開拓等産業の活性化につなげていく。

No.	⑥-2		R6 予算額	2,950 百万円
事業名	離島のガソリン流通コスト対策事業費		府省庁名	資源エネルギー庁
概要	<p>離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。</p> <p>このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。</p>			
支援対象	揮発油販売事業者等	補助率	定額補助（10／10）	
対象事業	離島の SS 等が島民等にガソリンを値引き販売する事業を支援。			
支援内容	定額補助（10／10）			
離島での実績	<p><補助対象離島></p> <p>平成23年度～平成27年度：176島</p> <p>平成28年度：174島</p> <p>平成29年度～令和元年度：173島</p> <p>令和2年度：172島</p> <p>令和3年度：172島</p> <p>令和4年度：172島</p> <p>令和5年度：172島</p>			
備考				
担当部署	資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室			
連絡先	03-3501-1511（内線：4661）			
参照 HP	shinen_nenryou_27.pdf (meti.go.jp)			

離島のガソリン流通コスト対策事業費 令和6年度予算額 29.5億円 (29.5億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 離島の石油製品の流通コストは流通経路等により本土と比べて割高となっており、加えて、販売量が本土より少なく、ガソリンスタンド（SS）の必要経費も高くなっています。
- このため、輸送形態と本土からの距離に応じて補助単価を設定し、離島におけるガソリンの追加的な輸送コスト相当分を補助します。

成果目標

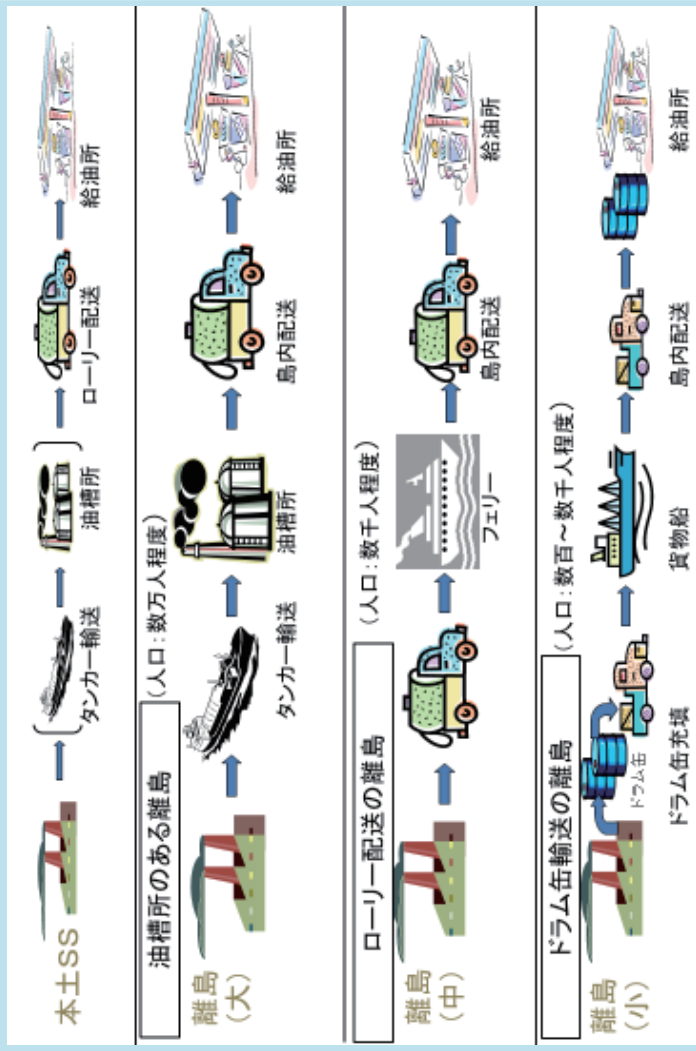
- 離島のガソリンの流通コストに着目した補助を通じ、離島のガソリン小売価格を実質的に下げることが目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

離島のガソリンの流通形態のイメージ



・ 離島の油槽所



・ 離島へ配送に向かうローリー



・ 離島配送用のドラム缶

No.	⑥-3		R6 予算額	170 百万円
事業名	離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費		府省庁名	資源エネルギー庁
概要	<p>台風や冬場の時化などの自然現象により、石油製品が運搬できないこともあり、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。</p> <p>また、離島の石油製品は小口での海上輸送の必要性に加え、人口の減少、産業構造の変化などによって需給のアンバランスが生じている可能性があり、本土との価格差の要因となっていることが考えられます。</p> <p>このため、地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制等を構築する取組を支援します。</p> <p>併せて、離島における油槽所の開放検査などの維持に係る取組を支援します。</p>			
支援対象	① 都道府県、市町村 ② 民間団体等	補助率	①及び② 定額補助（10／10）等	
対象事業	地域ごとに関係者（自治体、事業者（元売・地元販売店）、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化策や安定供給体制等を構築する取組及び油槽所の開放検査などの維持に係る取組を支援。			
支援内容	定額補助（10／10）等			
離島での実績	<p>平成27年度：北海道（奥尻島）、愛知県（日間賀島）、沖縄県（粟国島、渡名喜島）</p> <p>平成28年度：鹿児島県（トカラ列島）、長崎県（宇久島）、愛媛県（中島等）、香川県（塩飽諸島）</p> <p>平成29年度：東京都（三宅島）、熊本県（御所浦地域）</p> <p>平成30年度：広島県（大崎上島）、佐賀県（高島、馬渡島地域）</p> <p>令和元年度：香川県（豊島）、鹿児島県（三島村）</p> <p>令和2年度：岡山県（笠岡諸島）</p> <p>令和3年度：島根県（隠岐の島）</p> <p>令和5年度：島根県（隠岐の島）、鹿児島県（奄美大島）</p>			
備考				
担当部署	資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室			
連絡先	03-3501-1511（内線：4661）			
参照 HP	shinen_nenryou_27.pdf (meti.go.jp)			

離島への石油製品の安定・効率的な供給体制の構築支援事業費 令和6年度予算額 1.7億円 (1.7億円)

事業の内容

事業目的・概要

- 離島の石油製品は小口での海上輸送の必要性に加え、人口の減少、産業構造の変化などによって需給のアンバランスが生じている可能性があり、本土との価格差の要因となることが考えられます。
- 他方、台風や冬場の時化などの自然現象によって石油製品を運搬できないこともあり、地域のエネルギー安定供給の観点からも供給体制のあり方を検討する必要があります。

● このため、地域ごとに関係者（自治体、事業者、需要家など）による検討の場を設け、地域の実情を踏まえた石油製品の流通合理化や安定供給体制を構築する取組等を支援します。

● 加えて、自治体等が実施する離島における石油製品の流通合理化に資する事業に必要な諸設備の取得や維持のための経費（工事費、検査費等も含む）に対しても支援します。

成果目標

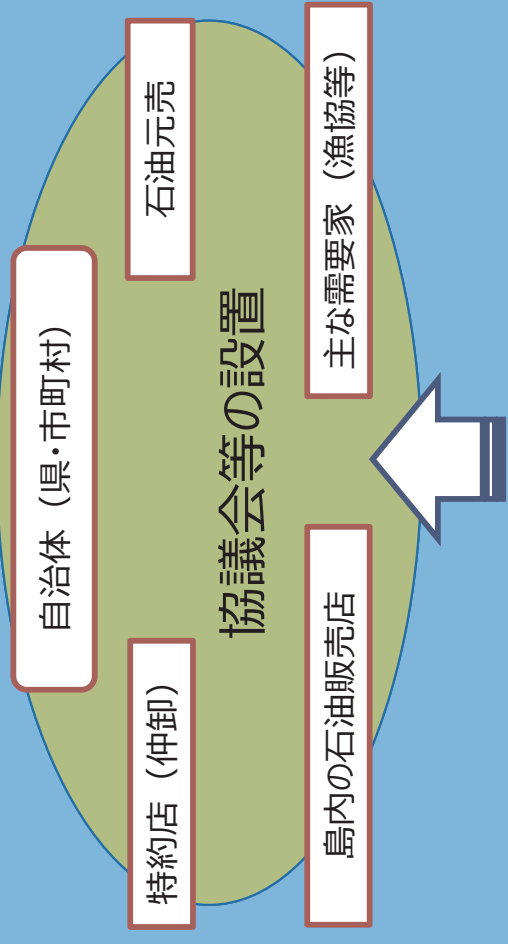
- 毎年度、全国 1 地域程度の離島の石油製品の流通合理化と安定供給の対策の策定を目指すほか、2 地域程度の離島地域の諸設備の維持を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制の検討



地域の関係者間で石油製品の流通合理化・安定供給等に向けた検討を行い、地域の実情を踏まえた具体的な対策の策定を支援

離島の石油製品の流通合理化策・安定供給体制等の検討

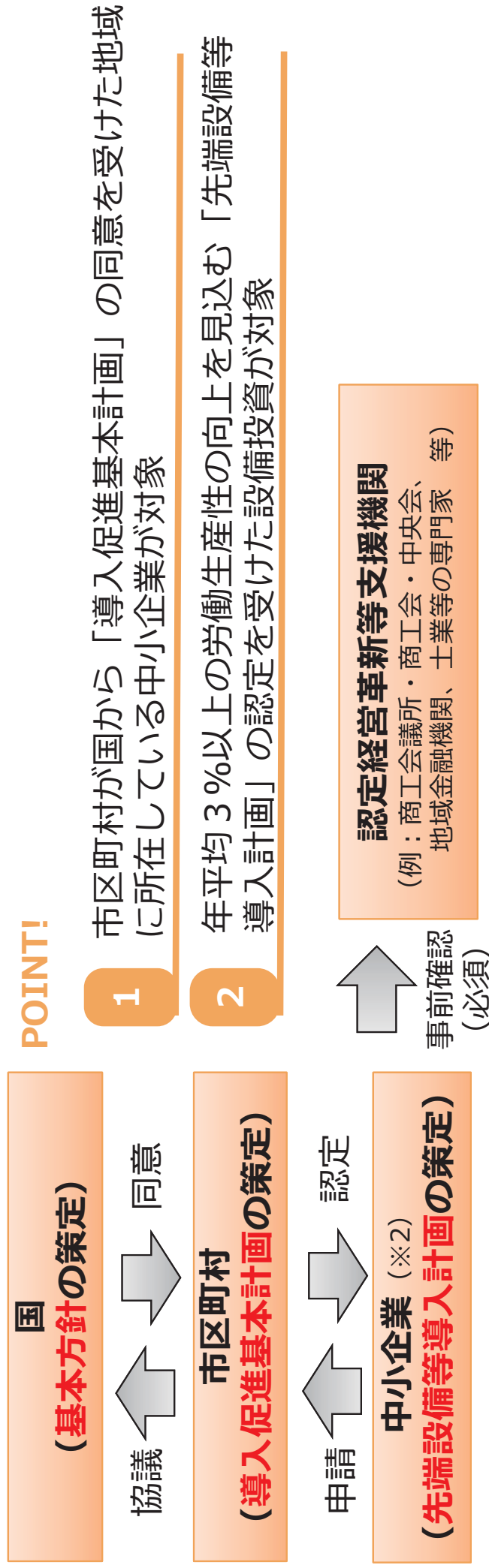
- 島内油槽所や給油所における石油製品備蓄増強による安定供給体制の確立
- 島内配送体制の見直し、共同配送等を通じた流通合理化
- 石油製品の海上輸送方法の見直しによる流通合理化 等

No.	⑥-4		R6 予算額	—
事業名	先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例について		府省庁名	中小企業庁
概要	先端設備等導入計画に基づき、一定の設備を新規取得した場合に、市町村の判断により、固定資産税を3年間1/2に軽減、さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は最長5年間1/3に軽減することで、中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組みを支援。			
支援対象	資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く）	補助率	固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は以下の期間1/3に軽減。 ・R6年3月までに取得：5年間 ・R7年3月までに取得：4年間	
対象事業	市町村より認定を受けた、年平均3%以上の労働生産性の向上を見込む「先端設備等導入計画」に基づき新規取得する、投資利益率が年率5%以上の投資計画に記載された下記の設備。（※1） 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ◆機械装置（160万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆器具備品（30万円以上） ◆建物附属設備（※2）（60万円以上） ※1 市町村によって異なる場合あり ※2 家屋と一体となって効用を果たすものを除く （注）生産、販売活動等の用に直接供されるものであること、中古資産でないことが 要件となります。			
支援内容	固定資産税の課税標準を3年間1/2に軽減。さらに賃上げ方針（雇用者全体の給与等が1.5%以上増加）を従業員に表明した場合は以下の期間1/3に軽減。 ・R6年3月までに取得した設備：5年間 ・R7年3月までに取得した設備：4年間			
離島での実績	—			
備考	○先端設備等導入計画の実績（令和4年12月末時点） ・固定資産税をゼロとした自治体数：1,660自治体 ・設備投資の認定件数：70,512件 ・見込まれる設備台数：745,996台 ・見込まれる設備投資額：約2兆3,740億円			
担当部署	中小企業庁経営支援部技術・経営革新課			
連絡先	03-3501-1816			
参照HP	http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html			

設備投資に係る新たな固定資産税特例について

お問い合わせ先 **設備を導入する市区町村**

- 中小企業の生産性向上や賃上げに資する取組みを後押しするため、**市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援。**
- 認定を受けた中小企業の設備投資については、地方税法において、市区町村の判断により、新規取得される償却資産に係る**固定資産税が3年間1/2、さらに賃上げ方針を従業員に表明した場合は最長5年間（※1）1/3に軽減される特例措置**を講じた。
- 適用期間は**令和5年4月1日～令和7年3月31日の2年間**。



(※1) 令和6年3月末までに取得された設備は5年間、令和7年3月末までに取得された設備は4年間にわたって1/3に軽減される。
(※2) 中小企業等経営強化法上の中小企業が対象。ただし、固定資産税の特例を利用できるのは、資本金1億円以下の法人等（大企業の子会社を除く）に限る。

No.	⑦-1	R6 当初予算 R5 補正予算	1,011 百万円 523 百万円
事業名	離島活性化交付金	府省庁名	国土交通省
概要	離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、もって居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等の取組を支援する。		
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	① 1 / 2 以内 ② 1 / 3 以内 等
対象事業	<p>(1) 「定住促進」事業…雇用機会の創出のための戦略産品開発、企業誘致・創業等促進、戦略産品の移出及び戦略産品の原材料等の移入に係る海上輸送費支援、U・J・I ターン希望者のための情報提供、流通効率化設備導入、デジタル技術等新技術促進、小規模離島等生活環境改善、防災計画策定など</p> <p>(2) 「交流促進」事業…離島における地域情報の発信、観光地域づくり推進主体立上げ、滞在交流型観光のプログラム作成、関係人口創出に向けた交流イベント開催、交流人口・関係人口の拡大に必要なトイレ改修、離島留学事業（寄宿舍運営費・寄宿舍整備）など</p>		
支援内容	<p>上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。</p> <p>補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1/3 以内</p> <p>（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p> <p>流通効率化事業は、民間団体であっても 1/2 以内 特定有人国境離島の輸送費支援事業は、6/10 以内</p> <p>（ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p>		
離島での実績	R5 屋久島（定住促進事業（急速冷凍機導入））、福江島他（定住促進事業（ドローン配送事業））、弓削島（交流促進事業（寄宿舍整備）） 等		
備考	令和 6 年度から離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援等を追加した。		
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課		
連絡先	03-5253-8421		
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html		

離島活性化交付金事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ソフト事業を支援する枠組みとして、離島活性化交付金の支援対象事業を拡充の上、一層の離島振興を図る。

- ◆事業実施主体: 都道府県、市町村、民間団体
- ◆対象事業: 以下の事業メニューに該当するもの
- ◆補助率: 都道府県、市町村、一部事務組合……予算の範囲内で各事業の1/2以内
民間団体……予算の範囲内で各事業の1/3以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。)
- ※流通効率化事業は、民間団体であっても1/2以内
- ※特定有人国境離島地域に係る輸送費支援は、6/10以内
(国の負担額は、地方公共団体の負担額の3倍を超えないものとする。)
- ※産業活性化事業における創業支援は、上限事業費600万円/1件
(地方自治体毎に3件まで。)
- ◆事業期間: 原則として3年以内
- ◆成果目標: あらかじめ提出する事業計画において、定量的な成果目標を設定

○定住促進事業

- ・産業活性化事業
雇用の創出のための戦略産品開発
輸送費支援(戦略産品:5品目)
企業・創業誘致等促進(企業誘致に向け調査、コーディネーター招聘等)
(離島の地域課題解決に資する社会的事業に対する創業支援)
- ・定住誘引事業(定住情報の提供)
- ・流通効率化事業
コンテナ(冷凍、冷蔵含む)、荷役機械、冷凍庫、冷蔵庫等
- ・デジタル技術等新技術活用促進事業
ドローン、グリーンスマートフォン等の導入等
- ・小規模離島等生活環境改善事業
買い物支援、高齢者の送迎支援等

○交流促進事業

- ・安全安心向上事業
防災計画作成、防災講習の実施等、防災機能強化のための設備等
- ・離島における地域情報の発信
PR映像、パンフレットの制作等、イベントにおけるPR活動
- ・交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり
関係人口の創出に向けた中間支援組織の立ち上げ
交流人口の拡大に必要なトイレ改修等
- ・島外住民との交流の実施・繋がりの構築の推進
離島留学(寄宿舎運営費・寄宿舎整備費等)、関係人口の創出に向けた交流イベント開催等

No.	⑦-2	R6 当初予算	社会資本整備総合交付金の内数
事業名	離島広域活性化事業	府省庁名	国土交通省
概要	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定及び福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する取組として、島外人材受入のための住宅や、定住誘引のためのシェアオフィス等や交流施設の整備、海上輸送費の軽減のための流通効率化関連施設整備及び災害時の孤立等を防ぐための防災施設整備等の取組を支援する。</p>		
支援対象	①地方公共団体 ②民間団体	補助率	① 1 / 2 以内 ② 1 / 3 以内 等
対象事業	<p>○定住促進住宅整備事業 ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築）</p> <p>○定住誘引施設整備事業 ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築） ・交流施設の整備（既存施設の改修等）</p> <p>○流通効率化関連施設整備事業 ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備</p> <p>○定住基盤強化事業 ・避難施設の整備 ・防災活動拠点の改修 ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等 ・緊急時物資等輸送施設の整備 ・災害応急対策施設の整備 ・感染症対策等の離隔施設への改修等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替</p>		
支援内容	<p>上記事業に対する取り組みに対し、以下の交付率にて支援を行う。</p> <p>補助率：都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1 / 3 以内 （ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。）</p> <p>※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても 1/2 以内 ※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の 11.5%（上限事業費 541 万円）</p>		
離島での実績	海士町、新上五島町、対馬市等 10 道県（14 市町村）		
備考	離島振興法改正を踏まえ、令和 5 年度から新設		
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課		
連絡先	03-5253-8421		
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000007.html		

離島広域活性化事業(概要)

離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定・福祉向上を図るとともに、地域間交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する枠組みである社会資本整備総合交付金(離島広域活性化事業)の支援対象事業を拡充し、一層の離島振興を図る。

◆事業実施主体:都道府県、市町村、民間団体

◆対象事業:以下の事業メニューに該当するもの

◆補助率:都道府県、市町村、一部事務組合……予算の範囲内で各事業の1/2以内

民間団体……予算の範囲内で各事業の1/3以内

(国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、

一部事務組合を通じた間接補助とする。)

※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても1/2以内

※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の11.5%(上限事業費541万円)

◆事業期間:原則として3~5年以内

目的:一の離島を超える広域的な地域の活性化を図ることが重要となっていること、鑑み、離島の広域的地域活性化のための基盤整備等を総合的に推進し、離島の振興を図る。

○定住促進住宅整備事業

- ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備
(既存施設の改修等及び新築)

○定住誘引施設整備事業

- ・シェアオフィス等の整備(既存施設の改修等及び新築)
- ・交流施設の整備(既存施設の改修等) ※

○流通効率化関連施設整備事業

- ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備

○定住基盤強化事業

- ・避難施設の整備
- ・防災活動拠点の改修
- ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等
- ・緊急時物資等輸送施設の整備
- ・災害応急対策施設の整備(施設整備を伴わない設備等を除く)
- ・感染症対策等の隔離施設への改修等
- ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替

※ 交流施設の整備のうち、渡船施設周辺の船客待合所・トイレ改修等は、本土側も対象

No.	⑦-3		R5 予算額	—
事業名	離島における割増償却制度		府省庁名	国土交通省
概要	離島振興対策実施地域のうち、離島振興計画中に産業振興促進事項を定めている地区において、事業（製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業等）を行う者が、当該事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
支援対象	①主として民間事業者	補助率	償却率 機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物：普通償却限度額の48%	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業 ・ 旅館業 ・ 農林水産物等販売業 ・ 情報サービス業等 			
支援内容	事業者が、対象事業のために用いる設備（機械、建物、構築物等）を取得し、使用した場合、普通償却に加え、5年間割増償却を行うことができる。			
離島での実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年 17件 日間賀島（愛知県南知多町）、大崎上島（広島県大崎上島町）、小豆島（香川県小豆島町）、福江島（長崎県五島市） ・ 令和2年 4件 走島（広島県福山市）、福江島（長崎県五島市） ・ 令和3年 6件 走島（広島県福山市）、高島（長崎県佐世保市）、福江島（長崎県五島市） ・ 令和4年 4件 島後（島根県隠岐の島町）、大崎上島（広島県大崎上島町）、福江島（長崎県五島市） 			
備考	<p>措置の対象は、下記2点をいずれも満たす地域に限る。</p> <p>①離島振興計画において産業振興促進事項が位置づけられている。</p> <p>②過疎地域持続的発展市町村計画において産業振興促進事項が位置づけられていない。</p>			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/hra_zei.html			

離島地域における税制特例

- 国税(所得税・法人税)の割増償却【適用期間: 令和5～6年度】
個人又は法人が、対象設備の取得等をして対象事業の用に供した場合は、5年間の割増償却ができる。

事業者の規模 (資本金)	5,000万円以下 (又は一定規模の個人事業主)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
対象設備	機械・装置、建物・附属設備、構築物		
適用対象	取得等 ※	新設又は増設に係る取得等	
対象業種・取得価額			
製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
農林水産物等販売業・ 情報サービス業等	500万円以上		
償却限度額	<ul style="list-style-type: none"> ● 機械・装置 : 普通償却限度額の32% ● 建物・附属設備、構築物 : 普通償却限度額の48% 		
対象区域	離島振興計画の産業振興促進事項に定めた区域 (過疎地域持続的発展市町村計画の産業振興促進事項に定めた区域を除く)		

※ 取得等とは、取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修(増築、修繕又は模様替)のための工事による取得又は建設を含む。

- 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填【適用期間: 令和5～6年度】
地方税法第6条の規定により地方公共団体が課税免除又は不均一課税を行った場合、地方交付税により減収補填

(1) 対象税目

- ・ 不動産取得税 (製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等)
 - ・ 固定資産税 (" ")
 - ・ 事業税 (" ")
- 、個人の営む畜産業・水産業・薪炭製造業)

(2) 対象設備、業種、取得価額、区域

- ・ 上記、国税と同様 (ただし、適用対象は資本金規模に関わらず「新設又は増設に係る取得等」に限る)

No.	⑦-4		R6 予算額	—
事業名	全国の島々が集まる祭典「アイランダー」		府省庁名	国土交通省
概要	<p>全国の離島地域が都心に集まり「島と都市部との交流」「島と島との交流」を通じて定住促進を図る事業である「アイランダー」を開催し、離島の魅力の情報発信を行う場を提供するとともに、都市住民の離島に対するニーズの把握を目的とした調査業務（参加者等へのアンケート）を行う。</p> <p>令和5年度は池袋を会場としたリアルイベントに加え、同日に島からのオンライン配信を行う、ハイブリッド型として開催した。令和6年度においても、令和5年度と同様に各種相談会や情報発信のほか、物産展、オンライン配信、島グルメ等を実施予定。</p>			
支援対象	①離島関係都道府県及び市町村 ②離島関係組織	補助率	—	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ アイランダーへの参加 ・ 移住定住及び観光に関する情報の発信 ・ 島製品の販売 ・ 他島との交流 			
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの開催 ・ 調査データのフィードバック 			
離島での実績	平成5年度以来、31回開催（令和5年度末時点）			
備考	原則として、（公財）日本離島センター会員及び離島関係組織のみ出展可能			
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課			
連絡先	03-5253-8421			
参照 HP	https://www.i-lander.com/			

全国の離島地域の魅力を発信する場を提供し、「島と都市及びその他地域との交流」、「島同士の交流」等を通じて、関係人口拡大やU/Iターンによる定住の促進、離島に対するニーズの把握を行うことにより離島地域の活性化を図る目的で開催。(平成6年3月から毎年開催しており、令和5年度で31回目)

実施内容



【令和5年度実績】

- ・開催日：令和5年11月18日～11月19日
- ・参加離島数：158島 / 参加団体：78団体
- ・リアル会場来場者数：9,003人
- ・アイランダーステージ閲覧者数：1,019人
- ・オンラインステージ閲覧者数：448人

リアルコンテンツ

- ・物産販売
- ・ハローワーク
- ・移住、観光相談
- ・ワークショップ等

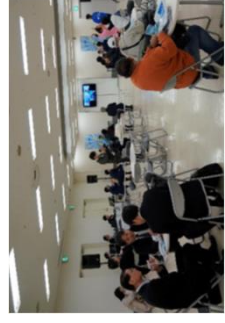
池袋サンシャインシティ 展示ホールD



オンラインコンテンツ

- ・移住、観光相談
- ・オンライン観光
- ・島の紹介等

オンラインステージ⇄離島



令和6年度予定

- ・開催日(予定)：令和6年11月16日(土)、17日(日)
- ・開催場所(予定)：【会場】池袋サンシャインシティ 展示ホールD(東京都豊島区東池袋3-1-4 文化会館ビル2階)
- 【オンライン】アイランダー公式ホームページ(<https://www.i-lander.com/>)
- ・実施内容(予定)：離島物産展、移住・観光相談、ワークショップ、オンライン交流イベント等
- ・主催：国土交通省、公益財団法人 日本離島センター

No.	⑦-5	R6 当初予算	広域連携体制構築調査等 (139 百万円) の内数
事業名	スマートアイランド推進実証調査	府省庁名	国土交通省
概要	離島地域が抱える課題解決のため、ICTなどの新技術の離島地域への実装を図る実証調査を行う。		
支援対象	離島振興対策実施地域を構成員に含むコンソーシアム等	補助率	- (国土交通省による委託調査事業)
対象事業	<p>離島振興法に明示する離島振興基本方針※に掲げる各分野における課題を調査対象とし、当該離島が目指す離島振興のビジョン及び現状の課題を踏まえた対策として実施する実証調査とする。</p> <p>※参照 https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/kokudoseisaku_chirit_fr_000004.html</p>		
支援内容	新技術や新たな知見等社会実装に必要な事項の検証及び実証調査に要する経費		
離島での実績	<p>R5 年度：真鍋島、神集島ほか R4 年度：飛島、大崎上島ほか R3 年度：佐久島、福江島ほか R2 年度：日間賀島、八丈島ほか</p> <p>https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html</p>		
備考	令和2年度から開始された事業である。		
担当部署	国土交通省国土政策局離島振興課		
連絡先	03-5253-8421		
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chirit/smartisland.html		

スマートアイランド推進実証調査（継続）

離島は四方を海などに囲まれ本土から隔絶されているため、人の移動や物流への制約などの条件不利性を背景にした様々な課題を有している。
 このため、ICTなどの新技術を有する民間企業・団体と離島地域が協力してそれらの課題解決に取り組む「スマートアイランド推進実証調査事業」を令和2年度から実施。

過去の実証調査の例

医療／介護

（島の課題）

- ・ 本土の医療従事者が島へ移動する際の時間・コスト等の負担
- ・ 島民の高齢化、人口減少による介護人材不足

（実証内容）

- ・ 電子カルテの共有や遠隔モニタリングによる遠隔医療の有効性の検証
- ・ センサー技術を活用した介護業務や見守り活動の効率化に向けた検証



交通／物流

（島の課題）

- ・ 本土-離島間の定期航路における、限られた運航時間帯による時間拘束の緩和
- ・ 高齢者に対応した新たな移動手段の確保
- ・ 離島への安定的な物資供給に向けた輸送手段の確保

（実証内容）

- ・ 自律航行EV船によるオンデマンド輸送のニーズ調査の実施
- ・ グリーンスマホモビリティを活用した予約・運行システム導入に向けた検証
- ・ 荒天に強い帆船ドローンの無人運航の可能性検証



買い物支援／防災

（島の課題）

- ・ 商店が少なく、住民の買い物が困難
- ・ 地域防災の人材が不足し、防災体制、監視体制の迅速化・効率化が必要

（実証内容）

- ・ 島内の商店へ注文から配達までをオンラインで完結するシステムの検証
- ・ 防災センサー機器等から得る災害情報を一元化したシステムの検証



注文から配達までをオンラインで一元化



環境

（島の課題）

- ・ ウニによる藻場の食害により漁業に支障を来している状況
- ・ 島民の高齢化、人口減少による獣害対策を担う人材不足

（実証内容）

- ・ 水中ドローンを活用したウニの効率的な捕獲の可能性を検証
- ・ 獣害害にセンサーを設置し、アプリを活用した見回り・捕獲・駆除を実施



水中ドローンによるウニ捕獲の様子



鳥獣害に設置したセンサーからアプリへ通知

アイランドー（継続）

【目的】

全国の離島地域の関係者が集まり、交流促進や定住促進のため、離島の魅力の情報発信を行う機会を提供し、都市住民やその他地域住民のニーズを把握

【内容】

- ① 交流事業や観光情報の発信
- ② 移住情報の発信（求人情報、空屋、借家情報等）
- ③ 離島の伝統文化の体験、特産品の紹介等

No.	⑦-6		R6 予算額	331 百万円
事業名	官民連携基盤整備推進調査費		府省庁名	国土交通省
概要	官民連携による地域活性化を図るため、民間の設備投資等と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等）の事業化検討について、都道府県・市町村に対して、調査費補助を行う。			
支援対象	地方公共団体（都道府県、市町村等）	補助率	1 / 2 以内	
対象事業	<p>地方公共団体が民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備事業（道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設）の事業化に向けて必要な調査検討の経費。</p> <p>① 施設整備の内容に関する調査 （基礎データ収集、需要予測、概略設計、整備効果検討等）</p> <p>② 上記①で調査した施設の整備・運営手法に関する調査 （PPP/PFI 手法の選定、官民の業務分担、VFM の算定等）</p>			
支援内容	<p>補助率： 1 / 2 以内</p> <p>令和 6 年度も引き続き、下記の調査について重点支援しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PPP/PFI の推進に資する調査（特にインフラの包括的運営の調査検討） ・ 広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査 			
離島での実績	<p>H25 石垣市（クルーズ船寄港のための港湾整備の検討で活用）</p> <p>H28 石垣市（旧石垣空港跡地における公園整備の検討で活用）</p> <p>R3 新潟県・佐渡市（両津港における港湾再整備の検討で活用）</p>			
備考				
担当部署	国土交通省国土政策局広域地方政策課調整室			
連絡先	03-5253-8360			
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kanminrenkei.html			

官民連携による地域活性化のための基盤整備推進調査費) (官民連携基盤整備推進調査費)

令和6年度予算 331百万円

地域活性化に資することを目的として、民間事業活動と一体的に実施する国土交通省所管の基盤整備(道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等)を進めるため、地方公共団体が行う事業化の検討を支援する。
特に、PPP/PFIの推進に資する調査及び広域的な観光又は交流拠点形成の促進に係る調査を重点支援する。

制度の概要

【配分先】 地方公共団体(都道府県・市町村等)

【補助率】 1/2以内

【支援内容】

民間の事業活動等と一体的に実施する、国土交通省所管の基盤整備※の事業化に向けて必要な調査検討の経費を補助する。

<調査内容>

① 施設整備の内容に関する調査

- ・基礎データ収集、需要予測
- ・施設配置、概略設計
- ・整備効果検討 等

② 施設の整備・運営手法に関する調査

- ・PPP/PFI事業手法の選定
- ・官民の役割分担
- ・VFMの算定 等

※ 国土交通省所管の道路、海岸、河川、港湾、都市公園、市街地整備、空港等の公共土木施設(社会資本整備総合交付金の基幹事業等として実施が可能なもの)

制度の事例

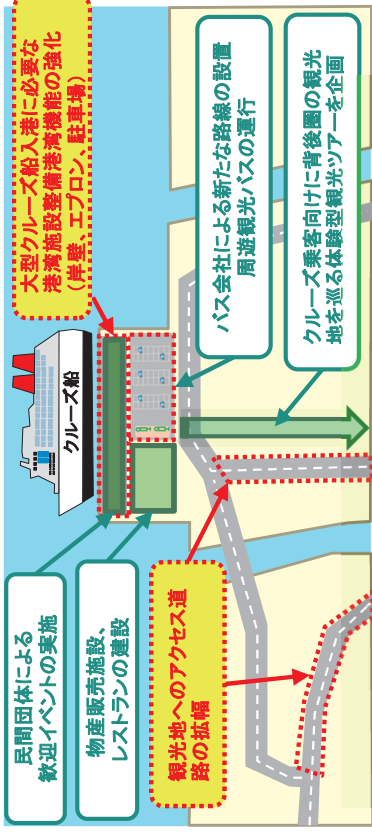
【凡例】 社会基盤整備

民間事業活動

例: 大型クルーズ船受入のための港湾施設整備の検討

【調査内容の例】

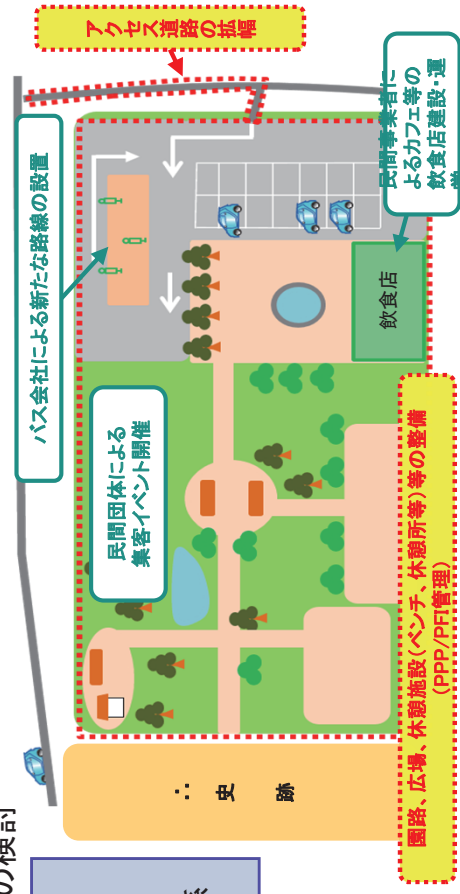
- ① 港湾施設整備に係る需要調査、大型クルーズ船寄港に必要な港湾機能の検討
- ② ①の調査結果に基づく岸壁、エプロン、駐車場、アクセス道路の概略設計 等



例: 観光振興のための公園整備の検討

【調査内容】

- ① 公園施設の再整備及びアクセス道路の拡幅等に係る需要調査、配置検討、概略設計 等
- ② 公園施設の整備・管理運営に係るPPP/PFI導入可能性検討 等



No.	⑦-7	R6 当初予算	20,805 百万円
事業名	地域公共交通確保維持改善事業	府省庁名	国土交通省
概要	地域の多様な主体の連携・協働による、地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取組を支援		
支援対象	公共交通事業者等（地域における協議会の議論を経て計画を作成することが前提）、地域における協議会又は地方公共団体	補助率	1 / 2、1 / 3 等
対象事業	<p>○地域の实情に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）</p> <p><幹線バス交通や地域内交通の運行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入等を支援 ・過疎地域等のコミュニティバス、デマンドタクシー、自家用有償旅客運送等の運行や車両購入、貨客混載の導入を支援 ・旅客運送サービス継続のためのダウンサイジング等の取組を支援 <p><離島航路・航空路の運航></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である離島航路・航空路の運航等を支援 <p><エリア一括協定運行></p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事業者が一定のエリアを一括して運行（エリア一括協定運行）する場合における長期安定的な支援 <p>○快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の移動円滑化のためのノンステップバス、福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備 ・経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新 ・障害者用 IC カードの導入 等 <p>○持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定（地域公共交通調査等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等 ・バリアフリー化を促進するためのマスタープラン・基本構想の策定に係る調査 ・ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業等を支援（地域公共交通再構築調査事業） 		
支援内容	<p>○地域公共交通確保維持事業 <補助率>1/2 等</p> <p>○地域公共交通バリア解消促進等事業 <補助率>1/3 等</p> <p>○地域公共交通調査等事業 <補助率>1/2</p> <p>※ 国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画等に基づく事業に対しては、補助要件の緩和等により支援内容を充実</p>		
離島での実績	<p>令和5年度実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島航路運営費補助 126 航路 ・離島航空路運航費補助 15 航空路 等 		
備考			
担当部署	国土交通省総合政策局地域交通課		
連絡先	03-5253-8396		
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000041.html		

R6当初予算 地域公共交通確保維持改善事業費補助

地域公共交通確保維持改善事業

令和6年度予算額

20,805百万円（前年度1.01倍）

地域公共交通確保維持事業（地域の実情に応じた生活交通の確保維持）○ 地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通

- ・地域間交通ネットワークを形成する幹線バス交通の運行や車両購入を支援
- ・過疎地域等のコミュニティバス・デマンドタクシー・自家用有償旅客運送等の運行や車両購入を支援
- ・賃上げ等のための運賃改定を実施する事業者に対する支援強化

○ エリア一括協定運行（自治体との協定のもと、交通事業者が一定のエリアを一括して運行）

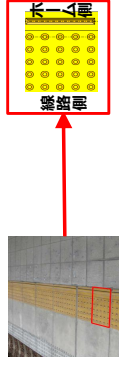
- ・エリア一括協定運行を実施する場合における長期安定的な支援
- 離島航路・離島航空路
 - ・離島住民の日常生活に不可欠な交通手段である、離島航路・離島航空路の運航等を支援

○ 交通DX・GXによる省人化・経営改善支援

- ・地域交通事業者によるDX・GXによる利便性向上や人材確保に資する取組を支援

地域公共交通バリア解消促進等事業（快適で安全な公共交通の実現）

- バリアフリー化のためのノンステップバス・福祉タクシーの導入、鉄道駅における内方線付点状ブロックの整備
- 経営基盤の脆弱な地域の鉄道の施設・車両の更新
- 障害者用ICカードの導入等

地域公共交通調査等事業（持続可能な地域公共交通の実現に向けた計画の策定）

- 公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定に資する調査等
- バリアフリー化促進のためのマスタープラン・基本構想策定に係る調査
- ローカル鉄道に係る官民共創による公共交通再構築を促すため、協議会の開催、調査事業、実証事業を支援（地域公共交通再構築調査事業）

地域公共交通確保維持改善事業による離島航路補助制度の概要

『地域公共交通確保維持改善事業等』R6予算額：208億円(R5予算額：207億円)

◇島民生活に必要な離島航路の維持・確保を支援

〈R6予算額 離島航路：70.5億円〉(R5予算額：70.5億円)

○補助対象は唯一かつ赤字の航路

1. 離島航路運営費補助

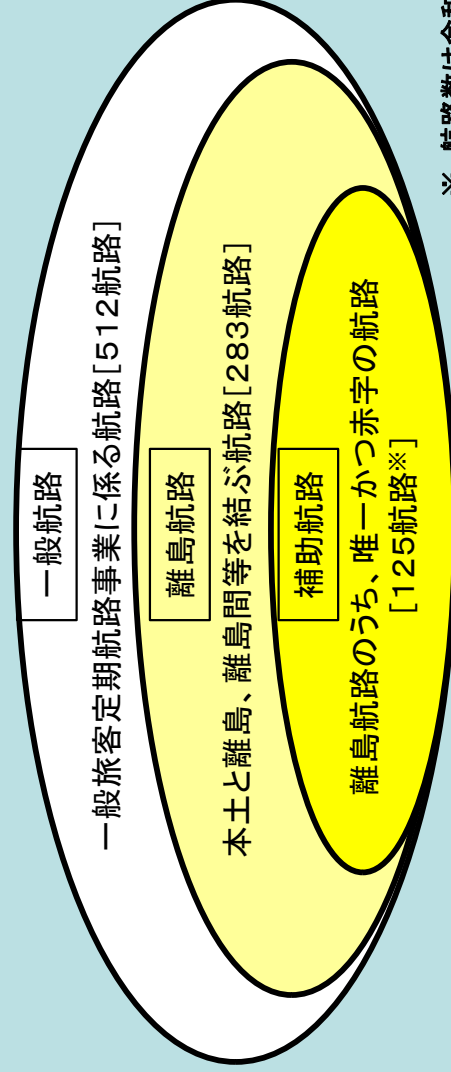
- ・欠損見込額に対する補助

2. 離島住民運賃割引補助

- ・協議会の決定による離島住民運賃割引費用の1/2を支援(残り1/2は自治体等で負担)

3. 離島航路構造改革補助

- ・公設民営化等による船舶の代替建造費用への支援



【離島航路に就航する船舶の例】



※ 航路数は令和5年10月1日現在の数値

離島航空路線に係る運航費及び離島住民運賃割引補助の実施

○離島航空路線の安定的な輸送の確保のため、運航費に対する補助及び離島住民運賃割引に対する支援を実施。

【地域公共交通確保維持改善事業】

R6予算額 208億円の内数
(R5予算額 207億円の内数)



ATR42-600 (48人乗り)



DHC8-Q400CC (50人乗り)



Do228-212(ドルニエ) (19人乗り)

(離島航空路における就航機材の例)

【参考】離島航空路線の概況

令和5年度離島航空路線：13社 65路線

令和5年度運航費補助対象路線：6社15路線

No.	⑦-8	R6 当初予算 R5 補正予算	海洋の開発・利用・保全の戦略的な 推進のための予算（58 百万円）の内数	
事業名	海の次世代モビリティの利活用に関する実証事業		府省庁名	国土交通省
概要	沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。			
支援対象	海の次世代モビリティの製造・運用者、結果を評価するユーザー（地方自治体等）が共同で応募・実施するもの ※ 地方自治体又は漁協等の地域関係者が共同実施者として参画することを必須条件とする予定。	補助率	実験に要する経費の助成 （500 万円以内）	
対象事業	海の次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するもの ※ 海の次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROV など、海上または海中を無人で浮遊し移動するものを指します。 ※ 新たな利活用の促進を目的としているため、海の次世代モビリティの新たな利活用で結果を公表できるものを対象とします。すでに実用化されている利活用法は対象外です。 ※ 現時点において不確かな新規技術を検証する実験よりも、既に確立された技術の社会実装における効果検証を重視します。			
支援内容	実験に要する経費の助成（500 万円以内） ※ 実験に要する経費について、上限額まで助成します。 ※ 計上できる経費の詳細は応募要領でご案内します。			
離島での実績	R4 年度事業において、香川県三豊市粟島にて実証事業を行い、海床ロボット（ASV）を用いて水上レストランサービスによる新観光産業の創出可能性を検討した。			
備考	詳細は調整中のため、変更がありうる。 公募は 5 月以降に開始予定。			
担当部署	国土交通省総合政策局海洋政策課			
連絡先	03-5253-8266			
参照 HP	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/ocean_policy/seamobijishou.html			

実験の目的

沿岸・離島地域が抱える課題解決のため、海の次世代モビリティの新たな技術・知見を活用し、現地に実装するために必要な検証すべき事項について、実証的な実験を行う。

実験の概要

実験内容：海の次世代モビリティの我が国沿岸・離島地域における新たな利活用法を提案し実証するもの

- ※ 海の次世代モビリティとは、ASV、AUV、ROVなど、海上または海中を無人で浮遊し移動するものを指します。
- ※ 新たな利活用の促進を目的としているため、海の次世代モビリティの新たな利活用で結果を公表できるものを対象とします。すでに実用化されている利活用法は対象外です。
- ※ 現時点において不確かな新規技術を検証する実験よりも、既に確立された技術の社会実装における効果検証を重視します。

実施体制：海の次世代モビリティの製造・運業者、結果を評価するユーザー（自治体等）が共同で応募・実施

- ※ 地方自治体又は漁協等の地域関係者が共同実施者として参画することを必須条件とする予定です。

助成額：1件あたり500万円程度（上限）

- ※ 実験に要する経費について、上限額まで助成します。
- ※ 計上できる経費の詳細は応募要領でご案内します。

採用件数：5件程度採択予定

スケジュール（予定）

公募期間：5月～6月

採択公表：6月下旬

実証実施：7月～12月中

結果取りまとめ：～1月下旬

結果報告会：3月

No.	⑦-9	R6 当初予算	5,900 百万円
事業名	空き家対策総合支援事業	府省庁名	国土交通省
概要	空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPO や民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援する。		
支援対象	地方公共団体等	補助率	以下のとおり
対象事業	<p><空き家対策基本事業></p> <p>○空き家の除却</p> <p>①特定空家等の除却（行政代執行・略式代執行等によりやむを得ず行う除却に係る補助率：国 1/2）</p> <p>②不良住宅の除却</p> <p>③上記以外の空き家の除却（跡地を地域活性化のために計画的に利用する予定があるものに限る）</p> <p>※ 崖地や離島など通常想定される除却費と比較して高額となる場合のかかりまし費用も補助</p> <p>○空き家の活用（地域コミュニティ維持・再生の用途に 10 年以上活用する場合に限る）</p> <p>○空き家を除却した後の土地の整備</p> <p>○空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ</p> <p>○空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握</p> <p>○空き家の所有者の特定</p> <p>○空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務</p> <p><空き家対策附帯事業></p> <p>○空家法に基づく行政代執行等の措置の円滑化のための法務的手続等を行う事業</p> <p>①行政代執行・略式代執行に係る弁護士相談等の必要な司法的手続等の費用</p> <p>②代執行後の債権回収機関への委託費用</p> <p>③財産管理制度の活用に伴い発生する予納金</p> <p><空き家対策関連事業></p> <p>○基本事業とあわせて実施する以下の事業</p> <p>・住宅・建築物耐震改修事業 ・住宅市街地総合整備事業 ・街なみ環境整備事業</p> <p>・狭あい道路整備等促進事業 ・小規模住宅地区改良事業 ・地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>・住宅地区改良事業等計画基礎調査事業</p> <p><空き家対策促進事業></p> <p>○空き家対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業</p> <p><空き家対策モデル事業></p> <p>○調査検討等支援事業</p> <p>以下の 1 から 3 のいずれかのテーマに該当する創意工夫をこらしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援</p> <p>1. 空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築等</p> <p>2. 空き家の活用等に資するスタートアップなど新たなビジネスモデルの構築等</p> <p>3. 新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用等</p> <p>○改修工事等支援事業</p> <p>創意工夫をこらしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援</p>		

<p>支援内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○空き家の除却（代執行等） [補助率：市区町村が実施 国 1/2、市区町村 1/2] ○空き家の除却（上記以外） [補助率：市区町村が実施 国 2/5、空き家所有者等が実施 国 2/5・市区町村 2/5] ○空き家の活用 [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3] ○空き家を除却した後の土地整備 [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3] ○空き家の活用か除却かを判断するためのフェージビリティスタディ [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3] ○空家等対策計画の策定等に必要な空き家の実態把握 [補助率：市区町村が実施 国 1/2] ○空き家の所有者の特定 [補助率：市区町村が実施 国 1/2] ○空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務 [補助率：空家等管理活用支援法人が実施 国 1/2・市区町村 1/2] ○空き家対策附帯事業 [補助率：市区町村が実施 国 1/2] ○空き家対策関連事業 [補助率：各事業による] ○空き家対策促進事業 [補助率：市区町村が実施 国 1/2、空き家所有者等が実施 国 1/3・市区町村 1/3] ○空き家対策モデル事業 調査検討等支援事業 [補助率：定額（国）] 改修工事等支援事業 [補助率：活用 国 1/3、除却 国 2/5、除却とあわせて行う土地の整備 国 1/3]
<p>離島での実績</p>	<p>令和2年度：20 市町村※ 令和3年度：26 市町村※ 令和4年度：34 市町村※ 令和5年度：34 市町村※ ※ 本事業により支援した市町村のうち、離島振興対策実施地域を有する市町村数</p>
<p>備考</p>	<p>以下の要件等を満たす必要あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空家等対策計画を策定（実態把握を除く） ・空家特措法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携体制がある
<p>担当部署</p>	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室</p>
<p>連絡先</p>	<p>03-5253-8508</p>
<p>参照 HP</p>	<p>https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html</p>

空家法の空家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に関する取り組みや、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：平成28年度～令和7年度）

■ 空き家の除却・活用への支援（市区町村向け）

＜空き家対策基本事業＞

- 空き家の**除却**（特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等）
- 空き家の**活用**（地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用）
- 空き家を除却した後の**土地の整備**
- 空き家の活用か除却かを判断するための**フリージビリティスタディ**
- 空家等対策計画の策定等に必要となる**空き家の実態把握**
- 空き家の**所有者の特定**

※上記6項目は空き家再生等推進事業（社会資本整備総合交付金）でも支援が可能

- **空家等管理活用支援法人**による空き家の活用等を図るための**業務** R6拡充

＜空き家対策附帯事業＞

- 空家法に基づく執行等の円滑化のための**法務的手続等**を行う事業
（行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等）

＜空き家対策関連事業＞

- 空家等対策基本事業とあわせて実施する事業

＜空き家対策促進事業＞

- 空家等対策基本事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業

■ モデル的な取組への支援（NPO・民間事業者等向け）

＜空き家対策モデル事業＞

- **調査検討等支援事業（ソフト）**
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援）
- **改修工事等支援事業（ハード）**
（創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援）

※モデル事業の補助率

調査検討等：定額 除却：国2/5、事業者3/5 活用：国1/3、事業者2/3

＜補助率＞

空き家の所有者が実施

国	地方公共団体	所有者
2/5	2/5	1/5

除却

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

空き家の所有者が実施

国	地方公共団体	所有者
1/3	1/3	1/3

活用

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

空家等管理活用支援法人が実施

国	地方公共団体
1/2	1/2

支援法人による業務

空き家の活用



地域活性化のため、空き家を地域交流施設に活用

No.	⑦-10	R6 当初予算 R5 補正予算	17,136 百万円 2,513 百万円 ※内閣府計上分含む
事業名	水道施設整備費補助金	府省庁名	国土交通省
概要	地方公共団体が実施する水道施設の整備に要する経費の一部を補助する。		
支援対象	地方公共団体	補助率	1/4、1/3、4/10、1/2 離島地域の簡易水道等の整備等については、補助率 1/2
対象事業	<p>地方公共団体が実施する水道施設の整備に要する経費の一部を補助</p> <p>○簡易水道等施設整備費補助 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業</p> <p>○水道水源開発等施設整備費補助 ダム等の水道水源施設整備事業 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業</p>		
支援内容	<p>離島地域の簡易水道等の整備及び離島地域において上水道事業者が行う高度浄水施設の整備等に関する事業については、補助率の優遇措置（補助率 1/2）を設けている。</p> <p>※通常は補助率 1/4、1/3、4/10</p>		
離島での実績	R5 実績 島根県海士町、長崎県対馬市 など		
備考	水道整備・管理行政の移管に伴い、令和6年度より厚生労働省から国土交通省へ移管した。		
担当部署	国土交通省水管理・国土保全局水道事業課		
連絡先	03-5253-8111		
参照 HP	<p>水道施設整備に係る交付要綱等</p> <p>https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/stf_seisakunitsuite_bunya_topics_bukyoku_kenkou_suido_yosan_01c.htm</p>		

水道施設整備費補助金等の概要

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費（個別補助）

令和6年度当初予算案 170億円

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく非常用自家発電設備等の整備事業

防災・安全交付金

令和6年度当初予算案 8707億円の内数

【概要】地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

【主な事業】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・ 災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物及び基幹管路の耐震化等（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化事業を含む。）
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・ 水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備や広域化後に耐震化対策等として実施する施設整備等

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

令和6年度当初予算案 30億円

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- 上下水道施設再編推進事業
 - ・ 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- 上下水道施設耐震化推進事業
 - ・ 上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- 官民連携等基盤強化推進事業
 - ・ ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーター-PPPの導入検討事業
- 上下水道DX推進事業
 - ・ DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が営営する水道事業者 等 ○補助（交付）先：地方公共団体 ○補助率：1/4、1/3、4/10 等

No.	⑦-11		R6 当初予算 R5 補正予算	870,652 百万円の内数 34,537 百万円
事業名	防災・安全交付金（水道事業運営基盤強化推進等事業・水道施設等耐震化事業）		府省庁名	国土交通省
概要	地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。			
支援対象	地方公共団体	補助率	1/4、1/3、4/10、1/2 離島地域の簡易水道等の整備等については、交付率 1/2	
対象事業	<p>○水道事業運営基盤強化推進等事業 水道事業の広域化に資する施設整備等</p> <p>○水道施設等耐震化事業 水道施設の耐震化に資する施設整備</p>			
支援内容	<p>離島地域の簡易水道等の整備及び離島地域において上水道事業者が行う水道施設の耐震化、海底送水管及び高度浄水施設の整備等に関する事業については、交付率の優遇措置（交付率 1/2）を設けている。</p> <p>※通常は交付率 1/4、1/3、4/10</p>			
離島での実績	社会資本総合整備計画に基づき、離島地域を含む地方公共団体が行う水道施設の耐震化等に要する経費を配分している。			
備考	水道整備・管理行政の移管に伴い、厚生労働省で計上されていた生活基盤施設耐震化等交付金の大部分が、令和6年度より国土交通省の防災・安全交付金に移行した。令和5年度補正予算については、厚生労働省で計上された生活基盤施設耐震化等交付金の金額を記載している。			
担当部署	国土交通省水管理・国土保全局水道事業課			
連絡先	03-5253-8111			
参照 HP	社会資本整備総合交付金等について https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html			

水道施設整備費補助金等の概要

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費（個別補助）

令和6年度当初予算案 170億円

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を営営する地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助
 - ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく非常用自家発電設備等の整備事業

防災・安全交付金

令和6年度当初予算案 8707億円の内数

【概要】地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

【主な事業】

- 水道施設等耐震化事業
 - ・ 災害等緊急時における給水拠点における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物及び基幹管路の耐震化等（「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化事業を含む。）
- 水道事業運営基盤強化推進等事業
 - ・ 水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備や広域化後に耐震化対策等として実施する施設整備等

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

令和6年度当初予算案 30億円

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- 上下水道施設再編推進事業
 - ・ 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- 上下水道施設耐震化推進事業
 - ・ 上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- 官民連携等基盤強化推進事業
 - ・ ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーター-PPPの導入検討事業
- 上下水道DX推進事業
 - ・ DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が営営する水道事業者 等 ○補助（交付）先：地方公共団体 ○補助率：1/4、1/3、4/10 等

No.	⑦-12	R6 予算額	1,374 百万円の内数
事業名	地域における受入環境整備促進事業	府省庁名	観光庁
概要	<p>ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備するため、全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援する。</p>		
支援対象	地方公共団体、DMO、民間事業者等	補助率	<p>(1) 1/2、1/3等 (2) 1/2 (観光危機管理計画の策定及び訓練の実施支援は、地方公共団体のみ対象で上限 500 万円) (3) 宿泊施設基本的ストレスフリー環境整備事業：1/3 (1 宿泊事業者あたり上限 150 万円) 宿泊施設バリアフリー化促進事業：1/2 (1 宿泊事業者あたり上限 500 万円) (4) 2/3、1/2、2/5、1/3、1/4 等 (交通サービス調査事業は上限 1,000 万円)</p>
対象事業	<p>(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業 (2) 災害・急病等危機管理対応事業 (3) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 (4) 交通サービスインバウンド対応支援事業</p>		
支援内容	<p>(1) 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備事業 ・地域資源の保全・活用やオーバーツーリズムの未然防止に向けた受入環境整備を支援。 ・持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における設備導入や施設改修等を支援。</p> <p>(2) インバウンド安全・安心対策推進事業 ・観光施設等における危機管理対応能力強化のため、避難所機能強化、災害時の多言語対応強化、の取組を支援。 ・訪日外国人患者受入機能強化のため、翻訳機器の整備、キャッシュレス決済環境の整備等を支援。 ・災害時等における観光危機管理計画の策定及び訓練の実施を支援。</p> <p>(3) 宿泊施設インバウンド対応支援事業 ・旅館・ホテル等の宿泊施設において、訪日外国人旅行者にとって利用しやすい宿泊環境の整備を促進するため、宿泊事業者が実施する多言語案内等の基本的ストレスフリー環境整備、及びトイレのバリアフリー化や出入口の改修等のバリアフリー環境整備に要する経費の一部について支援。</p> <p>(4) 交通サービスインバウンド対応支援事業 ・ストレスフリーな交通利用環境の利便性向上等を実現するため、多言語表記、多言語案内用タブレット端末の導入、無料Wi-Fiの整備、トイレの洋式化及び機能向上、全国共通ICカード・QRコード決済等の導入、旅客施設や車両等の移動等円滑化等のインバウンド対応事業に要する経費の一部について支援。</p>		

離島での実績	<p>H30 補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡島（新潟県佐渡市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 <p>R1 当初予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中通島（長崎県上五島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 <p>R1 予備費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日間賀島（愛知県知多郡南知多町）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 <p>R2 当初予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利尻島（北海道利尻郡利尻町）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 ・ 佐渡島（新潟県佐渡市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 ・ 白石島（岡山県笠岡市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 ・ 壱岐島（長崎県壱岐市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 ・ 似島（広島県広島市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 <p>R2 補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 種子島（鹿児島県西之表市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 ・ 屋久島（鹿児島県屋久島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 <p>R3 当初予算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直島（香川県香川郡直島町）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 ・ 佐渡島（新潟県佐渡市）〔宿泊施設インバウンド対応支援事業〕 <p>R3 補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛島（山形県酒田市）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕 など <p>R4 補正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神津島（東京都神津島村）〔交通サービスインバウンド対応支援事業〕
備考	
担当部署	<p>(1)(2) 国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室 TEL: 03-5253-8972</p> <p>(3) 国土交通省 観光庁 観光産業課 TEL: 03-5253-8330</p>
連絡先	<p>(4) 国土交通省 総合政策局 地域交通課 TEL: 03-5253-8396</p>
参照 HP	

地域における受入環境整備促進事業

事業目的・背景・課題

○ 持続可能なあり方で旅行需要の本格的な回復を図るためには、ストレスフリー・バリアフリーで快適な旅行を満喫できる環境及び非常時においても安全・安心な旅行環境の整備を行うとともに、地域住民にも配慮した受入環境を整備する必要。
○ 全国の観光施設・宿泊施設・公共交通機関等における受入環境整備の取組を支援するとともに、地域資源の保全・活用等に資する取組を集中的に支援。

事業内容

- ① 持続可能な観光の促進に向けた受入環境整備促進
 - ・ 地域資源の保全・活用やオーバーツーリズムの未然防止に向けた受入環境整備を支援
 - ・ 持続可能な観光推進に係る国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修等を支援（令和6年度より追加）
 - ・ 交通サービスへの受入環境整備を支援
- ② インバウンド安全・安心対策推進事業
 - ・ 観光施設等の危機管理対応能力の強化を支援
 - ・ 医療機関の訪日外国人患者の受入機能強化を支援

③ 宿泊施設の受入環境整備

ストレスフリー・バリアフリーな宿泊環境整備を支援

※ 上記に加え、必要な調査・実証事業を実施

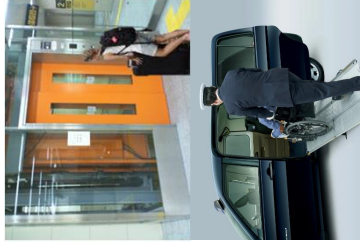
事業スキーム

- ① 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、1/3等、補助対象事業者：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
- ② 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2 ※一部上限500万円のものあり
補助対象事業者：民間事業者、地方公共団体、DMO 等
- ③ 事業形態：間接補助事業（国→民間事業者→宿泊事業者）、補助率：1/2（上限500万円）等
補助対象事業者：宿泊事業者

事業期間：①平成28年度～、②平成28年度～、③平成27年度～

お問い合わせ先：①観光庁 外客受入参事官室、国土交通省 総合政策局 地域交通課 ②観光庁 外客受入参事官室 ③観光庁 観光産業課 電話：03-5253-8111

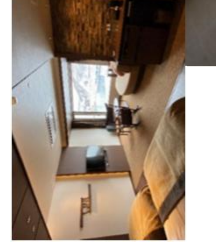
事業イメージ



① マナー啓発に必要な備品、パークアンドライド促進のための駐車場の整備 等
② 国際認証等を受けた地域における面的な設備導入や施設改修 等



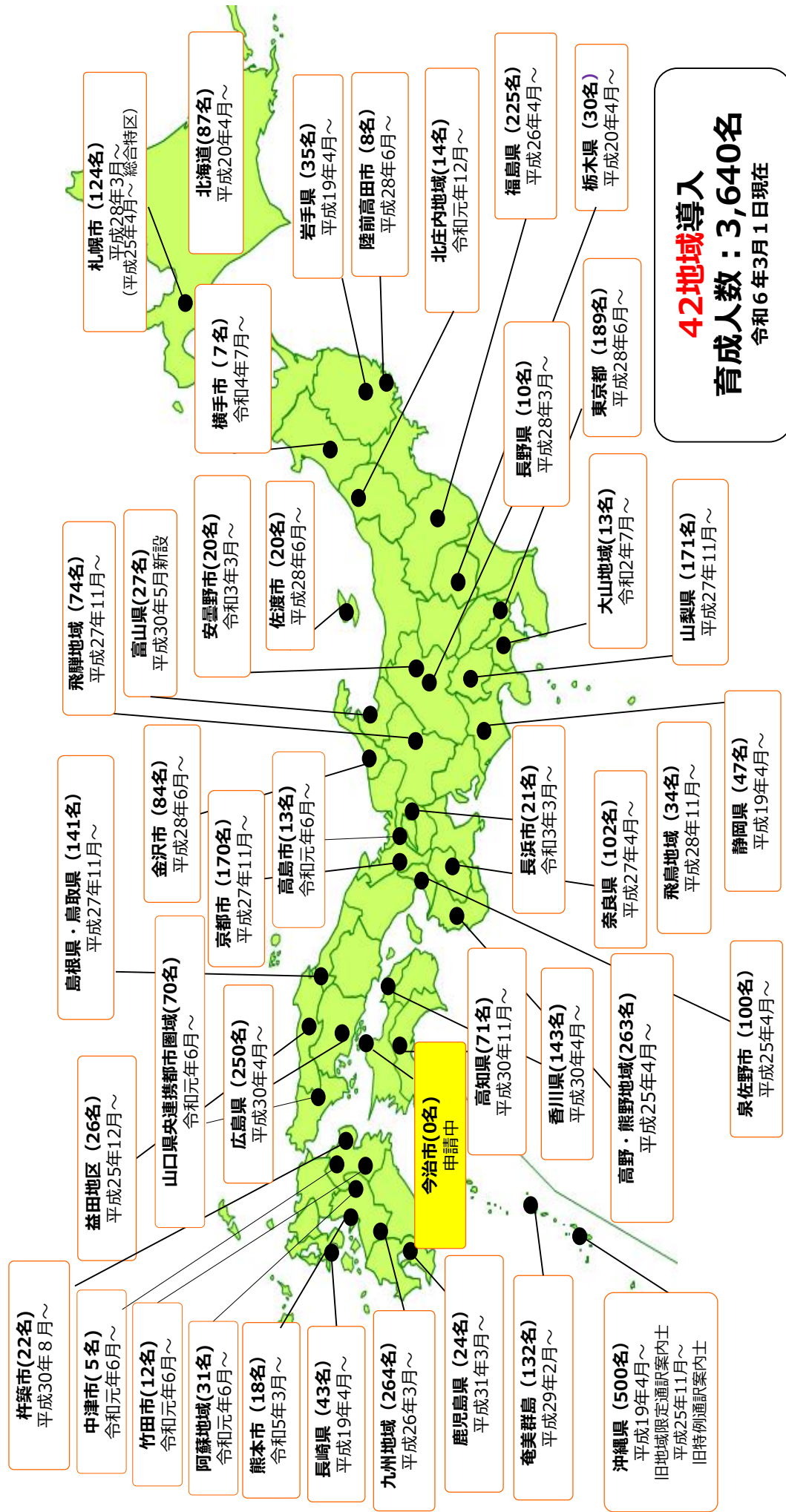
③ 多言語翻訳機器・キャッシュレス決済端末の整備 等



③ 客室・浴室のバリアフリー化 等

No.	⑦-13	R6 当初予算 R5 補正予算	—
事業名	地域通訳案内士制度	府省庁名	観光庁
概要	各地域における通訳案内士の不足に対応を図る観点から、一定区域内において名称独占資格を付与する地域通訳案内士制度を導入することにより、多様化する訪日外国人旅行者の旅行ニーズへの対応を図っている。		
支援対象	地方公共団体	補助率	— (地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイス等の支援)
対象事業	<p>地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画を策定する際のアドバイスや、優良事例などの横展開などを行うなどの支援を行っている。</p> <p>平成 27 年度導入地域 ・山梨県、長野県、高山市、京都市、奈良県、島根県・鳥取県</p> <p>平成 28 年度導入地域 ・陸前高田市、佐渡市、東京都、金沢市、奄美群島</p> <p>平成 30 年度導入地域 ・広島県、香川県、富山県、杵築市、高知県、鹿児島県</p> <p>令和元年度導入地域 ・高島市、阿蘇地域、竹田市、中津市、山口県中央都市圏域、北庄内地域</p> <p>令和 2 年度導入地域 ・長浜市、安曇野市、大山地域</p> <p>令和 4 年度 ・横手市、熊本市</p> <p>令和 6 年度 ・今治市</p>		
支援内容	地域通訳案内士制度を導入する地方公共団体に対して、地域通訳案内士育成等計画の策定に際してのアドバイスや、優良事例の横展開など、地域ガイド（地域通訳案内士）の導入・育成に関して積極的な支援を行う。		
離島での実績	平成 28 年度に佐渡市（新潟県）及び奄美群島（鹿児島県）において、地域通訳案内士制度を導入。		
備考	—		
担当部署	観光庁国際観光部国際観光課		
連絡先	TEL：03-5253-8324		
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kokusai/tsuyaku.html		

地域通訳案内士の導入状況（全国一覽）



No.	⑦-14		R 6 当初予算額	563 百万円の内数
事業名	地方部での滞在促進のための 地域周遊観光促進事業		府省庁名	観光庁
概要	地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人(DMO)が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して総合的な支援を行う。			
支援対象	登録 DMO が定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体 (登録 DMO、地方公共団体)	補助率	①：定額(上限 1,000 万円) ②～⑤：事業費の 1/2 等	
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 調査・戦略策定 ② 滞在コンテンツの充実 ③ 受入環境整備 ④ 旅行商品流通環境整備 ⑤ 情報発信・プロモーション 			
支援内容	<p>地方ブロック毎に開催される連絡調整会議における調整を行った、各観光地域づくり法人策定の事業計画に位置づけられた外国人旅行者の誘客を目的とする、以下の取組を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定 ② 地方部への誘客につながる地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成 ③ HP 等で混雑状況の情報を提供するシステムや、観光地の案内アプリ等の受入環境整備 ④ 旅行商品の国内外 OTA への掲載、旅行会社との商談会等の旅行商品流通環境整備 ⑤ WEB・SNS を活用した情報発信・プロモーション 			
離島での実績	直島、小豆島において行う観光地域づくり法人等の取組を支援。			
備考				
担当部署	国土交通省観光庁観光地域振興課広域連携推進室			
連絡先	TEL 03-5253-8327			
参照 HP	—			

地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

事業目的・背景・課題

○観光立国推進基本計画では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
 ○その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

○旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

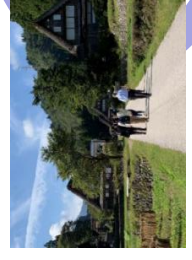
事業イメージ



訪日外国人旅行者の増加

地方部へ誘客

支援



地方部での滞在日数の増加

事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定 データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。 マーケティング調査	②滞在コンテンツの充実 地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。 滞在コンテンツの造成	③受入環境整備 二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。 観光地の案内アプリの整備	④旅行商品流通環境整備 旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。 商談会への参加	⑤情報発信・プロモーション WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。 SNSを活用した魅力発信
--	---	--	--	---

事業スキーム

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
- ・事業期間：平成30年度～

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

No.	⑦-15	R6 当初予算額 R5 補正予算額	600 百万円 -
事業名	地域観光資源の多言語解説整備支援事業	府省庁名	観光庁
概要	<p>訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、面的な観光ストーリーを伝える魅力的な解説文の整備を促進するため、国が英語のネイティブ等専門人材のリスト化、派遣体制の構築を行い、地域における観光資源の解説文の作成等を支援する。</p> <p>また、本事業で作成している英語解説文を元にした中国語及び韓国語解説文作成を支援する。</p>		
支援対象	地域協議会等	補助率	- (観光庁による調査事業)
対象事業	<p>解説文作成に要する以下の事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 解説文作成に関わる専門人材（英語を母国語とするネイティブライター等）による現地取材 ○ 現地取材によって得られた知見を踏まえ多言語解説文の執筆・校閲 ○ 自然や日本文化・歴史、観光といった分野に精通する専門家による監修 ○ 本事業で作成した英語解説文を元にした中国語・韓国語解説文の作成 <p>ただし看板設置やパンフレット作成など、作成した解説文の媒体化については支援の対象外。</p>		
支援内容	<p>地域協議会が行う解説文作成に必要な経費については、1地域あたり500万円を目安として、その金額内において解説文作成を支援する。（ただし、申請書類の内容により、特に必要と判断される地域については、目安額の上乗せを行う場合がある。）</p> <p>※500万円の支援額で作成できる解説文点数の目安は、1点あたり250ワードの場合、25点程度。</p> <p>（令和5年度実績）</p>		
離島での実績	<p>平成30年度：隠岐島、五島列島、姫島、屋久島 令和元年度：小笠原諸島、佐渡島、五島列島、竹富島、徳之島 他 令和2年度：直島諸島、塩飽諸島、徳之島、屋久島 令和4年度：西表島、壱岐、対馬、五島、屋久島 令和5年度：佐渡島、壱岐、対馬、五島、屋久島</p>		
備考	<p>・本事業は、文化庁、環境省と連携して実施する。</p>		
担当部署	観光庁 観光資源課		
連絡先	03-5253-8925		
参照 HP	http://www.mlit.go.jp/kankocho/shisaku/kankochi/multilingual-kaisetsu.html		

事業目的・背景・課題

平成30年度から本事業により、25の世界遺産、34の国立公園を中心に地域の魅力を伝える解説文の整備に取り組み、ノウハウの蓄積を行ってきた。しかし世界遺産等の中には、未整備構成資産が存在している状況である。

このため、2025年大阪・関西万博に向けて、文化観光資源の魅力をもっと発信できるように解説文整備を加速させる。

事業内容

①自治体を通じて、世界遺産等における未整備構成資産や周辺の文化観光資源等の英語解説文作成を行う。

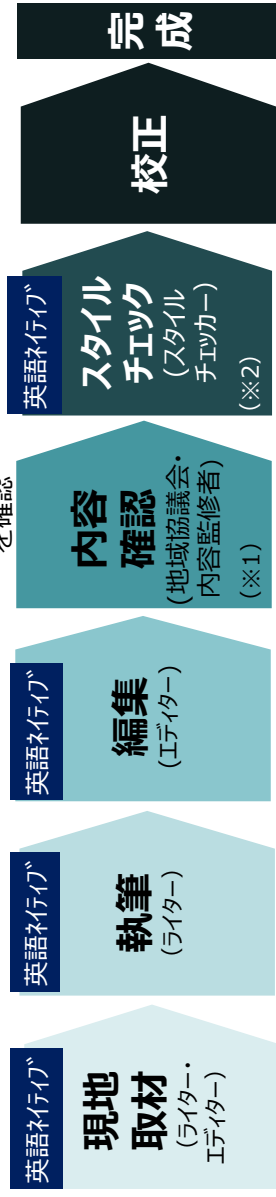
②中国語及び韓国語解説文の作成

- 1：中国語
- 2：韓国語

事業スキーム

- ・事業形態：直轄事業
- ・請負先：国→民間事業者→地域協議会等
- ・事業期間：平成30年度～

事業イメージ



- (※1)整備対象物についての専門的視点から事実確認・アドバイスを実施
- (※2)文章が所定の文体等に沿っていることを確認

○世界遺産における未整備構成資産の状況



古都京都の文化財

仁和寺など17カ所の寺社と城郭で構成される。そのうち、金閣寺・延暦寺等10カ所が未整備。



明治日本の産業革命遺産

九州を中心に8県に分散。20カ所のうち、軍艦島等14カ所が未整備。

No.	⑦-16	R6 予算額	990 百万円の内数
事業名	ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化	府省庁名	観光庁
概要	訪日外国人旅行者の周遊の促進・消費の拡大を図るため、受入環境整備の高度化を図る一体的な整備や観光施設等の受入環境整備を支援する。		
支援対象	地方公共団体、DMO、民間事業者等	補助率	(1) 1/2、1/3 (2) 1/2 (3) 1/2 (4) 1/3
対象事業	(1)インバウンド受入環境整備高度化事業 (2)観光振興のための無電柱化 (3)先進的なサイクリング環境整備 (4)歴史的観光資源の高質化		
支援内容	(1) インバウンド受入環境整備高度化事業 観光地における多言語対応、無料 Wi-Fi の整備等の基本的な受入環境整備に加え、滞在時間の延長・消費の拡大を図るために、賑わい拠点となる屋外広場の整備、近距離移動支援モビリティの整備、点在する観光スポットへの周遊を促すための電動キックボード等の多様な移動手段の整備等を支援する。 (2)観光振興のための無電柱化 電線管理者が実施する無電柱化を支援する。 (3)先進的なサイクリング環境整備 訪日外国人旅行者に対応した質の高いサイクリング環境の創出を図るため、官民が連携して実施する受入環境整備、情報発信等を支援する。 (4)歴史的観光資源の高質化 歴史的なまちなみを阻害する建築物・空地等の美化・緑化、除却及び伝統的な意匠形態を有する新築建築物の外観修景を支援する。		
離島での実績	(1)令和元年度 佐渡島（新潟県佐渡市）多言語翻訳システムの整備 (1)令和元年度 田代島と網代島（宮城県石巻市）多言語観光案内標識の一体的整備 (1)令和4年度 甕島（鹿児島県薩摩川内市） 観光拠点情報・交流施設の整備・改良[みなとオアシス薩摩川内] (2)令和5年度 直島（香川県直島町）観光振興のための無電柱化		
備考	(1)地域要件 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがあるものとして観光庁が指定する市区町村（「指定市区町村」）※調整中 (3)先進的なサイクリング環境整備 指定市区町村を通過するサイクリングルートを対象とする		
担当部署	(1)国土交通省 観光庁 外客受入担当参事官室	TEL：03-5253-8972	
連絡先	(2)国土交通省 道路局 環境安全・防災課	TEL：03-5253-8495	
	(3)国土交通省 道路局 参事官（自転車活用推進）	TEL：03-5253-8497	
	(4)国土交通省 都市局 公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室	TEL：03-5253-8954	
参照 HP			

ICT等を活用した観光地のインバウンド受入環境整備の高度化

事業目的・背景・課題

- 消費額の拡大や地方誘客の促進を図りつつインバウンドを本格的に回復させ、高い経済効果を全国に波及させる必要。
- 全国の観光地における個々の観光スポットや広域的な周遊に係る一体的な環境整備の取組等を支援する。

事業内容・イメージ

①インバウンド受入環境整備高度化事業
訪日外国人旅行者の周遊の促進及び消費の拡大を図るため、受入環境整備の高度化を図る一体的な整備や観光施設等の受入環境整備を支援

【ストレスフリーな旅行環境の整備】 【賑わい環境の創出】

- 多言語化
- 無料公衆無線LAN
- キャッシュレス決済環境
- トイレ洋式化・高機能化
- 手ぶら観光カウンター

【ユニバーサル対応】

- ナイトタイムエコノミー
- 屋外広場

【新たなニーズ・新技術の活用】

- ワークーション環境
- ICTを活用したゴミ箱
- 多様な移動手段

【観光拠点の整備・改良】

- 観光案内所の整備
- EV急速充電器

等

②観光地域振興無電柱化推進事業

観光地における地域振興に向けた無電柱化の推進を図るための取り組み等を支援

③先進的なサイクリング環境整備事業

サイクルーツーリズムを推進するため、訪日外国人に対応したサイクリング環境の整備を支援

- 走行環境整備
- 受入環境整備
- 魅力づくり
- 情報発信

多言語案内看板 サイクルラックの設置

④歴史的観光資源高質化支援事業

観光の核となる歴史的建造物を含めた歴史的まちなみ全体の質を向上させる取組みを支援

建築物・空地等の美装化・緑化、除却等

歴史的な町並みの景観に配慮した建造物

事業スキーム

- ① 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、1/3
補助対象事業者：地方公共団体、DMO、民間事業者 等
- ② 事業形態：間接補助事業（国→地方公共団体→電線管理者）、
国は補助対象経費の1/2を補助対象事業者に補助
補助対象事業者は補助対象経費の2/3を間接補助対象事業者に補助
- ③ 事業形態：直接補助事業、補助率：1/2、補助対象事業者：地方公共団体、協議会
- ④ 事業形態：直接補助事業、補助率：1/3、補助対象事業者：地方公共団体、民間事業者
事業期間：①令和4年度～、②・④令和元年度～、③令和2年度～

No.	⑧-1	R6 当初予算 R5 補正予算	200 百万円 2,300 百万円
事業名	指定管理鳥獣捕獲等事業費	府省庁名	環境省
概要	都道府県等が指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画等を定めて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する取組等に対し、必要な経費を国が支援する。		
支援対象	都道府県、協議会（※協議会は、 下記対象事業 1,3,4 に限る）	補助率	1 / 2 以内、定額等
対象事業	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定等事業 捕獲事業の実施計画策定のための調査、計画検討や、事業評価のための調査、評価に係る経費の補助 2. 指定管理鳥獣捕獲等事業 指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ）の捕獲及び処分に係る経費の補助 3. 効果的捕獲促進事業 効果的な捕獲モデルの技術開発の実証等経費の補助 4. 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成のための講習会等経費の補助 5. ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成 狩猟者を対象とした食肉利用の衛生管理も含めた狩猟に必要な知識、技能等に関する講習会等経費の補助 6. ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援 <ol style="list-style-type: none"> ①狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（処理加工施設が受け入れた個体に限る。）及び処理加工施設において搬入した捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等に係る経費の補助 ②狩猟によるニホンジカ、イノシシの捕獲経費の補助（都道府県が示した区域において捕獲した個体を適正に処分した個体に限る。）及び捕獲個体の適正な処分に要する経費の補助 		
支援内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業費 5,000 千円を上限とする定額補助（都道府県） 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助（協議会） （ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内） 2. 事業費の 1 / 2 以内 （ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある県は、解除されるまでの間、事業費の 2 / 3 以内、豚熱ウイルスが確認された都道府県にあっては事業費の 2 / 3 以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はイノシシに限る。）、ニホンジカの生息密度が 20 頭 / km²を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県にあっては 2 / 3 以内（ただし、対象となる指定管理鳥獣はニホン 		

	<p>ジカに限る。))</p> <p>3. 事業費 10,000 千円を上限とする定額補助</p> <p>4. 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 (ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内)</p> <p>5. 事業費 2,000 千円を上限とする定額補助 (ただし、定額を超えた分は事業費の 1 / 2 以内)</p> <p>6. ① 1 頭当たり 9 千円を上限とする定額補助 (ただし、ニホンジカの雌については 1 頭当たり 10 千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各 2 頭目から支払い) 及び 1 処理加工施設当たり 2,000 千円を上限とする定額補助</p> <p>② 1 頭当たり 8 千円を上限とする定額補助 (ただし、ニホンジカの雌については 1 頭当たり 9 千円を上限とする定額、シカ、イノシシ各 1 頭目から支払い) 及び捕獲個体の処分に要する実費相当額を定額補助</p>
離島での実績	香川県男木島ほか、長崎県対馬島、鹿児島県屋久島
備考	
担当部署	環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室
連絡先	TEL 03-5521-8285
参照 HP	http://www.env.go.jp/nature/choju/reinforce/index.html

【令和6年度予算額 200百万円（200百万円）】
 【令和5年度補正予算額 2,300百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（二ホンジカ、イノシシ）の捕獲等を支援します。

1. 事業目的

二ホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成及び豚熱ウイルスの拡散防止等を目的としたイノシシの捕獲強化に向けて、都道府県等が行う二ホンジカ・イノシシの捕獲事業等を交付金により支援する。

2. 事業内容

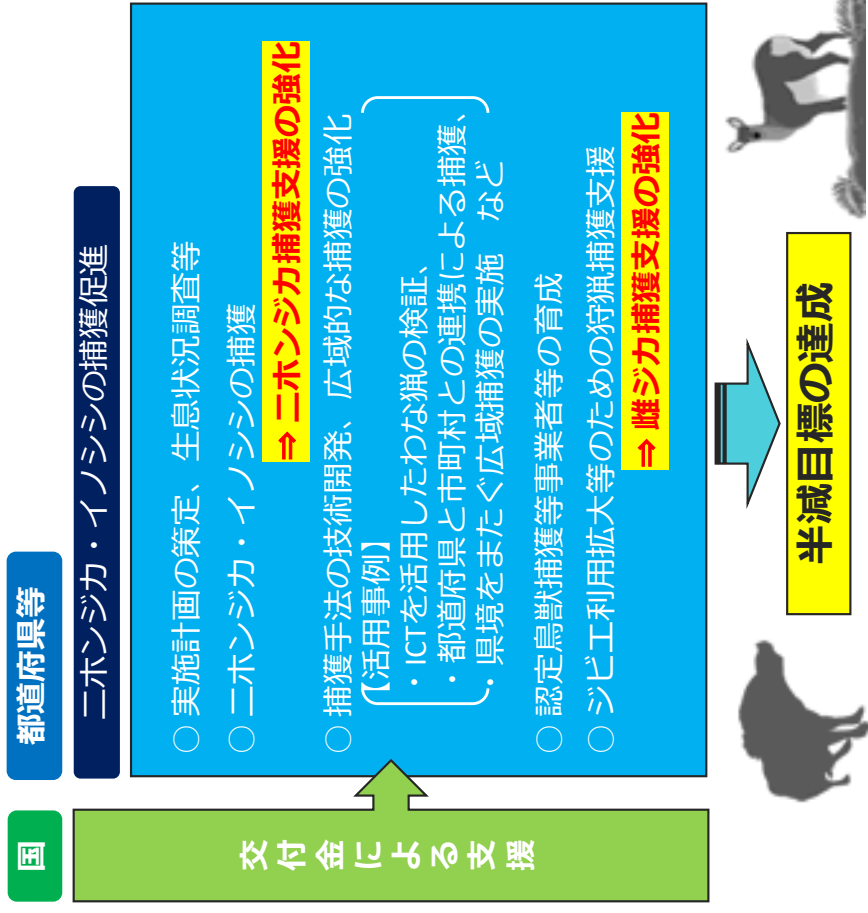
二ホンジカ・イノシシの半減目標（平成23年度比）の達成及び豚熱収束後のイノシシの個体数の増加を防ぐため、都道府県等が行う以下の取組について交付金により支援する（特に半減目標の達成が困難な二ホンジカについて更なる捕獲体制強化が必要）。

- ① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画策定、生息状況調査等
- ② 指定管理鳥獣の捕獲等（二ホンジカ・イノシシ）
- ③ 効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発・市町村連携による捕獲
 - ・ 広域連携による捕獲）
- ④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（捕獲技術向上のための研修会等）
- ⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（食肉衛生の講習会等）
- ⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲個体の搬入への支援・捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助）

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率 1 / 2、2 / 3、定額）
- 交付対象 都道府県、協議会
- 実施期間 平成26年度～令和10年度（予定）

4. 事業イメージ



No.	⑧-2	R6 当初予算 R5 補正予算	1.7 億円 35.25 億円
事業名	海岸漂着物等地域対策推進事業	府省庁名	環境省
概要	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づき、地方公共団体が実施する海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理事業等に対し、補助金を交付するもの。		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2（地域計画策定・改定に係る事業） 7 / 10（海洋ごみの回収・処理、発生抑制対策に係る事業） ※離島振興法の対象となる地域については、補助率を 7 / 10 から 9 / 10 に嵩上げ
対象事業	<p>① 地域計画の策定・改定等に係る事業 地域計画の策定・改定に係る事業及び海洋ごみ対策の推進を図るために必要な連絡調整、情報収集等の事業</p> <p>② 海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業</p> <p>③ 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）</p>		
支援内容	①は、補助率 1 / 2 ②、③は補助率 7 / 10 ただし、離島振興法の対象となる地域については、補助率を 7 / 10 から 9 / 10 に嵩上げ		
離島での実績	長崎県対馬市、五島市、壱岐市など		
備考			
担当部署	環境省水・大気環境局海洋環境課海洋プラスチック汚染対策室		
連絡先	03-5521-9025		
参照 HP	-		



【令和6年度予算額 170百万円 (170百万円)】 環境省
 【令和5年度補正予算額 3,525百万円】

海洋ごみ (漂流・漂着・海底ごみ) の回収・処理や発生抑制対策を推進するため、地方公共団体を支援します。

1. 事業目的

近年、海洋ごみによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶航行の妨げ等が懸念されている。都道府県や市町村等が実施する海洋ごみ対策への支援を通じて海洋ごみの削減を図り、もって海洋環境保全に資する。

2. 事業内容

国内外で関心が高まっているプラスチックを始めとする海洋ごみ問題への対策のため、海岸漂着物処理推進法第29条に基づき、都道府県や市町村等が実施する海洋ごみに関する地域計画の策定、海洋ごみ等の回収・処理、発生抑制対策に関する事業に対し、補助金による支援を実施する。補助率は、地域の実情に合わせ、離島や過疎、半島地域等において嵩上げを実施する。

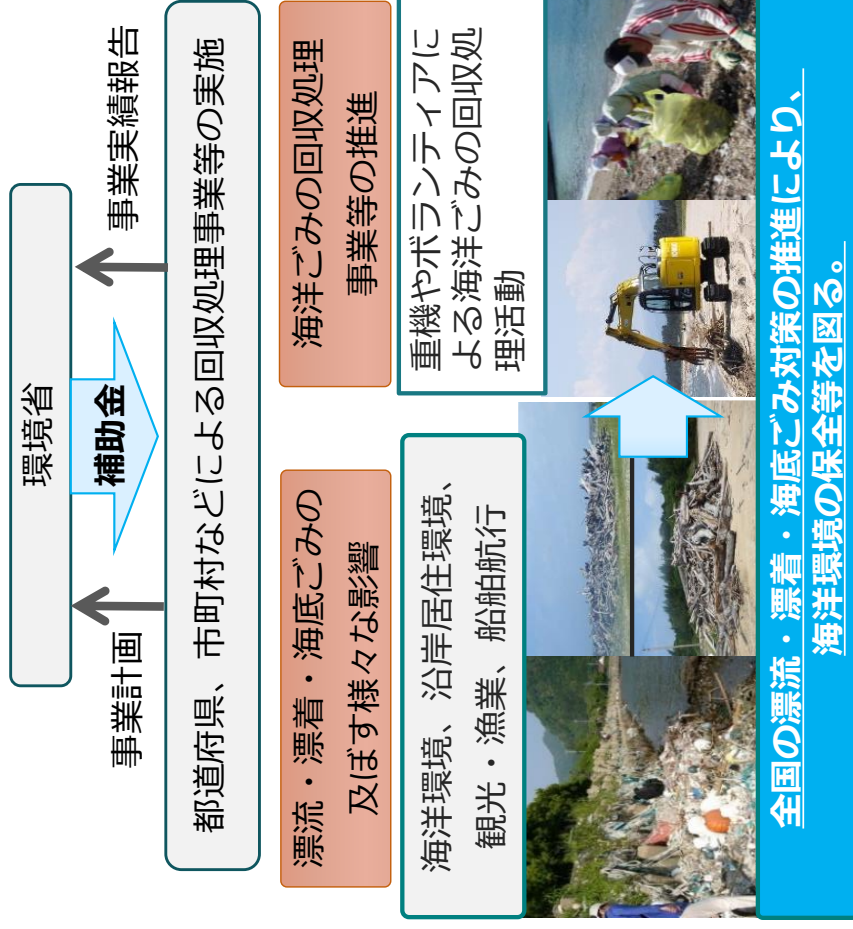
(補助率)

- 地域計画策定事業 (都道府県のみ) …… 補助率 1 / 2
- 回収・処理事業、発生抑制対策事業 …… 補助率 9 / 10 ~ 7 / 10、定額※
- 北朝鮮由来の確認漂着木造船については、補助率 9.5 / 10 ~ 8.5 / 10
- ※ 漁業者等が行うボランティアにより回収された海底・漂流ごみの処理を行う場合は10百万円を上限とする補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 補助事業
- 補助対象 都道府県 (市町村事業は都道府県を通じた間接補助事業)
- 実施期間 平成27年度～

4. 事業イメージ



海岸漂着物地域対策推進事業の補助率

	海岸漂着物等	確認漂着木造船等
原則的な補助率	7/10	8.5/10
<ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域（過疎地域自立促進特措法第2条第1号） ・ 半島振興対策実施地域（半島振興法第2条第1項） ・ 有明海及び八代海の指定地域（有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第2条第6項） 	8/10	9/10
<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興対策実施地域（離島振興法第2条第1項） ・ 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特措法第4条第1項） ・ 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法第1条） ・ 沖縄県の区域（沖縄振興特別措置法） 	9/10	9.5/10

※「確認漂着木造船等」とは、朝鮮半島からのものと思料されるものであると海上保安庁が確認したものを指す。

【地方負担分の交付税措置について】

地方負担分の8割を特別交付税により措置している（確認漂着木造船等の回収・処理の場合は、8割ではなく10割）。

No.	⑧-3	R6 当初予算 R5 補正予算	4,000 百万円の内数 8,211 百万円の内数
事業名	民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス 強化促進事業	府省庁名	環境省
概要	離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたって、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御技術の実装を支援し、離島全体で再エネ自給率の向上を図る。		
支援対象	・民間事業者・団体等	補助率	①3／4、②2／3
対象事業	離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高め、二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みに対して、①計画策定の支援を行う。または、②再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池*、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。 *通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換えする場合に限る。（上限あり）		
支援内容	補助対象経費のうち①計画策定3／4、②設備導入2／3を支援する。		
離島での実績	令和5年度 ①0件 ②4件（うち前年度継続事業1件）		
備考			
担当部署	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室		
連絡先	TEL：03-5521-8339		
参照HP	https://www.eta.or.jp/offering/2024/ritou/index.php#tab01		

民間企業等による自家消費型・地産地消型の再エネ導入を促進し、再エネ主力化とレジリエンス強化を図ります。

1. 事業目的

- ・ オンサイトPPA等による自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池の導入・価格低減を進め、ストレージパリティの達成を目指す。
- ・ 新たな手法による再エネ導入・価格低減により、地域の再エネポテンシャルの有効活用を図る。
- ・ デマンド・サイド・フレキシビリティ(需要側需給調整力)の確保により、変動性再エネに対する柔軟性を確保する。

2. 事業内容

- (1) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (2) 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業
- (3) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業
- (4) 離島等における再エネ主力化に向けた設備導入等支援事業
- (5) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する新手法による建物間融通モデル創出事業
- (6) データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進事業
- (7) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業

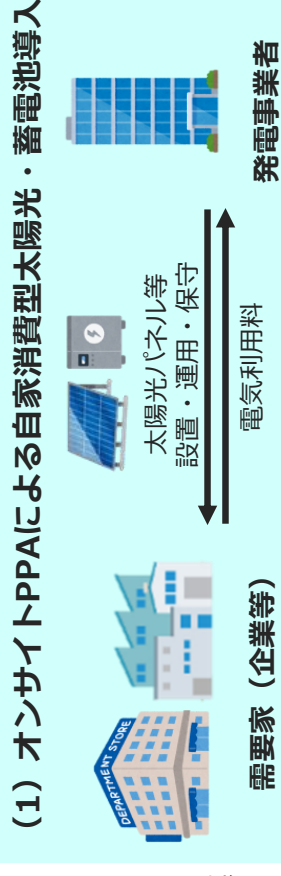
*ストレージパリティとは太陽光発電設備の導入に際して、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入した方が経済的メリットがある状態のこと

*EV・PHVについては、(1)(2)(3)(4)(5)(7)のメニューにおいて、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEV・PHVに従来車から買換えする場合一限り、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×4万円/kWh補助する。(上限あり)

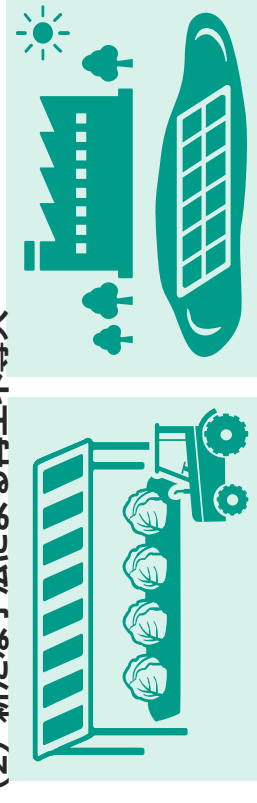
3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業/委託事業(メニュー別スライドを参照)
- 委託・補助先 民間事業者・団体等
- 実施期間 メニュー別スライドを参照

4. 事業イメージ



(2) 新たな手法による再エネ導入





再エネ設備等の群単位での制御や社会的受容性の高いビジネスモデル構築により、離島等における再エネ主力化を目指します。

1. 事業目的

- 離島において、太陽光発電をはじめとした再エネ設備や需要側設備の群単位の管理・制御技術を社会実装しながら、離島全体での再エネ自給率の向上を図る。

2. 事業内容

① 運転制御設備導入支援事業

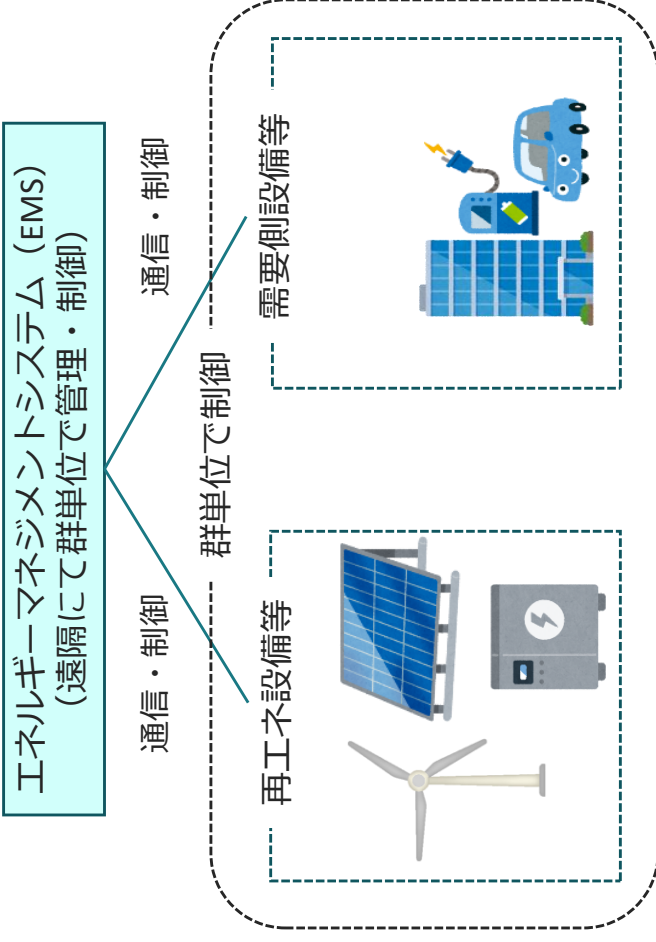
離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再エネの割合が低く、本土と比較して、実質的なCO2排出係数が高い。一方で、太陽光や風力等の再エネは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるためには、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化には、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが有効である。

そこで、離島において、再エネ設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再エネの割合を高め、CO2削減を図る取組に対して、計画策定の支援や、再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 (計画策定：3/4 (上限1,000万円)、設備等導入：2/3)
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

4. 事業イメージ



離島全体での調整力の強化による、
再エネ自給率の向上

No.	⑧-4		R 6 予算額	200 百万円の内数
事業名	災害等廃棄物処理事業		府省庁名	環境省
概要	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助			
支援対象	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）	補助率	1 / 2	
対象事業	海岸保全区域外の海岸に大量に漂着した廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分事業			
支援内容	補助対象事業費に対して、1 / 2 補助			
離島での実績	H20 年度 対馬市			
備考				
担当部署	環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課			
連絡先	03-3581-3351（代表）			
参照 HP	https://www.env.go.jp/content/000087678.pdf 環境省 HP 災害関係業務事務処理マニュアル 52 頁～56 頁			



災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を支援します。

1. 事業目的

災害（降雨、暴風、高潮、地震その他の異常な自然現象により生ずる災害）及びその他の事由により特に必要となった廃棄物の安全かつ適正な処理を支援することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。

2. 事業内容

- (1) ごみ処理
市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に要する費用に対する補助。
- (2) し尿処理
市町村（一部事務組合、広域連合を含む。）が行う、特に必要と認められた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処理に係る事業（災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。）に要する費用に対する補助。

3. 事業スキーム

- 事業形態 直接補助事業（補助率 1 / 2）
- 補助対象 市町村等
- 実施期間 昭和49年度～

4. 補助対象



① 片付けごみの収集
・運搬及び処分



② 損壊した家屋等の解体、
がれきの収集・運搬及び処分



③ 仮設トイレのし尿
収集・運搬及び処分

No.	⑧-5	R6 当初予算 R5 補正予算	2.5 億円 —
事業名	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 (グリーンワーカー) 事業	府省庁名	環境省
概要	地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施		
支援対象	— (請負事業として実施)	補助率	—
対象事業	<p>①生物の多様性の確保に関する業務 (盗採・密猟・踏み荒らし等の監視、利用指導、希少な野生動植物の生息・生育環境の維持回復活動、外来種の駆除等)</p> <p>②環境美化業務等 (山岳地・湖沼・海底等の清掃困難地の清掃、広範囲にわたる一斉清掃等)</p> <p>③施設の維持・管理業務等 (登山ルートにかかる歩道、標識等の簡易な施設の補修、草刈り等)</p> <p>④景観維持業務等 (雑木林や草原景観等の維持活動等)</p> <p>⑤対象地区に関する調査業務等 (動植物の生息・生育状況調査、山火事等による自然の被害の調査、利用状況調査等)</p> <p>⑥国指定鳥獣保護区における管理員要領に定める業務</p> <p>⑦その他対象地区の保全・管理に関する業務</p>		
支援内容	国立公園等において上記事業を地元民間事業者等を活用しながら実施		
離島での実績	令和5年度 礼文島(北海道)、対馬島(長崎県) など		
備考			
担当部署	環境省自然環境局国立公園課		
連絡先	03-5521-8278		
参照 HP			



【令和6年度予算額 251百万円（251百万円）】

国立公園等において、官民一体による地域の実情に応じた迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進します。

1. 事業目的

- ① 自然公園法の改正等を踏まえ、民間事業者の知見を活用した国立公園等の保全管理の充実を図る
- ② 観光立国・良好な景観の形成の実現を図る
- ③ 生物多様性の保全を図る
- ④ 保全管理の充実を通じた雇用の維持・確保や民間主体の公園管理体制により地域の活性化に寄与する

2. 事業内容

＜背景＞

- 自然環境保全に対する地域からの要請 ○生物多様性保全に関する社会的要請
- 公園管理体制のさらなる充実を促進する必要性

事業概要と効果

国立公園等において、地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり自然環境保全活動を実施するとともに、公園管理団体など民間主体による管理保全体制を充実

生態系の維持回復のための総合的な取組を実践

- ⇒ 全国の国立公園等における登山道の補修、環境美化、登山マナーの向上
- ⇒ 生物多様性保全、国立公園等の管理体制充実や利用者へのサービスの向上
- ⇒ 公園関係民間事業者等の一層積極的な活用による雇用の創出に貢献

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
- 実施期間 平成13年度～

4. 事業イメージ

○実施形態

国

請負

民間団体等

結果の報告

【重点課題】

- 1 野生生物の保護や外来種の駆除
- 2 地域景観の保全
- 3 登山道の維持・補修

【実施予定箇所】

中部山岳国立公園、奄美群島国立公園、西表石垣国立公園など全国百数箇所です業を実施

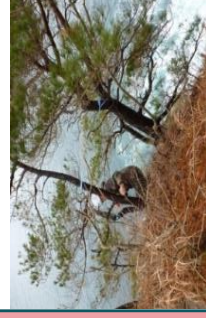
具体的な活動例



登山道の維持・補修



外来種の駆除



地域景観の保全



公園内の清掃

No.	⑧-6		R6 予算額	20 百万円
事業名	生物多様性保全推進交付金 (エコツーリズム地域活性化支援事業)		府省庁名	環境省
概要	<p>エコツーリズムとは、「観光旅行者が自然観光資源について知識を有する者から案内又は助言を受け、当該自然観光資源の保護に配慮しつつ当該自然観光資源とふれあい、これに関する知識及び理解を深めるための活動」です。自然観光資源の特色を生かしたエコツーリズム（ジオツーリズムを含む）は地域を元気にし、活性化させる効果的な取組です。</p> <p>この事業では、地域協議会の現状を踏まえ、エコツーリズム推進全体構想の作成、地域協議会のエコツーリズムに関するルールやプログラムづくり、人材育成などの活動経費の一部を国が助成し、エコツーリズムの普及・定着・推進を図るとともに、自然観光資源を持続的に活用することにより、魅力的な地域づくりを支援します。</p>			
支援対象	市町村を含む地域の多様な主体で構成される地域協議会（以下、協議会という条件あり。）	補助率	1 / 2（500 万限度額）	
対象事業	市町村の多様な主体で構成される協議会を事業の実施者とし、これが主体的に行う地域のエコツーリズム推進活動に対し、必要な経費の一部を国が交付することにより、エコツーリズムを活用した地域づくりを推進し、地域の魅力向上及びその活性化に寄与します。			
支援内容	<p>エコツーリズムを推進する活動で、以下に該当するもの（施設整備は対象外）</p> <p>ア. エコツーリズム推進全体構想の作成、変更とそれらに係る準備</p> <p>イ. エコツーリズムの推進体制の整備・強化</p> <p>ウ. 資源調査</p> <p>エ. ルールづくり</p> <p>オ. 人材育成</p> <p>カ. ツアープログラムの企画・立案及びモニターツアーの実施</p> <p>キ. モニタリング及び評価方法の作成</p> <p>ク. エコツーリズム推進マニュアルの作成、インタープリテーション計画</p> <p>ケ. 広報</p>			
離島での実績	（令和5年度）神津島エコツーリズム推進協議会、屋久島町エコツーリズム推進協議会			
備考	環境省HPにて公募			
担当部署	環境省 自然環境局国立公園課国立公園利用推進室			
連絡先	03-5521-8271			
参照HP	https://www.env.go.jp/nature/ecotourism/try-ecotourism/env/chiiki_shien/koufu/index.html			



【令和6年度予算額 20百万円（20百万円）】

地域主体で取り組むエコツアーリズムの取組を支援し、持続的かつ魅力的な地域作りを推進します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツアーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

- ・国立公園等においては、ツアーリズムの基盤となる地域の自然資源を持続的な形で活用していくことが重要であり、「自然環境の保全」「観光振興」「地域振興」「環境教育」というエコツアーリズム推進法の4つの基本理念を実現していくための体制・ルールに基づく取組が必要。
- ・国立公園等において、地域の自然資源を活用した地域振興に取り組むエコツアーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、エコツアーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を交付金で支援する。

4. 事業イメージ

エコツアーリズム地域活性化支援事業(交付金)による支援
エコツアーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツアーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成



- ・魅力的なツアープログラムづくり
(安全管理、環境への配慮含む)

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

No.	⑧-7		R6 当初予算	1,495 百万円の内数
事業名	地域の公共交通×脱炭素化移行促進事業		府省庁名	環境省
概要	<p>「グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業」において、住宅地、観光地、離島における交通の脱炭素化と公共交通空白地等の地域課題の解決に資するグリーンスローモビリティ（時速 20km 未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス）の導入に関する支援を実施。</p>			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	1/2	
対象事業	<p>(1) グリーンスローモビリティの導入調査・促進事業 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時解決を目指したグリーンスローモビリティの車両等の導入に対し、支援を行う。</p>			
支援内容	補助率 1 / 2			
離島での実績	-			
備考				
担当部署	環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室			
連絡先	03-5521-8301			
参照 HP				

新たな地域モビリティ（グリーンズローモビリティ、LRT・BRT等）の導入を促進し、再生可能エネルギーと積極的に組み合わせることで脱炭素化された地域の公共交通の構築を支援します。

1. 事業目的

- グリーンズローモビリティやLRT・BRT、省エネ鉄道車両等を地域の公共交通へ導入するとともに、利用するエネルギーとして再生可能エネルギーの積極利用を促すことで、2050年カーボンニュートラルに資する地域の脱炭素交通モデルを構築する。

2. 事業内容

（1）グリーンズローモビリティの導入調査・促進事業（委託／補助）

- 地域課題の解決と交通の脱炭素化の同時実現を目指したグリーンズローモビリティの導入に係る調査検討及び、グリーンズローモビリティの車両等の導入支援を行う。

（2）交通システムの省CO2化に向けた設備整備事業（補助）

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
なお、BRTについては継続事業のみ支援する。
- 鉄道事業における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器（回生車両）の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - （1）委託事業／間接補助事業（1/2※上限あり）
 - （2）補助事業（1/2,1/3,1/4※一部上限あり）
- 委託先及び補助対象 民間事業者・団体、地方公共団体等
- 実施期間 令和元年度～令和9年度

4. 事業イメージ

【導入調査・導入支援事業】



グリーンズローモビリティ

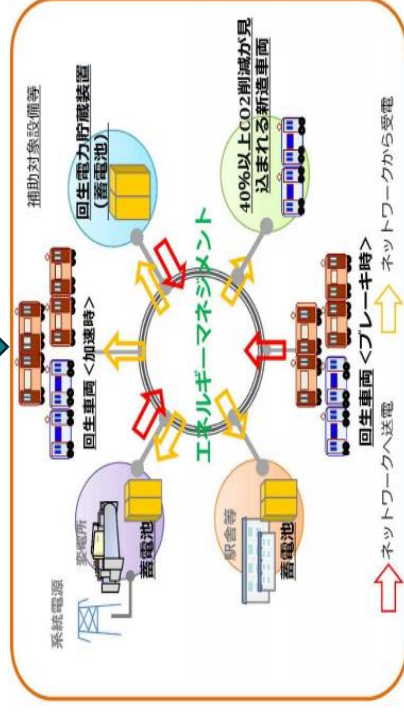
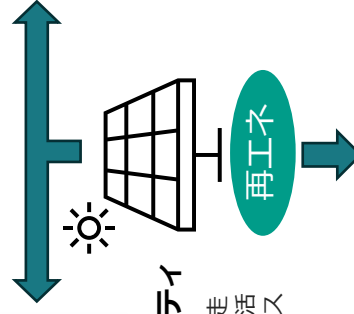
時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス

【設備整備事業】



LRT

Light Rail Transitの略



【設備整備事業】 鉄道事業の省CO2化

No.	⑧-8		R6 当初予算	4,783 百万円
事業名	脱炭素社会構築に向けた再エネ等由来水素活用 推進事業		府省庁名	環境省
概要	<p>地域の再生可能エネルギーや未利用エネルギーから水素を「つくり」「ため・はこび」「つかう」まで一貫した脱炭素な地域水素サプライチェーンの構築を推進するとともに、既存インフラを活用したモデル構築、自立・分散型エネルギーシステム構築の支援等を行う。</p> <p>再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等を支援する。</p>			
支援対象	地方公共団体、民間事業者・団体等	補助率	1 / 2、2 / 3	
対象事業	<p>(1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業のうち</p> <p>③再エネ由来等水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム等構築事業 脱炭素社会構築に向け、防災価値を有する、再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築支援や、水素の需要拡大につながる設備導入支援を行う。</p> <p>(2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業のうち</p> <p>①地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業 燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や設備の高効率化改修を支援する。</p>			
支援内容	<p>(1) ③：補助率 2 / 3 (中小企業及び政令指定都市以外の市町村)、1 / 2 (中小企業以外の企業、都道府県、政令指定都市又は特別区等)</p> <p>(2) ①補助率 2 / 3 など</p>			
離島での実績	—			
備考	—			
担当部署	地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室			
連絡先	TEL: 03-5521-8339			
参照 HP				

脱炭素社会構築につながる水素活用を推進します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素社会構築に不可欠な水素を地域資源である再生可能エネルギー等から製造し、貯蔵・運搬及び活用する事業やBCP活用など水素の特性を生かした事業を支援することで、将来の水素社会の実現を推進する。
- ② モビリティへの水素活用を支援することで、運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大を推進する。

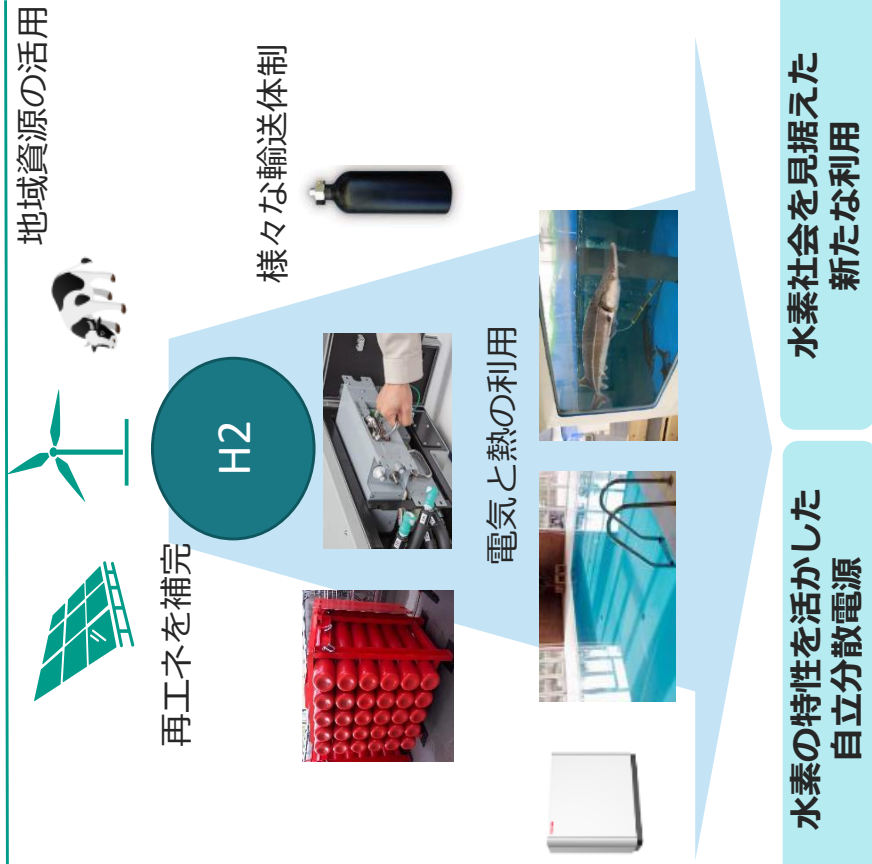
2. 事業内容

- (1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業
 - ①カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業…委託
 - ②既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業…委託
 - ③再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業…補助
 - ④事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運回事業…補助
- (2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業
 - ①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業…委託
 - ②地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業…補助

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業・補助事業（補助率：1/2, 2/3）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 令和2年度～令和8年度

4. 事業イメージ



水素の特性を活かした
自立分散電源

水素社会を見据えた
新たな利用

お問い合わせ先：

(1) 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室
(2) 環境省 水・大気環境局 モビリティ環境対策課 脱炭素モビリティ事業室

電話：0570-028-341
電話：03-5521-8301

(1) 脱炭素な地域水素サプライチェーン構築事業



地域の再エネ等資源を活用し水素の特性を活かした事業を支援します。

1. 事業目的

- 地域の再エネ、インフラ等を活用し、低コストな水素サプライチェーンの構築とさらなる低コスト化につながる事業の構築を支援することで、水素利活用の拡大を推進する。
- 水素の特性を活かし、防災価値やその他環境価値の顕在化により、再エネ等由来水素の利活用や本格導入を推進する。

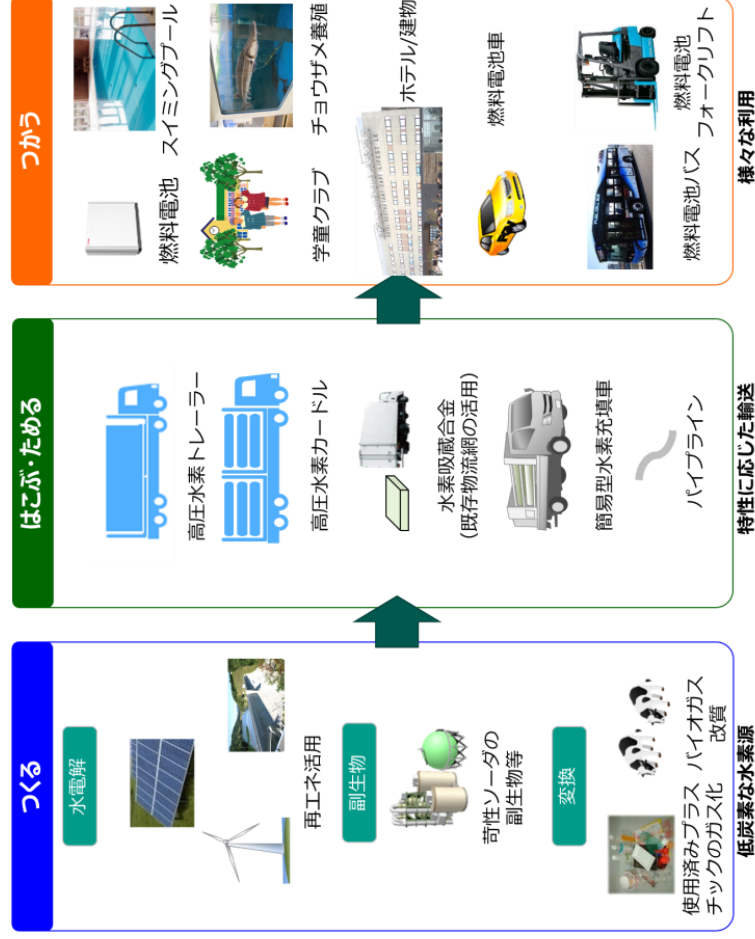
2. 事業内容

- ① カーボンニュートラルに向けた再エネ水素のあり方検討等評価・検証事業
実証事業モデルについて、ビジネス要素や地域全体への面的な広がり等の観点から分析・検証を実施するとともに、その成果を用いて自治体伴走支援などを行う。
- ② 既存のインフラを活用した水素供給低コスト化に向けたモデル構築・FS事業/実証事業
地域の再エネ等や既存インフラを活用し、低コストな水素サプライチェーン構築の支援につながるFS調査や実証事業を行う。
- ③ 再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築等事業
防災価値を有する再エネ等由来水素を活用した自立・分散型エネルギーシステム構築を行う。
- ④ 事業化に向けた既存サプライチェーン活用による設備運回事業
これまでの水素サプライチェーン実証事業による設備を運用することにより、事業化に向けてより効果的な設備の活用・運用方策の検討・検証を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②委託事業、③④補助事業（補助率1/2、2/3）
- 委託先等 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間 ①令和4～7年度、②令和2～7年度、③令和4～7年度、④令和4～6年度

4. 事業イメージ



(2) 水素活用による運輸部門等の脱炭素化支援事業



環境省



運輸部門等の脱炭素化に向けた再エネ等由来水素の活用を推進します。

運輸部門等の脱炭素化及び水素需要の増大の推進に向けて、車両や建設機械等における再エネ等由来の水素の活用を促進するために、①水素内燃機関を活用した重量車両等の開発・実証、②再エネ由来電力を活用した水素ステーションの保守点検等を支援する。

1. 事業目的

2. 事業内容

①水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業

重量車両・建設機械・農業機械等の電動化が困難な車両等について、水素活用の選択肢を増やすため、水素内燃機関を活用した車両等の開発、実証を行う。

②地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業

燃料電池車両等の活用促進に向け、再エネ由来電力による水素ステーションの保守点検や、設備の高効率化改修を支援する。

4. 事業対象

【水素内燃機関活用による重量車等脱炭素化実証事業】



重量車両

建設機械

農業機械

H₂ + 内燃機関 → カーボンニュートラル

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ① 委託事業
 - ② 補助事業（補助率：2/3、1/2）
- 委託先等
 - 地方公共団体、民間事業者・団体等
- 実施期間
 - ① 令和3年度～令和6年度
 - ② 令和3年度～令和8年度

【地域再エネ水素ステーション保守点検等支援事業】



お問い合わせ先： 環境省 水・大気環境局モビリティ環境対策課脱炭素モビリティ事業室

電話：03-5521-8301

No.	⑧-9		R6 当初予算 R5 補正予算	350 百万円の内数
事業名	地域循環共生圏創造事業		府省庁名	環境省
概要	各地域での地域循環共生圏づくりを更に推進するため、地域循環共生圏づくりの中間支援ができる主体の育成及び地域循環共生圏づくりの推進を図る。			
支援対象	地方公共団体、NPO、NGO、民間事業者等	補助率	参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、200 万円（税込、採択 1～2 年目）、400 万円（税込、採択 3 年目）を上限とし中間支援主体及び活動団体の取組に要した経費を負担	
対象事業	地域循環共生圏づくりに取り組む活動団体と、その団体への中間支援を行う中間支援主体を募集し、伴走支援と財政支援を実施。			
支援内容	<p>伴走支援：地方支援事務局（地方環境事務所等及び地方 EPO 等）が主に中間支援主体を支援し、中間支援主体が活動団体を中間支援することで、中間支援主体の育成及び活動団体による地域循環共生圏づくりを推進する。</p> <p>財政支援：参加団体（＝中間支援主体及び活動団体合計）で、200 万円（税込、採択 1～2 年目）、400 万円（税込、採択 3 年目）を上限とし中間支援主体及び活動団体の取組に要した経費を負担。</p>			
離島での実績	—			
備考				
担当部署	環境省大臣官房地域政策課地域循環共生圏推進室			
連絡先	TEL：03-5521-8328			
参照 HP	http://chiikijunkan.env.go.jp/			



地域循環共生圏の創造を強力に推進するため、地域プラットフォームを構築し、地域トランジションを実現します。

1. 事業目的

- ① トランジションモデル形成
- ② 中間支援機能の担い手育成
- ③ 地域間ネットワーク強化・情報発信

2. 事業内容

「第五次環境基本計画」（平成30年4月閣議決定）では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱した。これを受け、地域における炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を促し、持続可能な自立・分散型社会を構築するため、以下の取組を実施する。

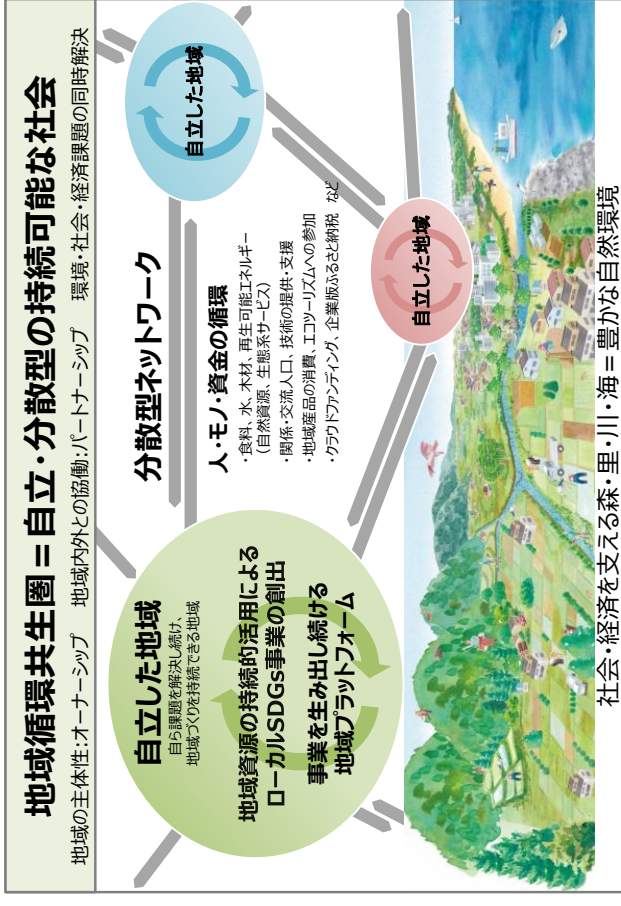
- ① 炭素中立、循環経済、自然再興型社会への移行を目指す際に大きな影響を受けるステークホルダーや地域も取り残さずに、協働的なアプローチを含めた地域循環共生圏の考え方にに基づき自立した地域づくりに取り組む者を支援する。（例えば、火力発電所等の地域の中核となる産業の撤退に際し、関係する地域の企業も含めた地域内外のステークホルダーとともに、地域に環境を軸にした新たな事業や産業を創出しながら、地域トランジションを実現するモデルを創出する。）
- ② 中間支援機能※を有する既存の団体が地域への伴走支援を実践的に行い、その過程で得られたノウハウを横展開することで、中間支援機能を担える人材・組織の育成を行い、地域循環共生圏の創造を推進する。
- ③ ローカルSDGs事業の担い手同士の有機的なつながりを構築する場の提供や、優れた地域プラットフォームの事例の情報発信の場を設ける。

※中間支援機能…ヒト・モノ・カネ・情報をはじめとする資源の連結、関係者の納得度合いや先を見越したステップを確認して進捗管理を支えるプロセス支援、変革に向けて刺激を与え関心や意思を呼び起こす変革促進、本質的な解決策の発見を促す問題解決提示など

3. 事業スキーム

- 事業形態 共同実施／請負事業
- 共同実施先・請負先 地方公共団体／民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和10年度（予定）

4. 事業イメージ



地域循環共生圏（2018年、第5次環境基本計画）は、地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカルSDGs事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくることにも、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考えです。

その際、私たちの暮らしが、森里川海のつながりからもたらされる自然資源を含めて地上資源を主体として成り立つようにしていくために、これらの資源を持続可能な形で活用し、自然資本を維持・回復・充実していくことが前提となる。

地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsともいいます。

No.	⑧-10	R6 当初予算 R5 補正予算	758 百万円の内数 1,885 百万円の内数
事業名	地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業	府省庁名	環境省
概要	地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、再エネ促進区域の設定に係るゾーニング等の取組、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。		
支援対象	地方公共団体・民間事業者 ((1)②については、共同実施に限り民間事業者も対象、(1)③については、一部民間事業者も対象、(2)②は民間事業者のみ対象)	補助率	(1) ①3/4、2/3 (補助上限額：800 万円/件) ②3/4 (補助上限額：800 万円/件) ③2/3、1/2、1/3 (補助上限額：2,000 万円/件) (2) ①3/4 (補助上限額：2,500 万円/件) ②1/2 (補助上限額：800 万円)
対象事業	<p>(1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援</p> <p>① 地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援 地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。</p> <p>② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援 公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。</p> <p>③ 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援 地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体(地域新電力等)設立に必要なシステム構築、事業運営体制構築や地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。</p> <p>(2) 地域共生型再エネ導入促進事業</p> <p>①再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援 自治体による再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組(地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成)を支援する。</p> <p>②再エネ促進区域等における地域共生型再エネ設備導入調査支援 再エネ促進区域等において地域共生型再エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。</p>		
支援内容	上記対象事業に係る、地方公共団体の提案に沿った再エネ設備導入等に係る調査を支援		

離島での実績	<p>令和3年度・・・14地域（東京都利島村、東京都三宅村、新潟県佐渡市、岡山県岡山市、岡山県備前市、岡山県瀬戸内市、広島県大崎上島町、香川県高松市、香川県観音寺市、福岡県北九州市、福岡県宗像市、福岡県糸島市、熊本県上天草市、長崎県壱岐市）</p> <p>令和4年度・・・17地域（北海道奥尻町、三重県志摩市、島根県隠岐の島町、岡山県玉野市、広島県福山市、香川県丸亀市、香川県坂出市、香川県多度津町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、福岡県新宮町、長崎県五島市、長崎県西海市、熊本県天草市、宮崎県延岡市、新潟県佐渡市、福岡県宗像市）</p> <p>令和5年度・・・23地域（宮城県塩竈市、山形県酒田市、新潟県佐渡市、東京都大島町、石川県輪島市、三重県鳥羽市、広島県三原市、広島県呉市、山口県下関市、香川県高松市、香川県観音寺市、香川県土庄町、愛媛県今治市、愛媛県八幡浜市、愛媛県新居浜市、愛媛県大洲市、愛媛県上島町、福岡県新宮町、熊本県上天草市、熊本県天草市、鹿児島県薩摩川内市、鹿児島県長島町、鹿児島県屋久島町）</p>
備考	
担当部署	環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室
連絡先	03-6205-8279
参照 HP	https://www.env.go.jp/policy/post_169.html

地域脱炭素実現に向けた再生エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和6年度予算額 758百万円 (800百万円)】
【令和5年度補正予算額 1,885百万円】



再生エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能な地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再生エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再生エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再生エネ設備導入の計画、再生エネの導入調査、再生エネ促進区域の設定、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再生エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再生エネの導入調査、官民連携で行う地域再生エネ事業の実施・運営体制構築、再生エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

(1) 地域再生エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援

- ① 地域の再生エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
- ② 公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
- ③ 官民連携で行う地域再生エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援
- ④ 公共施設等への再生エネ導入加速化及び計画策定支援事業

(2) 地域共生型再生エネ導入促進事業

- ① 再生エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
- ② 再生エネ促進区域等における地域共生型再生エネ設備導入調査支援
- ③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

(3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

- ① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
- ② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
- ③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

3. 事業スキーム

■ 事業形態

- (1)①②③(2)①② 間接補助 (定率；上限設定あり)
- (1)④(2)③(3) 委託事業

■ 補助・委託対象

- (1)①(2)① 地方公共団体 (1)② 地方公共団体 (共同実施に限り民間事業者も対象)
- (1)③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 (1)④(2)②③(3) 民間事業者・団体等

■ 実施期間

- 令和3年度～令和7年度 ※(1)②は令和4年度～、(1)④(3)②③は令和5年度～
- (2)②は令和6年度～

2050年カーボンニュートラルの実現

- (1) 地域再生エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
- (2) 地域共生型再生エネ導入促進事業



- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



地域の再エネ目標や脱炭素事業の検討に係る計画策定等を支援します。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域の再エネ目標やその実現に向けた意欲的な脱炭素の取組の検討、公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査の実施による地方自治体の計画策定を支援するとともに、地域の経済・社会的課題の解決に資する地域再エネ事業の実施・運営体制の構築などを支援することで、地域における再エネの最大限導入を図る。

1. 事業目的

2. 事業内容

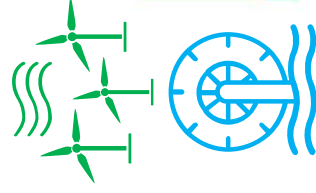
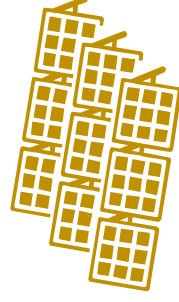
- ① **地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援**
地域のCO2削減目標や再エネポテンシャル等を踏まえた再エネ目標、目標達成に必要な意欲的な脱炭素の取組、施策の実施方法や体制構築等の検討に関する調査等を支援するとともに、これらを踏まえた計画策定を支援する。
- ② **公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援**
公共施設等における太陽光発電設備等の発電量調査や日射量調査、屋根・土地形状等の把握、現地調査等、太陽光発電その他の再エネ設備の導入に向けた調査検討を支援する。
- ③ **官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築及び事業の多角化支援**
地域再エネ事業の事業スキーム、事業性、事業体（地域新電力等）設立に必要なとなるシステム構築、事業運営体制構築や、地域脱炭素及び地域経済循環に資する多様な事業への多角化に必要な予備的実地調査等を支援する。
- ④ **公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業**
ガイドラインを活用した第三者所有モデル等の普及や地方公共団体による計画的な再エネ導入の促進のための支援ツール等を作成し、地域再エネ導入を加速させる。

3. 事業スキーム

- **事業形態**
 - ① 間接補助 3 / 4、2 / 3（上限800万円） ② 間接補助 3 / 4（上限800万円）
 - ③ 間接補助 2 / 3、1 / 2、1 / 3（上限2,000万円） ④ 委託事業
- **補助・委託対象**
 - ① 地方公共団体 ② 地方公共団体（共同実施に限り民間事業者も対象）
 - ③ 地方公共団体、民間事業者・団体等 ④ 民間事業者・団体等
- **実施期間**
令和3年度～令和7年度 ※（1）②は令和4年度～、④は令和5年度～

4. 事業イメージ

①④ 計画策定支援



現状

電気
2.5万TJ
熱利用
0.1万TJ

②④ 導入調査支援



公共施設等への再エネ導入可能量調査等

目標

再生可能エネルギー生産量
(単位:TJ(テラジュール))

太陽発電 78万件
全ての建物に屋根ソーラー

小水力発電 110カ所
導入可能地全てで実施

バイオマス発電 27件
県下全域でバイオマス利用

地熱発電等 232件
ポテンシャルを最大限活用

太陽熱利用 11万件
全ての建物に屋根ソーラー

バイオマス熱 14万件
灯油から薪・ペレット等へ

地中熱等 1万施設
公共施設・住宅に普及

出典：長野県ゼロカーボン戦略

計 6.4万TJ

電気
5.1万TJ
※ポテンシャル
9.6万TJ

熱利用
1.3万TJ
※ポテンシャル
2.5万TJ

③ 体制構築支援



地域再エネ事業の実施・運営体制の構築

計画的・段階的な脱炭素への取組へ

地域脱炭素実現に向けた再生エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (2) 地域共生型再生エネ導入促進事業



地域共生型再生エネの導入促進に向けて、ゾーニングの実施による計画策定支援等を行います。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域関係者との合意形成を図り、環境に適正に配慮した再生エネの導入を最大限促進するため、再生エネ促進区域の設定に係るゾーニングや地域共生型再生エネ設備導入調査等の取組を支援するとともに、全国での横展開を図るべく、地域の特性等に応じた様々な事例を踏まえつつ、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめる。

2. 事業内容

① 再生エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援

自治体による再生エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング等の取組（地域の特性に応じた適正な環境配慮に係る情報収集、自然環境等調査、マップ作成）を支援する。

② 再生エネ促進区域等における地域共生型再生エネ設備導入調査支援

再生エネ促進区域等において地域共生型再生エネ設備を導入するに当たっての調査検討を支援する。

③ 促進区域設定手法等のガイド作成・横展開

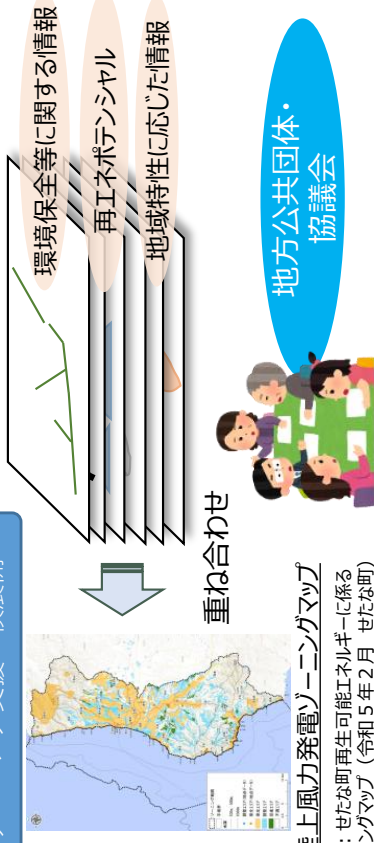
促進区域設定の際の環境配慮や合意形成、ゾーニングの手法等をガイドラインとして取りまとめるとともに、自治体を対象とした研修やネットワークの構築等を行うことにより、他地域での展開を図る。

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - ① 間接補助 3 / 4 （上限2,500万円）
 - ② 間接補助 1 / 2 （上限800万円） ③ 委託事業
- 補助・委託対象
 - ① 地方公共団体 ② ③ 民間事業者・団体等
- 実施期間
 - 令和3年度～令和7年度 ※ (2) ②は令和6年度～

4. 事業イメージ

① ③ゾーニング支援・横展開

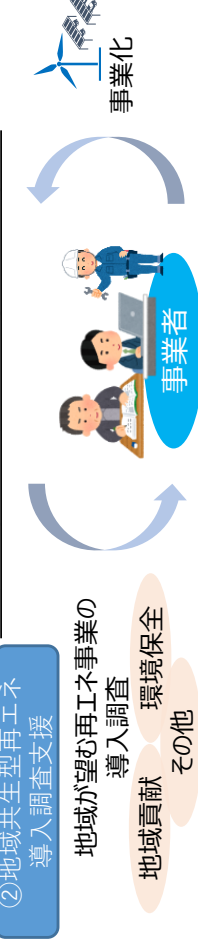


△陸上風力発電ゾーニングマップ
出典：せたな町再生可能エネルギーに係るゾーニングマップ（令和5年2月 せたな町）

促進区域等の設定



地域主導で地域共生型再生エネを誘致



お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業のうち、 (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業



地域での脱炭素実現のための計画づくり、合意形成、事業運営を担う中核人材を確保・育成します。

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、多くの自治体で脱炭素分野の人材不足が課題である。地域課題の解決や地方創生に貢献する取組として脱炭素事業を計画・実行していくためには、地域の人材が主体的に取り組みることが不可欠である。このため、即戦力としての人材派遣、人材育成、先進地域や企業・専門家とのネットワーク構築により、地域脱炭素の実現を担う中核人材を確保・育成し、ノウハウを伝播することで、脱炭素ドミノの実現に貢献する。

1. 事業目的

2. 事業内容

① 地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業

地域での脱炭素事業の持続的な実施に必要な中核人材の育成、他地域の中核人材との相互学習関係の構築を行う。

② 地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
脱炭素先行地域等の優れた取組のノウハウの共有や、多様な人材が互いの技術・資金・情報を持ち寄り、地域における脱炭素の取組で協業することを促すネットワークを構築するためのプラットフォームを運営する。

③ 即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

自治体に対して、地域脱炭素実現に向けた総合的な戦略策定や脱炭素事業創出に関するアドバイザーとして、専門家や企業人材を選定・派遣するための体制構築、自治体における地域脱炭素を加速させるための人材支援のノウハウを蓄積・共有し、事例集としてまとめる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※(3)②③は令和5年度～

2050年カーボンニュートラルの実現

脱炭素人材の増加・優良事例のノウハウ伝播



お問合せ先： 環境省大臣官房地域政策課 電話：03-5521-8328

No.	⑧-11		R6 当初予算 R5 補正予算	42,520 百万円の内数 13,500 百万円の内数
事業名	地域脱炭素推進交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等）		府省庁名	環境省
概要	<p>「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援します。</p> <p>これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進します。</p>			
支援対象	地方公共団体等	補助率	<p>（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金</p> <p>①脱炭素先行地域への支援：原則2／3</p> <p>②重点対策に取り組む地域への支援：2／3～1／3等</p> <p>（2）特定地域脱炭素移行加速化交付金 ：原則2／3</p>	
対象事業	<p>（1）意欲的な脱炭素の取組（①又は②）を行う地方公共団体等に対し複数年度にわたり継続的かつ包括的に交付金により支援する。</p> <p>① 脱炭素先行地域づくり事業への支援</p> <p>② 重点対策加速化事業への支援</p> <p>（2）民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援</p>			
支援内容	<p>（1）地域脱炭素移行・再エネ推進交付金</p> <p>① 脱炭素先行地域づくり事業</p> <p>再エネ設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業を対象</p> <p>② 重点対策加速化事業</p> <p>屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上など、脱炭素の基盤となる重点対策を複合的に実施する事業</p> <p>（2）特定地域脱炭素移行加速化交付金官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援</p>			

離島での実績	<p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金</p> <p>① 脱炭素先行地域づくり事業：(R5) 奥尻町、佐渡市</p> <p>② 重点対策加速化事業：(R5) 該当無し</p> <p>(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金：</p> <p>(R5) 該当無し</p>
備考	—
担当部署	環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課
連絡先	03-5521-8233
参照 HP	脱炭素地域づくり支援サイト： https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



【令和6年度予算額 42,520百万円 (35,000百万円) 環境省
【令和5年度補正予算額 13,500百万円】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に脱炭素に取り組む。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となつて、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・蓄エネ・省エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援

(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

民間裨益型自営線マイクログリッド等事業への支援

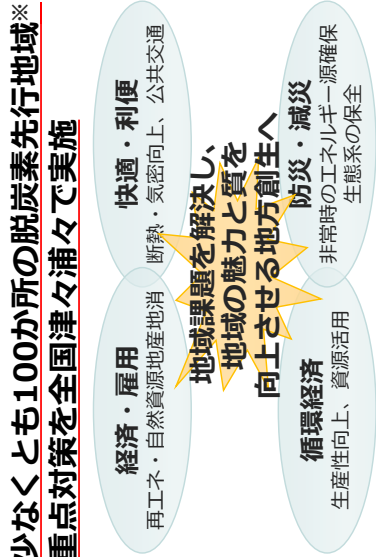
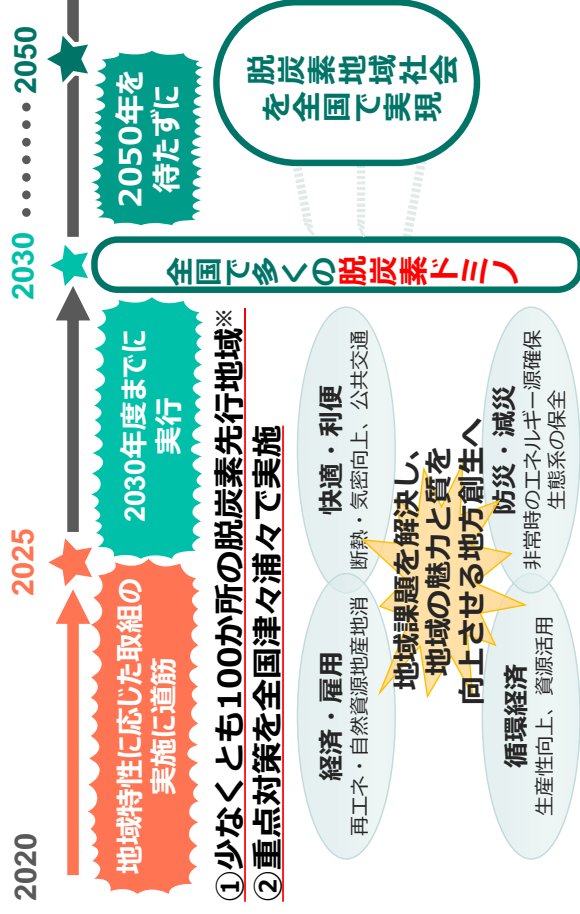
(3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1) (2) 交付金、(3) 委託費
- 交付対象・委託先 (1) (2) 地方公共団体等、(3) 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和4年度～令和12年度

4. 事業イメージ



※地域特性・地域課題等で類型化先進性・モデル性等を評価し、評価委員会を選定

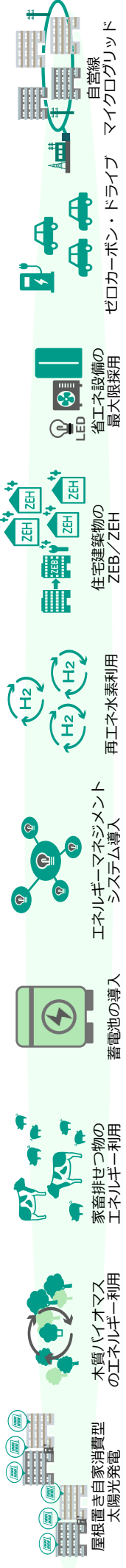
＜参考：(1) (2) 交付スキーム＞



お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素推進交付金 事業内容

脱炭素先行地域づくり事業		重点対策加速化事業	
事業区分	(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金	(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金 (GX)	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	
対象事業	<p>1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネパテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) 再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等 <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> 自営線、熱導管 蓄電池、充放電設備 再エネ由来水素関連設備 エネマネシステム 等 <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ZEB・ZEH、断熱改修 ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等) <p>2) 効果促進事業</p> <p>1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 ※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合同様に限る</p> <p>①⑤については、国の目標を上回る導入量、④については国の基準を上回る要件とする事業の場合、単独実施を可とする。</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド等事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3
事業期間	おおむね 5 年程度		
備考	<p>○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能)</p> <p>○交付金事業について、3年度目に中間評価を実施</p> <p>○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む</p>		



No.	⑧-12		R6 当初予算	1,450 百万円の内数
事業名	国立公園等資源整備事業費補助金 (国立公園等多言語解説等整備事業)		府省庁名	環境省
概要	<p>国立公園、国定公園、国民公園、世界自然遺産及び長距離自然歩道（以下「国立公園等」という）の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力が十分伝わらない。訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高めるため、これまでの観光庁多言語支援事業等の成果（英文解説文作成支援）を活用しつつ、国立公園等に設置された案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等について、ICT など先進的・高次元な技術も活用し、英語・中国語・韓国語等の多言語にて、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進する。</p>			
支援対象	地方公共団体、民間事業者等	補助率	2 / 3	
対象事業	<p>国立公園等区域内等（※）に設置される案内板・デジタルサイネージ、展示等において、ICT 等の先進的・高次元な技術を活用した多言語解説の媒体整備をおこなうもの（※誘客を促すものであれば、国立公園等区域のみならず、区域外に立地する駅、バスターミナル、道の駅、観光案内所等の公園等への拠点となる公共施設・空間等で実施するものも対象となりえる）。</p>			
支援内容	補助率 2 / 3			
離島での実績	島根県隠岐郡海士町（R2）、長崎県五島市（R2・R3）、香川県坂出市（R5）、鹿児島県屋久島町（R5）、鹿児島県知名町・和泊町（R5）			
備考				
担当部署	環境省 自然環境局 国立公園課			
連絡先	03-5521-8277			
参照 HP	https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html			

【背景・課題】

国立公園、国定公園等の自然体験拠点における案内板やビジターセンター・世界遺産センター等の展示物については、主に日本語での解説が多く、外国人旅行者に国立公園等の自然などの魅力などの魅力が十分伝わらない。また、国立公園では一定の英語解説文整備が進みつつあるものの、他の言語への対応は十分ではなく、また、国民公園、国定公園等においては多言語解説文整備が十分進んでいない。

訪日外国人利用者が多く見込める自然体験拠点における多言語化の効果を高め、施設・エリアの満足度の向上を図るには、国立公園、国定公園、国民公園等の自然体験拠点を中心としたエリア一帯で取り組みを進めることが必要。

【事業内容】

これまでの観光庁多言語事業の成果を活用しつつ、国立公園、国定公園、長距離自然歩道等に加え国民公園、世界自然遺産の案内板やビジターセンター等の展示物、その他各種関係コンテンツ等についてICTなども活用し、観光庁ガイドラインの下で作成した英語等の多言語の解説文を活用しながら、多言語整備にかかる設計から媒体化まで行い、外国人目線で分かりやすく魅力的な多様な解説整備をエリア一帯で促進。

- (1) 国立公園等における多言語解説案内板・展示物等の整備
- (2) モバイル媒体と連携したICT技術による多様な多言語解説等媒体化事業
- (3) 事業実施の効率化にかかる業務
- (4) 自治体・民間団体等による多言語整備への補助

【事業実施スキーム】

- <直轄> 環境省 → 民間事業者
 <補助> 環境省 → 中間執行団体
 → 地方公共団体、DMO、
 観光協会、民間事業者等
- 補助率：2 / 3

（令和6年度見直し内容）

- 国立公園等に対するHow To多言語解説整備のとりまとめ
- 国立公園等の多言語解説最適化モデル事業の実施
- 複数年計画を実施する場合の実施設計支援
- 世界自然遺産及び国民公園の多言語解説整備
- 国立公園指定に伴う多言語解説動画・展示等の作成
- 同時音声翻訳技術の国立公園への早期展開



No.	⑧-13	R6当初予算 R5補正予算	21.4億円の内数 —
事業名	国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）	府省庁名	環境省
概要	国立公園内の利用拠点滞在環境の上質化に資する整備等を行い、外国人訪問者の国立公園における体験滞在の満足度を向上させる事業		
支援対象	地方公共団体、協議会等、民間事業者等	補助率	1/2、2/3
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ○利用拠点計画策定 ○廃屋撤去 民間事業者の導入を前提とした廃屋の撤去 ○インバウンド機能向上 Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化 ○文化的まちなみ改善事業 地域文化が体験できるようなまちなみ改善に係る外観、外構修景等 ○既存施設観光資源化促進事業 施設の機能転換または強化のための内装及び設備整備 ○ワーケーション受入れ事業 ワーケーションの実施を前提とした内装及び設備整備 ○引き算の景観改善 景観改善のための無電柱化、通計伐採 ○自然景観地の核心地の上質化事業 公園内の核心地に位置する展望所・休憩所・山小屋など利用施設の改修 		
支援内容	自治体が作成する利用拠点計画等に基づく上記事業に対して支援		
離島での実績	—		
備考			
担当部署	環境省自然環境局国立公園課		
連絡先	03—5521—8279		
参照HP	https://www.env.go.jp/nature/np/ryokakuzei00/index.html		

【背景】

国立公園の利用拠点では、インバウンド対応や個人旅行など旅行ニーズの変化への対応が遅れ、廃屋化した建物が自然の魅力著しく妨げている。また、自然環境と地域独自の文化資産が相まった魅力を旅行者が体感できていない。

【課題・事業目的】

国立公園は、良好な自然環境、日本的な文化や人の営みの特徴など、旅行者を惹き付けるポテンシャルを有している。インバウンドの再開を踏まえ、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、インバウンドの本物の価値、体験型などの多様なニーズへ対応し、自然環境と地域独自の文化資産が相まった魅力を提供できる滞在環境整備を進めていくことが必要。そのため、利用拠点における計画に基づく景観改善事業等を引き続き推進する必要がある。



【事業内容】

I 利用拠点計画策定

地元自治体（都道府県、市町村）が主体となり、環境省や既存民間事業者等と協議して策定

II 事業

① 廃屋の撤去
民間事業者の導入を前提とした撤去

② インバウンド機能向上
Wi-Fi、多言語サイン、トイレ洋式化

③ まちなみの改善
地域文化が体感できるまちなみ改善

④ 既存施設の観光資源化

利用が停止又は利用機会が減少した施設のインバウンド受入環境整備を前提とした施設の機能転換または強化のための内装及び設備
(文化資源活用または体験・学習ツアーと連携して実施)

⑤ ワークーション受入事業支援

ワークーションの実施を前提とした内装及び設備整備
(体験・学習ツアーと連携して実施)

⑥ 引き算の景観改善

利用拠点の景観改善のための無電柱化、通景伐採及び駐車場舗装面の緑地化。

III 自然景観地の核心地の上質化事業

公園内の核心地に位置する展望所・休憩所などの利用施設の改修

【事業実施スキーム】

直轄事業（Ⅱ①のみ）、
補助事業（補助率：1/2、2/3（Ⅰ利用拠点整備改善計画を策定する場合））

【効果】

外国人旅行者の満足度向上、滞在時間、リピーター増加

< 継続 >

No.	⑧-14	R6 当初予算 R5 補正予算	100 百万円 400 百万円
事業名	特定外来生物防除等対策事業	府省庁名	環境省
概要	地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。		
支援対象	地方公共団体	補助率	1/2 以内又は定額
対象事業	<p>特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組む下記の事業について、交付金により支援を行う。</p> <p>(1) 特定外来生物防除事業（交付率 1/2 以内）</p> <p>(2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、上限 250 万円※）</p> <p>(3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、上限 250 万円※）</p> <p>※ただし、定額を超える事業費分は 1/2 以内。</p>		
支援内容	<p>(1) 特定外来生物の防除</p> <p>(2) 個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）</p> <p>※(1) 及び (2) について</p> <p>①都道府県・市町村が自ら行う防除事業</p> <p>②市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助</p> <p>(3) 外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき 外来種のリスト化に必要な調査・検討等</p>		
離島での実績	長崎県対馬市		
備考			
担当部署	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室		
連絡先	03-5521-8344		
参照 HP	https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/zaiseishien.html		



【令和6年度予算額】 100百万円
 【令和5年度補正予算額】 400百万円

環境省

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除等を支援します。

地方公共団体が取り組む特定外来生物の防除や、総合的な外来種対策を進めるための戦略の策定、外来種リスト等の策定に向けた調査・検討等について、交付金により支援し、特定外来生物の分布拡大の抑制や根絶、生態系等に係る被害の防止・低減を実現する。

1. 事業目的

2. 事業内容

令和4年5月に「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」の一部改正法が成立し、令和5年4月に施行された。これにより、都道府県は、我が国に定着した特定外来生物の被害防止措置を講ずることが、市町村はそれに努めることが責務となった。加えて、同法に基づき、国は地方公共団体における施策の支援に必要な措置を講ずることが責務となった。

同法に基づくこれらの責務規定を踏まえ、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に向けて、地方公共団体が主体的に取り組みむ下記の事業について、交付金により支援を行う。

- (1) 特定外来生物防除事業（交付率1/2以内）
- (2) 特定外来生物早期防除計画策定事業（定額、250万円※）
- (3) 外来種対策戦略検討等事業（定額、250万円※）

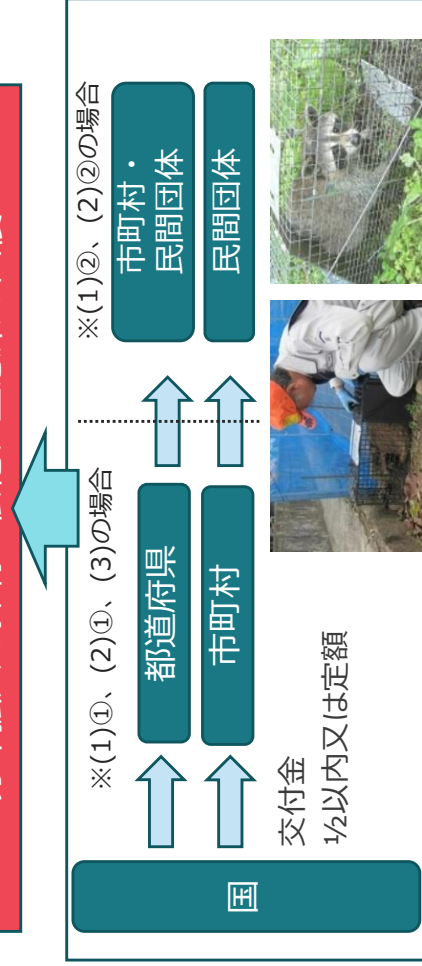
※ただし、定額を超える事業費分は1/2以内。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率は1/2以内又は定額）
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ

特定外来生物による被害の防止、
分布拡大の抑制・根絶、生態系の回復



- (1) 特定外来生物の防除
 - (2) 個別種の早期防除計画策定（調査、防除の実施等）
- ※（1）及び（2）について
- ① 都道府県・市町村が自ら行う防除事業
 - ② 市町村・民間団体が行う防除に対する都道府県補助、民間団体が行う防除に対する市町村の補助
- (3) 外来種対策全般の総合戦略策定、対策を行うべき外来種のリスト化に必要な調査・検討等

No.	⑧-15	R6 当初予算 R5 補正予算	8,235 百万円の内数 4,786 百万円の内数
事業名	自然公園等事業等	府省庁名	環境省
概要	国立公園等において、自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、自然との多様なふれあいを推進するための施設整備等を実施する。また、地方公共団体が実施する国立・国定公園等の整備事業等を支援する。		
支援対象	地方公共団体	補助率	1 / 2、45 / 100
対象事業	<p>①国立・国定公園整備 公園事業として実施する道路（車道、自転車道、歩道）、橋、広場、園地、避難小屋、休憩所、野営場、駐車場、栈橋、給水施設、排水施設、公衆便所、博物展示施設、植生復元施設、動物繁殖施設、砂防施設、防火施設、自然再生施設 等 ※国立公園においては、地方自治体が所有する公園利用施設の国際化対応、老朽化対策のための施設整備を対象とする。 ※国立公園整備については、動物繁殖施設は対象外</p> <p>②国立公園及び国定公園区域外の整備 ・長距離自然歩道整備計画に基づく施設、生態系維持回復事業計画に基づく施設 ・平成 18 年度までに着手している国指定鳥獣保護区における自然再生施設 ※国定公園等整備事業として実施</p> <p>③国立公園施設の長寿命化対策整備 個別施設ごとの長寿命化計画を策定し、地方公共団体が予防保全型管理を行う既存の国立公園施設（対象は上記①の国立公園整備に同じ）</p>		
支援内容	<p>○交付限度額 国立公園整備事業、長寿命化対策整備事業の場合 事業費の 1/2 国定公園等整備事業の場合 事業費の 45/100</p>		
離島での実績	北海道（焼尻島）、東京都（伊豆大島）、新潟県（佐渡島）、鹿児島県（屋久島）等		
備考			
担当部署	環境省自然環境局自然環境整備課		
連絡先	03-5521-8281		
参照 HP	https://www.env.go.jp/content/000125909.pdf		

【令和6年度予算額 8,235百万円 (8,235百万円)】
 【令和5年度補正予算額 4,786百万円】



国立公園等の優れた自然風景地の保護と安全で快適な利用の推進、中長期的な視点による施設管理を図ります。

- ① 国立公園等の保護及び利用上重要な事業の実施並びに国民公園等の施設の整備・維持管理の実施
- ② 国立公園等の利用環境の向上（外客等受入環境整備含）による地域経済回復及び国民生活向上への貢献
- ③ 自然公園等施設における炭素削減及び近年の気候変動による災害激甚化へ対応するための防災・減災対策
- ④ 国立公園等での自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生（ネイチャープロジェクト）
- ⑤ 施設の予防保全型管理水準の向上、中長期的な視点に立った効率的な施設管理の実施

1. 事業目的

2. 事業内容

政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のためには、国立公園等の優れた自然風景地等の保護と利用を図り、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供が必要。そのために、国立公園、国民公園等における施設整備や自然再生等の事業、長寿命化対策を実施し、国立・国定公園等において地方公共団体が行う施設整備等の事業について支援します。

- ・ 自然公園等の利用施設の整備、国が整備した施設等の維持管理
- ・ 国立公園での自然再生事業、生態系維持回復事業、国指定鳥獣保護区での保全事業（ネイチャープロジェクト）
- ・ 自然公園等施設における炭素削減等の気候変動、防災・減災対策（国土強靭化）
- ・ 国立・国定公園等で地方公共団体が実施する施設整備等の支援（交付金）
- ・ 自然環境等施設長寿命化対策に係る計画策定、改修工事
- ・ 国立公園で地方公共団体が実施する自然環境等施設長寿命化対策の支援

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業/交付金事業（国立公園50% 国立公園以外45%）
- 請負先・交付対象 請負事業：民間団体、交付金事業：地方自治体
- 実施期間 平成6年度～

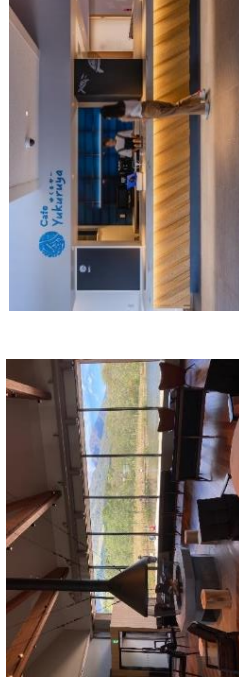
4. 事業イメージ

事例1：国立公園の保護及び利用上重要な施設の整備



ビジターセンター、
標識の整備

事例2：国立公園拠点施設整備による利用環境の向上



ビジターセンター
整備

事例3：国立公園施設の強靭化



歩道の整備

No.	⑧-16	R6 当初予算 R5 補正予算	0.9 億円 —
事業名	国立・国定公園の海域適正管理強化事業費	府省庁名	環境省
概要	地域の自然状況を熟知した地元の民間事業者等を活用し、官民一体となり海域地区の環境保全活動を推進する。		
支援対象	— (請負事業として実施)	補助率	—
対象事業	<p>○オニヒトデ等食害生物の駆除に関する業務 生態系被害をもたらす外来種等の防除を行うもの（例：オニヒトデ、シロレイシガイダマシ、アイゴ等）</p> <p>○保全対象生物のモニタリングに関する業務 保全対象となっている生物のモニタリングを行うもの。特に過去調査を実施していない期間が長いもの。（例：サンゴ、指定動植物等のモニタリング（海域におけるゴミ対策による変化等含む））</p> <p>○ウミガメ・海鳥繁殖地保全に関する業務 ウミガメの産卵地や、海鳥の繁殖地の保全のために必要な調査等を行うもの（例：ウミガメや海鳥のモニタリング（海域におけるゴミ対策による変化等含む））</p> <p>○利用の軋轢の解消に関する業務 協議会等の設置や現地調査等、利用の軋轢の解消に必要な調整等を行うもの（例：動物を観察するための船の接近による動物への影響や水上バイクと海水浴等利用エリアの重複による事故の発生等の可能性があるケース等への対策）</p> <p>○海域公園地区の区域表示管理に関する業務 海域公園地区の区域を明示するブイや看板等の設置に係る必要な調査等を行うもの。</p>		
支援内容	国立公園等において上記事業を地元民間事業者等を活用しながら実施		
離島での実績	令和5年度 天売島（北海道）、屋久島（鹿児島県）など		
備考			
担当部署	環境省自然環境局国立公園課		
連絡先	03—5521—8278		
参照HP			



【令和6年度予算額 87百万円 (87百万円)】

優れた管理体制の確立や効果的な管理手法の導入により、海域公園地区等の指定や適正管理を推進します。

当

国立・国立公園の海域のうち、サンゴ等の優れた景観を有する地区を指定する海域公園地区について、2030年度までに陸域と海域の30%以上を保全する国際・国内目標 (30by30目標) に適合する海域とするため、保護と利用の両立を目的とした優れた管理体制の確立や効果的な管理手法を導入して対策を行う。

1. 事業目的

2. 事業内容

<背景>

国立・国立公園の海域のうち、サンゴ、干潟、藻場、岩礁帯等の優れた景観を有する海域公園地区は地域の重要な観光資源になっているが、オニヒトデの大発生によるサンゴの被害等により生態系の破壊が進んでいる。

【事業概要】

国立・国立公園の海域等において、地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、官・民一体となり、地域の実情に応じた迅速で海域地区の環境保全活動を推進する。

【期待される効果】

生態系の維持回復のための総合的な取組により生物多様性保全、海域公園等の適正管理や利用者へのサービスの向上が図られる。

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／公園管理団体／非営利団体
- 実施期間 平成20年度～

4. 事業イメージ



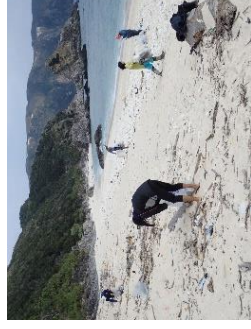
具体的な活動例



ウミガメの卵巣の保護方法の検討



サンゴ礁モニタリング (コドラート調査)



ウミガメ等海洋生態系保全 (海岸清掃)



オニヒトデ駆除